

平成24年第3回（9月）坂城町議会定例会会期日程

平成24年9月3日

日次	月 日	曜日	開議時刻	内 容
1	9月 3日	月	午前10時	○本会議 ・町長招集あいさつ ・議案上程 （一般会計決算案詳細説明） ・監査報告
2	9月 4日	火		○休 会 （一般質問通告午前11時まで）
3	9月 5日	水		○休 会
4	9月 6日	木		○休 会
5	9月 7日	金		○休 会
6	9月 8日	土		○休 会
7	9月 9日	日		○休 会
8	9月10日	月	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
9	9月11日	火	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問
10	9月12日	水	午前 8時30分	○本会議 ・一般質問 ・一般会計決算案総括質疑 委員会付託 ・特別会計決算案総括質疑 委員会付託
11	9月13日	木	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
12	9月14日	金	午前 9時30分	○委員会 ・総務産業、社会文教
13	9月15日	土		○休 会
14	9月16日	日		○休 会
15	9月17日	月		○休 会
16	9月18日	火		○休 会
17	9月19日	水	午前10時	○本会議 ・委員長報告 質疑 討論 採決 ・条例案、補正予算案等質疑 討論 採決

付議事件及び審議結果

9月3日上程

議案第35号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月 3日	同意
議案第36号	坂城町教育委員会委員の任命について	9月 3日	同意
議案第37号	坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について	9月 3日	同意
議案第38号	平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第39号	平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第40号	平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第41号	平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第42号	平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第43号	平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第44号	平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	9月19日	認定
議案第45号	坂城町税条例の一部を改正する条例について	9月19日	可決
議案第46号	坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について	9月19日	可決
議案第47号	平成24年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について	9月19日	可決
議案第48号	平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について	9月19日	可決
議案第49号	平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月19日	可決
議案第50号	平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について	9月19日	可決
議案第51号	平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について	9月19日	可決

議案第 5 2 号	平成 2 4 年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 9 日	可決
議案第 5 3 号	平成 2 4 年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について	9 月 1 9 日	可決

9 月 1 9 日上程

	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9 月 1 9 日	適任
	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	9 月 1 9 日	適任
発委第 5 号	新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書について	9 月 1 9 日	可決
発委第 6 号	義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について	9 月 1 9 日	可決
発委第 7 号	こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について	9 月 1 9 日	可決
発委第 8 号	篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書について	9 月 1 9 日	可決
発委第 9 号	家族従業者の働き分を認めるための所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書について	9 月 1 9 日	可決

平成24年第3回坂城町議会定例会

目 次

第1日 9月3日(月)

○議事日程	2
○会議録署名議員の指名	3
○会期の決定	3
○町長招集あいさつ	3
○議案第35号～議案第37号の上程、提案理由の説明、質疑、採決	11
○議案第38号～議案第53号の上程、提案理由の説明	14

第2日 9月10日(月)

○議事日程	48
○一般質問 窪田 英子 議員	48
塩野入 猛 議員	60
山崎 正志 議員	71
入日 時子 議員	83

第3日 9月11日(火)

○議事日程	96
○一般質問 塩入 弘文 議員	96
中嶋 登 議員	111
大森 茂彦 議員	124

第4日 9月12日(水)

○議事日程	140
○一般質問 吉川まゆみ 議員	140
塚田 正平 議員	150
西沢 悦子 議員	162
○一般会計決算案総括質疑、委員会付託	174
○特別会計決算案総括質疑、委員会付託	200

第5日 9月19日(水)

○議事日程	206
○請願・陳情採決	207
○議案第38号～議案第53号の質疑、討論、採決	208
○追加議案上程、提案理由の説明	242
○人権擁護委員の推薦、発委第5号～発委第9号の質疑、採決	247
○町長閉会あいさつ	248

平成24年第3回坂城町議会定例会会議録

1. 招集年月日 平成24年9月3日
2. 招集の場所 坂城町議会議場
3. 開 会 9月3日 午前10時00分
4. 応招議員 14名

1 番議員	塩 入 弘 文 君	8 番議員	入 日 時 子 君
2 〃	吉 川 まゆみ 君	9 〃	大 森 茂 彦 君
3 〃	西 沢 悦 子 君	10 〃	中 嶋 登 君
4 〃	塩野入 猛 君	11 〃	塚 田 忠 君
5 〃	窪 田 英 子 君	12 〃	池 田 弘 君
6 〃	塚 田 正 平 君	13 〃	柳 澤 澄 君
7 〃	山 崎 正 志 君	14 〃	宮 島 祐 夫 君
5. 不応招議員 なし
6. 出席議員 14名
7. 欠席議員 なし
8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町 長	山 村 弘 君
副 町 長	宮 下 和 久 君
教 育 長	宮 崎 義 也 君
会 計 管 理 者	春 日 英 次 君
総 務 課 長	田 中 一 夫 君
企 画 政 策 課 長	荒 川 正 朋 君
まちづくり推進室長	青 木 知 之 君
住 民 環 境 課 長	小 奈 千 秋 君
福 祉 健 康 課 長	塚 田 郁 夫 君
子 育 て 推 進 室 長	天 田 民 男 君
産 業 振 興 課 長	塚 田 陽 一 君
建 設 課 長	青 木 昌 也 君
教 育 文 化 課 長	柳 澤 博 君
収 納 対 策 推 進 幹	宮 下 和 久 君
総 務 課 長 補 佐	大 井 裕 君
総 務 係 長	臼 井 洋 一 君
総 務 課 長 補 佐	白 井 洋 一 君
財 政 係 長	中 村 淳 君
企 画 政 策 課 長 補 佐	中 村 淳 君
企 画 調 整 係 長	大 橋 房 夫 君
代 表 監 査 委 員	大 橋 房 夫 君
9. 職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長	塩 澤 健 一 君
議 会 書 記	小 宮 山 和 美 君

10. 議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名について
- 第 2 会期の決定について
- 第 3 町長招集あいさつ
- 第 4 諸報告
- 第 5 議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 6 議案第36号 坂城町教育委員会委員の任命について
- 第 7 議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 8 議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第10 議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第11 議案第41号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第12 議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第13 議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 議案第45号 坂城町税条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第46号 坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について
- 第17 議案第47号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について
- 第18 議案第48号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第49号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第50号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 第21 議案第51号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第22 議案第52号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第23 議案第53号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）に
ついて

11. 本日の会議に付した事件

10. 議事日程のとおり

12. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回坂城町議会定例会を開会いたします。

なお、会議に入る前にカメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

直ちに本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は理事者を初め各課等の長であります。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「会議録署名議員の指名について」

議長（宮島君） 会議規則第120条の規定により、11番 塚田忠君、12番 池田弘君、13番 柳澤澄君を会議録署名議員に指名をいたします。

◎日程第2「会期の決定について」

議長（宮島君） お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの17日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から9月19日までの17日間とすることに決定をいたしました。

なお、一般質問の通告は明日4日、午前11時までといたします。質問時間は答弁を含め一人1時間以内とし、発言順位はさきの全員協議会において決定しております。

また、今議会の一般質問の開議時刻は議会運営委員会の決定により、午前8時30分といたします。

◎日程第3「町長招集あいさつ」

議長（宮島君） 町長から招集のあいさつがあります。

町長（山村君） 皆さんおはようございます。

本日ここに、平成24年第3回坂城町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては全員のご出席を賜りまして、開会できますことを心より御礼申し上げます。

さて、先月の10日、午後参議院本会議で、社会保障と税の一体改革関連法案が可決、成立いたしました。その日の午前中、当地出身の羽田雄一郎国土交通大臣に対しまして、坂城更埴バイパスを初め、地域公共交通におけるバリアフリー化の促進、これは主に、坂城駅のエレベーターを設置するというごさいますが、等を初め、坂城町にかかわる諸案件について早期の追加予算づけ、事業促進を私と宮島議長さん、塚田地域交通網対策特別委員長さんと3人をお願いをしましてまいりました。坂城町の交通網の整備が早期に完成することを期待いたします。

さて、日本の国会では衆議院の解散の駆け引きをめぐり、まだまだ政治的混乱が続き今後の政局の進展には予断を許さない状況が続いておりますが、羽田国土交通大臣には地域インフラの早期整備化に期待をしております。

一方、世界に目を向けますと、ギリシャに端を発した欧州債務危機と、これに伴う金融危機は、欧州を主要な輸出市場とする中国の成長を減速させるなど、世界経済に大きな影響を与えております。7月に公表されたIMFの世界経済見通しにおいても、中国、インドなど新興国の本年の成長率見通しの引き下げが行われており、ユーロ圏の危機解決への実効性のある対策を期待するものであります。

また、アメリカにおいても、大統領選挙を控える中、年明けの「財政の崖」フィスカル・クリフと呼ばれる減税の失効及び歳出の自動削減が、同時に重なる財政支出の急減が世界経済に与える影響が懸念されており、大統領選挙後のアメリカの政府・議会の財政問題への対応については、引き続き注視し、慎重に見きわめる必要があると考えております。

日本国内の状況につきましては、内閣府による8月の「月例経済報告」によりますと、「景気は、このところ一部に弱い動きが見られるものの、復興需要等を背景として、緩やかに回復しつつある。」とされ、先行きについては、当面、世界景気減速の影響を受けるものの、復興需要等を背景に、景気回復の動きが続くと期待されております。ただし、欧州債務危機をめぐる不確実性が依然として高い中で、世界景気のさらなる下振れや金融資本市場の変動が、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、電力供給の制約、デフレの影響等にも注意が必要であるとしております。

また、日本銀行松本支店が7月に発表しました「長野県の金融経済動向」によりますと、総論として「長野県経済は、緩やかに持ち直している」とし、公共投資の減少、住宅投資の下げどまり、輸出は緩やかに持ち直していると見ております。

町内企業の動向につきましては、町内の重立った企業からの7月のアンケート結果から申し

上げますと、生産量では3カ月前の見込みどおりプラスという生産状況が続いております。

3カ月後の見込みにつきましては、減少を見込む企業が増加しており円高による景気の先行き不安や欧州債務危機をめぐる不確実性等による海外経済に対する不安からマイナスの生産量としている状況であります。

売り上げにつきましては、3カ月前の見込みでは微増を予想しておりましたが、約10%の増加と見込みを上回っております。

3カ月後の見込みにつきましては、生産量と同様の要素からマイナスと、厳しい見込みをしている企業が多いという状況であります。

今後につきましても、さまざまな情報を収集し、この企業経済状況調査も一つの情報ベースとしながら、商工行政に反映してまいりたいと考えております。

具体的な施策といたしましては、次世代の経営者の育成や今後の事業の連携や新たな知識の習得、交流のため、昨年度から商工会を中心にして毎月開催しております「経営革新塾」、テクノセンターを主体として定期的で開催している「経営フォーラム」、さらに、県の元気づくり支援事業を活用し事業を進めている「坂城敬学会」が主催する、11月15日開催の「一橋大学名誉教授 野中郁次郎氏の講演「モノづくりからコトづくりへ」に協力するなど、町としても商工業に携わる皆さんを支援してまいります。

さて、ここで大変うれしい報告がございます。

先月8月24日、25日に神奈川県で開催された、日本陸上競技連盟主催の第28回全国小学生陸上競技交流大会におきまして、村上小学校の田村純菜さんが長野県代表として5年女子の100mに出場し、13秒37の大会新記録で優勝しました。これは、大会記録を20年ぶりに塗りかえる記録であります。家族や指導者の皆さんのご支援に支えられ本人のたゆまぬ努力の結果ですが、まだまだ小学校5年生でございますのでさらなる努力と今後の活躍に期待するところであります。

次に、9月議会は決算議会であります。平成23年度の決算状況について申し上げます。

歳入につきましては、長引く経済不況の影響による設備投資の抑制などにより、固定資産税の現年課税分について、主に償却資産分が減額となり前年度対比マイナス3.5%となったものの、町民税につきましては、個人、法人とも前年度を上回り、回復の傾向が見てとれる状況となっており、町税全体では、前年比プラス0.7%、1,590万円の増額となりました。

財源不足を補う地方交付税につきましては、基準財政収入額が減額算定となったことによる交付基準額の増加や、震災にかかわる特別交付などにより普通交付税、特別交付税合わせてプラス10%、1億2,100万円ほどの増額となっております。

基準財政収入額と基準財政需要額を用いて算出される財政力指数につきましては、3カ年平均で0.667となっており、県下市町村中6番目、町村の中では軽井沢町、南相木村に次い

で第3位となっております。

国庫支出金につきましては、子ども手当や障害者自立支援給付にかかわる負担金が増額となりましたが、経済対策、地域活性化関連の交付金がなくなったことなどにより、マイナス12.1%となり、歳入全体では前年度対比マイナス0.8%となる61億2,100万円となりました。

一方、歳出につきましては、子ども手当や、障害者自立支援給付等が増額となったことから扶助費が前年対比プラス6.6%となりました。

普通建設事業費につきましては、第3分団の消防団詰所の建設や鼠公民館への建設補助等を実施いたしました。道路改良事業費が減額となったことなどから前年対比マイナス4.3%となっており、人件費についてもマイナス3.0%と減少したことから、歳出全体では、前年度対比マイナス0.8%の60億2,400万円という決算になった次第であります。

また、平成23年度決算を受けての財政健全化法による財政指標につきましては、赤字の割合を示す、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、一般会計及びすべての特別会計とも黒字であります。

起債発行時の制限の基準となります実質公債費比率につきましては、前年対比マイナス0.9ポイントとなる15.9%、公債費等の将来負担の重さをあらわす将来負担比率についてもマイナス23.3ポイントとなる50.6%と改善しており、いずれの指標につきましても健全と言える状況にあります。引き続き将来にわたる負担の軽減、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、私が、町長に就任した際、「今日からスタート」をキーワードに各課の枠を超え、目標の実現に向けた取り組みを進めている「チャレンジSAKAKI」も、1年が経過しようとしております。

この1年間の代表的な成果として、この4月から町税、下水道使用料のコンビニ収納を開始し、軽自動車税を中心に金融機関の営業時間外の土曜日、日曜日、夜間の利用が数多くありました。また、これまでのごみ指定袋の販売所に加え、町内の小売店での販売を今年4月から開始し、販売店舗の拡大を進めてまいりました。同じく、今年から18歳未満の子供がいる世帯に「子育て家庭優待パスポート」事業に参加し、現在20店舗が登録しております。

地域のブランド商品では、樫のたるで醸成された「ねずみ大根焼酎」の販売を始めました。さらに、役場の玄関入り口に新たに案内板を設置いたしました。会議室への案内を電子化し、案内板と一体化した坂城町独自の案内板になりました。このほかにもたくさんの事業が実施され、いずれも住民の皆様の利便性が向上し、住民の方々にも好評をいただいております。この「チャレンジSAKAKI」も2年目に向かいます。「今日からスタート」を合い言葉にさらなるパワーアップを図ります。現在事業として取り組んでいるテーマにつきましても新しい目

線・新しい意識を持って、新たなステージへ取り組んでまいりたいと考えております。

高齢者の皆さんや障害をお持ちの皆さんが、しなの鉄道坂城駅を利用する際の円滑な移動を図るとともに利用環境を向上させるため、エレベーターの設置に向けて事務を進めております。現在の状況を申し上げますと、しなの鉄道に委託をしました「概略設計」が7月に完了し、設計の内容について報告を受けたところであります。

また、「詳細設計」につきましては、利用者数等の要件から国庫補助事業の採択は難しい状況にありましたが、今年度の追加事業として事業採択を受けることが決定いたしました。つきましては、この「詳細設計」にかかわる負担金を本議会に補正予算として計上いたしました。

8月12日及び17日と続けて、坂城町がいわゆるゲリラ豪雨に見舞われました。千曲川の東側地域を中心に、道路側溝や水路からあふれた水により、各所で浸水被害が発生し、応急的に土のう積みや水中ポンプにより対応を図ったところであります。災害対応にご協力いただいた皆様には、お礼を申し上げますとともに、被害に遭われました方々には、お見舞いを申し上げます。

これからの台風シーズンを迎え、町では今回の豪雨により河川に土砂が堆積し、危険となった箇所「しゅんせつ」を行い、規模の小さな改修箇所については、速やかに対応いたしました。また、水路のふちのかさ上げ改修工事等については、今回の補正予算に計上いたしました。

また、国道18号での対策といたしまして、国道事務所による、一部、路面改良工事を実施するとともに、道路側溝や横断暗渠等の改良についても、国道事務所など関係機関と対策等について現在協議を進めております。

住民の皆様におかれましても、自宅付近の水路やご自分の耕作地で利用している用水に設けた取水口が流れの妨げとなり、周辺の浸水災害となる場合もありますので、適正な管理をお願いいたします。

さて、ワイナリー形成事業につきましては、導入品種の選定を行うために必要な試験圃場として四ツ屋区の上沖土地改良区受益地内に2カ所を確保し、看板の設置や、地権者と農業支援センターとの間で利用権設定の契約を締結いたしました。

試験圃場の管理及び整備を行う担い手につきましては、申し込み締め切り時点で3名の応募があり、今後、面接等の選考により担い手を決め、秋以降の苗木の定植に向け、圃場の整備を行ってまいります。

今年度、町振興公社で予定している巨峰を原材料としたワインの委託醸造につきましては、11月頃に、巨峰ワインのヌーボーをお楽しみいただけるよう進めるとともに、来年度にかけてスパークリングワインの醸造委託もあわせて行ってまいります。

今回委託醸造を行う、坂城産の巨峰を使ったヌーボーやスパークリングワインは、女性を初め日ごろワインを飲む機会が少ない方にも大変飲みやすく、食前酒だけでなく料理と一緒に楽

しんでいただけるワインにしていまいりたいと思っております。

次に、総合的な「松くい虫」防除対策の一環として、6月19日にヘリコプターにより県の特別防除実施基準に基づく空中防除を実施いたしました。実施に当たり、住民の皆さんの健康に対する配慮として、リスクコミュニケーションの強化を図り、住民説明会の開催や「申出書」による事前調査を行うとともに、気中薬剤濃度、河川の水中薬剤濃度、ミラーコート紙による飛散確認調査を行い、すべての調査において不検出という結果が出ました。また、保健センターに設置した健康相談窓口への相談者もなく、緊急時の医療体制としてお願いいたしました千曲中央病院、寿光会上山田病院、両病院とも受診された方はなく、さらに農作物、養蜂に関する被害の連絡もございませんでした。これらの状況から今回の空中防除に対する安全性が確認されたと考えております。

今後も、松くい虫防除対策につきましては、住民の皆さんの健康を第一に考え、私たちの大切な財産である松林を守るため、伐倒駆除、空中散布等複合的な防除対策に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、学校施設の耐震化事業につきましては、現在、村上小学校の耐震・改修事業に取り組んでおります。教室を移動しながらの工事計画ですので、学校職員、PTAの皆さんにもご協力をいただき、荷物の移動を行っていただいております。村上小学校の耐震化が終わりますと、当町の耐震化率は、前年度比10ポイント上昇して75%となり、大幅に改善されます。

南条小学校の建設につきましては、宮島議長さんを委員長とする南条小学校建設検討委員会の第2回目を8月17日に開催し、現在の南条小学校の検討課題の把握として、現場の確認を行うとともに、同規模の学校で、最近改築をした長野市内の小学校を視察いたしました。今後、改築に向けて新校舎の建設位置、校舎の規模、校舎レイアウトなど、検討を進めていきたいと考えております。

中国上海市嘉定区との教育交流では、7月27日から30日まで町内3小学校13名の児童が実験小学校などを訪問し、子供たちとの交流やホームステイを通して中国の歴史や文化に触れ友好を深めるとともに、国際感覚を養うことができたと評価しております。

この訪中には私も同行し、上海市復旦大学日本研究センターをもあわせて訪問し交流を深めてきたところであります。

なお、9月下旬には、実験小学校から児童十数名が坂城町を訪れ、教育・文化交流事業を計画しているところであります。友好の輪が一層広げられればと期待しております。

また、もう一つの国際交流事業として、8月6日に、和平キャンプ場で町内の小中学生24名が参加し、坂城中学校の英語講師など5人の外国人と交流事業を行いました。

小学校において外国語活動が必修化となったことから、本年度から小学生にも参加範囲を広げたところです。集まった児童・生徒は、積極的に外国人とのコミュニケーションをとり、外

国の文化や言語を理解しながら、外国の興味や関心が持てる事業となりました。

8月15日開催の第57回成人式には、130名の新成人の出席があり、式典と成人祭が行われました。新成人代表からは、「これまで支えてくれた人たちへの感謝」、そして「成人として自分を律すること」や「後悔しないように挑戦していきたい」との思いの発表もあり、頼もしく思えたところです。それぞれの目標に向かい、今後大いに活躍されることを期待したいと思います。

また、8月4日「さかきどんどん」の場におきまして、坂城町を広く宣伝していただくために当町出身の画家「小松美羽」さんを「坂城町特命大使」に委嘱いたしました。小松さんは常に「ふるさと坂城」に思いをはせながら作品の制作に当たっておられます。坂城町で実施する行事への協力や文化・観光の宣伝など町のイメージを高めていってくれるための活動を種々お願いしてまいります。

さて、スマートコミュニティ構想事業につきましては、8月31日に報道発表をいたしました。信州大学と連携してのスマートグリッドの共同研究につきましては、テクノさかき工業団地の2社にご協力いただき実証実験が始まります。この結果をもとに、さらに拡大した取り組みができればと期待しているところであります。

7月31日に「災害時の応急措置に関する協定」を坂城町建設業協会を中心に町内18社が新たに組織した坂城町建設業災害防止協会と締結いたしました。

これは「坂城町地域防災計画」に基づきまして、風水害や地震時などに道水路、橋梁、河川に被害が発生した場合、建設業者などの皆様の協力を得て行う路上障害物の除去などの応急対策がスムーズに行えるよう協定を締結したものであります。

今まで、災害時に個々の業者をお願いしていたものが「坂城町建設業災害防止協会」に参加された18社の皆さんが一丸となって対応していただけるようになりました。

この協定により、ますます坂城町の「安心・安全」に貢献していただけるものと考えます。

今週7日、金曜日ですが、に開催されます「テクノさかき工業団地まつり」は今回で19回目を迎えます。

工業団地内企業の福利厚生事業の一環として行われてきたお祭りも、コンサートや花火大会など大勢の皆さんに好評をいただき「地元のお祭り」として地域にも定着してまいりました。

今年は南条小学校金管バンドの子供たちが、団地組合の企業の皆様から楽器のプレゼントをいただいたお礼として、開会式において団地組合の企業の皆さんへの感謝の気持ちを込めた演奏も予定しております。

多くの町民の皆様にお出かけいただきお祭りを楽しんでいただければと思っております。

福祉施策について申し上げます。

町では、増え続ける国民健康保険の医療費の抑制を図り、安定した医療保険制度を目指す

ともに、何よりも町民の皆さんの健康を守るために「特定健康診査」を実施しております。

受診率の目標を65%と定め、今年度はその目標年度ということで、さまざまな機会をとらえて受診の呼びかけを行い、また「広報さかき」でも目標達成までの人数をお知らせするなどして、受診率の向上に努めているところでありますが、7月末になりまして、現在の受診者数は1,021人、受診率はまだ31.8%であります。

前年同期と比べまして1.4ポイント増加はしているものの、目標達成にはまだまだ大きな力が必要でありますので、町といたしましても引き続き努力と工夫をしております。

また、10月に更新されます国民健康保険の保険証の更新につきましては、加入者の皆さんの利便性の向上を図るため、これまで世帯で1枚の保険証を一人1枚のカード化とするための準備を進めております。この9月下旬には加入者の皆さんのお手元に、新しい保険証をお届けすることになります。

さて、9月17日の敬老の日を迎えるに当たりまして、町でも高齢者の方の長寿を祝福し敬老の意を表すために、この9月8日に米寿、白寿、100歳以上の方々に敬老訪問事業を実施いたします。

今年度から年齢を見直し、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種への補助制度などを設けるなど、高齢者の皆様の健康増進事業を充実いたしました。

この肺炎球菌ワクチン接種につきましては、高齢者の方ご自身の疾病予防のため予想以上に接種される方が多いため、本議会に補正予算を計上いたしました。

今年の敬老祝事業の対象者は、88歳の米寿の方が87名、99歳の白寿の方が4名、100歳以上の方が13名で、今年の対象者は全体で104名であります。

また、最高齢の方は明治40年生まれの男性の方で、この8月に105歳になりました。

下水道事業につきましては、現在、南条地区の横尾団地周辺の町横尾・泉区内の工事を引き続き実施するとともに、村上地区では村上小学校周辺の工事が完了しましたので、出浦沢地区周辺地域の工事を予定しております。

長年の懸案でありました小網地区の上水道につきましては、今年度から3カ年の計画で整備を実施いたします。初年度であります今年度につきましては、上田市に近い区域の13戸について10月から工事に着手をする予定であります。

町総合防災訓練が8月26日、村上小学校において開催されました。参加していただいた皆様には、大変暑い中、ご参加いただきまことにありがとうございました。

大勢の住民の方々に体験、参加いただける訓練、さらに町と「災害時の応急措置に関する協定」を締結した、坂城町建設業災害防止協会の皆様にも土のうづくりや土のう搬送などの水防訓練に初めて参加していただきました。

また、消防団の火災想定訓練、消防本部による高所救出訓練では、日ごろの訓練の成果を大

いに発揮していただきました。

なお、8月30日から9月5日までの間、防災週間として防災に関する各種行事が全国的に実施されています。

災害の未然防止または被害の軽減を図るためには、地域住民の皆様において、日ごろから災害に対する備え、災害時における自主防災会等の防災活動が重要なものになってきていると思います。いつ起こるかわからない、恐ろしい災害に備えるため、家庭と地域、行政の連携のもと、防災意識の高揚と防災対策の徹底に万全を期してまいりたいと考えております。

今議会に審議をお願いする案件は、人事案件3件、条例の改正が2件、一般会計・特別会計の23年度決算の認定が7件、一般会計・特別会計の補正予算7件計19件でございます。よろしくご審議を賜り、ご決定いただきますようお願い申し上げます。招集のごあいさつとさせていただきます。以上でございます。ありがとうございました。

◎日程第4「諸報告」

議長（宮島君） 監査委員から月例現金出納検査報告書が提出されております。お手元に配付のとおりであります。

また、地方自治法第243条3第2項の規定により、株式会社坂城町振興公社に係る平成24年3月31日現在の経営状況報告書の提出がありました。

また、本日にまでに受理した請願及び陳情はお手元に配付のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

議長（宮島君） 日程第5「議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について」から日程第7「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」まで3件を一括議題として、議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第35号から第37号につきまして一括してご説明申し上げます。

まず、「議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について」提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、9月31日をもって青木典子委員の任期が満了するに当たり、引き続いて地域の信望も厚く、広く社会教育活動を実践されている同氏を再任いたしたく、議会の同

意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間でございます。

次に、「議案第36号 坂城町教育委員会委員の任命について」理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、平成16年4月1日、就任以来8年6カ月にわたりまして、町の教育行政にご尽力いただき、多大な業績を残されました教育委員長職務代理者の池田睦夫氏がこのたび任期満了に伴い、退職されることになりました。今日までのご苦勞、ご業績に対し、心から感謝申し上げる次第でございます。その後任といたしまして、地域の信望も厚く教育に大変な熱意を持ち、キャリアコンサルティング技能士などの資格を生かし、学生企業の社員等のキャリアカウンセリングの講師としてご活躍されている竹内正美氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、任期は平成24年10月1日から平成28年9月30日までの4年間でございます。

続きまして、「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」ご説明申し上げます。

本案につきましては、9月30日をもって小熊友和委員の3年間の任期が満了するに当たり、引き続いて地域の信望が厚く、経験も豊かな同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間でございます。

以上3件の人事案件でございますが、よろしくご審議の上、ご同意を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

議長（宮島君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、議案調査のため10分間休憩をいたします。

(休憩 午前10時38分～再開 午前10時48分)

議長（宮島君） 再開いたします。

◎日程第5「議案第35号 坂城町教育委員会委員の任命について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第6「議案第36号 坂城町教育委員会委員の任命について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

6番（塚田君） 今度新しく教育委員に竹内正美氏を任命するということですが、若干質問をさせていただきます。

教育委員については、今まで教育関係者が一定の部分を占めていたと、そういう経験者が。それと地域的な、そういう割り振りといいますか、そういう地域的なものがあつたと思うんですが、今回、この竹内さんは村上ということでございます。

それと、竹内さんがまだ非常にお若いという中で、どのような教育行政を期待されて任命されたか。また、この経歴の中で、サポートオフィスアンと言われますが、この代表、どういう会社か、組織か、その内容をお聞きしたいと思います。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 教育委員の任命に関しまして、竹内さんにつきましてご説明してまいります。

一つとしまして、地域的なバランス等々、それからどのような視点でというところでありませうけれども、教育委員の任命につきましては、少なくともお一人につきましては、保護者の代表が入らなければいけないというような状況となっております。保護者と言いますと、20歳未満というような状況の保護者というような状況になりますので、比較的年齢的には若い方を想定をしていかなければいけないというような状況で、任命要件がございます。

それから、地域的な割り振りというような部分でございますけれども、そのような視点で保護者の代表につきましては、全町的な部分でご選任をしていくという考え方、そして各小学校区、南条小、坂城小、村上小の3小学校区がありますので、それらにつきましては配慮して適任の方をお願いをしたいという考え方で、今回の案という状況でございます。

それから、教育関係者が主だったというような状況でございますけれども、竹内さんにつきましては、これまでの企業の中でも採用ですとか、教育管理、社員教育というような部分で行っている状況があります。それから各大学等におかれましても、研修講師としてというような活動を行っているというような状況がございます。そのようなところでのご選任の要件となっている状況でございます。

それから、サポートオフィスアンという部分でございますけれども、同氏につきましては、キャリアコンサルティング技能士という資格を保有していらっしゃるところであります。就職の希望者の価値観ですとか、経験に応じまして、個別に相談に応じるキャリアカウンセリングというようなところの活動、あるいは企業ですとか、団体におきますコーチングの研修などを行う事業所の運営を行っているという活動状況となっております。以上です。

6番（塚田君） 大体理解できるんですが、バランス的な問題、例えば、校区、南条小学校区と、こういう場合に、今後はそれぞれの行事等があるわけですがけれども、そういう中でね、本当にその地域の出身ということは、そのときの行事等のあいさつ等も含めましてね、また、そういうことが非常に大きなウエートを占めると、影響があるというふうに特に思うんですよ、教育の場合は。そういう点で、ただいまの答弁にもありましたけれどもね、これは保護者だからということね、じゃあ保護者で南条校区でいなかったんかと、その辺を1点お聞きしたいと。

そして、教育関係からの出身者が割と少なくなってきたら。これは人事的な問題も含めましてね、やっぱり、その分野での経験がなければ、なかなか難しいところがあると思うんですが、その辺の2点について、もう一度お願いします。

教育文化課長（柳澤君） 1点目の地域に根差したというような部分、南条というようなお話もあったところでございます。南条小学校につきましては、南条地区、中之条地区というような状況の中で、これまでも青木委員さんにご尽力をいただいているというような状況の中で、その部分につきましては、引き続いて青木委員さんをお願いをしていきたいという部分、それから、南条、中之条で保護者代表を選ぶというよりは、保護者の代表としてお迎えするにはやはり全町的な部分で考えていった方がよいのではないかとこのところ、今回、竹内さんのお名前を挙げたというような状況となっているところであります。

それから、教育関係者というようなところが少ないのではないかとこの部分でありますけれども、保護者という部分、やはりPTA、あるいは家庭教育というところで、実践をされている真ただ中にいらっしゃるといようなことを考えるというところ、一つ必要なところ、このように考えるところで、今回の人選とさせていただいた状況となっております。以上です。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

◎日程第7「議案第37号 坂城町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）同意」

議長（宮島君） 日程第8「議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」から日程第23「議案第53号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」まで16件を一括議題とし、提案理由の説明まで行います。

職員に議案を朗読させます。

（議会事務局長朗読）

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明を求めます。

町長（山村君） それでは、議案第38号から議案第53号まで、順次ご説明申し上げます。

まず、「議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入総額61億2,089万4千円、歳出総額60億2,436万6千円、歳入歳出差額は9,652万8千円となりました。実質収支額につきましては、歳入歳出差引額から都市計画道路坂都1号線事業、町道A01号線道路改良事業などにかかわる平成24年度への繰越事業の充当財源として1,303万9千円を除いた8,348万9千円であります。この実質収支額から5千万円を財政調整基金に繰り入れた残額の3,348万9千円が、平成24年度への繰越金でございます。

す。

歳入の主な内容についてですが、まず町民税につきましては、長引く経済不況や円高が続く中、緩やかながら回復の傾向となっており、個人町民税が前年度対比で2.6%の増、法人町民税は15.4%の増となっております。

一方で、固定資産税については、主に償却資産分について減額となり3.2%の減、町税全体では24億1,500万円で前年度対比プラス0.7%、約1,600万円の増と、昨年度並みの収入を確保いたしたところであります。

地方交付税につきましては、算定の基礎となる基準財政収入額が税収について減額算定がなされたことなどから、交付基準額が増加し、普通交付税、特別交付税合わせて、前年度対比10%、約1億2,100万円の増額となったところであります。

そのほか、国庫支出金につきましては、子ども手当や障害者自立支援給付にかかわる負担金などが増加した一方、地域活性化住民生活に光を注ぐ交付金等、経済対策関連の交付金が減少したことなどから、前年度対比では5,600万円減の4億9千万円の歳入となりました。

また、繰入金につきましては、小学校耐震化事業にかかわる文教施設整備基金や温泉の源泉タンクの改修工事等にかかわる、びんぐし湯さん館施設整備等基金など、必要な繰り入れを行いましたが、前年度対比約1,500万円の減となりました。

歳入全体では、前年度対比マイナス0.8%、金額で5,200万円の減となった状況でございます。

次に、歳出でございますが、性質別に申しますと、投資的経費については、継続事業のA01号線及び坂都1号線事業のほか、小学校耐震化事業や消防団第3分団詰所の建設、文化センター体育館のバリアフリー化工事、鼠公民館への建設補助などを実施し、普通建設事業費全体で3億7,700万円の歳出となりました。

義務的経費につきましては、扶助費が障害者の介護、訓練等給付や子ども手当等の増加により6.6%の増額となった一方で、人件費については3%の減額となりました。

その他経費について、葛尾組合への負担金の減額などにより補助費等が6.2%の減、基金への積立金が11.1%の減となりました。

歳出全体では、マイナス0.8%、金額で4,600万円ほどの減額となったところでございます。

詳細につきましては、決算書の事項別明細書及びお手元にお配りいたしました、主要施策の成果及び実績報告書のとおりでございます。またその内容につきましては、後ほど、担当課長からご説明いたします。

次に、「議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成23年度有線放送電話特別会計歳入歳出決算は、歳入総額4,256万7千円、歳出総額4,121万6千円、歳入歳出差し引き残額は135万1千円、このうち70万円を設備基金に積み立て、残りの65万1千円を平成24年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主なものといたしましては、有線放送電話使用料3,639万9千円、各種事務手数料及び広告放送料等81万1千円、工事費負担金46万3千円でございます。

歳出の主なものは、設備基金積立金1,801万2千円、電力柱等共架料及び電柱敷地等借上料284万7千円、支障移転工事費169万6千円でございます。

次に、「議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成23年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額16億7,376万3千円、歳出総額16億4,791万9千円、歳入歳出差引残額は2,584万4千円、このうち1千万円を国民健康保険基金に積み立て、残りの1,584万4千円を平成24年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、国民健康保険税3億7,503万円、国庫支出金3億4,987万9千円、療養給付費交付金1億5,763万5千円、前期高齢者交付金4億8,377万4千円、共同事業交付金1億6,575万8千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費11億6,991万4千円、後期高齢者支援金等1億9,434万9千円、共同事業拠出金1億6,482万9千円でございます。

平成23年度の医療費の状況といたしましては、前年度と比較して全体で7.9%の増となっております。制度別の医療費の内訳は、一般被保険者分で5%の増、また退職被保険者分は団塊の世代の加入者増加に伴い、32.1%の大幅な増となっております。

また、後期高齢者支援金等は前年度対比9.8%の増、共同事業拠出金につきましては6.4%の増という状況でございます。

次に、「議案第41号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」でございます。

平成23年度同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算は、歳入総額444万円、歳出総額429万7千円、歳入歳出差引残額は14万3千円で、全額を平成24年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内容といたしましては、貸付金元利収入430万円、繰越金14万円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、元利償還金333万5千円、一般会計繰出金94万8千円でございます。

続きまして、「議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

について」でございます。

公共下水道事業の進捗は、積極的な事業区域拡大により平成23年度末の時点で、供用面積は400haに達し、下水道普及率では約68%となっております。これに対する水洗化率は約65%で、6,964人、129事業所にご利用いただいております。

さて、平成23年度の決算につきましては、歳入総額7億8,460万2千円、歳出総額7億3,425万8千円、繰越明許費繰越額の4,997万9千円を除いた36万5千円が、実質収支額となりました。

歳入の主な内訳といたしましては、受益者負担金9,301万4千円、下水道使用料及び手数料が9,759万2千円、汚水処理施設整備交付金5,943万円、一般会計からの繰入金2億7,624万2千円、公共下水道事業債1億4,450万円であります。

歳出の主な内訳といたしましては、上流処理区維持管理負担金が4,806万3千円、下水道管渠工事費が1億6,889万3千円、千曲川流域下水道上流処理区事業費負担金2,207万円、長期債元利償還金が3億1,835万3千円であります。

次に、「議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成23年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、歳入総額11億7,221万円、歳出総額11億6,533万7千円、歳入歳出差引残額は687万3千円、このうち25万円を支払準備基金に積み立て、残りの662万3千円を24年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内訳といたしましては、介護保険料2億276万円、国庫支出金2億6,488万1千円、支払基金交付金3億3,613万6千円、県支出金1億6,694万6千円、繰入金1億8,750万2千円でございます。

歳出の主な内訳といたしましては、保険給付費11億2,259万1千円、地域支援事業費1,463万4千円、要介護認定事務等の総務費1,434万8千円、基金積立金44万4千円でございます。

続きまして、「議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」ご説明申し上げます。

平成23年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入総額1億4,359万円、歳出総額1億4,317万5千円、歳入歳出差引残額は41万5千円、全額を24年度に繰り越しをいたしたところでございます。

歳入の主な内容といたしましては、後期高齢者医療保険料1億1,046万4千円、一般会計繰入金3,276万7千円でございます。

歳出の主な内容といたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金1億4,220万5千円、

事務費等総務費 9 6 万 4 千円でございます。

次に、「議案第 4 5 号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本案は固定資産税の前納報奨金制度の廃止に伴う坂城町税条例の一部を改正するものでございます。

改正する理由でございますが、前納報奨金制度は、税収の早期確保や納税意識の向上を目的に創設されました。しかし、制度創設時から社会情勢が大きく変化し、金融機関での窓口納付や口座振替が普及浸透し、さらにコンビニエンスストアでの納付が開始されることなど、目的は達成されてまいりました。また、個人町民税が既に廃止され対象が固定資産税のみであること、納期ごとに納付されている方との不公平感が生じていること、県内市町村の実施状況などから制度を廃止するものでございます。

次に、「議案第 4 6 号 坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

国の災害対策基本法の一部が改正され、東日本大震災から得られた教訓を今後に生かし、災害対策の強化を図るため、国や地方公共団体の防災会議と各自治体の災害対策本部の役割の見直し等を行う法改正が実施されました。この見直しに伴い、坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例について、それぞれの役割を明確化するなど法改正に合わせ、必要な改正を行うものでございます。

次に、「議案第 4 7 号 平成 2 4 年度坂城町一般会計補正予算（第 2 号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9, 0 9 8 万 3 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を 6 0 億 1, 4 5 6 万 9 千円といたすものでございます。

歳入の主な内容につきましては、地方交付税 3 億 2, 5 7 8 万 2 千円、青年就農給付金事業補助金等の県支出金 5 8 7 万 6 千円、臨時財政対策債 1 億 4, 7 2 9 万 7 千円、前年度繰越金 2, 3 4 8 万 9 千円のそれぞれ増額であります。

また、これに関連しまして、財政調整基金、減債基金からの繰り入れを減らすなど、繰入金について 4 億 1, 2 0 0 万 1 千円を減額するものでございます。

一方、歳出の主な内容につきましては、太陽光発電システム設置補助 1 0 0 万円、ポリオ予防接種の接種方法変更に伴う経費 2 4 2 万 3 千円、青年就農支援事業給付金 4 5 0 万円、坂城町エレベーター設置にかかわる負担金 1, 6 6 8 万 9 千円、集中豪雨にかかわる復旧、改修経費として農林水産業費、土木費合わせて 1 9 5 万円、基金の積み立てとして財政調整基金に 6 3 7 万 3 千円、文教施設整備基金に 5 千万円をそれぞれ増額いたすものでございます。あわせて、現在の職員配置に合わせた人件費の組みかえ等を行うものであります。

続きまして、「議案第 4 8 号 平成 2 4 年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第

1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,016万5千円とするものであります。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金を、また歳出につきましては設備基金積立金をそれぞれ64万円増額するものであります。

次に、「議案第49号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,138万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,588万8千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入の主なものにつきましては、国庫支出金2万1千円、療養給付費交付金追加交付601万5千円、前年度繰越金1,534万4千円を増額いたすものでございます。

歳出の主なものとしたしましては、国庫支出金返還金1,273万円、予備費865万円を増額いたすものでございます。

「議案第50号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万3千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ548万6千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金を、歳出につきましては一般会計繰出金をそれぞれ14万3千円増額するものであります。

続きまして、「議案第51号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算(第2号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億837万1千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入につきましては前年度繰越金36万4千円を増額し、歳出につきましては一般会計繰出金36万4千円を増額するものであります。

「議案第52号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算(第1号)について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,361万5千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ12億4,173万5千円とするものでございます。

内容について申し上げますと、歳入の主な内訳につきましては診療報酬支払基金交付金397万8千円、基金繰入金248万5千円、繰越金662万2千円を増額いたすものでございます。

歳出の主な内訳につきましては、国庫負担金返還金503万8千円、診療報酬支払基金交付金返還金137万2千円、支払準備基金積立金690万円を増額いたすものでございます。

続きまして、「議案第53号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ41万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億5,490万5千円といたすもので、内容について申し上げますと、歳入につきましては、前年度繰越金41万5千円を増額するものであります。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金38万7千円、予備費2万8千円をそれぞれ増額いたすものでございます。

以上、よろしくご審議の上、適切なるご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。ありがとうございました。

議長（宮島君） 続いて、各課長等に、「議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」詳細説明を求めます。

初めに、歳入について説明を求めます。

財政係長（臼井君） 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の内容につきまして、順次ご説明申し上げます。

私からは、歳入全般について決算書、事項別明細書の11ページ、町税からご説明申し上げます。款1町税につきましては、収入総額が24億1,479万6千円で前年度と比較いたしまして、金額で1,590万円、率でプラス0.7%の増収となりました。

内訳でございますが、昨今の県内の経済情勢がおおむね横ばいから緩やかな持ち直し傾向を示す中、町民税につきましては、個人、法人とも前年度を上回り、個人町民税については1,590万3千円の増で、前年度対比プラス2.6%、法人町民税についても3,406万6千円の増、プラス15.4%という状況でございます。

固定資産税につきましては、主に償却資産分について減額となりマイナス3.2%、4,569万2千円の減、また軽自動車税については、率でプラス0.1%、町たばこ税については平成22年10月の税率改正の影響などもあり、プラス14.4%、入湯税についてはマイナス2.3%といった状況となっております。

続いて、12ページにかけての款2地方譲与税につきましては、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税とも減額となり、全体では7,169万8千円で、前年度対比174万7千円の減、マイナス2.4%となっております。

12ページの交付金関係では、款3利子割交付金が決算額627万円で前年度対比318万2千円の減額、款4配当割交付金は決算額352万1千円で前年度対比112万8千円の増額、また、款5株式等譲渡所得割交付金については決算額107万6千円、前年度対比19万8千

円の増額となりました。

次に、款6 地方消費税交付金につきましては、決算額1億7,069万3千円で前年度対比マイナス5.3%、952万7千円の減といった状況でございます。

続きまして、13ページにかけての款7自動車取得税交付金につきましては、決算額1,366万7千円で自動車税制における軽減措置の継続などもあり、前年度対比マイナス16.3%、265万2千円の減となっております。

款8 地方特例交付金につきましては、子ども手当に伴う児童手当及び子ども手当特例交付金、地方公共団体の減収を補うため、減収補てん特例交付金が交付されました。特例交付金全体では2,260万3千円、前年度対比マイナス0.2%、4万7千円の減となっております。

次に、款9 地方交付税についてでございます。普通交付税は基準財政収入額が町民税や固定資産税について減額算定されたことなどから4.8%減少し、一方の基準財政需要額は単位費用の改定等によりわずかに増加しプラス0.3%となりました。基準財政収入額が減額算定され、基準財政需要額が増加したことで、普通交付税額は11億7,462万円となり前年度対比1億726万7千円の増額となったところであります。

また、特別交付税につきましては、1億6,190万6千円でした。普通交付税の法人税割りの精算に伴う経費の算定などに加え、23年度は東日本大震災にかかわる消防団員公務災害補償共済負担金等にかかわる特例交付があったことなどから、前年度対比では9.5%、1,400万4千円の増額となりました。

なお、財政力指数につきましては、平成21年度から23年度までの3カ年平均が0.667でありまして、前年度と比較して0.084ポイント下回りましたが、県下全市町村中6番目、町村では第3位に位置しております。

款10 交通安全対策特別交付金につきましては、決算額194万5千円で、前年度対比13万1千円の減といった状況であります。

次に、14ページにかけての款11 分担金及び負担金につきましては、児童福祉関係の負担金の増加により、決算額は1億2,811万4千円で、前年度対比2.3%、293万6千円の増となっております。

16ページにかけての款12 使用料及び手数料につきましては、7,654万2千円で住宅使用料や家庭系一般廃棄物処理手数料の減額などにより前年度対比マイナス9.4%、793万7千円の減であります。

続きまして、16ページから18ページまでの款13 国庫支出金につきましては、当該年度の国の施策や町の導入施策等により差違の出るところであります。障害者自立支援給付や子ども手当の給付等により、民生費の国庫負担金が増加する一方、22年度まで交付のありました、地域活性化関連の交付金が減少したことなどから、決算額は4億878万2千円で前年度との

比較ではマイナス12.1%、5,617万4千円の減となりました。

次に、18ページから21ページにかけての款14県支出金につきましては、3億296万7千円で前年度に比べ2,391万1千円の減となりました。参議院議員や県知事選挙にかかわる委託金、国勢調査交付金の減少などにより前年度対比マイナス7.3%となったところがあります。

22ページにかけての款15財産収入の内容につきましては、普通財産の貸し付け、公有財産売り払いとしての土地の売り払い、また基金積立金利子が主なものであります。決算額は2,454万4千円で前年度に比べ7,433万6千円の減額となっております。22年度は旧町営住宅鼠団地跡、旧南条保育園跡地など大きな土地の売り払いがありましたことから、23年度につきましては、大きく減少したところがあります。

続いて、23ページにかけての款16寄附金につきましては、教育関係、民生関係、ふるさと寄附金としてご寄附をいただいたものがございます。決算額は547万3千円となっております。

次に、款17繰入金につきましては、主として学校耐震化事業などのために、文教施設整備基金から1,386万円、源泉タンクの改修や先般のリニューアルにかかわる設計などのために、びんぐし湯さん館施設整備等基金から1,187万5千円の繰り入れ、そのほかそれぞれ事業目的に応じた特定目的基金からも所要額の繰り入れを行っており、決算額は4,125万9千円となりました。前年度との比較では、1,489万円の減少となっております。

次に、24ページ、款18繰越金につきましては、5,294万9千円で、これは前年度の純繰越額3,078万6千円に繰越明許費にかかわる充当財源2,216万3千円を加えたものであります。

款19諸収入につきましては、決算額5億2,766万4千円で、前年度対比1,174万1千円の増となっております。主なものは、町税延滞金、町預金利子、中小企業振興資金貸付金元利収入、学校給食費納入金等であります。

歳入の最後になりますが、27ページ、款20町債につきましては、決算額5億980万5千円で前年度対比4,341万8千円の減額となったところがあります。主なものは、坂都1号線や町道A01号線、消防団第3分団の詰所整備等にかかわる一般単独事業債などと、臨時財政対策債でございます。

以上、歳入総額は、61億2,089万3,742円で、前年度と比較してマイナス0.8%、金額で5,213万3千円の減額となりました。なお、調定額に対する収納率は全体で95.64%でございます。

これにて、歳入の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 詳細説明の途中ですが、昼食のため午後1時30分まで休憩をいたします。

(休憩 午後 0時01分～再開 午後 1時30分)

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、歳出について説明を求めます。なお、議会費については省略をいたします。

総務課長（田中君） それでは、歳出について順次ご説明を申し上げます。

事業ごとの詳細説明につきましては、平成23年度主要施策の成果及び実績報告書をご覧ください。

それでは、32ページをご覧ください。32ページから35ページにかけては款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、特別職及び職員23名分の給料、手当、共済費等経常的経費でございます。報償費は町功労者表彰記念品と退職職員への記念品等でございます。

なお、対象となりました退職職員は10名でございます。

健康スクリーニング、健診委託は、人間ドックを受診していない職員、短期雇用の臨時職員を含め51名が受診をし、委託先は厚生連佐久総合病院でございます。人間ドックを含め職員のほとんどが年1回は何らかの健診を受け、健康管理に努めているところでございます。

職員研修事業といたしましては、職員の接遇に対する意識を高めるための研修を実施し、職員のほとんどが参加をいたしました。

なお、町職員の給与、定員管理につきましては、町広報紙、ホームページでも公開しております。

35ページ、目2文書費は、町全体の文書発送用の通信費、文書配達委託費、例規集の加除に係る印刷代、6台分のコピー賃借料が主なものでございます。

同じく35ページ、目3財政管理費の印刷製本費は、当初予算の印刷代、有料道路通行料は町全体の有料道路の使用につきましてETCカードで管理をしております。積立金は財政調整基金、減債基金等への積み立てでございます。

決算状況につきましては、10月号の広報紙に掲載を予定し、主要施策の成果及び実績報告書につきましては、町ホームページで公開してまいります。

会計管理者（春日君） 続きまして、35ページから36ページにかけまして、目4会計管理費でございますが、需用費中、消耗品費はファイル類など庁内共通で使用する事務用品の購入、印刷製本費は封筒、決算書などの印刷、役務費は口座振替、公金収納、派出業務の手数料でございます。また、委託料はコンビニ収納システム導入に伴うものでございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5財産管理費の主なものでありますが、財産管理一般経費では町の普通財産の管理等にかかわる経費であります。

続く、緊急雇用・公有財産台帳整備事業は、緊急雇用創出事業によりこれまで紙ベースで管理されていた公有財産台帳を精査し、データベース化を行いました。

次に、目6企画費についてでございますが、まず企画政策推進費の主なものにつきましては、

節19において長野・上田両広域連合への負担金のほか、次の37ページでは太陽光発電システム設置への補助41件の補助金を交付いたしました。

続きまして、37ページ温泉管理事業につきましては、平成24年度の大規模改修に向けての設計委託のほか、節15では源泉タンク設置工事を、節19では町民優待事業として割り引き入館料の2分の1の負担をいたしました。また節25においては、振興公社からの納付金を基金として積み立てたところであります。

続きまして、37ページから38ページにかけての、まちづくり推進事業では節1で行政協力員報酬、節13では文書配布等の行政事務委託、節19では創意工夫による自主的な地域づくり活動への補助が主な内容であります。昨年度の地域活動支援事業につきましては12区、4団体の事業を採択、支援をいたしました。

続きまして38ページ、国際交流事業につきましては、町国際交流協会への補助金を交付いたしました。スマートコミュニティ構想事業は国の補助事業によりエネルギーの効率的な利用や省エネに関する意識調査、再生可能エネルギーの可能性調査を実施いたしました。

38ページから39ページにかけてですが、目7広報広聴費、広報広聴一般経費につきましては、庁舎内のインターネット環境の保持などに係る経費を計上しております。主なものといたしまして、節13でインターネット系サーバー及びシステムの保守を委託したほか、節14でこれらのハードウェアリース料、節18では端末の更新設備を行いました。

次に39ページ、広報発行事業につきましては、「広報さかき」の印刷が主なものであります。続く、有線放送電話特別会計繰出金事業では、節28において同特別会計へ繰り出しを行いました。

電子自治体事業につきましては、国の施策として行政情報の提供や申請、届け出手段の電子化に向けて市町村行政ネットワークが構築されております。これにかかわる経費として節13において装置の保守料、節14では回線の使用料、節19では県へネットワーク負担金などが主なものでございます。

次に40ページでございますが、目8電算費、電算一般経費では窓口業務にかかわる電算化の主な経費を支出しているものでございます。内容といたしましては、節13において電算機ハード・ソフトの保守料、節14ではソフトの使用料、ハードのリース料となっております。

総務課長（田中君） 40ページから41ページにかけましての、目10業務管理費は役場庁舎管理全般に係る光熱費、エレベーター等の設備の保守点検料、修繕料、電話料金、総務課管理の庁用車に係る燃料費等でございます。

また、昨年度は役場玄関入り口にある案内板の設置場所や画面の角度、高さなどについて調査、検討を行い照明にはLEDを使用し、さらに各課の配置と会議室の利用状況を一体化して表示するなど、坂城町独自の案内板を設置いたしました。

住民環境課長（小奈君） 41ページ、目11防犯対策費であります。節11需用費の主なもの、防犯灯に係る光熱水費、修繕料でございます。修繕については31カ所を実施しております。

なお、建設課所管で社会資本整備総合交付金効果促進事業、通学路防犯灯整備工事により18カ所の防犯灯設置が行われております。節19負担金補助及び交付金は更埴防犯協会連合会等関係団体への負担金、補助金でございます。

続きまして42ページにかけて、目12交通安全対策費では、交通安全対策一般経費につきまして交通指導員9名の報酬のほか、毎年、新入学児童に配付しております交通安全ヘルメット等の消耗品費、交通安全協会坂城支部に対する補助金等が主なものでございます。

平成23年中の町内の人身事故は67件で、前年対比4件の減、負傷者数も89人で10人の減となりました。交通死亡事故は1件発生し、1名の方がお亡くなりになっております。

今後、関係機関との連携をさらに強め、年4回の季別運動の展開等により国民一人一人の交通安全意識の高揚を図り、改めて死亡事故ゼロ千日を目指してまいります。

なお、万一の事故に備えて、東信地区交通災害共済の加入促進を図っており、現在、加入率は46.4%、7,546人が加入されております。

続いて43ページにかけて、目13消費生活費の主なもの、消費生活指導員4名の報酬と町文化祭に合わせて開催しております消費生活展に係る需用費で、節19負担金補助及び交付金は消費者の会への運営補助で、リフォーム作品の作成展示、廃油を活用した手づくり石けんの利用促進など環境問題への取り組み、そして振り込め詐欺や悪質商法防止等の啓発などの活動に対してのものでございます。

企画政策課長（荒川君） 続く、目14男女共同参画推進費の主なもの、節1で女性専門相談員への報酬、節19においては女性団体連絡会及び男女共同みんなの会への活動補助をいたしました。

総務課長（田中君） 43ページから44ページ、項2徴税费、目1税務総務費は、固定資産評価審査委員3名の報酬、職員9名分の人件費等経常的経費でございます。また、23年度から業務を開始いたしました地方税の滞納整理を行う長野県地方税滞納整理機構への負担金の支出がございました。今後も滞納整理機構と連携し、未納額の減少に取り組んでまいります。

44ページ、目2賦課徴收費の印刷製本費は納税通知書等であり、通信運搬費は納税通知書、督促状等の送付に係るもの、委託料はコンビニ収納を導入するに当たり、新たに納付書を作成した経費、課税収納に係る電算委託費、平成24年度の評価替えに向けましての固定資産評価基礎調査整備委託費等でございます。

住民環境課長（小奈君） 45ページから46ページにかけて、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の主なもの、職員の人件費等、経常的経費でございます。節11需用

費は住民票等の用紙、申請書の印刷、節13委託料は人口統計処理、住基ネットセキュリティー対策、全国町・字ファイルの処理等の委託費、節14使用料及び賃借料は戸籍システム、外国人登録システムのソフトウェア、ハードウェアに係るものでございます。また顔写真つきの証明書として利用できます住民基本台帳カードは32枚を交付いたしました。平成15年8月からこれまでの発行枚数は329枚でございます。

総務課長（田中君） 46ページから47ページは、項4選挙費でございます。目1選挙管理委員会費は選挙管理委員4名の報酬が主なものでございます。目6県議会議員選挙費は、昨年4月10日な長野県県議会選挙を実施いたしました。内容は、投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さん等への費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費でございます。また、開票用の机、いす、バリアフリー化されていない投票所に簡易スロープを購入いたしました。

目7町長・町議会議員選挙費は、昨年4月24日に町長・町議会議員選挙を実施いたしました。内容は、県議会議員選挙費と同様、投開票事務に係る職員手当、投票管理者及び立会人さん等への費用弁償、ポスター掲示場の設置に係る委託費でございます。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、項5統計調査費、目1統計調査総務費、まず統計一般経費であります。これは県民手帳、県勢要覧等の購入が主なものであります。

目2委託統計調査費につきましては、工業統計調査、学校基本調査、経済センサス調査に要した支出であります。

総務課長（田中君） 48ページ、項6監査委員費、目1監査委員費は、監査委員さんの報酬等でございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費であります。48ページから49ページにかけての社会福祉一般経費は、福祉委員の報酬、職員の人件費のほか、節19は福祉委員協議会への補助金、民生委員活動費交付金など福祉関係団体への補助金等でございます。49ページの一番下になりますが、社会福祉協議会補助事業、内容につきましては50ページになります。結婚相談等のヤングヒューマンネットワーク事業のほか、心配事相談所、戦没者追悼式などの事業に対する社会福祉協議会への補助金でございます。国保特別会計繰出金事業は、国保特別会計への繰出金でございます。

住民環境課長（小奈君） 50ページ、目2国民年金事務費でございますが、国民年金業務につきましては、1号被保険者の資格取得喪失、保険料の免除申請に係る届け出処理などの窓口事務を受け持っております。節11需用費の消耗品費では、成人者への啓発として年金手帳ケースを購入し、成人式での配付を行いました。節13委託料は、国民年金加入等の日本年金機構報告用データ作成に係る電算委託が主なものでございます。

福祉健康課長（塚田君） 次に、目3老人福祉費であります。老人福祉一般経費は、節19で更埴地域シルバー人材センター負担金、老人クラブ補助金、美山園デイサービスセンター建設

償還に係る補助などがございます。

51ページ、老人福祉町単事業では、節19で各地区において実施される高齢者祝賀行事への補助が10件、節20扶助費は敬老祝金事業で対象者は582名でございました。高齢者生活支援事業につきましては、医療機関等への送迎などの外出支援サービスに係る経費でございます。介護保険特別会計繰出金事業は、介護保険特別会計への繰出金でございます。後期高齢者医療保険事業は内容は、52ページになりますが、広域連合への事務費負担金、医療給付費負担金、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。介護予防施設運営事業は、ふれあいセンターの運営に係る経費の支出でございます。老人保健事業は、平成22年度の老人保健事業の精算に係る返還金でございます。

次に、目4心身障害者福祉費、53ページにかけての心身障害者福祉一般経費では、節19で障害者程度区分認定審査会負担金としての長野広域連合負担金、障害者スポーツ大会への負担金、補助金、視覚障害者支援事業への補助、施設整備補助として障害者支援施設であります稲荷山太陽の園の改築事業に対する補助が主なものでございます。重度障害者介護慰労金支援事業では、在宅介護者への介護慰労金で、該当された方は13名でございました。福祉タクシー委託事業では、利用券交付者数158名、利用回数は1,727回でございました。

心身障害者町単事業は、節19で腎臓機能障害者通院費補助、節20扶助費で重度の障害者に対する福祉年金の支給、難病の特定疾患見舞金が主なものでございます。福祉医療給付事業は、内容につきましては54ページになりますが、節13で国保連等への給付事業に関する審査事務等の委託、節20は重度障害者に対する福祉医療費の給付でございます。自立支援給付一般事業費は、主治医意見書等の障害者自立支援給付に係る事務的経費でございます。

介護・訓練等給付事業費は、節20扶助費で、介護給付事業としての居宅介護や生活介護など、また訓練給付事業としての就労移行、就労継続支援など各種障害福祉サービスへの支出でございます。

自立支援医療事業費は、自立支援法に基づき、身体の障害除去や病状を改善するための手術など公費負担分の更正医療費の給付を行ったもので、対象者は3名でございました。

55ページ、補装具支給等支援事業費についても、同じく自立支援法に基づき、身体機能を補う用具について給付を行ったもので対象者は27名でございました。地域生活支援事業費は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができる支援として、市町村が実施するもので、節7賃金で手話通訳者の派遣事業、節13で千曲市との共同による相談支援事業、地域活動支援センターの委託事業、節20扶助費で移動支援事業、日常生活用具支給等の事業を行ったものでございます。

56ページにかけましての自立支援対策特別対策事業につきましては、自立支援法の施行に伴う激変緩和措置で、新たな事業に直ちに移行できない事業者の経過措置として円滑な移行促

進を図るために、県による障害者自立支援対策臨時特例交付金により造成された基金を活用した事業で、節20扶助費として事業運営費支援、通所サービス利用促進事業費等を実施したものでございます。

障害福祉計画策定事業は、障害者自立支援法に基づき障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業のサービス見込み量や提供体制の確保等についての計画として、平成24年度から26年度までの3年間を計画期間とした障害福祉計画を策定したものであります。

緊急雇用・福祉施設自主製品等販路拡大事業は、障害者福祉の向上と就労促進のため、県の緊急雇用創出事業補助金を活用して、町内の障害者就労継続支援事業所に自主製品等の販売補助スタッフ2名の雇用を委託したものであります。

企画政策課長（荒川君） 続きまして、目5人権同和推進費であります。節8では人権を尊重し豊かな福祉の心を育む町民集会への講師謝金、節13では集会所の管理委託、節19では解放運動団体への補助金交付が主なものであります。

続きまして、57ページから58ページにかけての、目6隣保館運営費であります。職員1名の人件費及び隣保館運営に係る経常経費であります。またこの経費の中で福祉の向上と人権啓発の拠点としての相談窓口や各種講座の開催、隣保館ふれあいフェスティバルの交流事業を実施いたしました。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、58ページの目7高齢者対策事業費は、養護老人ホームへの入所措置を行い、高齢者の福祉の増進を図る事業で、節20扶助費の入所措置費が主なものであります。

なお、年度末の入所状況は、はにしな寮8名、尚和寮1名の計9名でございました。

目8地域包括支援センター費であります。59ページにかけての地域包括支援センター一般経費は要支援・要介護高齢者及びその家族の地域ケアを支援する中核機関として地域包括支援センターの運営を行ったところでございます。節7臨時職員の賃金のほか、節13、節14で介護予防ケアマネジメント業務委託、介護給付システム保守委託、介護給付システムリースが主なものでございます。

老人福祉センター委託事業は、社会福祉協議会へ老人福祉センター夢の湯の管理委託を行ったものでございます。このほか、高齢者の寝たきり予防としての生きがい活動支援事業、在宅介護者支援としての家族介護支援事業などを実施いたしまして、介護ニーズの総合的な対応と地域の高齢者や、その家族の福祉の向上に努めたところでございます。

緊急通報体制整備事業は、節1報酬としてひとり暮らし老人訪問員101人分、節13委託料として安心電話の保守管理料が主なものでございます。

次に60ページ、項2児童福祉費、目1児童福祉総務費であります。児童福祉一般経費は需用費、役務費といった事務的な経費であります。乳幼児等医療給付事業は、小学校入学前ま

での乳幼児の医療費に加え、中学3年までの入院に係る医療費の自己負担分を助成したものでございます。

出産祝金事業は、少子化対策として出産した親に対して町の商品券を支給したもので、対象者は112名でございました。

子ども手当は中学校卒業までの子供を養育している方に対して支給したものでございます。23年9月分までは一律1万3千円の支給でございましたが、10月分からは1万5千円と1万円に区分されました。

61ページにかけてのながの子育て家庭優待パスポート事業は、県と市町村との共同事業ですが、坂城町は平成24年1月から参加をし、買い物などの際に割引などのサービスを受けられるパスポートカードを18歳未満の子を持つ家庭に配付いたしました。当初の交付は1,468世帯でありました。

なお、町内の協賛店の登録は、県への登録分を含めまして現在20軒であります。

目2母子福祉費、母子等福祉事業費では小中学校入学と中学校、高校卒業者に母子家庭等児童激励祝金を支給しました。母子父子医療給付事業は、母子家庭等及び父子家庭の福祉医療費でございます。

次に、目3保育園総務費であります。62ページにかけての保育園一般経費は、主に人件費関係でございます。

なお、節19は他市町村への広域入所負担金が主なものでございます。

子育て推進室長（天田君） 続きまして、62ページから66ページにかけまして、目4南条保育園費、目6坂城保育園費、目7村上保育園費は、それぞれ保育園の運営に係る経常的な経費で、主なものは臨時職員の賃金、給食の賄い材料費を初めとする需用費でございます。クラス数並びに年間延べ入所児童数につきましては、南条保育園は15クラス、延べ2,048人、坂城保育園は9クラス、延べ1,273人、村上保育園は7クラス、延べ1,054人でございました。

特別保育事業といたしましては、早朝並びに夕方の時間外保育、障害児保育、南条並びに坂城保育園での一時預かり保育を実施し、地域活動事業といたしましては、未就園時に保育園を開放するなかよし広場の開催、また地域のお年寄り等と交流を図る世代間交流保育を実施いたしました。

教育文化課長（柳澤君） 66ページから67ページにかけまして、目8児童館運営費、目9放課後児童健全育成事業費については、町内3児童館の運営に関する経費で、館長の報酬や厚生員の賃金、その他経常的な経費でございます。3児童館とも年間250日の開館で、放課後の過ごし方、夏休みの過ごし方など工夫して運営をしたところです。

子育て推進室長（天田君） 続きまして、67ページから68ページの、目10子育て支援セン

ター事業費は、賃金を初めとする子育て支援センターの運営に係る経常的な経費でございます。利用者は延べ1万4,585人、相談件数は497件でございました。

家庭児童相談員、また臨床心理士による相談日を定期的に設け、子育て支援センター初め、各保育園の分室を巡回し、保護者や保育士の子育てや発達に係る相談に応じたほか、随時スタッフが電話や面接に対応し、相談事業の充実に努めてきたところでございます。

福祉健康課長（塚田君） 続きまして、項3災害救助費、目1災害救助費は、大雨に伴う浸水被害に対する見舞金5件のほか、東日本大震災による町内避難世帯に対する見舞金11件の支出がございました。

次に、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費であります。70ページにかけての保健衛生一般経費は、人件費などの経常的な経費でございます。70ページ、精神保健福祉等事業では、精神保健福祉法に基づき精神障害者及びその家族等の相談に応じるとともにダイケア、心のリハビリ教室を行い、あわせて長野精神保健協議会、長野県家族会連合会等と連携し、活動を支援したものでございます。

次に、目2予防費であります。予防費一般経費は節13で休日等の緊急救急医療を確保するため在宅当番医療体制を千曲医師会、埴科歯科医師会に委託したものでございます。節19は、2次救急医療体制づくりのため病院群輪番制を実施するとともに、夜間における小児初期救急に対応するための、上田市小児初期救急センターへの負担金でございます。71ページ、結核関係一般経費では結核レントゲン検診を実施、感染予防に努めたところでございます。968名の方が検診を受けられました。

乳幼児健診事業では、母子保健法により乳幼児の健康診査及び健康相談を実施いたしました。節12役務費として乳幼児の身体、精神の発達及び歯科健診における医師への健診手数料、節13委託料では妊婦健診を実施したものでございます。

72ページ、予防接種事業では乳幼児、小中学生、高校生及び一般の方を対象に各種予防接種を行いました。また、中学1年生から高校2年生の女子を対象とした、子宮頸がん予防接種、生後2カ月から5歳未満児を対象としたヒブ・小児肺炎球菌予防接種をそれぞれ全額公費負担で実施いたしました。需用費の医薬材料費はワクチン等の購入費、委託料は予防接種の医療機関への委託料でございます。

次に、目4健康増進事業費であります。73ページにかけての健康増進事業では、一般健康診査及び胃がんなどのがん検診等の受診促進を図り、早期発見に努めたところでございます。国の女性特有のがん検診推進事業により、節目年齢の女性にがん検診無料クーポン券を配付し、受診促進を図りました。

後期高齢者健康推進事業は、75歳以上の方の健康増進を図るため人間ドック、一般健康診査の助成をいたしましたものでございます。食育健康づくり推進事業は、食育基本法に基づき、食

育や健康づくりのため料理教室や講演会などを開催したものでございます。74ページ、目5保健センター管理費でございますが、保健センターの管理に要した経常的な経費でございます。

住民環境課長（小奈君） 74ページから75ページにかけて、目6環境衛生費でございますが、主なものは環境衛生委員の報酬、雑排水浄化槽汚泥処理委託、不法投棄ごみの撤去や獣医師会への狂犬病予防注射などの委託料、毎年6月の環境月間に合わせて実施していただいている各区の環境浄化整備事業に対する補助金でございます。

75ページ、目7公害対策費は、町内河川及び地下水の水質調査に係る委託料でございます。3月に実施している定期調査結果については毎年「広報さかき」6月号でお知らせをしております。同じく目8環境保全対策費では、主に不法投棄防止対策用の啓発看板の作成をいたしました。

建設課長（青木君） 同じく75ページ、目10合併処理浄化槽設置費につきましては、補助対象となる7人槽、2基分の合併処理浄化槽設置に係る補助金と小網地区の合併処理浄化槽の設置に伴う排水施設の工事が主なものとなっております。

住民環境課長（小奈君） 76ページ、項2清掃費、目1清掃総務費では、毎年全戸配布しておりますごみ、資源物分別収集計画カレンダー等の印刷費、また区が実施いたしましたごみ危険物収集場の整備に対する補助金が主な内容でございます。

なお、カレンダーにつきましては、英語、ポルトガル語、中国語版も作成しております。

続いて77ページにかけて、目2塵芥処理費でございますが、節11の消耗品費として指定ごみ袋を作成、購入しております。すべての指定袋にはごみの出し方について、日本語と同じ内容を英語、ポルトガル語、中国語で記載しております。また印刷製本費では、ごみ処理手数料の有料化導入により手数料納入済みシールを作成いたしました。

節13委託料については、可燃、不燃、資源ごみ等の収集運搬処理、容器包装等の収集運搬、粗大ごみ不法投棄処理に係る委託費用でございます。さらなるごみの減量化に向け、分別収集の徹底、啓発を図ってきたところです。

このほか、節19負担金補助及び交付金は長野広域連合及び葛尾組合の負担金、ごみ減量化容器等設置補助事業補助金、PTA等の非営利団体が実施した資源物回収事業の奨励金などが主な内容でございます。

なお、生ごみ堆肥化容器等の購入費に対する補助につきましては、20件の補助件数がございました。

続いて、目3し尿処理費につきましては、千曲衛生施設組合の負担金及びし尿投入手数料に係る負担金でございます。

産業振興課長（塚田君） 77ページから78ページ、款5労働費、項1労働諸費、目1労政費

でございます。労政一般経費の主なもの、職員の人件費、テクノハート坂城協同組合への運営補助と、同組合が実施した国の補助事業である中小企業人材確保推進事業の自己負担分への一部補助が主なものであります。78ページにかけての、勤労者福祉対策事業では、節19負担金補助及び交付金で、千曲市からも負担いただいている更埴地域勤労者共済会への補助金、節21貸付金で、勤労者生活資金貸付預託金が主なものとなっております。

なお、23年度の貸付累計は3月末で3件、約129万円であります。

勤労者総合福祉センター管理一般経費では、節13のセンターの管理委託料のほか、下水道接続工事に係る費用を支出いたしました。

次に、同じく78ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費でございますが、これは農業委員会にかかわる経費でございます。79ページにかけての農業委員会一般経費では、農業委員16名分の報酬と職員の人件費が主なものであります。農業者年金業務では加入者の手続等の事務及び加入推進に向けた経費を支出しております。

次に80ページ、目2農業総務費の農業総務一般経費では、職員の人件費等の経常経費であります。

81ページにかけて、目3農業振興費の農業振興一般経費では、節13委託料で有害鳥獣駆除を猟友会に委託し、また節19負担金補助及び交付金で、有害鳥獣からの農産物を守る電気さく等への設置補助26件分を支出しております。また、入横尾、北日名、上平・島、同じく小野沢の4集落を対象とした中山間地域直接支払事業補助を実施いたしました。

次に、82ページにかけての地域営農推進事業では、節19で町の農業振興に携わる農業関係機関が一体となって農業、農村の振興を図ることを活動の目的とした、農業支援センターへの補助、地元農産物の販売拠点として設置した直売所への運営補助、特産品振興補助事業として味ロジックわくわくさかきへ補助金を交付したところであります。

82ページ、需給調整推進対策事業につきましては、国の新たな施策である米の戸別所得補償制度が本格実施された中、坂城町水田農業推進協議会から名称を変更した坂城町農業再生協議会を通じ、生産調整農家へ転作推進補助金の交付を行いました。農振地域整備促進事業は、農業振興地域整備計画の実施と推進についての経費であります。

次に、農地銀行活動促進事業は、町内6カ所のファミリー農園の借上料で73件の貸し付けが行われております。83ページにかけての農産物加工施設管理費では、農産物加工センターの光熱水費が主な支出となっております。

次の、ふるさと雇用坂城特産いいもの振興事業につきましては、国のふるさと雇用再生特別交付金制度を活用し、坂城町振興公社や味ロジックわくわくさかき等の特産品等の販路を拡大するため、コーディネーターの雇用を坂城町振興公社へ委託し、推進を図ったところです。

ねずみ大根祭り事業につきましては、地場産直売所あいさいをメイン会場として開催し、ね

ずみ大根キャラクターのねずこんの命名式も実施するなど、約800名以上のお客様においていただきました。

次の、直売所整備事業では、県の元気づくり支援金を活用して、駐車場の舗装工事及び配水工事、バラの植栽等の整備を行い、お客様が利用しやすい直売所づくりを進めました。

84ページ、緊急雇用・農産物ブランド化事業では、県の緊急雇用創出補助金を活用し坂城地場産直売所での販売や消費者へのマーケットリサーチ等の実施、ねずみ大根等町特産物のPRを行い、ブランド化の推進に取り組みました。

同じく84ページ、目4畜産業費でございますが、東信農業共済組合に設置されている家畜診療所の運営に係る分担金及び北信地区家畜畜産物衛生指導協会へ負担金を支出しております。

目5農地費、農地一般経費では、節19負担金補助及び交付金でこれまで実施いたしました土地改良事業にかかわる農林漁業資金の償還負担金65件分と六ヶ郷用水組合、各土地改良団体の負担金を交付いたしました。

85ページ、農道等基盤整備町単事業は、町が実施いたしました16カ所の農道整備、水路改修工事のほか、県の元気づくり支援金を活用し、住民みずから行う農道等整備工事として、込山平沢線の舗装補修工事が実施されました。町単補助事業は、自治区からの要望を受け、原材料支給や工事に対する補助を行い、20地区の整備を実施しております。

次の農地水環境保全向上対策事業は平成19年度から始まった事業で、農業者と集落、地域住民が協働で農業、農村資源を管理し、環境を保全していく活動に対し、国、県、町が支援をする事業で、補助対象環境が整っている上平みどりの里への補助に対し、地域協議会への負担が主なものです。

86ページにかけて、県営かんがい排水事業につきましては、県営による小網地区、六ヶ郷用水の改修工事の負担金で、昨年度から水路改修工事が本格的に始まり610mほどの工事を実施いたしました。農地水保全管理支払交付金は、これまで取り組んできた農地、農業用水等を保全管理する活動に加え、水路、農道等の長寿命化のための補修、更新等を行う集落、上平みどりの里に対し追加的に支援を行ったものであります。

平成22年度からの繰越事業、農山漁村活性化支援交付金事業につきましては、越水や漏水被害を起こしている中之条用水の54mの整備と自動転倒式水門1基の新設を行ったところです。同じく繰越事業、農業活性化緊急基盤整備事業につきましては、南日名、上平、入横尾の水路改修工事を実施したものです。

次に87ページにかけての、項2林業費、目1林業総務費は、職員の人件費のほか、県の森林づくり推進支援金を活用した里山景観整備委託や、節19間伐対策事業補助金として、町森林造成事業による間伐事業へのかさ上げ補助が主なものです。

88ページにかけての松くい虫防除対策事業については被害木の伐倒駆除1,117m³を

行ったところであります。町有林管理事業につきましては、林業委員を委嘱し町有林の管理、整備を行っているところですが、主には節7で下草刈りや除間伐等の作業にかかわる賃金を支出しております。

次の、特用林産振興事業につきましては、五里ヶ峰トンネル横坑前に建設した、特用林産物生産施設に係る光熱費等の経費を支出いたしました。

89ページですが、緊急雇用里山環境整備事業は、国の緊急雇用創出事業を活用し、長野森林組合に委託し、新規雇用者3名により入横尾地区の枯損木の処理、枝打ちを実施いたしました。

目3林道事業費、林道事業一般経費につきましては、林道の維持管理に伴う経費ですが、主なものとして、節15の工事請負費で林道水晶線など4カ所の補修整備を行ったものです。緊急雇用林道作業道環境整備事業につきましては、国の緊急雇用創出制度を活用し、長野森林組合に委託し、新規雇用者3名により坂城、中之条、南条地区の林道の草刈り、枝打ち、側溝の清掃等を実施したものであります。

次に90ページにかけまして、款7商工費、項1商工費、目1商工総務一般経費でございますが、その主なものは職員の人件費であります。また、節19において中小企業能力開発学院事業への補助、坂城テクノセンターへの職員派遣団体補助金を支出しております。

項2商工振興費でございますが、95ページにかけたの商工振興一般経費では19節において商工業振興補助を23社へ交付しております。また、商工会の経営改善普及事業及びまちづくり事業への補助金を交付いたしました。また、坂城WAZAパワーアップ事業の一環として、町内事業所に勤務し推薦された優秀な技能者等への褒賞を行いました。

中小企業対策事業といたしまして、節19で融資に係る保証料補給金70件、東京ビッグサイトで開催された機械要素技術展への出展に対する補助の交付を、節21貸付金では中小企業振興資金の貸付預託金を町内4金融機関に支出し、23年度では県制度資金、町制度資金合わせて70件、4億360万円の融資を行ったところであります。

92ページにかけたの中心市街地活性化事業につきましては、中心市街地コミュニティセンター及び商業インキュベーターに係る維持管理費と株式会社まちづくり坂城へのコミュニティセンターの管理委託が主なものです。

続きまして目3観光費、観光一般経費では南条記念公園等の桜の手入れ作業や葛尾城、弧落城等の遊歩道整備を地元区等へお願いいたしました謝礼及び賃金。需用費の印刷製本費では観光パンフレットの印刷、また節19においては各種観光団体等への負担金を支出しております。93ページにかけたの町民祭り事業につきましては、実行委員会への補助であります。夜の踊り流しには48連、1,346人の参加をいただきました。緊急雇用・町内案内看板設置状況調査事業につきましては、町内の案内看板の設置状況についてデジタルカメラで撮影を行った

もので、臨時職員1名の賃金であります。

目4商工企画費でございますが、93ページ商工企画一般経費では、信州大学繊維学部と町とで連携、協働に関する協定を結ぶ中で、産学官連携コーディネート事業を委託しており、節13において支出しております。また節19において、工業関係の各種団体へ負担金、補助金を交付しております。工業団地整備事業につきましては、節11光熱水費でテクノさかき工業団地内の街灯の電気代を支出し、工業振興施設等整備基金の利子分の積み立てをいたしました。94ページにかけての坂城テクノセンター支援事業につきましては、同センターの運営補助並びに建設費償還補助を行いました。

95ページにかけましての、鉄の展示館管理一般経費では、管理に係る経費が主な支出であります。昨年度は季節ごとの平常展とお守り刀展を企画展として開催したところで。これにかかわる節8の報償費の謝礼、需用費のパンフレット等の印刷費、節12役務費の通信運搬費や展示品の保険料、広告料を支出いたしました。節13の委託料では、施設管理等の業務について、株式会社まちづくり坂城へ委託料として支出しております。

建設課長（青木君） 95ページ、款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、職員の人件費が主な内容であります。

次ページをご覧ください。96ページ、項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費の道路橋梁総務費一般経費は、道路照明灯の電気料と町道の認定、廃止、改良に伴う道路台帳の保守管理に係る委託経費が主なものでございます。同じく、町単補助事業は、町内25区が実施されました土木建設事業に係る補助金でございます。同じく、交通安全施設整備事業ではカーブミラー、転落防止さく等の設置など14カ所を整備いたしました。

97ページ、目2道路維持費の道路維持一般経費であります。節13委託料はA01号線、文化センター通り、逆木通り、鼠橋通りの街路樹の剪定、除草及び清掃作業の委託と、冬季の町内主要幹線道路の除雪、融雪剤の散布など委託が主なものであります。節15工事請負費は町内一円の道路の舗装、側溝等23カ所の維持補修工事を実施いたしました。節16原材料につきましては、道路補修用のアスファルト舗装材、側溝のふた等の購入であります。

同じく97ページ、目3道路新設改良費のうち、道路改良事業A01号線についてであります。南条小学校東側付近の道路改良事業の工事及び節17公有財産購入費による用地購入費が主なものでございます。道路新設改良一般事業は比較的小規模な道路拡幅改良に係る工事費及び用地の取得を行いました。続きまして98ページ、効果促進事業では防犯対策費でも説明がありましたが、地方道路整備事業にあわせまして防犯灯18基の整備を行いました。

目4橋梁新設改良費の高架促進事業では、長寿命化修繕計画策定のため、町内159基の橋梁点検を委託により実施をいたしました。

続きまして、項3河川費であります。目1河川総務費では河川環境の整備を実施した河川

愛護団体20団体への補助金交付が主な内容であります。

目2河川改良費では、節15工事請負費で例年行っております河川、水路のしゅんせつ工事と、昨年の豪雨によりはんらんとなりました小規模水路5カ所の改良工事を実施いたしました。

99ページにかけての項4住宅費、目1住宅管理費つきましては、職員の人件費のほか、町営住宅及び改良住宅に係る維持管理修繕の経費であります。

同じく目3住宅建築物耐震改修事業費は、節13委託料によりまして簡易診断を3戸、精密診断8戸の診断を実施したところでございます。

100ページ、項5都市計画費、目1都市計画総務費のうち都市計画総務一般経費では、都市計画事務事業に係る職員の人件費並びに県道上室賀坂城停車場線、田町工区の整備に係る県事業負担金が主なものでございます。

同じく、目2街路事業費であります。主なものは、坂城インター線から谷川に至る区間の街路整備事業で道路の改良工事及び支障物件の補償等を実施いたしました。また、平成22年度からの繰り越しにより事業用地の取得及び建物等補償を実施いたしました。

なお、用地取得に係る手続により一部を平成24年度に繰り越して事業を進めております。

101ページ、目3下水道費ですが、これは下水道事業特別会計への繰出金であります。

同じく、目4公園管理費のうち公園管理一般経費は、びんぐしの里公園、和平公園など、さかき千曲川バラ公園を除く公園緑地の管理事業費で、節13委託料では指定管理者制度による株式会社坂城町振興公社への管理委託と遊具等の施設の保守点検及び施設の維持補修工事が主なものでございます。

102ページ、花と緑のまちづくり事業は、さかき千曲川バラ公園の維持管理と都市緑化が主なもので、作業委託によるバラ公園の維持管理のほか、緑化、苗木の頒布を行いました。同じく、ふるさと雇用バラの里管理事業につきましては、国の雇用対策事業としての一環で、バラの里管理事業では新規雇用2名、そしてびんぐしの里環境整備事業では1名、それぞれ雇用機会の創出に取り組むとともに、バラや花と緑のまちづくりを推進いたしました。

102ページから103ページにかけて、同じく国の雇用対策事業を受けて一時的な雇用機会を創出するため、三つの緊急雇用創出事業を実施いたしました。緊急雇用バラ祭り会場整備事業では、バラ祭り期間中の交通誘導と駐車場整理を行いました。緊急雇用オリジナルローズ普及事業では、坂城町のオリジナルローズ「さかきの輝」を接ぎ木により増殖し、普及、拡大に努めました。緊急雇用・千曲川水辺公園整備事業では、さかき千曲川バラ公園に隣接する千曲川水辺公園野草園の水辺環境の整備を行いました。

同じく103ページ、項6高速交通対策費についてであります。目1の高速交通総務費の主なものは、節13委託料は坂城駅及びテクノさかき駅の管理業務委託費及び町内循環バスの運行事業の委託費であります。節15工事請負といたしましては、駅周辺の治安向上のため防

犯カメラの設置を実施いたしました。

104ページ、目2高速交通対策整備事業費の主なものにつきましては、湧水対策事業として設置した町内8カ所の井戸ポンプの電気料であります。

同じく、項7地籍調査費、目1地籍調査事業費の主なものは、現在実施しております網掛3区及び坂城3区の地籍調査事業に係る測量等の業務委託費が主なものでございます。

議長（宮島君） 説明の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時31分～再開 午後 2時42分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

住民環境課長（小奈君） 続きまして104ページ、款9消防費、項1消防費、目1常設消防費は千曲坂城消防組合及び消防防災航空隊の負担金でございます。

105ページから106ページにかけて、目2非常備消防費については、消防団員に係る報酬、退職報償金、共済負担金、分団運営補助金、婦人消防隊運営補助金、出動交付金等が主なものでございます。平成23年中、暦年でございます。平成23年中の火災件数は7件で対前年比3件の減でありました。

目3消防施設費については、消防団詰所、ポンプ車、積載車等の機械器具や防火水槽、消火栓等の維持管理に関する経費でございます。主なものといたしまして、節15工事請負費では防火水槽の修理として有蓋化整備を1件を行いました。さらに、第3分団詰所及び資機材倉庫の新設等を行いました。節18備品購入費では、消防ホース、ヘッドライト等を購入いたしました。節19負担金補助及び交付金では消火栓工事負担金については新設1基、修繕3基をいたしております。

建設課長（青木君） 同じく107ページ、目4水防費ですが、水防用備蓄資材の購入が主なものでございます。なお、水防訓練につきましては、町の総合防災訓練に合わせまして、南条地区において実施をしたところでございます。

教育文化課長（柳澤君） 同じく107ページからの款10教育費についてでございます。項1教育総務費、目1教育委員会費の一般経費は、教育委員の報酬を初め委員会を運営するための経常的経費でございます。

108ページ、目2事務局費の一般経費は、教育相談に係る相談員の報酬、特別職、一般職の人件費のほか、109ページにかけ、節13委託料では、教職員の健康診断、小中学校のごみ収集運搬委託料、節19負担金補助及び交付金では、児童・生徒の加入する災害共済掛金等の負担金です。

なお、積立金として文教施設整備基金へ2億237万8千円を積み立てました。

教育振興事業では、外国籍や支援の必要な児童への指導者賃金、負担金補助及び交付金では、町奨学金、坂城小学校学有林、坂城高校振興補助、坂城中学校50周年記念事業補助、あるいは

は特色ある学校づくり交付金といったものが主なものでございます。

110ページ、小中学生国際交流事業では、国際交流村事業として中学生を対象として外国の方との交流を図り、外国の文化や言葉を理解し合う中で、国際感覚を養いました。私立幼稚園補助事業は、町内に住所を有し私立幼稚園に通園する園児の就園奨励や園の振興補助、運営費としての補助をいたしました。教員住宅管理事業につきましては、町内4カ所、7戸あります教員住宅の維持管理に要する経費であります。

学力向上事業では、小学校2年生以上中学3年生までの児童・生徒を対象に、総体評価テストを実施し、問題解決型の学習による授業実践を通じて学力の向上を目指しました。また、小学校4年生以上の体力テストを実施し、体力づくりの教育指導を行うとともに、学級運営の向上を図るために、Q-Uテストを実施したところです。

111ページにかけたの、問題を抱える子ども等自立支援事業は、長期欠席をしている中学生を対象に大峰教室への通室により、学校に復帰できるよう指導員や補助員を配置し、学習援助、面接相談、家庭訪問などを実施しました。緊急雇用創出事業では、県の補助金の活用により、各小中学校の状況に合わせ、体験活動や理科学習指導などの支援、フレンドリールーム支援を行い、雇用の創出を図ったところです。

112ページにかけたの、項2小学校費、目1小学校総務費の一般経費では、職員の人件費のほか、節8報償費では小学校からの英語授業の開始に伴うコーディネーターなどの謝礼、節15では工事請負費ですが、坂城小学校焼却炉の撤去、校庭の排水路工事などを行ったものです。

112ページ、小学校耐震化事業では村上小学校耐震大規模改修工事等の実施設計、22年度からの繰越事業で南条小学校体育館の耐震補強改修工事を進めました。

目2南条小学校管理費は、学校運営と校舎設備の維持管理のための経常的経費で、以下管理費につきましては、各小学校ともほぼ同じ内容ですので、南条小学校について申し上げます。節1報酬は学校医、薬剤師の報酬、節7賃金は町臨時職員の賃金、節11需用費は保健、プール等の消耗品、燃料費、電気、水道などの光熱水費など校舎管理にかかわる経費です。節13委託料は、警備保障、電気保安等の設備管理と児童の健康検診などの委託料や、学校庁務の業務委託料となっています。節18備品購入費では、いすなどを学校備品をして購入いたしました。

113ページ、南条小学校教育費、教育振興費についても、各小学校ともほぼ同じ内容でございます。教科学習に係る費用が主なものです。節8報償費は、体験学習やクラブ活動指導の講師謝礼、節11需用費では教科学習用の消耗品と教材用品などを購入しました。節18備品購入費では教材用備品や楽器を購入したものです。節20扶助費は就学援助費、特別支援教育就学奨励費を支給したところでございます。以上が小学校の代表でございます。

続いて117ページに入ります。項3中学校費、目1中学校総務費の一般経費では、英語指導助手、情報機器等の保守にかかわる委託料が主なものです。目2学校管理費は、小学校同様の学校の運営、校舎設備の管理のための経常的経費で、需用費として消耗品、光熱水費、修繕費など経常経費が主なもので、委託料として設備管理委託が主なものになっております。

118ページ、目3教育振興費は節11需用費の教科学習の消耗品、各教科の教材備品の修理が主なものです。節18備品購入費では、理科実験用備品、楽器など各教科で使用する備品等が主なものです。節20扶助費として就学援助費等412万円が主なものでございます。23年度につきまして、小学校については38学級849名、中学校につきましては14学級426名でございました。

続いて119ページ、項4社会教育費、目1社会教育総務費でございます。社会教育総務一般経費は社会教育委員、生涯学習審議会委員の報酬、職員人件費のほか、120ページに入ります。節19負担金補助及び交付金では、文化協会、千曲川坂城陣太鼓保存会、びんぐしの里薪能実行委員会などへの補助金でございます。121ページ、文化の館事業では、報償費としてお茶会等の講師謝礼、警備委託などの委託料でございます。

122ページにかけての目2公民館費、公民館費一般経費では、節1報酬は副館長、分館役員の報酬のほか、節19負担金補助及び交付金では、分館活動費として27分館への補助が主なものでございます。122ページ、各種公民館事業は、節8報酬費として講座等の講師謝礼ほかで、文化講座の開催、納涼音楽祭、成人式、文化祭、席書大会等、また体育事業として春のスポーツ大会、町民運動会、分館対抗球技大会などを行い、また公民館報は年3回発行いたしたところでございます。分館施設整備補助事業は、分館活動の基盤となる地区公民館の整備を行い、鼠公民館の建設補助を初め、7分館の整備補助を行ったところでございます。

123ページにかけての目3図書館費では、一般経費の節1館長の報酬、節7臨時職員の賃金のほか、節8報償費は図書館講座に係る講師謝礼、節13委託料では館内清掃委託、電気保安点検等施設の維持管理にかかわるものが主なものでございます。節18備品購入費では、一般図書の購入を行いました。

なお、年度末蔵書数は12万2,186冊となっています。

図書館ネットワークシステム事業として、2市2町1村1大学の図書館と学校図書館等との連携を図り、図書の検索、予約、貸し出し等の充実を図り、そのためのシステムの保守委託、賃借料、共通経費の負担が主な支出であります。

124ページから、目4文化財保護費の文化財保護一般経費につきましては、節1報酬は文化財保護審査会委員や文化財調査委員の報酬、節7は一般事務、発掘・整理作業等の賃金、その他文化財センターの管理運営に係るものです。節19負担金補助及び交付金として、文化財の保護、伝統芸術の保存、継承のための保存団体、無形文化財保持者等への補助が主なもので

す。125ページ、坂木宿ふるさと歴史館管理一般経費は、施設の管理運営に係るものでございます。村上義清を主体とした信濃村上氏の展示、あるいは坂木宿や和算の展示のほか、恒例になりました、古雛祭りを共催で開催いたしました。

126ページ、文化財センター展示事業では、青木下遺跡の出土品を中心に町内各遺跡から出土した旧石器時代から中世に至るまでの土器や資料の展示を行い、町内外の方に公開したものです。埋蔵文化財発掘調査事業では、開発行為に伴う立合調査、試掘調査を行い、遺跡の保護に努めたところです。試掘調査3カ所、立合調査26カ所のほか、青木下遺跡出土の金属製品の保存処理を行いました。127ページ、町横尾遺跡、3発掘調査事業では、町横尾遺跡の宅地造成事業に伴い、遺跡の記録保存のための発掘調査、報告書の作成を行いました。

目5資料館管理費は、格致学校歴史民俗資料館の管理運営に係る費用で、街道の歴史を中心とした夏の学校を開催するとともに、県宝としての文化遺産のPRに努めたところです。

128ページ、目6文化センター管理費一般経費は、文化センターの維持管理にかかわるものが主なものでございます。節13委託料では、宿日直、清掃、ボイラー業務のシルバー人材センターの委託、あるいはエレベーター、電気保安、浄化槽等施設整備等にかかわる委託等でございます。

129ページにかけての目7青少年育成費一般経費では、子ども会リーダー研修会、通学合宿などに支援をし、青少年の健全育成に努めました。節19負担金補助及び交付金では、青少年を育む町民会議への補助が主なものです。

129ページ、目9生涯学習振興費につきましては、「いつでも、どこでも、誰でも」をテーマにさかきふれあい大学を運営し、生涯学習推進に努めてまいりました。教養講座6回、専門講座14講座を開催し、大勢の皆さんに参加をいただきました。そのほか、出前講座、長野大学坂城町講座等、講師の謝礼等に係る費用が主なものでございます。節13委託料は、ライフステージエコーの実施に係る経費などでございます。

130ページにかけての、項5保健体育費、目1保健体育総務費の一般経費では、体育指導委員等への報酬、節8報償費では、競技審判、競技役員等への謝礼、大会参加賞などです。節19負担金補助及び交付金では、体育協会、スポーツ少年団への補助を行いました。

130ページ、各種スポーツ教室開設事業では、高齢者スポーツ交歓会、スキー、スノーボード教室などのスポーツ教室指導者謝金が主なものでございます。体育施設整備事業では、節13委託料としてグラウンド等体育施設の整備委託、節14使用料は体育施設用地借上料、節15工事請負費では町体育館の玄関バリアフリー工事などが主なもので、体育施設の維持管理、改修を行い、利用しやすい施設の整備を行ったところです。

131ページ、目2武道館管理費の一般経費は、指導者賃金のほか施設の管理費で、中学校の剣道部、体育協会スポーツ少年団の剣道、あるいはなぎなた等の練習の場として活用されて

おります。

132ページにかけての、目3食育・給食センター運営費についてですが、食育・学校給食センターでは、児童・生徒に栄養バランスのとれた給食を提供し、心身の健全な発達を促進し、体力と学力の向上を図りました。1日当たり1,363人の給食を実施いたしたところでございます。1食当たりの給食費は、小学生265円、中学生310円で、主な支出は職員の給与、臨時職員の賃金、賄い材料費、調理業務委託、ボイラー管理や給食配送の委託などでございます。

産業振興課長（塚田君） 133ページ、款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1林業施設災害復旧費、林業施設災害復旧事業につきましては、平成23年5月28日から30日の豪雨による林道水晶線の災害復旧工事に係るものであります。

財政係長（臼井君） 続きまして、133ページから134ページにかけての、款12公債費についてであります。こちらは長期債の償還元金とその利子分の支出でございます。平成18年度から地方債の発行につきましては、国の許可制から協議制に移行され、従来の起債制限比率にかえて、実質公債費比率が導入されています。平成23年度の町の数値につきましては、3カ年平均で15.9%になっており、前年度と比べ0.9ポイント減少いたしました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による財政指標につきましては、主要施策の成果及び実績報告書の2ページでご報告いたしておりますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率につきましては、黒字につき、数値は入りません。

また将来負担比率につきましては、一般会計等の地方債残高のほか、下水道事業特別会計や葛尾組合等の一部事務組合、広域連合への元利償還金に対する繰出金や負担金、さらに土地開発公社等に対する債務負担も含めた自治体が背負っている実質的な将来負担の重さを示す指標であります。平成23年度においては、50.6%と、前年度対比29.3ポイント減少し、実質公債費比率とともに、より健全と言われる方向に推移いたしました。また、下水道にかかわる資金不足比率につきましては、資金が充足されているため、こちらも数値は入りません。

歳出の最後になりますが、款14予備費につきましては、村上保育園の給湯ボイラー故障に対する緊急の修繕に対応するため、民生費に125万円を充当いたしてございます。

以上、歳出総額は60億2,436万5,940円で、前年度対比マイナス0.8%、4,571万2千円の減額となりました。

なお、予算に対する執行率は、全体で98.49%でございます。

以上をもちまして、平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の詳細説明を終わらせていただきます。

議長（宮島君） 以上で各課長等による詳細説明が終わりました。

次に、日程第8「議案第38号」から日程第14「議案第44号」までの7件は、平成

23年度一般会計及び特別会計の決算認定案であります。

これについては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定により決算審査が実施されましたので、監査委員の所見を求めます。

代表監査委員（大橋君） 議長より発言の許可をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成23年度坂城町一般会計・特別会計の決算審査及び財政健全化判断比率に関する審査について概要を報告いたします。

去る平成24年7月25日より8月1日までの間ですが、坂城町役場庁舎内において、地方自治法第233条第2項の規定による決算審査を行いました。

町長から審査に付されました平成23年度坂城町一般会計・特別会計の歳入歳出決算は七つの会計がございます。坂城町一般会計歳入歳出決算、坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算、坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算、坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算、坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算、坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算であります。

なお、決算審査にあわせまして、地方自治法第241条第5項の規定による基金の運営状況の審査、地方自治法第199条第5項の規定による平成23年度に施工した工事に関する監査、地方自治法第199条第7項の規定による財政援助団体として、本年度は公益財団法人さかきテクノセンター及び部落解放同盟坂城町協議会の監査を実施いたしました。

また、8月17日に地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によりまして健全化判断比率の審査を実施いたしました。

審査の方法は、歳入歳出決算書類等をもとに、会計管理者所管の関係諸帳簿と照合するとともに計数の正確性の審査を行い、関係各課より主要施策の成果及び説明を聴取して審査を行いました。基金の運用状況の審査については、決算審査に関連していますので、その折々に取り上げて実施しております。

なお、例月監査においても、毎月の基金残高を確認しているところでもあります。町が補助金を交付している団体のうち公益財団法人さかきテクノセンター及び部落解放同盟坂城町協議会についても同様の方法で監査を行いました。

平成23年度の決算について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく、財政健全化判断比率の審査は、その比率の算定の基礎となる書類をもとに計数の正確性を審査し、関係課から説明を聴取して行いました。

審査の結果でございます。

各会計の歳入歳出決算及び附属書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、決算の計数は諸帳簿と符合して正確であることを認めました。

また、公益財団法人さかきテクノセンター及び部落解放同盟坂城町協議会について、いずれ

も正確に処理されており、適正であると認めました。

また、財政健全化判断比率及び算定書類は、いずれも関係法令の定める様式に従って作成されており、比率の計数は算定書類と符合して正確であることを認めました。

以上が審査報告ということになります。

なお、意見書として、8月31日に町長に提出し、同日、また議長にご報告してあります。その結果で、本日の議案書の中に意見書として折り込まれている結果でございます。

次に、決算の概要及び監査委員としての審査所見という形で進めさせていただきます。

決算額は、既に議案提出の中で説明されており、また決算の詳細説明の中でも説明されておりますので、省略していきますけれども、よろしくお願いたします。

まず、決算の概要について、一般会計の歳入歳出決算額及び特別会計の歳入歳出決算額については、記載されているとおりであります。お目通しの上、ご確認いただきたいと思ひます。

次に、財政に関する資料についてです。まず、経常収支比率です。これは経常的経費に充当する一般財源額が、経常一般財源額に対する割合でございます。比率が高いほど、財政の硬直化が進んでいるという見方です。前年より0.3ポイントの減となり、年々改善されています。今後も経費の抑制には十分な配慮をお願いするところでございます。

財政力指数です。基準財政収入額が基準財政需要額に対する割合でございます。数値が1に近いほど財源に余裕があると言われております。単年度で0.034ポイント減となりました。数値は年々減少する傾向にありますが、冒頭で町長の招集あいさつの中にごございましたように、町村で県下第3位の水準にあります。引き続きこの水準を維持して、財政健全化に向けて努めていただきたいと思っております。

公債費比率は、地方債元利償還金の標準財政規模に対する割合でございます。なお、繰上償還分は除かれます。また実質公債費比率は下水道会計等を含めて計算した数値であります。起債をしますと、それに伴う元利償還金が増加し、財政規模に負担割合が増す関係にあります。公債費比率の12.7%、実質公債費比率の15.9%は、財政規模に負担のない数値と判断いたしております。事業推進に当たって起債をする必要となることもありますが、運用には財政規模との均衡を保ちながら十分留意する必要があると思ひます。

右のページにいきまして、次に、一般会計の詳細です。平成23年度の一般会計の歳入総額・歳出総額は記載のとおりですが、歳入歳出差引残額が9,652万7,802円となりました。そのうち5千万円を地方自治法233条の2の規定により基金として積み立て、残額の4,652万7,802円を翌年度に繰り越しています。

以下、歳入について、23年度の款別収入状況を表にしてあります。

町税に関する事項についてです。一部、もう既に紹介されている部分もありますけれども、説明させていただきます。町民税の収入済額は、前年度と比較して6%の増となりました。う

ち、法人町民税が前年より引き続き景気回復傾向にある中で、15.4%の増となっております。町税全体の収入済額も前年度比0.7%の増加となりました。

一方、収入率について、町税全体では前年比0.1ポイント減少し、収入未済額残高は、前年度末と比較して552万8,942円の増加となっております。

未納額の解消に大変ご苦労されているところではありますが、今後も引き続き徴収率の向上に努めていただきたいと思います。

なお、不納欠損処分につきましては、地方税法の規定に基づくものであり、やむを得ないものとして認めました。

一方、歳出についてです。決算額は記載のとおりとなっております。

以下、平成23年度主な事業をまとめてありますが、各事務事業について鋭意取り組まれていると感じております。平成23年度の款別支出の状況は表のとおりです。お目通しいただきたいと思います。

次に、特別会計の詳細です。各会計について歳入歳出決算額は表のとおりであります。以下収納の状況及び不納欠損の状況をまとめてありますので、お目通しいただいて説明の方は省略させていただきます。

実質収支に関する調書についてご報告いたします。決算書のそれぞれの会計の末尾のページに記載されておりますが、いずれも適法に作成されており、計数は正確であるものと認めました。

次に、基金の運用状況についてです。一般会計に15基金、特別会計に4基金があります。それぞれの計数は正確であり、その運用方法について一般会計において基金名で言いますと、地域活性化公共投資臨時基金、文教施設整備基金、びんぐし湯さん館施設整備等基金、ふるさとまちづくり基金等々、また特別会計においても設置目的に合った事業に活用され、その処理は適切であると認めました。

また、8月1日におきまして、本年度施工された工事のうち、記載の5カ所について巡検いたしました。いずれも計画どおり執行されていることを確認しております。

次に、指摘事項でございます。一般会計については各課ごとに、特別会計については会計ごとにまとめました。過日の決算審査において、関係各課より事業内容を聴取する中で、今後の課題として認識するものについてまとめたものであります。また、財政援助団体にはそれぞれの監査の折に、その内容を伝えてあります。

なお、記載されている事項のうち、既に対応していただいているものもございませう。決算審査のときに指摘させていただいたのですが、早速取り入れていただきました。監査委員として非常にありがたく受けとめております。

最後に、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率の審査結果について報告いたします。先

ほど、担当課からの方からも報告がありましたが、審査結果としてご報告申し上げます。

財政健全化判断比率の指標としまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、資金不足比率の五つの指標があります。実質赤字比率は普通会計における決算が黒字でありましたので、数字が入りません。連結実質赤字比率についても、これはすべての特別会計を含めた地方公共団体の決算額で判断いたしますが、これも黒字でありましたので数値が入りません。

実質公債費比率は、前段で説明したとおりでありまして、前年度比0.9ポイント減の15.9であります。早期健全化基準の25.0％と比較して健全な状況と判断いたします。

将来負担比率は、一般会計等の地方債残高のほか、葛尾組合等一部事務組合、また広域連合及び土地開発公社などに対する債務を含めた総額を標準財政規模で割った比率であります。23年度は50.6％で、昨年度比29.3ポイントの減となり、大幅に改善されております。これは地方債現在高の減少と基金積立残高の増加による効果が大きく影響していると感じています。

資金不足比率は、公営企業としての下水道事業会計の資金が充足されておりますので、これも数値が入りませんでした。

坂城町の数値はすべてにおいて、早期健全化基準値の範囲内にありますが、引き続き将来に向け健全な財政運営に努めていただきたいと思います。

以上をもちまして平成23年度の決算審査の報告とさせていただきます。

議長（宮島君） 以上で提案理由の説明及び決算認定案に対する代表監査委員の報告が終わりました。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日4日から9月9日までの6日間は議案調査等のため休会をいたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、明日4日から9月9日までの6日間は議案調査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は9月10日、午前8時30分より会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

（散会 午後 3時20分）

9月10日本会議再開（第2日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	中村淳君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|-----------------------|----------|
| (1) 国保特定健診についてほか | 窪田 英子 議員 |
| (2) 坂城更埴バイパスについてほか | 塩野入 猛 議員 |
| (3) 南条小学校全面改築について | 山崎 正志 議員 |
| (4) 分館施設整備事業補助金についてほか | 入日 時子 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、会議に入る前に本日から12日までの3日間、カメラ等の使用の届け出がなされております。これを許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。質問者はお手元に配付をしており、10名であります。質問時間は答弁を含めて一人1時間以内でありますので、理事者等は通告されている案件について、簡明に答弁されるようお願いを申し上げます。

なお、通告者もこれには格段のご協力をお願いをいたします。

それでは順番によりまして、最初に5番 窪田英子さんの質問を許します。

5番（窪田さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

特定健診を受けましょう。

1. 国民健康保険加入者で、平成25年3月31日現在、40ないし70歳になる人を対象に特定健康診査を実施いたします。特定健康診査は、増え続ける医療費の抑制を図り、安定した医療保険制度を目指して、平成20年度から始まった制度で今年で5年目を迎えます。

この制度では、特に予防を重視し、それぞれの医療保険者に健康診査と健康指導を義務づけました。そして、その評価目標の達成状況に応じて、後期高齢者支援金の10%加算・減算措置がとられます。

75歳以上の高齢者の医療制度を支える後期高齢者支援金、75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度の医療費は、税金50%、現役世代（健康保険組合、協会健保、公務員

共済、国民健康保険の被保険者)の保険料40%、75歳以上の高齢者の保険料10%で賄われます。この現役世代が拠出する後期高齢者医療制度の保険料を後期高齢者支援金といいます。

そして、町の国民健康保険が拠出する後期高齢者支援金は、下記の目標達成状況により、10%の加算もしくは減算措置がとられます。

目標、特定健康診査受診率65%以上、特定保健指導実施率45%以上、内臓脂肪症候群の該当者、予備軍の減少率10%以上、目標を達成すると後期高齢者支援金の減算措置がとられます。平成22年度の町の国保の後期高齢者の支援金は、1億7,697万4,176円でした。国保被保険者0ないし74歳は、4,367人でしたので、1人当たり4万525円負担したことになります。

今年度も平成22年度と同程度の金額になるとしたら、目標達成すると10%減額され、町の国保の負担が約1,770万円軽減されます。目標達成には、まず特定健診受診率のアップが必要です。町の国保の財政安定化のためにも、まずは特定健康診査の受診率65%が目標です。今年度は6月末現在で、約3,200人の対象者のうち792人が受診しており、健診受診率は26.4%です。目標の65%を達成するには、対象者約2,100人の方に健診を受ける必要があります。国保加入者の皆さん、1,770万軽減されるよう、目標達成まで約1,300人。

質問に入ります。

イ. 国保特定健診の理解度拡大は

ロ. 受診率をどのようにアップさせるか

ハ. 受診料に問題点はないのか

この3点をお聞きします。よろしく願いいたします。

町長(山村君) いろいろ詳しくご説明もいただきました。ありがとうございます。

今、おっしゃられた数字を若干、最新の数字に修正しながら、私の方からお答えしたいと思っております。

今、おっしゃられたように、国民健康保険の特定健診、健康診査につきましては、増え続ける医療費の抑制を図り、安定した医療保険制度を目指すとともに、何よりも町民の皆様の健康を守るために実施をしているところでございます。

平成20年度から始まりました、特定健康診査も今年度は5年目の評価の年に当たっており、受診率の目標値65%達成に向けて、私もさまざまな機会をとらえる中で、受診を呼びかけてまいりました。

7月末現在で申し上げますと受診者数は1,021名でございます。受診率は31.8%となっております。これは前年同期と比べまして37人、率で1.4ポイントの増加となっております。

皆様の健康に対する意識の向上が、若干ではありますけれども、数値にあらわれていると思いますが、目標達成にはまだまだ大きな力が必要となっております。特定健診の受診方法といたしましては、町の保健センター等で実施しております集団健診、医療機関で個別に受診していただきます個別健診や人間ドックといった方法がございます。

以下の状況につきまして、若干細かい数字になりますけれども、皆様のご理解を賜るためにも申し上げたいと思っております。

町の集団健診につきましては、既に5月から6月にかけて実施し、昨年度より10名増の792名の方が受診されております。年度内の集団健診の予定としましては、来年2月の実施となりますので、当面はそれまでの間、個別健診を中心に受診を呼びかけてまいりたいと思っております。

受診率向上に向けての具体的な取り組みを申し上げますと、まず9月中に行うこととして、5月、6月の集団健診を申し込まれていて、受診をされなかった方、約180名の方がいらっしゃいますけれども、この皆様方に個別健診のご案内の通知をいたします。また、今年度の健診申し込み調査の際、職場で受診されると回答された方が400名ほどいらっしゃいますが、この方々に職場で受診された健診データを町に提供していただくよう、返信用の封筒を同封してお願いしてまいりたいと思っております。

このお願いに対しまして、さらにお返事のない方、返事のない方については、10月に入りまして電話での問い合わせとともに、個別健診への受診勧奨をしていく予定でございます。さらに、お電話をかけても連絡のとれなかった方に対しては、ご自宅を訪問して受診勧奨を呼びかけていくという予定でございます。

健診申し込み調査の際、特定健診受診の箇所が未回答であった方が、850名いらっしゃいます。この方々に対しましても、10月、個別通知により個別健診とあわせて来年2月の集団健診についてもご案内をし、受診勧奨をしていく予定でございます。

この方々についても、受診の意思が確認できない場合には、電話による勧奨、あるいは自宅訪問による受診勧奨も計画してまいりたいと考えております。

以上、今後の計画について申し上げましたが、現在治療中の方で、通院先の医療機関において、血液検査や尿検査といった特定健診の検査項目と同様の健診をされている方については、医療機関から検査データを提供していただくことで、特定健診を受診したとみなす方法もございます。この方法による今年度の受診者数は、7月末現在78名で、昨年度の同時期と比べ、55人の増加となっております。昨年データでは、受診されない理由をお聞きできた方のうち約15%の方が通院治療中というお答えでありました。先ほど申し上げました、集団健診未受診者、あるいは健診申込時の未回答者への個別通知の際には、この方法についてもお知らせをし、周知を図ってまいりたいと思っております。

いずれにしましても、今年度中にあらゆる手段を使って65%以上達成ということを努力してまいりたいと思いますので、議員の各皆様方にもご協力をお願いしたいと思っております。

次に、健診料金についてのお問い合わせがありました。坂城町では心疾患、心臓ですね、による高額医療費の割合、また死亡原因としても心疾患の割合が高いことなどから、集団健診において心電図検査を含めて、基本健康診査を実施しております。健診にかかる費用は7,140円で、このうち心電図分を含めて2,500円を検診受診者にご負担いただいております。

隣接の千曲市、あるいは上田市では、当町のように基本健診に心電図などは含まれておりません。それで受診者の負担は千円ということになっております。心電図は希望者のみが別料金で受診されているというような状況であります。

このように、健診料金は近隣の市町村と単純な比較はできませんが、国、県、町からの補助により、負担が軽減されておりますので、現在の料金設定でも十分に受診率向上への効果はあるものと考えております。また、受診勧奨の際に受診されない理由をお聞きしましても、健診料金のことをおっしゃられる方というのは余りないようでございます。受診者ご自身の健康を守るための健康診査でございますので、現在の料金設定でも問題ないものと考えております。

いずれにしましても、「広報さかき」9月号でもお知らせしましたように、受診率目標値65%には、あと1,070人の方の受診が必要です。先ほど申し上げました個人勧奨に限らず、今後も機会あるごとに受診を呼びかけ、目標値達成に向けて、最近の敬老会でも一生懸命言っておりますので、引き続き、あらゆる努力をしてまいりたいというように考えております。以上でございます。

5番（窪田さん） 詳しい答弁ありがとうございました。ここに挙げたのは町の方、頑張っているってことわかっていながら、なぜ挙げたかということ、やはり、こういう場をお借りして皆さんに宣伝したかったので挙げました。ぜひ、こういう場をお借りして宣伝して、ぜひ受診して、町の国保の負担を少なくしていただきたいと思いました。以上です。

2番、坂城町歯周病疾患検診実施要綱

1. 目的 健康増進法第19条第2項に基づく生活習慣病予防対策の一環として、歯周病疾患検診を実施することにより、壮年期以降に増加する歯周疾患予防とともに、一生涯自分の歯で食べることにより、全身の健康を保持、増進させることを目的とする。

実施主体 坂城町、対象者 町内に居住し、当該年度において40、50、60、70歳に達する者。実施医療機関 埴科歯科医師会と委託契約に基づき、歯科医師会に所属する歯科医師が開設する医療機関とする。検診内容 問診、口腔内検査、歯周組織検査。

2. 歯科保健指導

3. 検診に基づく結果の説明 検診の実施回数は同一について、実施期間内1回、実施期間

平成24年8月1日より12月29日までとする。実施医療機関の検診日を除いた診療時間内とする。検診委託料金 一人3千円、内訳、本人1,500円、町1,500円。

これらの3の対象者につき、既に20歳からとするところもあるように、若いときから習慣づけるよう、せめて20、30も入れて実施は。

また、7番の検診委託料を本人を500円としたらと、医師会との懇談会の際、医師の方から提示がありました。

歯周疾患についての質問

イ. 歯周疾患検診の認知度は

ロ. 受診率アップに向けての取り組みは

ハ. 現在の受診料本人負担を1,500円を500円に

ニ. 対象者に20代、30代を入れるのは

以上、お願いします。

福祉健康課長（塚田君） 歯周疾患検診について。まず、イの歯周疾患検診の現状であります。健康増進法において、市町村は40歳、50歳、60歳及び70歳の住民を対象として、歯周疾患検診を実施するよう努めることとされております。

当町におきましても平成22年度より、健康増進法で定められた節目の年齢となる方を対象に、埴科歯科医師会と委託契約を結ぶ中で、歯周疾患検診を実施しております。歯周疾患検診は、歯を失う大きな原因となる歯周疾患の予防と早期発見を推進し、高齢期においても健康を維持し、食べる楽しみを享受できるよう、歯の喪失を予防することを目的として実施しております。

検診の内容といたしましては、すべての歯について歯と歯肉の間の溝、歯周ポケットの状況を診察するものでございます。

検診料金につきましては、埴科歯科医師会と1人当たり3千円で委託契約をし、町負担1,500円、受診者負担1,500円で実施しております。

検診対象者は、毎年800人から900人程度でございます。対象者全員に歯周疾患についての説明書、検診受診票を同封いたしまして、8月から12月までの5カ月間で受診していただくよう、個別の通知をしておりますが、受診の状況を見ますと、事業を開始いたしました平成22年度は受診者数63人、受診率は7.7%、昨年23年度は受診者数97人、受診率10%と、若干増加はいたしましたが、認知度と申しますか、歯周疾患検診への関心はまだ低いという状況であります。

次に、ロの受診率向上に向けた取り組みであります。公共施設や医療機関へのポスターの掲示や「広報さかき」への掲載により受診を呼びかけております。健診対象者の中には既に医療機関で治療中という方もいらっしゃると思いますので、対象者に通知をする際、治療中の方

は保健センターへご連絡をいただくようお願いをしております。ご連絡いただいた方は受診対象者から除くことによって、できるだけ正確な受診率をつかめるように努めております。

次に、ハの受診料について、現在の受診者負担1,500円を500円あるいは千円にできないかというご質問でございます。現在、町で実施しております各種がん検診等の受診者負担金は、実際の検診料金の約半額相当となっていることから、歯周疾患検診につきましても、これに合わせまして検診料金3千円の半額1,500円としております。

県下の市町村の状況、平成22年度の状況を申し上げますと、歯周疾患検診の公費補助を実施している市町村は、77の市町村中24市町村で、受診者の負担金額は500円程度としている市町村が多いようであります。実施市町村もまだ全体の3分の1程度であるということ、また事業を開始してから今年3年目と、年数も浅いわけであります。まだまだ関心が高まっていないことが、低い受診率の原因と考えており、当面は現行の受診料金で実施してまいりたいと思っております。

最後に、ニの検診対象者の変更として、20歳、30歳も対象者に加えてはどうかというご質問でございます。近隣市町村の状況を見ましても、健康増進法に定められました、40歳、50歳、60歳そして70歳を対象に実施している市町村が多い状況でございます。このため、検診対象年齢につきましても、当面はこの年齢層で実施してまいりたいと考えております。以上です。

5番（窪田さん） 詳しいご回答、ありがとうございました。7月24日、医師会で懇談会があり、今、その歯周病疾患の検査料を1,500円から個人500円にしたらと、お医者さんからおっしゃったので、ああそうなのかなってちょっと思いましたので質問してみました。

歯周病のことは、虫歯だと歯を治療すれば助かりますが、歯周病は歯茎がだめになるので、歯が抜け、悪くなると治療に1年もかかるということで、大変な病気なので、若いときから関心を持って、その病気に取りかかってほしいなあと思って、20、30はどうかなって、そんなふうに思いました。ぜひ、今すぐということではないので、お友達なども歯周病にかかって、1年間で治療したということになって、そこまで通う交通費と治療費が大変かさみますので、できたら、長い目で若い20代、30代も検診の中に入れるように、また検討していただきたいと思いました。

では、3に入ります。

3. 政府高齢社会対策大綱の改定案素案。政府が高齢者施策の中長期的指針とする高齢社会対策大綱の改定案素案が3日分かった。おおむね65歳以上を高齢者とする従来の定義を見直し、人生90年時代への転換を提唱したのが柱。意欲と能力がある高齢者に社会を支える側に回ってもらうため、2011年時点で57.3%にとどまっている60ないし64歳の就業率を20年に63%まで引き上げる目標を盛り込んだ。大綱の改定は01年以来11年ぶり、年

内にも閣議決定する。

素案は、少子高齢化の進行で労働力人口が減少する状況を見据え、高齢者の就労を支援する取り組みを並べた。65歳までの定年引き上げや起業する人への資金調達支援を提起。高齢者でも働きやすい環境を整えるため、パソコンやインターネットを使って、自宅などで働くテレワーカーの数を490万人から700万人に増やす。介護職員149万人を237万から249万人にし、在宅医療や訪問看護を充実させる。高齢者人口に対する高齢者向けの住宅の割合は、05年の0.9%を20年度末には3ないし5%とまで上昇させる。引退後の所得については、公的年金を中心とし、企業年金や退職年金、私的年金などの個人資産を適切に組み合わせることで確保を図ると、目標を挙げた。

高齢社会に対する大綱の主な数値目標。今、読みましたけれども、60ないし64歳の就業率は57.3%から63%、在宅テレワーカーの数は490万人から700万人、介護職員は149万人から237ないし249万人、在宅医療など17万人から29万人、訪問看護31万人分から51万人、高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合は0.9%から3ないし5%へ。

では、質問に入ります。

イ. 高齢者が増え、老人ホームが満室で、待機者は何人か、増設の予定は

ロ. 少子化の進行で、労働力人口減少する状況を見据え、高齢者の就労支援は

ハ. 在宅テレワーカーを増やすには

この三つ、よろしく願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） それでは、3の人生90年時代に向けてということで、まず老人ホームの待機者、施設の増設についてのご質問にお答えを申し上げます。

高齢化の進展については、大きな社会問題としてクローズアップをされて久しいわけであり、ますけれども、高齢化の進展に伴い、ひとり暮らしの高齢者世帯や高齢者のみの世帯も増加しており、環境的あるいは経済的に居宅、自宅においてですね、養護を受けることが難しいという高齢者の方もいらっしゃいます。これらの方については、老人福祉法の規定に基づきまして、ご本人やご家族のご意向を確認しながら、市町村が養護老人ホームへの入所措置を行っており、長野広域連合の入所判定委員会の判定を受けて、現在、当町の入所者は9名、待機者は3名という状況でございます。

措置に基づく入所に関しては、入所費用を所在市町村において負担するということから、相当額の予算措置が必要となります。施設に空きがあっても、すぐには待機者の入所につながらないというケースもあるわけでございます。これらの状況をかんがみまして、長野広域連合では、この7月より養護老人ホーム入所措置調整会議を設置いたしまして、広域的に待機者の解消を図るための方策を検討しているところでございます。

次に、施設の増設の予定ということですが、長野広域連合で運用しております長野市の松寿荘と、当町にございます、はにしな寮、この2施設が広域で運用しておりますが、両方ともですね、かなり老朽化をしておるということでもあります。増床ということではありませんけれども、本年度から平成27年度にかけて、一部、居室の個室化でありますとか、トイレ、洗面台、今、非常に使いづらい状況でありますので、こういったものの環境整備を図るということで、順次行っていく予定になっております。

次に、ロのですね、高齢者の就業率といいますか、に関してでありますけれども、高齢者福祉の観点から更埴地域シルバー人材センターの状況について若干申し上げたいと思います。町では高齢者の方の就業機会の確保や、健康で生き生きとした社会生活を送っていただくよう、更埴地域シルバー人材センターに負担金を拠出し、事業運営の応援をさせていただいているところでございます。

平成23年度末現在、更埴地域シルバー人材センターへの登録会員、全体で930人ということで、平成22年度末よりも69人減少しているということですが、そのうち坂城町の登録会員は164人で、22年度末より2名、若干であります。増加をしているということですが、坂城町分といたしましては、いずれも22年度から若干であります。上昇しております。高齢者の方の働く意欲ですとか、真摯な仕事ぶりが、こんな成果となってあらわれているのではないかと考えております。

少子高齢化社会にあつて、高齢者の方が築いてきた実績や豊かな経験がますます重要となる中で、引き続き、シルバー人材センターを通じた就労の応援をしてみたいと考えております。以上です。

産業振興課長（塚田君） 私からは、ロの高齢者の65歳以上の就業率は、についてお答えいたします。少子高齢化の進行により、労働力人口が減少すると、産業活動の担い手が不足となり、供給力不足となるため、日本の経済成長が阻害されることが懸念されております。特に、最近では、少子化が予想以上のペースで進行していることもあり、将来的には労働力の確保が課題となっています。

当町の60歳から64歳の就業率を平成22年の国勢調査により試算したところ、57.7%と、厚生労働省のデータと1年の時点の違いはございますが、平成23年の国のデータの57.3%よりも若干上回る結果が出ております。

なお、この年代では、男性が68.6%、女性が46.4%が働いておりました。従事している職業は、製造業、卸売・小売業、農業の順となっています。

また、65歳以上の就業率につきまして、男女合わせた平均データですが、65歳から69歳で40.6%、70歳から74歳までで26.8%、75歳から79歳では20%、

80歳から84歳で12%、85歳から89歳においても7.6%の方が働いている状況であります。

高齢者の雇用を推進していくため、長野高齢・障害者雇用センターでは、長野労働局、ハローワークと連携して、10月20日金曜日にさかきテクノセンターにおきまして「生涯現役社会の実現、企業も働く人もいきいき」と題しまして、セミナーを開催いたします。セミナーでは事業所向けに高齢者雇用に係る施策の紹介のほか、町内の企業も代表として事例発表する予定となっております。町内企業の皆さんに参加していただけるよう、今後、周知を図ってまいりたいと考えております。

また、65歳以上への定年の引き上げや、定年の定めを廃止するなどを実施した事業主に対し、一定額を給付する、国の中小企業定年引き上げ等奨励金や高齢者の意欲と能力を生かすため、希望者全員が65歳以上まで働くことができる制度の導入、または70歳以上まで働くことができる制度の導入に合わせて、職場の環境整備を行う事業主に対して助成する、高齢者職域拡大等助成金などの制度、また事業所が高齢者雇用を行うためのサポートを行う、高齢者雇用アドバイザー制度などの各種助成制度について、関係機関と連携しながら、引き続き、事業所の皆さんに周知を図ってまいりたいと考えております。

続いてハの、高齢者に働きやすい環境は、のご質問でございます。お話にありますように、政府が年内の改定を目指す高齢社会対策大綱では、高齢者でも働きやすい多様な雇用形態を後押しするため、パソコンを活用して自宅などで働くテレワーカーの数を平成27年には700万人に増やすことを目指しております。

テレワーカーとは、ICT、情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことで、昨年3月の東日本大震災の際には、首都圏での公共交通機関の運休時、計画停電の実施時などにおいて、会社に出社せず、在宅勤務等のテレワークを行ったことにより、円滑な業務の実施、継続が可能になった例もあるなど、企業のリスク分散という観点からも重要となっております。

テレワークを進めていく上で不可欠である、インターネット接続等のブロードバンド普及率は、平成24年3月末の信越総合通信局のデータによると、長野県は67.9%と県内の約3件に2件は高速回線に接続可能になっており、瞬時に大量のデータのやりとりが行うことができる環境が整ってきております。しかし、テレワークを進めていくためには、各企業において、在宅勤務する家庭のパソコン等の環境整備、情報漏えい等を防止するためのセキュリティ対策、就業規則の対応、社員同士のコミュニケーションの確保など、さまざまな点を踏まえ、在宅勤務を行う業務の選定を行っていく必要があります。

当町において、多くを占める製造業については、生産工程は在宅勤務というわけにはいかず、総務、経理、設計等の部門の中で、対応が可能かどうかを企業みずから判断し、取り組んで

いくこととなります。町といたしましては、国や関係機関が実施するセミナー等の案内を中心に、企業等への情報発信に努めてまいりたいと考えております。

5番（窪田さん） 大分、詳しいあれで、納得しました。それともう一つお聞きしたいのは、入所する、入所できた人が9名で、待機者が3名ということで、この待機している人はどんな状態で、どうして入れないのか、どうしてというのは、入るところがないからなんでしょうけれども、どういう条件がそろえば入れるのかなと、ちょっとあれなんですけれども、その点はどんな感じなんですか。

福祉健康課長（塚田君） 待機者、3名ということで申し上げました。坂城町だけにいらっしゃるわけではなくてですね、千曲市さん、あるいは長野市さんにも待機者はございます。広域連合で運営しております2施設、松寿荘は定員100名、はにしな寮は定員60名ということがあります。常時、ほぼ定員いっぱいということですが、若干空きが出る、退所等の関係で空きが出る場合がございますが、先ほど申し上げましたように、すぐですね、それぞれの市町村が、予算措置が伴います、入所に際しては、それがすぐ対応できるわけではないというようなことで、その辺のところですね、調整会議をしながらですね、広域的に解消を図ってきたいということです。

待機者の状況ということでありますが、先ほど申し上げましたように、生活の状況ですね、お一人であったり、というような中、あるいはお体のぐあい関係でありますとか、そういったことで、おうちで暮らしているよりは、そういう施設に入った方がいいだろうというようなことで、町の方から申請を上げて、広域の判定委員会の中で、入所が適当ということで判断をされている方があります。

ただ、それぞれの市町村に待機者がございますので、空きができた場合に、基本的には坂城町の方が退所されて坂城町の方が入所するというようなことの中で、基本的には運営しておりますけれども、そういった中で、できるだけ広域的に待機者が解消できるように調整会議を行いながら、そういうことでなくてもですね、できるだけ、減少できるような形でしていきたいということがございます。そんなことでご理解をいただければと思います。以上です。

5番（窪田さん） それは納得しました。これから、今は3名なんですけれども、これから増えるということを、ここで言っているわけなんですけれども、これが10名とかになったら、その場合はどんな措置をとるんでしょうか。

福祉健康課長（塚田君） 長野広域連合の中にもですね、今後、養護老人ホームの施設、どうしていこうかというような検討はしております。養護老人ホームということですので、いわゆる重い介護を必要とする方でない方の施設でありますけれども、実際に養護老人ホームであります、要介護認定を受けていらっしゃる方に、要介護2程度の方は、現状、松寿荘もはにしな寮にも相当程度いらっしゃいます。これは養護老人ホームの施設ということだけでなくです

ね、いわゆる介護保険、介護福祉施設といいますか、特別養護老人ホームとの関係も出てまいるというふうに思いますけれども、これはこれで、介護保険の全体の計画の中、県の計画、全体計画であつたりという中で、将来見込み等ですね、立てておりますが、いずれにしても、介護の制度におきまして、できるだけ、そういう入所するのではなくて、在宅、居宅といいますかね、地域の中で見ていこうというような方向の中で、余りその施設をこれからどんどん増やしていこうという国全体の政策ではございません。

そういったことも考える中で、広域連合としても、養護老人ホームを増床をしていくということでは、計画の中にございませぬ。現状の、広域としての160名という定員を維持をしていくと。今回、改修計画の中で、個室化を図るという中で、養護老人ホームの需要はどうなんだ、待機者はありますけれども、減らしていく必要もあるのか、増やす必要があるのかという中で、現状維持ということでの計画で改修をしていきたいということでもあります。

お答えになっていたかどうかわかりませんが、以上です。

5番（窪田さん） これから訪れる高齢化、それで一番問題になっているのは、やっぱり結婚していない人が多いということもあるので、若い人が結婚できるような、そういう環境とか、その環境をつくって子供を産んでもらい、少しでも若い力が増えるよう、50、60、70代でどうかして、昔のように世話焼きのような人が出てくれて、まとめ話ができるようになれば、高齢化社会にも、一つ、力になれるかなあと思うので、ぜひ、世話焼きのような方が増えるといいなと思います。

では、これを終わりにします。

4. 子宮頸がんワクチン成人の再接種にも支援を

ワクチン後進国の日本もやっと欧米の先進国の水準に達するのか、厚生労働省はこれまでワクチン接種緊急促進事業として、公費負担してきたヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がんワクチンを2013年度から定期予防接種の対象とする方針を固めた。大変喜ばしいが、子宮頸がん対策については、さらに充実、強化することが必要だと考える。

子宮頸がんは、女性に特有のがんのうち、乳がん仅次于いで罹患率、死亡率が高い。日本では年間約8,500人が発症、約2,500人が死亡。最近では、出産年齢に当たる20代、30代で増加する傾向にある。手術では、ごく初期の場合は除いて、子宮が摘出されるため、妊娠、出産が不可能となる。子宮頸がんの死因は、ヒトパピローマウイルスの持続的感染であると確認され、HPVワクチンによってウイルス感染を防げるようになった。HPVは性交渉で感染するため、妊娠前の接種が有効とされ、国の接種事業では中学1年から高校1年の女子生徒が対象となっている。

ワクチンによる免疫はブースターがなければ、普通弱まる。そのため、1歳児の1回だけだった、はしかワクチンの接種は小学校以上で罹患するケースが増えることから、06年から

小学校入学前に2回目の接種をすることになった。はしかウイルスに対する免疫の強さを示す抗体価は、血液検査で容易に測定できる。これに対し、HPVは国際標準的な抗体価測定の方法が確立されていない上、外国の研究機関が保有する特許の縛りもあって、日本では測定できる検査会社がない。臨床試験では、HPVワクチンの効果は、6ないし8年間程度で確認され、20年間持続するという推移もある。ただ、中学生のときに接種したワクチンの効果が、彼女たちの性的活動が高まる20代まで続くかは、そもそも抗体価を測定できないため、定かでない。

政府は、子宮頸がん対策の2本柱として、検診率の向上とワクチン接種の推進を挙げるが、後者はやや不十分だ。政府は、大学医学部など、後押しして、HPVの抗体価の検査をまず確立し、女性が成人に達すれば検査してHPVに感染しやすいとわかれば、公的負担で再度の接種をする体制をつくるべきだ。HPVワクチン接種の費用は1回1万5千円程度とかなり高額だが、新たな命を産むため、予防措置だと考えれば、税金が使われることへの反対も少ないだろう。

イとして、検診率の向上と成人ワクチン接種ができるようになったら、若い命を守るための支援をぜひしてほしいと思います。それに対して、よろしく願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） 子宮頸がんワクチンの成人支援、子宮頸がん対策の充実強化ということで、お答えを申し上げます。

先ほど、議員さんからもございましたように、女性が子宮頸がんにかかって亡くなるケース、大変多いということであります。最近では、特に20歳代から30歳代の若年層での発症が急増しているというふうに言われております。

子宮頸がんの原因の約7割は、先ほど、非常に、あの言いにくいんですけども、発がん性のヒトパピローマウイルス、略してHPVというふうに言われていますが、このウイルスの持続的な感染によるものであり、そのほか約3割は、喫煙ですとか、食生活の欧米化等、日常生活習慣が誘因ということで考えられております。

国は、がん対策基本法に基づきまして、がん対策推進基本計画を策定し、がんの予防対策を進めており、町においても、国の施策に基づき、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業により、子宮頸がん予防ワクチンが最も効果的な10代前半での予防接種を公費負担で実施しております。また、がん検診推進事業によりまして、若年層のがん予防対策として、20歳から40歳の特定の年齢に達した女性の方に、無料クーポン券等を配付いたしまして、子宮頸がん検診の受診率の向上を図っております。

子宮頸がん検診の受診状況を見ますと、平成20年度に比べ、平成23年度、無料クーポン券によりですね、対策を始めてからでありますけれども、54名増加をいたしました。がん検診推進事業の導入が受診者増加へつながっているものというふうに思われます。

子宮頸がん対策につきましては、10代前半の効果的なワクチン接種と、成人については定期的な検診受診による予防と早期発見を図ることが重要と考えておりまして、今後も引き続き、子宮頸がん検診の受診率向上のため、受診しやすい検診体制の整備等を進めてまいりたいと考えております。

ご質問の中にごさいました成人女性のワクチン接種ということですが、議員さんのお話にもありましたが、現在、子宮頸がん予防ワクチンの持続効果については、明確な見解がされていない状況であります。今後の国の指針等に基づいて、検討をしてみたいと思います。以上です。

5番（窪田さん） 今の無料クーポン券を配って、検診を受けやすい状態にしているということは感心しました。本当に、親にとり、子供は希望の光です。子供が亡くなった親の姿は余りにもかわいそうです。ぜひ、町の力で、若い命の裏には悲しむ親がいることを忘れず、死亡率の高い子宮頸がんを死亡させないことにしてほしいと思いました。以上です。以上で終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時25分～再開 午前 9時36分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、4番、塩野入猛君の質問を許します。

4番（塩野入君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

初めに、坂城更埴バイパスについてお尋ねをいたします。

バイパスの質問は、昨年9月に続き今回で2回目になりますが、私には今進めている作業の中身が見えてこない。町長も議会招集あいさつなどで、毎回経過を話されますが、地形の測量や地質調査が実施され、国土交通省長野国道事務所ですべての予備設計がなされ、予備設計については、まずは役場内の関係各課で精査していく。動植物の生息、生育状況を調べる環境調査が行われるといった、ほんの概略が知らされる程度で、国道事務所の動きが見えないのが現状です。

そこで、前回質問から1年が経過する中で、バイパスの建設に向けての進捗状況や町の対応、そしてこれからの作業スケジュールについてお尋ねをいたします。

町長は、今議会招集あいさつの冒頭でも申されましたが、先月10日、宮島議長、塚田地域交通網対策特別委員長と上京し、坂城町独自で羽田雄一郎国土交通大臣を訪問し、面談されました。面談では坂城町にかかわる坂城更埴バイパス坂城町区間3.8kmの早期完成など、4件について早期の追加予算づけ、事業促進についてお願いし、町長のブログにも写真とともに、それが載っております。

ブログには、じっくり時間をいただき、詳細に説明をし、ご理解をいただきましたと記され、写真には、町長が羽田国交大臣に資料を示しながら、熱心に説明されている場面が写され、面

談の成果があったものと推察されます。

そこで、羽田国交大臣とはどのようなやりとりがされ、どのような感触を得たのか、詳細、お聞きをするものであります。

また、その後に国交省菊川道路局長とも面談され、ご理解をいただいたようでありますが、道路行政を担う、実働部隊のトップの理解は、早期完成への大きなステップになるはずでありますので、局長面談の状況もあわせてお聞きいたします。そして、両者との面談を終えて、町長として、どんな手ごたえを得たのか、お尋ねをいたします。

次に、今現在までの進捗状況と町の対応について、お聞きします。今は9月でありますから、既に予備設計はでき上がりつつあるものと思われませんが、どんな状況にあるのでしょうか。また、これまでに長野国道事務所とは、担当者レベル、課長レベル、あるいはトップレベルなど、どのような段階で、どんな打ち合わせや会合がなされてきたのか、されてきたのか、お聞きするとともに、それぞれの話し合いの中で、予備設計についての問題、課題、あるいは意見や要望など、どんなことが出され、町側としてどのような対応をしてきたのかもお聞きをいたします。

最後は、これからの作業スケジュールについてお聞きをいたします。既に9月、今年度も間もなく半分が経過しようとしています。今年度残り6カ月余りの中で、どのような作業や取り組みがされようとしているのでしょうか、お聞きをします。中でも、一番は予備設計がいつごろに地権者や地域に開示されるかであります。どんな方法で、どのように私どもにお示しいただけるのか、お聞きをします。

また、供用開始に向けては、どんな予定、あるいは計画が立てられているのか、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会の要望活動で、7年程度で供用開始ができるよう、強く要望した経過もある中で、完成に向けた全体的な作業スケジュールはどのように描かれているのかもお聞きをいたします。

町長（山村君） それでは、塩野入議員さんの質問にお答えします。私の方からは、イの国土交通大臣面談の手ごたえはということでお答え申し上げまして、あと具体的な内容につきまして、担当課長の方から答弁させていただきます。

今、お話ありました、既にご案内のように、坂城更埴バイパス延長、約27.3kmの上田篠ノ井バイパスの一部として、坂城町南条から千曲市屋代までの延長、約19.2kmのバイパスであります。

長年にわたる、国や県への要望活動の結果、平成23年度、坂城更埴バイパス延長3.8kmにつきまして、国の直轄事業として、念願の事業化がされたところでありました。昭和57年に関係市町村にルートが提示されてから、ちょうど、もう約30年、30年という年月を要しましたが、関係各位のご努力により、供用開始に向けた第一歩が踏み出されたところでありま

す。

さて、ご質問のとおり、先月10日に、国土交通大臣室に、羽田雄一郎国土交通大臣と面談してまいりました。今、お話ありましたように、宮島議長さん、それから塚田議員さんとも、ともども行ってまいりました。

これはですね、まず羽田雄一郎議員が国土交通大臣になられたということもありまして、ぜひとも坂城町で単独で行こうということで、これは議員さんの方からのお話もありまして、じゃあ伺おうということになりました。面談では、今、お話にありましたように、坂城町にかかわる諸案件につきまして、事業の促進、財源の確保等について、お願いをしてまいりました。ちょうど、参議院の本会議が午後予定されておりましたけれども、その午前中に、記者会見がありまして、主に、例の靖国へ行くかどうかということだったんですが、それが早く終わりましたもんですから、約30分近い時間をいただいて、種々お話をいたしました。

この中では、特に、事業の促進、財源の確保についてお願いをいたしました。特に、坂城更埴バイパス3.8kmにつきましては、資料により、先ほどお話ありましたけれども、説明をして、早期完成をお願いしたというところであります。

それから、そのほかには道路整備のための財源確保、それから主要地方道坂城インター線の先線と国道バイパスの接続、それから地域公共交通におけるバリアフリー化、これは特に、坂城駅にエレベーターをつけるという案件等でございますが、それらの促進についてもお願いをしてまいりました。

羽田大臣におかれましては、参議院議員本会議直前の多忙の中なんですけれども、今、申し上げたように、割と時間をいただきましたんで、詳細に説明をし、ご理解をいただいたところではありますが、大臣いわく、大臣就任中、在籍中にしっかりと手を打つところは打ちたいというふうに言っておられました。

その後、特別の指示もありまして、菊川国土交通省道路局長とも面談し、大臣と同様に坂城町にかかわる諸案件について説明し、ご理解をいただいたところでもあります。この件につきましても、大臣からの指示があったということもありまして、私にとりましては、非常に大きな手ごたえがあったかなというふうに考えております。

この両者との面談を終えての手ごたえはということでございますけれども、先ほどお話ありましたように、直接の担当である局長と大臣、同日に具体的に細かく話ができたとということでございますので、今後の交通網整備の早期完成に向けて、期待できるものと、一刻も早くということで、そういう感覚を受けて、感じを受けてまいりました。

バイパスの建設促進につきましては、町の最重要課題の一つとして取り組みを進め、できるだけ早期に供用開始ができるよう、引き続き、国や関係団体などに要請してまいりたいと考えております。

また、直轄事業として、国土交通省長野国道事務所が事業主体となり、進めてまいります。事業の促進には、地権者や地域住民の皆様を初め、多くの方々のご理解、ご協力が重要となります。この国道事務所もですね、後で、詳しくご説明、担当課長からあると思いますけれども、いよいよ皆様にどうやって説明しようか、いつごろやるかというような具体的な話にも入っております。まだ日時ははっきり決まってないようではございますけれども、そういう段階になっております。今後とも、町としましては、地域の皆様とのパイプ役として、建設促進に努めてまいりたいと考えております。

また、特に、塩野入議員さんには、地元の案件でもありますし、絶大なるご協力を賜りたいと思っております。以上でございます。

建設課長（青木君） ロ、ハの順にご答弁を申し上げます。

まず、ロの進捗状況と町の対応はについてお答えを申し上げます。坂城更埴バイパスに係る今年度の進捗状況につきましては、5月と7月に長野国道事務所の調査課長さん以下、担当職員の方々や町長初め、副町長、関係課長、担当者による打ち合わせを行い、町道との交差点の位置や形状、町施設とのアクセス方法、道路排水の末流の位置、側道の設置等につきまして、町の意見を申し上げるなど、協議を重ねてまいりました。

そして今月の4日には、町から意見を提出していただきました内容につきまして、新規交差点計画、道路排水末流の位置の変更等を反映した検討結果の資料をご提出いただき、打ち合わせを実施したところでございます。

この間、長野国道事務所におかれましては、千曲川河川事務所、長野県千曲建設事務所、長野県公安委員会などとも関係機関とそれぞれ、このバイパスについて協議を進めていただき、その結果に基づき、修正設計を行っているところでございます。

また、環境調査につきましては、バイパス計画線近傍における、動植物の生息、生育状況の確認のため、平成24年5月から25年1月にかけて、実施をしており、調査の実施時期、内容等につきましては、文書による回覧、また、あるいは有線放送によるお知らせで、対象地域の皆さんにお知らせをしているところでございます。

今後とも、長野国道事務所との協議を重ね、協議結果による修正設計を繰り返しながら、予備設計の継続を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ハの作業スケジュールについてはについてお答えを申し上げます。今後の予定でございますが、長野国道事務所との協議が進んでまいり、先ほど、ロの項目で、ご答弁をいたしましたとおり、今月4日に町の意見が反映された、道路予備設計の姿が固まってまいりましたので、これをもとに地元への設計協議を進めてまいりたいと考えております。

地元への設計協議の進め方といたしましては、現在、検討しておるところでございますが、まずは、地元の区長さんにお集まりいただき、これからの協議の窓口となる組織の設置等につ

いて、ご相談をさせていただく予定で考えております。

いつごろ、予備設計が地権者や地域に開示されるかのご質問でございますが、現在、長野国道において、関係機関との協議に基づき、修正設計を行うなど、連絡調整を行っているところでございます。一般的には、この修正設計が完了し、詳細的な設計ができ上がった段階で、先ほど言いました、地元への設計協議ということで入ってまいります。

いずれにいたしましても、長野国道事務所と協議を幾たびか繰り返しつつ、できるだけ早期に地権者や地域の皆様方にお示しできるよう、進めてまいりたいと考えているところでございます。

また、供用開始に向けたスケジュールについてでございますが、これは安定的な事業の財源の確保がやはり重要なかぎとなってまいりと思います。今までも新国道上田篠ノ井建設促進期成同盟会や坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会等により要望活動を行ってまいりましたが、これらの団体等の皆さんと力を合わせ、早期供用開始に向け、引き続き活動、努力を進めてまいりたいと考えているところでございます。以上です。

4番（塩野入君） 区長さんたちと先にいろいろ、地元の組織体制をするということですので、我々も地元議員ですから、その辺のところはですね、一緒に、その状況でですね、入れましたら、ぜひ入れていただきたい、地元の議員も入れていただきたいと、こんなふうに要望するわけです。

それから、ちょっと、いつというのがはっきり出ないんですが、なるべく早くって、この前もなるべく早く、なるべく早くって、いつでもなるべく早くって言ってるんだが、なかなかなるべく早くやってこない。やっぱりね、そのいつやるかってことを、しっかりもう、9月も過ぎているんだから、それをお願いをしたいと、こんなふうに思います。

それから、町長は前回の私の質問の中で、バイパスの役割や要件として、二つのことを申されました。一つは、防災上、救急医療、救急搬送としての建設が急がれること。それから二つには、坂城町の産業の活性化、町に滞留できるものがないと、単に車が通過するだけで、排気ガスだけ残ってしまうので、町の都市の設計も含めて考えていかなければならない、こんなふうにおっしゃいました。これらについて、具体的にどんなことが、どのように、あるいはどんな方向で進められようとしているのか、お聞きをいたします。

次に、新国道上田篠ノ井間建設促進期成同盟会とは別に、本町独自の坂城町国道バイパス県道整備促進期成同盟会がありますが、この活動がよく見えない。会計年度が4月から翌年3月までだが、例年、総会は10月ごろに開催されています。今年もいまだに総会は開催されていません。23年の昨年の総会資料には、事業計画や総会決議文にバイパスの早期完成の文字が幾つも踊っていますが、行動が目に見えてこない。この時期、組織を総動員して、バイパスの早期完成を目指さなければならぬはずだが、何をしているのかと思うところであります。同盟会の運営などについて、どのようにお考えか、どう進めていくのかお聞きをいたします。

また、これは前回も質問しましたが、都市計画図には、バイパス予定の都市計画道路に第2種中高層住居専用地域がかぶさっている部分が見られます。住居専用地域にいきなり都市計画道路を通過させておくわけにはいかないはずです。用途変更も必要ではないかと思われませんが、その対応をお聞きをいたします。

建設課長（青木君） 塩野入議員さんの再質問についてお答え申し上げます。

千曲川の右岸地域の上信越自動車道及び国道18号と左岸地域のこのバイパスにつきましては、主要幹線道路で直結されることが、物流あるいは交流といった面においても大きな役割を果たすものと考え、推進しているところでございます。

具体的にどのような、具体的にどんなことが、どのように、あるいはどのような方向でというようなご質問をいただきました。そのためには、まずは、この坂城更埴バイパスの建設に合わせ、町の道路体系及び生活基盤の整備を進めるとともに、一番は主要地方道坂城インター線の先線と、このバイパスを結ぶ接続を中心にですね考え、町の幹線道路が道路網として有機的に結びつくことが重要な施策であると考えており、関係機関への働きかけもあわせ、現在進めているところでございます。

続きまして、坂城町の国道バイパス県道整備促進期成同盟会の活動についてでございますが、坂城更埴バイパス坂城町区間ですが、その早期建設について、町独自にこれまでの間、国土交通省、あるいは長野県選出の国会議員の皆様方に要望活動を行うとともに、県に対しましても、種々の要望活動を実施してきております。この要望活動を重ねてまいりました成果といたしまして、今回の事業化、あるいは一般県道におきましても、例えば、田町の区間での道路整備であったり、上五明区間でのやっぱり歩道、道路改良等が進めておりますが、これにつきましても、こういった活動の成果であるというふうに考えております。

今後も、坂城更埴バイパス県道整備促進期成同盟会による要望活動は実施して、早期に整備ができて、供用開始ができるように進めてまいりたいと考えております。

10月に総会が行われてというようなご質問をいただきました。やはり、先ほども言いましたように、道路事業等早期ということの中で、財源、安定的な財源確保というのが一番重要な課題になってくるかというふうに考えております。したがって、そのような時期をですね、タイムリーにとらえる中で、一番同盟会としての活動を実施していきたいということの中で、事業計画等を考えているところでございます。

年度を過ぎて、たつてからという時期もございしますが、その間、進めていただいている部分もございしますので、そういった部分も総括する中で、それでは次期に向けてどのような財源確保、事業推進に向けて活動するかというところをですね、会の中で考えまして、事業活動を進めているところでございます。

続きまして、ご質問にございました坂城更埴バイパスの一部区間が、月見区の県営住宅の西

はじめですか、都市計画でいいます第2種中高層住居専用地域を通過いたします。この都市計画道路の用途地域は、中高層の住宅としての環境が求められる用途地域となっておりますので、現在の坂城インター線付近にも見られるような沿線区間、道路の沿線区間での用途変更も考えられるわけですが、区間がかなり短い区間という状況もございます。また今年度、都市計画の基礎調査という調査も実施する予定で、現在進めておりますので、こういった基礎調査の結果等も踏まえ、周辺地域の土地利用、あるいは皆様方の考えも視野に入れて、検討を進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

4番（塩野入君） 成果、いろいろ今の、そのバイパスの町独自のやつですね、成果はそりゃあ出ていると言っても、まだ本年度、総会開いてないんですよ。もう今年度、事業動いていると言うけど、本当は総会を開いて、事業計画が出て、それで動かなきゃあ、同盟会設置の意味が薄くなってきてしまう。そういうことをよく考えながら、やっぱりお願いをしたいと。特に、ほら、こういうバイパスの今、大事な時期ですから、その辺を見ながらですね、お願いをしたいと、こういうことであります。

そして、国レベルでは地方自治体から要望や要請には反応しますが、国みずから行動を起こすことは少ないもので、国の出先機関である長野国道事務所側から積極的にバイパスの情報サービスを提供するなどということは、およそ考えられません。ならば、町側で積極的にバイパスの情報や進捗状況などを聞き出すことであります。国とのパイプ役、地権者との間に立っての調整役の立場を踏まえて、タイムリーな情報や進捗状況を地権者初め、関係する地域住民にお伝えいただきたいと存じます。

一方、国の政局に目を向けますと、この10月解散説も飛び交う中で、いつまでも羽田国交大臣が就任しているわけではありません。むしろ、先は短いと判断すべきであり、バイパス建設も大臣がかわっても申し送りをしっかり行っていただき、早期完成がされるよう、羽田大臣には、これからもさまざまにアプローチをかけていただくことをお願いをしまして、次の質問に移ります。

水資源の保全についてであります。水は生命の源であり、絶えず地球上を循環し、人の生活や産業文化の発展に重要な役割を果たしてきています。我が国は、森林で国土の多くを覆われ、殊のほか、水資源の恩恵を享受してまいりました。本町でも、土地利用計画区分では森林が約70%を占め、町土地利用計画書からは、平成32年の目標年次には森林面積が3,592ha、構成比では67%で、今とほとんど変わらず、町の面積の多くが森林で覆われるということでもあります。

日本では、明治期からの民法第207条、土地所有者は法令の制限内において、その土地の上下に及ぶとして、地下水は土地所有者が原則自由にくみ上げ、利用できるとして、土地の附属物の扱いがされてきました。

ところが、今、安曇野市では、地下水を飲料水として販売する水工場が大量の水をくみ上げたり、軽井沢町では、買い手の実態がはっきりしない、カリブ海のバーจิน諸島を登記上の所在地とする法人などに山林が買収されるといった、水資源の保全が危ぶまれる事態が急速に起こり始めています。

地下水初めとした水資源の保全は、国、県はもちろん、流域・広域的に取り組む性格のものであり、町だけの問題ではありません。そんなことを踏まえながら、これから水資源の保全について順次、質問をいたします。

まず、水資源の保全に対する考え方からお聞きをします。この3月議会の同僚議員の水資源についての質問で、町長、担当課長の答弁からおおよその方向は、かいま見ることができますが、それから6カ月を経過して、水資源の保全のお考えをどのように固めているのかをお聞きするものです。

一つは、地下水をどのような位置づけにするかということでもあります。国では、超党派の国会議員が水資源を国民共有の財産と位置づけ、水環境基本法案、いわゆる水基本法案の制定を目指していますし、長野県や県内、水資源保全に先行する佐久地域や安曇野地域では、地下水を公の水と位置づけておりますが、町ではどのようにお考えであるかをお聞きをいたします。

また、地下水の恩恵を受ける市町村による、水資源管理の手法を進め、利用者責任を明確にしたり、水源地の無秩序な買収を防止する、森林を初めとした土地取引のチェックや取水の規制、水資源の公有化などの対策といった、水資源を守るルールづくりが急務と考えるのがいかがでしょうか、お聞きをいたします。

一方で、地域住民が水利用をめぐる暮らしについて、子供たちから大人に至るすべてが水源や水資源について認識を持っていただく施策も大切と思うが、お考えをお聞きします。

次に、水資源の保全に対する取り組みの状況についてであります。まず水資源の実態調査を急がねばなりません。同僚議員の質問にもありましたが、一般家庭用、工業用、農業用の井戸の調査は、どの程度進んでいるのでしょうか、お聞きをいたします。

また、町長の答弁では、坂城町の水資源保護のあり方として、どのような方法が最適であるのか、地下水利用の実態把握の必要性とあわせて、現行条例の活用も含め、さらに検討を進めてまいりたいと考えているということですが、どう取り組まれてきているのか、お聞きをいたします。

次に、県と長野地方事務所管内市町村で構成する、水資源保全にかかわる水資源保全対策長野地域連絡会議が立ち上がっていますが、どんな取り組みがなされているのでしょうか。また、県営水道を地元市町に移管するための検討会は、実務者レベルの作業部会で進められていますが、県企業局では、本町は日量約7千t、千曲市では約2万tの水源用の深井戸の試掘準備を始めた模様であります。しかし、くみ上げによる周辺地域の影響などが心配になりますが、そ

の点はどんな取り組みを考えているのでしょうか。

そして、これら以外にも町としての取り組みがなされているものがあれば、お示しいただきたいと存じます。

次は、水資源の保全をどのように進めていくかであります。水資源の保全に関する新条例制定や条例改正が県内で相次いでいます。本町には、坂城町生活環境保全条例の第4章に地下水の保全がうたわれておりますが、地下水保全地区の指定が前提で、現在、どこにもその網はかけられておりません。条例自体も水工場の出現や外国資本が森林を買収するなどということは、恐らく想定されていないと考えられます。水資源の位置づけを明確にし、取水量の基準を設けたり、規制するなどの条例整備が必要であります。どのようにしていくのかお聞きをいたします。

また、水行政も森林法、水道法、河川法などから民法に至るまで多様な形で結びついています。水環境の保全に向かう円滑な体制づくりも重要な一つであります。行政側の体制づくりをどのように作り上げていくのかお聞きをします。また、これ以外にも水環境保全が持つ性格から、流域・広域的な取り組み、あるいは国、県への対策要望など、これから町として、どのように進めていくのか、進めようとしているのかをお尋ねをいたします。

住民環境課長（小奈君） 水環境の保全に関する考え方についてから、順次お答えいたします。

国、あるいは県さらに市町村で水資源の重要性にかんがみて、この保全管理を進めるべく、さまざまな動きが進められています。

県内においても、住民共有の財産とも言うべき水資源、水道水源の保全を目指して、昨年12月26日、東信地域の佐久市、小諸市など12市町村が共同声明に調印し、それぞれの市町村が条例による地下水の規制や、水資源保全対策の具体化に向けた取り組みを進めており、佐久市では、今年、新条例を制定しています。

なお、これらの県内の動きを受け、長野県では、阿部知事が水源地周辺の土地を取り引きする際に、事前の届け出を義務づける県条例を検討することを正式に表明し、国レベルにおいても、地下水を含めた水を国民共有の貴重な財産と位置づけた、水循環基本法案（仮称）骨子素案が国の組織内部で検討がされているところでもあります。

このような中、当町では、町内に水源地を持っていませんが、多くのご家庭、企業、事業所などで地下水を飲料水、工業用水、農業用水として利用していることは、他市町村と同様であり、地下水など、水資源の保全は、坂城町の未来に向けた重要課題としてとらえているところであります。

次に、水資源を守るルールづくりというご質問ですが、現行の法律では、ご指摘の民法207条の規定により、地下水は原則として、土地所有者にくみ上げる権利があるとされており、検討されている国の水循環基本法案や都道府県条例、市町村条例によって、個人の権限

や外国資本の森林、あるいは土地買収にどこまで制限を加えられるものなのか、その実効性について不透明な部分もございます。

この問題は、国の判断が重要なウエートを占めるものと考えるところであります。また、現行の坂城町生活環境保全条例には、地下水の保全についての規定があり、地下水保全地区の指定、地下水採取の制限、許可の基準、許可の取り消し、助言または勧告、措置命令などの規定が定められております。しかしながら、現在、町内において地下水保全地区の指定がなされていないため、運用はされておられません。

また、町内には田畑を潤し、生活に大きくかかわっている用水があります。中でも歴史と伝統のある六ヶ郷用水は、現在まで、地域でその用水の歴史と重要性について、子供たちに伝承等がされているとお聞きします。さらに、上沖土地改良区によるかんがい事業について、地域小学生の見学会を行い、そのかんがい施設ともに、水の重要性について伝えてきているところでもございます。このほかにも、千曲川にかかわるイベント等、さまざまな機会に、水資源、水環境の重要性を知っていただくような事業展開も必要と考えるところでございます。

次に、口、取り組みの状況は、についてお答えいたします。地下水利用の実態調査については、本年4月から、町内の製造業全事業所269社に、地下水の利用状況調査を実施しています。現在159社から回答を得ているところでありますが、回答結果は、現在、地下水を利用している事業所は41社、過去に地下水を利用していたが、現在は利用していないと回答した事業所は13社、残る105事業所は地下水については未使用とのこととあります。今後、他の地下水利用状況について、規制等検討していく中で、確認等進めてまいりたいと考えます。

また、水資源保全対策長野地域連絡会議につきましては、現在、県が内部で検討している水源林・水源・地下水保全対策部会の報告がされ、今後、各地域における水資源の保全のあり方、県と市町村の役割分担などについての協議、さらに県、市町村における課題の整理や今後の対応等の検討を行っていく場として設置されたものであります。

本件、水資源の保全に係る今後の検討に向けて、参加をし、県や他地域の状況、情報の収集等、活用してまいりたいと考えます。

さらに、県営水道については、県企業局では非常用水源調査業務の一つとして、平成23年度に、上五明地籍において調査用の井戸を掘削し、平成24年度にデータ分析を行いました。その調査結果としては、ボーリング試験を60m実施し、井戸1基当たり、1日当たり、千から1,500m³程度の揚水が可能であると考えられるとの報告を受けたところであります。町の取り組みについては、以上でございます。

続きまして、ハ、どのように進めていくかについて、答弁いたします。

国においては、水循環基本法案（仮称）骨子素案が国の組織の内部で検討されています。県においては、県で内部検討された、水源林・水源・地下水保全対策部会報告の結果を踏まえ、

環境審議会に専門委員会を設けて検討が開始されています。この検討されている新たな制度創設への方向性については、資源地域における土地取引等の事前届出制度の創設、無秩序な地下水採取が行われないように、水資源を守るための取水規制、地下水の水量の保全を図るため、地下水の涵養対策と地下水の合理的な使用、節水及び水利用の合理化などの普及、啓発の大きく3点について、検討がされているところでございます。

これら、国または県の動向を見つつ、水資源である地下水について、地域共有の財産とし、将来にわたって地下水の恵みを引き継いでいけるよう、地下水の採取について制限していく方向が必要と考えます。

現在の町条例の地下水保全区域の設定による規制、近隣市町村の動向を勘案して、条例の新設等、町組織内部において、検討を行い、外部の関係者等の意見も踏まえ、よりよい方向性を出していきたいと考えます。

4番（塩野入君） ご答弁をいただきました。よりよい方向性であります。総体的には進めていくということで、それはよくわかりますが、なかなか具体的なお答弁がいただけないんですね。もうちょっと、その今のところでそんなところなんではなかね。というふうに、一応まあ、もうちょっとですね、進めていかなきゃいけないんじゃないかと、こんなふうに思います。

そこで、県林務部は水道水源地の保全を主な目的に、市町村に対し、水源域となる森林の範囲や保全状況、今後の保全意向を尋ねる調査を始めたようですが、本町には網掛の簡易水道は地下水を利用していますし、県水も移管された場合には、千曲川など川の水源のほか、緊急的でしょうか、いずれにしても地下水利用も考えられる中で、この調査はどんな内容の調査で、町は、どのように回答したのかお聞きをいたします。

次に、佐久地域を中心とする市町村では、水資源保全の政策が進んでいます。規制をされていない市町村に開発の動きが集中するといった弊害も出ないとは限りません。伏流水だけでなく、地下水掘削技術も高度化し、和平高原がいつの間にか、外国資本による土地買収が行われていたというようなことになってはなりません。

また、水源や森林などの買収への対策にとどまらず、水資源をはぐくむ涵養や有効活用までを見据えた計画づくりが大切です。水資源の保全に立ち向かうには、さまざまな角度から計画的に進めなくてはなりません。今現在、どういった視点から切り込んで、どんな構想をお考えであるかをお聞きをしたいと思います。

住民環境課長（小奈君） 再質問について答弁いたします。

県林務部からの調査についてですが、水道水源地に係る森林の現況調査として依頼がありました。この調査の目的は、平成24年3月、長野県環境部調製の圏域現況水道図に記載されている、水道水源地の現状を把握し、水道水源地に係る周辺環境が森林である場合、市町村における、今後の水道水源地の保全対策の意向を確認するもので、本町では、網掛簡易水道1件が

調査対象でありました。

調査内容は、水源地の所在場所、水源が河川の水か地下水かといった事項に加え、水道水源を含めた周辺の森林を管理するため、町における今後の水道水源地の保全対策の意向を尋ねるもので、既に、管理している。二つ目、土地所有者の承諾を得て、保安林指定する。3、市町村が対象土地を購入し、公有認可する。4、市町村と土地所有者間で契約協定を締結する。5、何もしない、の手法を掲げ、選択するものであります。

町としましては、網掛簡易水道の水源は、千曲川の伏流であり、水道水源地を保全する森林としての設定については、何もしない旨、回答をいたしました。

なお、水資源の保全については、将来に向けての植林等、水源の涵養、水の大切さを認識し、伝えていくための教育等、長期にわたる、また広範囲にわたる展開が求められるものでございます。しかし、今、現在、既存の産業等で活用されている水資源について、乱開発等による枯渇を招かないよう、施策を展開していくことが重要と考え、規制等進めてまいりたいと考えます。

4番（塩野入君） 町の多くを森林で覆われている本町は、水環境の恩恵を享受し、長い歴史の中で、豊かな地域社会と文化をつくり上げてきました。しかし、近年、産業構造の変化、気候変動等の要因が水資源に変化を生じさせ、渇水、洪水、生態系への影響など、さまざまな問題が顕在化してきています。

このような中で、水が人共通の財産であることを認識し、健全な水環境を維持していくことを包括的に推進することが肝要です。殊さら、水は次の世代との共有財産ということをしつかりととらえ、水行政が力強く展開されることを願いつつ、これにて、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時21分～再開 午前10時32分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、7番 山崎正志君の質問を許します。

7番（山崎君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

今回は、南条小学校の全面改築について質問いたします。

1として、南条小学校全面改築について

イ．新校舎の建て替えについてです。町当局は既存の校舎を解体しながら、校舎のある場所に新校舎を建築する方針を打ち出しております。その場合、仮設校舎を校庭に建設する運びとなってしまうと思いますが、仮設校舎の建設費は、どのぐらいを見込んでいるのかをお伺いいたします。

私は、新校舎を校庭に建築する方が、いろいろな面からよいと思っております。まず第1に、安全面ですが、学童と工事現場が分離できるというのが容易であるということであります。第2として、仮設校舎への教材や備品等を移動するむだな手間が省けることが挙げられます。第3として、長年改善されていない上水道の漏水問題を根本から改善できることが挙げられます。

耐震工事が終わっている体育館との連携は考えなければなりません、校庭に新校舎を建設する考えはあるか、お伺いいたします。

また、全面改築される南条小学校において、減築という工法を検討されたかお伺いいたします。減築とは、一般住宅において、2階部分や使用しなくなった部屋をカットする方法であります。

南条小学校は、建設当時、1年生から6年生まで、4学級に基づいた構想で建てられております。現在、学童数はピーク時の約半数の397名で、学級数は15クラスであります。特別教室が2階部分に多いので、難しいところはあると思いますが、2階部分をカットするという減築工法を耐震化工事として検討されたか、経過があるかお伺いいたします。

次に、建物の構造についてお伺いいたします。建物の構造には大きく分けて、木造、RC、鉄筋コンクリートづくりですね、あと鉄骨づくりが挙げられます。町としての方針はどのようになっているのかお伺いいたします。また、建物が3階建てにするのか、2階建てにするか、あるいは平屋建てにするのか、町当局の方針をお伺いしたいと思っております。

もう一つ、校舎でありませんが、プールについて質問いたします。昭和35、6年に、建設されたプールは既にもう、建設されてから50年以上たっております。本年度も防水工事が行われている状況であり、大分老朽化していると思われまます。どのように維持していくのか、あるいはつくりかえる考えはあるのかお伺いいたします。

続きまして、記念館と、中島先生の碑が建てられている記念公園について質問いたします。記念館は、大正時代に建てられた、前校舎の正面玄関にあります。多くの卒業生の思いがあると思われまます。今回の全面改築に当たり、どのように対処するのかお伺いいたします。また、中島先生の碑が建てられている記念公園の取り扱いについてもお伺いいたします。

口として、建設委員会についてであります。建設検討委員会が宮島議長を委員長として、19名で構成されております。建設検討委員会から、建設委員会に以降するに当たり、建築、教育等の専門家の専門的な意見をどのように取り入れていくのか、お伺いいたします。また、任期は建設終了までを考えているのかお伺いいたします。

ハとして設計委託についてであります。町内の3保育園においては、坂城町の設計士協会設計監理が行われました。今回の南条小学校の全面改築の設計監理の委託先は、どのように考えているのかお伺いいたします。また、設計段階でのチェック機関はどのように考えているのかお伺いいたします。

二、併設児童館についてであります。今回、南条小学校全面改築に当たり、町当局は低学年棟を耐震化工事し、児童館として利用する方針であります。耐震化工事及び改修、改装にはどの程度の予算を考えられているのかお伺いいたします。

また、南条集会所西側にある学習室及び、空き地、公園ですね、を利用して児童館を建てる考えはないか、お伺いいたします。学習室及び空き地は、南条小学校の校庭と隣接する場所にあり、児童館の立地条件として適していると思われますが、町当局の考えをお伺いいたします。

以上をもちまして、1回目の質問といたします。

町長（山村君） 今、るご質問をいただきましたが、基本的には、ほとんどの項目が南条小学校建設検討委員会で、これから決めていくという内容でございますので、現段階で、町はこうしたいというレベルにはまだ至っていないという状況なんです。現在の状況等、私が全体のお話をしまして、あと担当課長の方から、現状についてお話申し上げます。

まず、南条小学校の改築につきましては、昨年秋に、庁舎内等、教育委員の皆様を交えて、学校施設の整備について検討した中で、体育館は耐震工事が終わっていますので、体育館を除いた校舎棟の全面改築という整備方針としたいということは、議会でもお話申し上げました。今年度に入りまして、南条小学校建設検討委員会として、学校内外の関係の方19名に委員を委嘱しまして、第1回目の建設検討委員会を5月31日に開催いたしました。

第1回目の委員会では、南条小学校の整備方針を確認いただき、今後の検討する課題等を提議したところでございます。

また、第2回目の委員会につきましては、8月17日に開催いたしまして、南条小学校の現状を委員の皆様にもまずご確認いただき、その後、近隣地域の、南条小学校と同規模で、かつ最近建設された小学校の視察研修を実施いたしました。長野市立の城東小学校、長野市立城山小学校を訪問し、学校施設の建設について、大変参考にさせていただくところが多かったと思っております。

今後の検討委員会につきましては、校舎の建設費や規模、あるいはどのような学校施設にするかという構想を皆さんとともに、これから練っていくという段階でございます。南条小学校の建設につきましては、大変大きなプロジェクトになりますので、建設検討委員会のお考えを賜りながら、よりよい校舎建設を目指していきたいと考えております。

以下、担当課長の方からご説明申し上げます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきました内容について、順次答弁申し上げます。

新校舎を校庭に建設する考えということでございますけれども、現校舎の位置に建て直すことと、校庭に新校舎を建て直すことでは、それぞれにメリット、デメリットの面があります。体育館へのアクセスや子供たちの学校生活への配慮、あるいは費用対効果も含め、今後の建設検討委員会で議論いただいた上で、決めていただきたいと考えておるところでございます。

減築の考えがあったかということでございますけれども、南条小学校の校舎につきましては、隣の教室に行くのに、渡り廊下を渡っていく複雑な構造というような部分がございますので、校舎の配置が変わらないというような状況でございますので、改築の方針になったというような状況でございます。

新校舎の構造や階数についてでございますけれども、これにつきましても、それぞれよいところと課題というものがございます。検討委員の皆さんのお考えを聞きながら、イメージ、コスト面も含めて検討してまいりたいと考えておるところであります。

それから、記念館、そして中島先生の碑がある公園という部分であります。この部分につきましても、外構的な部分が絡んでまいります。どのような整備がいいのか、こちらにつきましても、検討委員会の皆さんのご意見をお聞きしながらの検討というような状況となろうかと考えているところでございます。

プールにつきましては、現時点では、改築の予定としてはいないところでありますけれども、敷地の構成や校舎の建設箇所を決めていく過程で、必要となった場合につきましては、検討課題の中に含めていく必要があるのではないかと考えているところであります。

ロの建設委員会についてであります。建設検討委員会の構成についてでございますけれども、住民の代表となります議会、それから地元の区、PTA、学校医等で構成されており、このような構成でよいのではないかと考えているところであります。任期という部分でありますけれども、建設に関する調査、検討ということで考えておりますので、建設終了時までを予定をしているような状況でございます。

それから、専門的な分野の意見を取り入れることについてのご質問でございますけれども、南条小学校の建設検討委員会の設置要綱というところにおきましては、必要があるときには、委員以外の方の出席を求めて意見を聞くということがありますので、対応は可能なのかなというふうに考えているところであります。

それから、ハの設計の委託についてであります。設計の委託先という部分でございますけれども、これにつきましては、学校建設工事の実績等を踏まえながら、町の入札参加資格者の中から指名業者等、選定委員会での審査手続きを進めながら、その事業者の中から、新しい施設整備でもありますので、提案方式などの手法を検討してまいりたいというふうには考えているところであります。

続いて、設計業務のチェック機関ということでありますけれども、設計業務については、必要な資格を持ち、その業務をしっかりと行える事業者をお願いをしたいというふうに考えているところであります。また、事業実施に当たりましては、建設検討委員会の意見集約によります実施の設計、あるいは改築事業としての妥当性、建築確認申請など、事業化に際しまして、各段階でのチェックがなされるというふうにとらえているところであります。

それから、二、併設の児童館という部分であります。低学年棟を児童館にするための耐震改修工事ということでありますけれども、昨年度の内部検討委員会におきましては、既存施設の有効利用を図る点で、児童館併設を視野に入れたところであり、今年度から立ち上げました建設検討委員会におきまして、去る8月17日に現地調査を行う中で、状況調査を行ったところであり、改築事業全体の状態像というものは、これからの状況というふうに考えております。

今後、校舎の敷地と既存施設の状況、動線、規模、配置など総合的に事業計画を組み上げて、方向性を定めてまいりたいと考えている状況であります。ですので、現段階で、この予算という部分については、なかなかちょっと申し上げられないような状況となるところであります。

また、記念館南側の敷地の利用のお話でありますけれども、小学校と現在の児童館の距離が離れていることが課題となっているところではございます。一方、記念館の南側の敷地につきましては、現在、学校用の用途となっておりますので、まずは、関係課との調整を行いまして、学校用用地として利用が可能な場合について、どう活用していくことが望ましいかについて検討委員会の中での課題に加えていくことが必要と考えるという考え方でございます。以上です。

7番（山崎君） それでは、2回目の質問に入ります。

まだ、検討委員会の方で、検討されているところで、まだ具体像は出てこないという話なんですけれども、どうしても、そういうふうに言われてしまうと終わってしまうんですけれども、そうでなくて、やっぱり町としての方針というのは出ていると思うんですよ、ある程度の、その検討委員会によって、そのいろいろ提案してもらって、それは当然なんですけれども、町としてはじゃあ、どっちでやりたいのか、やっぱり、ねえ、あると思うんですよ。今の校舎を壊しながらつくっていく、まあ検討委員会で、じゃあ校庭に建てましょうという場合には、校庭に動くという公算なんですか。その部分ですよ。

実際に、私も平成15年ですかね、初めて取り上げたのが、南条小学校の漏水問題でした。あそこも、もう何年になりますかね、もう大分たっていますけれども、それでもいまだにあの漏水がおさまらないという状況であります。今でも毎日1m³が流出してしまう、この間ちょっとお話を伺ったら、そのぐらい出てしまうという話です。それで、毎日、夜、栓を、元栓を閉めていく状況だそうであります。

また、校庭に、屋上に水を上げるポンプが設置されております。それから屋上に水がタンクに上がるんですけれども、そのタンクが2m³以下になると、自動的に給水される状況だそうですが、そうすると4m³入れるに当たって、8m³使ってしまうということで、4m³何か、どっかへ漏水しているという話でありました。そうやって、いろいろ改善する部分がたくさん、水回りだけでもあるわけですよ。実際に、今の校舎ですね、今の校舎を建てるときに当たって、いろいろ施設図面があるはずなんですけど、水道の、前回質問したのは、施設図面が見当た

らないという話でありました。そういう部分で、根本的に変えるに当たって、やっぱり水回りもそうですけれども、校舎を校庭に建てた方が、私はよいと思っております。

先ほど、長野市の城東小学校と、それから城山小学校ですか、そちらの方へ検討委員会の皆さんで行かれたという話ですけれども、そちら、どちらの学校でしたか、たしか仮設の校舎が建っていたと思われませんが、その費用は実際、仮設校舎はどのくらいかかっていたのか、その部分を1回、お聞きしたいと思っておりますけれども、お願いします。

教育文化課長（柳澤君） 視察先での建設に伴います仮設費用、仮設校舎の費用というところでございます。視察先でお聞きしましたところ、城東小学校におきましては約2億円、城山小におきましては約7千万円というような状況でございました。それぞれの仮設校舎計画によりまして、費用にも差が出てくるところであります。

南条小学校の改築につきましては、どのような仮設校舎になるのかという部分が、まだできておりませんので、今後の計画により定まってくるというような状況になろうかと考えているところであります。以上です。

7番（山崎君） 城東小学校、ほぼ南条小学校と同規模だとお伺いいたしております。校庭へ仮設校舎を建てられて、それで、新しい校舎を建てると。南条小学校の場合にも恐らく今の校舎を取り壊しながらだと、仮設校舎を校庭に建てるパターンになるんだと思っておりますけれども、そうするとやっぱり、同規模、約2億円の仮設校舎の費用がかかるということだと思っております。私がお金の額、その額に対してもやっぱり大きいですよ、金額的にね。そうすると、そちらへ建てるよりも、その分、校舎を校庭側に建てる方が、費用対効果としてもいいのではないかとこのように思われます。

あと、構造物ですが、まだ木造、鉄筋コンクリート、鉄骨等の、その辺も決まっていないようですが、構造的にも、どうなんですかね、実際、今、木造校舎というのは、周り、建っているところは、この間ですか、屋代の今度の新しい中学校ですか、あそこは木造だっという話ですね。違ったかな。

そうやって、RC、鉄筋コンクリートが主になっております。それでも木のぬくもりがあるというのもまたいいと思って、その部分いろいろ検討していただけたらと思っておりますが、価格的にどのくらいかかるのか、ちょっといろいろ計算しないと出てこないでしょうが。

あと、平屋建てか、2階建てか3階建てか、この間、私、ちょっと検討委員会の方から聞いたら、3階建てでなんていう話は、当局から出ているような話を伺いましたけれども、その辺は、どのように進めていられるのか。やはり、皆さんから意見出るとは思いますが、今、検討委員会ではどういう方向で向かっているのか、途中経過で、これからと言われますけれども、検討委員会の方たちが、今、どのようにお考えの方が多いかという部分をお伺いしたいと思っております。また、その検討委員会の方々がそのまま、建設委員会に移行するというふうに

なるのでしょうか。そのときには、そのまま専門家の方は入れないで、そのまんま移行してしまふのか。

私も、前回の南条保育園を建設するときには、地元の議員として、建設委員会に参加した経緯がありましたけれども、その辺をどのように考えているのか、それをお伺いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 今の検討委員会での途中経過というような状況という部分であります。現在、まだ意見集約というところにまで至っていない状況がございます。そういう中で、検討委員会で建てたいというような場合は、建てられるのかというようなお話もございましたけれども、そういう意見を踏まえながら、よりよい方向性を出していきたいという部分であります。

それから、建物の階層的な部分であります。これもまだ明確にはお示しをしているわけではございませんが、敷地というような部分が当然限られているところがございますので、そういう中で、先ほども若干触れましたけれども、メリット、デメリットという部分がやはり出てこようかなというところで、今後またお諮りをしていきたいというところでもあります。

それから、構造的な部分につきましても同様であります。木造、鉄筋コンクリート、鉄骨、それぞれメリット、デメリットという部分があるところでもあります。そういう中をお示しをする中で、ご意見を集約して、意見をまとめてまいりたいという考え方でございます。以上です。

7番（山崎君） 検討委員会はあと、年内もう一度というお話を聞いておりますけれども、その後、建設委員会に移行なされると思うんですけれども、じゃあ、どの時点で、じゃあどういふものを建てる、じゃあどの場所に建てる、それを結論づけるところは、どの辺を目安にしてらっしゃるんでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 建設検討委員会という部分であります。余り遠くならないうち、目標としますれば、あともう2回程度の中で、年内もしくは年度内というところで構想をまとめ上げていきたいという考え方であります。

それから、先ほどちょっと落としてしまいましたけれども、建設検討委員会につきましては、建設終了までということと予定をしているところでもあります。そういう中で、必要に応じては、組織に拡充というところは考えてまいりますけれども、現段階では、この部分での検討委員会を移行していくという考え方でございます。

7番（山崎君） そうですね、検討委員会で意見を集約していくと、あと年度内ですね、年度内には、どういふものを建てかえるのか、どこへ建てるのかという話が出るというふうに考えていいんですかね。その部分はね。実際、そんなに簡単にいくのかどうなのか、実際、私がこの検討委員会の名簿はありますけれども、区長さん初め、議会からも宮島議長、あと塚田社会文教委員長が出ております。あと見ていきますと、地元の区長さん多いですよ。区長さんて、やっぱり任期的には1年で終わるって方が多いと思うんですが、その方たちもずっと、じゃあ、建設が終わるまで、あと2年、3年引っ張っていくのか。校長先生、校長先生はかわられてし

まったく仕方ないと思うんですけども、そういうこともしっかり考えていかなきゃと思うんですけども。実際に、視察されてきたところは城東と城山でしたっけ、あるんですけども、また、そちらと南条小学校とはまた、グラウンドなり今の建築構造物のあるところと立地条件も違うと思うんですが、以前、南条小学校自体は、今のグラウンド側にあったわけですね。それが、上に、上の校庭側に、今の小学校が建てられた。私は、その古い校舎を出た人間であります。だから敷地的には十二分なぐらい、グラウンド側にあるわけですね。また上がグラウンドだったということは、逆にそちらの方もグラウンドができるだけの面積があると私は受けとめていますけれども。

そういう部分で、実際にこうやって見ていて、皆さんにはどのようにお示しなされているのか、検討委員会は当然、ある程度、町の方で、何かしら提案事項があると思うんですが、どちらの方で進めていく、全く検討委員会に投げているようなふう聞こえてしまうんですけども、町当局としては、実際、どういう方向でいきたいのかというのが全くないのでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 町の考え方という部分、全くないわけではございませんけれども、そういう部分を押しつけになってはいけませんので、とりあえずのところは、検討委員会というようなところで、ご意見を聞く中で、集約をしまいたいという考え方になっているところでもあります。町の考え方がすべていいという部分で進められるのか、もしくはいろんな検討によって、そういう部分も勘案しなければいけないのかというところの意見を集約しながら進めていきたいという考え方でございます。

教育長（宮崎君） 私からご答弁申し上げます。町等について考えはないのかというご質問でございませぬ。この南条小学校、一つの小学校を建てるというのはですね、いろんな部分で地域の方の思いもあります。ただ、今回、建てかえるというのはですね、現場の声もあるわけです。例えば、あの学校ができた当時はですね、大変すばらしいいろんな新しいものを取り入れる中でやってきたと。ところが、今、昨年、それはご検討いただいたんですけども、要は管理をしていくのにですね、もう限界が来ていると。例えば、今、お話いただいた水道管の問題であったりですね、今、出入りがいろんなところからできてですね、子供のその安全の考えもあります。

ですから、これについては、町の考えというのは、これからという部分でありますけれども、ベースはですね、今、課長が言いましたように、持ってても、やっぱりできるだけ多くの方の思いをどうやって形にしていくのかと。ただ、残念ながら時間がありませんので、そういう中で、これから早期に検討したいと。そういう意味で、第2回目の検討委員会の中でですね、城東小学校、城山小学校をご覧いただいたと、そういう中でまた、たくさんの意見がですね、委員さんの中で出てきている、そういうのを集約していくと。

私どもにすれば、あと年内にはある程度方向を出していきたいという思いもありますので、

大変な作業ですけれども、そういうことを大事にしながら、ただ私、課長は言いませんでしたけれども、私が思うにやっぱり、一番やっぱり現場の例えば、子供であったりですね、先生たちも、この校舎を使いいいのかどうか、安全上どうなのかという思いもありますんで、それらの意見も踏まえながら、やっぱり基本的な部分はですね、何か整理していければと思います。

ですから、トータルの部分ではですね、今、学校っていても、地域の一つの、あらゆる面の拠点でありますんで、そういう思いも大事にしながら考えていきたいということで、検討委員会の意見を重々お聞きして進めたいと、そういう気持ちでありますんで、ご理解をいただきたいと思います。

7番（山崎君） それでは検討委員会、これからどういう意見出てくるのか、また補充という考えはないようですが、そういうときに専門家を呼ばれるという、そういう部分でよいものをつくっていくために、いい方向に持って行っていただきたいと思います。私もいろいろな部分で、私も建築に携わったところもありますもので、いろいろなところでうんと危惧している部分もあるんですけれども。

あとプールの方に関しては、まだどうするかわからないという話ですけれども、プールにおいては、うちの兄貴で長男、24年生まれですけれども、彼が言うには、生徒みんなで、河原から石を持ってきて、それでプールのところへ入れて、そこから作り出したって話を聞いております。私も、小さいころ、初めてできたころ、何となくおぼれかかった覚えがありますけれども。そうやって50年たっていると、今年も漏水で工事をしたと、そういう部分も、この新しい校舎をつくるに当たっても、またどうするのか考えていった方がいいと思います。

また、体育館耐震工事ね、行って、せっかくできた体育館ですからね、ずっと利用しなければいけないんですけれども、難しい話ですけれども、あれを開放して、また下に体育館とすると、また利便性も、グラウンド側に利便性もいいのかなという部分もありますけれども、なかなかそこまで手は回らんとしますけれども、そういうのも一応、検討課題に入れておいていただきたいと思います。

次に、記念館でありますけれども、記念館、本当にもうちょっと維持していく、1回修繕はしていますかね、私も中へ入って見たことは何度かありますけれども、宿直室みたいな、玄関があって宿直室だか、昔の宿直室と片側にもう一つ、何か部屋がありましたけれども。記念館、どう維持していくのか、大変難しい問題でありますけれども、この校舎を建てかえるに当たっても、記念館についてもいろいろ考えていただきたいと思います。

また、あそこの周りに多くの木が生えて、植わっております。メタセコイアだとか、あとヒマラヤスギ、松とか桜とか、結構高木になっておりますね。あの高木自体、最近、近所の方たちが、葉っぱが飛んできて、とよが詰まってしまうとかいう話が、よく聞いております。この改修に当たって、あの木をどうなさるのかもちょっとお伺いしたいと思います。

あと、中島先生の記念碑がある公園であります、あその部分については、全くお話が出てきて、検討委員会等では出てきていませんか。その辺についてもちょっとお伺いしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） お話にありました記念館という部分であります。いろいろな歴史もあり、思い入れもあろうというような状況もあろうかと思えます。一方で、かなり古くなっている建物というような状況もあります。ご意見もやはりいろいろだと思えますので、この部分につきましても、要検討をさせていただきたいと思えます。

それから、ヒマラヤスギというような部分の植栽の部分であります。これもかなり高木で、今後、このままでいいのか、もしくは手入れをする等の方法につきましても、南条小学校の改築整備全体の中で、検討をさせていただきたい課題ととらえているところであります。以上です。

申しわけありません。中島先生の碑という部分であります。この部分につきましても、校舎配置、あるいは各公園配置というような部分、当然改築計画全体の中で触れていかなければいけないような状況にあらうかと思えます。それらも踏まえまして、全体計画の中で検討していきたいと考えているところであります。以上です。

7番（山崎君） そうですね、記念館及び中島先生の碑のある公園のところも、いろいろ検討課題として上げていただきたいと思えます。また高木に対しても、これからの課題と思えますから、その部分も全面改築に合わせていろいろ皆さんと話し合っていただきたいと思えます。

では、設計委託の関係であります、本当に、今度、大規模な設計になります。坂城町では、中学校以来の大きい建築物になるかなと思うんですけれども、坂城中学校、本当にもう、平成6年ですか、もう17年、18年になりますかね。私ももう子供が通ってますもので、よく行くんですが、とてもきれいに扱って、中も本当に床はぴかぴかだし、すごく手入れが行き届いていると思えます。

南条小学校はまだ建築されて、何年だったかな、昭和53年で今年が平成24年ですから、34、5年たっているわけですが、ここで建てかえとなってしまうと、本当に残念だということがあります。ともかく全面改築に当たり、やっぱりね、前回の轍を踏まないようにしなければいけないというのが、一番の設計の部分での重要な部分だと思えます。また、そこで恐らく入札、設計も入札だと思うんです、入札ですよ、当然ね、何社か、指名業者というか、町の指定業者の中からのあれが、設計の委託になると思うんですけれども。

指名業者選定、それは学校教育課の方、あるいは教育委員会の方から指名業者を選択して、それで指名業者選定委員会の方へかけられて、それで決定という形になるんでしょうか。その部分も、指名業者選定委員会の委員長は、副町長でしたかね。そのときの部分では、どのようなチェックをなされるのか、副町長、よろしいでしょうか。

教育文化課長（柳澤君） 設計の委託先という部であります。学校建設工事の実績を踏まえる中で、主管課の方で原案をつくりまして、業者の選定委員会というようなところで審査を進めていただくような手続を、これまで踏んできておりますし、それを参考としまして、指名業者選定委員会の方にまた手続を進めるような段取りを考えているところであります。

議長（宮島君） 総体として、教育長の方からご答弁願います。

教育長（宮崎君） 設計についてご答弁させていただきます。

今、指名業者選定委員会ということで、この委員会はいずれにしても経るということでございますけれども、こういった学校建築とかですね、大きい設計については基本的な部分、まだ決まっているわけじゃないんですけれども、基本的にはですね、例えば、これで検討委員会で、こういう学校にしたいと、基本的な幾つが、じゃあ校舎については、現状のところ建てかえるとか、細かい委員さんの意見をですね、集約して、出てくるんです。ただ、それをそのままですね、じゃあ積算して入札をかけるという部分では、現実的にはですね、そういった細かい、私どもには積算する能力もございませんので、やっぱりそういったときに、それらの意見を、委員さんから出たもので、そこへ私ども教育委員会としても検討したものというのは、幾つかの項目で整理したものを、実際にどういう形で、その建物、つくる建物に反映していくかというのは、今、基本的には、そのプロポーザル等ですね、ご提案をいただく中で、どうなのかと。それを審査するというところであります。

ただ、その審査段階になったときに、それが選定委員会ですぐいくのか、その前に例えばですね、建設検討委員会でもう1回、それを考えていくのか、いろんな手法があると思います。ですから、いきなり選定委員会とかということではなくてですね、選定委員会のご意見をお聞きしながら、いかに、そのいろんな考えが見える、見えるような、その設計書、あるいは提案書をつくるか、検討するかということも非常に大事なんで、ですから、基本的にはプロポーザル方式のですね、そんなご提案をいただく中で、それをまた審査していくというような方法がいいのではないかというふうに、現状の中で、私は考えているところでございます。以上です。

7番（山崎君） 設計に当たっては、学校建築、そういう経験がある、あるいはプロポーザルとして考えていくという形で、いいものを設計してもらって、検討委員会でも、そうやって練っていただけたらと思います。

では、ちょっと、最後にちょっと児童館に、併設する児童館についてですけれども、低学年棟を耐震化するによって、どのくらいかかるか積算できていないと、そういう部分であります。今の児童館、本当に、小学校離れていて、不便なところというか、ちょっと離れていますね。ちょっと不便な部分あります。

今度、低学年棟に残してということを中心に持っていかれているようですが、果たしてそれでいいのか。私は、そこの部分でもちょっとね、あの低学年棟を直すよりも、耐震工事

するよりも、ほかに建てた方がいいんじゃないかという感覚ではいるんですけども、そこで、たまたま南条の集会所の隣の部分の空き地ですね、あそこは、すぐに隣接していると、校庭も近い。それで小学校の校庭にすぐ行けると、そこも歩道もありますし、危険性もないから、いいんじゃないかという感じで、そういうように提案しているんですけども。あそこは、持っているのは、企画政策課の関係でしたかね、たしか。その部分を利用できないかという部分で、私、提案しているんですけども。全く、今、その改築して、低学年棟を改築していく方向以外に併設児童館の考えはないのか、その部分をちょっとお伺いします。

教育文化課長（柳澤君） 低学年棟を児童館にするのかどうなのかという部分、当初の内部方針の中では、そのような方針も出てきたところでもありますけれども、やはり全体、南条小学校の全体の改築計画というような中で、その部分を本当に、低学年棟を改修して、児童館にするのがよいのかどうなのかというところは、現在も全体計画の中で、もう一度検討をしていくような状況を考えているところでもあります。

場所につきましては、現在はやや離れているというような状況がありますので、そういう部分が解消ができるところが、いいところで見つけれれば、そういうところを、また検討していける状況がまいったときには、そういう方向での検討を進めてまいりたいということで考えているところでございます。

7番（山崎君） 児童館については、まだ低学年棟を耐震改修以外のことも考えているという話で、その部分、また検討していただけたらと本当に思います。

あと、空き地ですよ、その集会所、南条集会所の西側の空き地ですが、そこも、もう昔は公園として遊具があったわけですが、あそこも今、使われている状況ではありません。だから南条小学校のね、児童館にならない場合には、そこをまた駐車場とするとか何とかね、そうやって、そういう部分を考えていただくというのも一つの手だと思いますけれども、その辺もまた検討課題として取り上げていただきたいと思います。

こうやって、今度、大規模な本当に全面改築される南条小学校です。本当に、ここにも多くの南条小学校の卒業生がいますけれども、確かに、その地域に密接して、それをもって子供たちを育てていくというのは、本当に学校であります。いろいろな部分で、本当にこれから必要なものをみんなで考えていかなければいけないと思います。

そういう部分でも、検討委員会でうんと練ってもらって、それからいろいろなアドバイスをもらって、いいものを建てるように、地域の方たちの意見も聞いて、いいものを建てるようにしていただきたいと思います。私も卒業して、もう何年になるのかな、40数年たちますけれども、子供も18年間、ずっと今の小学校へ通って、やっとこれで小学校が終わったと。あの小学校自体も、私、もう18年間、子供が通っていましたから、何度も行っています。本当に子供たち、行っていて隅々まで、私、知っていますけれども、モダンでいい学校だったんです

ね、できた当時は、本当に。それは言っても、35年で終わってしまう、残念です。本当に、今度、次の小学校は50年、100年もつような、そんなような形でつくっていただくように願ひまして、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前11時25分～再開 午前11時35分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、8番 入日時子さんの質問を許します。

8番（入日さん） 通告に従い、一般質問を行います。

1. 分館等施設整備事業補助金について

イ. 公民館の建て替えについて

昨年の12月議会でも質問しましたが、全く成果が得られなかったので再度質問します。議会報告会でも、日名沢や町横尾区から戸数の少ない区には、補助金の上限を上げてほしいという要望も出されました。今、公民館の建設をしようとすると、区民総会ができる広い部屋と、役員会などで使う8畳から10畳ぐらいの部屋が2、3個、それにトイレ、台所、納戸など、最低でもこのくらいは必要だと思います。水洗トイレやバリアフリー化、避難所としての機能を備えるなどすれば、6千万円以上はかかるでしょう。

自治総合センターのコミュニティ助成金から1,500万円、町から1,500万円もらっても、残りは、区民の寄附金で賄わなければなりません。100軒だと、1軒当たりの負担金は30万円になります。これだけの負担を区民にお願いできるのか、とても無理だ、集まらないと役員さんは毎年悩んでいます。今、どの区も高齢化が著しく、年金生活者が増えています。とても、公民館建設に寄附する余裕はなくなっています。

町長は、各区に小さな公民館をつくるより、近隣の区で、1カ所つくった方が効果的だという答弁をしましたが、効率的か、答弁をしましたが、各区に一つずつ、つくるよりも費用はかからないことは確かです。しかし、田舎は区民の結びつきを大切にします。区の縄張りもあり、区ごとの公民館が必要だと思っている町民が圧倒的だと思います。前回、区民のよりどころとして公民館があり、生涯学習や健全育成、伝統文化事業等、地域でのコミュニティー活動の拠点として必要だと、課長の答弁がありました。近隣の区を統一して、大きな公民館をつくったら、これらの結びつきや活動が保障できなくなると思います。

日名沢の公民館も耐震診断を行いました。危険だと診断されても、建てかえるお金がないと役員さんたちは本当に困っていました。公民館は災害時の1次避難所に指定されています。特に、お年寄りや障害者、乳幼児などにとって畳の部屋があり、すぐ横になれるのは、ありがたいことです。トイレや台所もあり、家庭的な雰囲気でも過ごせる場所だと思います。学校の体育館等に比べ、はるかに過ごしやすい避難所になります。

防災の観点からも、補助金の上乗せができないか、答弁を求めます。

町長（山村君） お答えします。今、お話ありましたように、以前にも、この議論がありました。また昨年の大震災等を踏まえますと、あるいはまた、今、私ども町でやっておりますスマートコミュニティとか、スマートタウン坂城をつくり、エネルギーを効率的に使うという観点からしますと、新しい見方としてはですね、夏の電力が逼迫するときに、例えば、おひとり暮らしの方が、家のクーラーを各軒でつけるんじゃなくて、各家でつけるんじゃなくて、公民館のようなところを、クールスポットという名前がついていますけれども、そこにお集まりいただいて、何かプログラムやりながら、家の電気を全部消してくるというような言い方も今度されております。

いずれにしても、今、入日議員からご指摘ありましたように、そこで地域の問題を学習したり、よりよい生活をするために集う場所が、そもそも公民館活動でもあるし、公民館でもありました。

そこで、前回にもお話申し上げて、今もご指摘ありましたけれども、私がかねがねですね、今、27の公民館があるんですけども、実際には横町と込山は一つの場所、隣り合わせで入っています。中心市街地コミュニティーセンターも中央コミュニティーセンター内に、横同士で入っています。ですから現実問題、これも過去にいきさつがあるようでけれども、現実問題として、複数の公民館が同じ地区で、同じ場所に入れられないということはないんじゃないかなというように思っております。

それよりも、今、お話ありましたように、例えばどこでしょうか、今56年以前で建てられたものが10カ所ぐらいあるんでしょうか。それから診断したところ、耐震診断をしたところも6カ所ぐらいありますかね。まだ未実施が4カ所というふうに聞いております。例えば、小網地区のこれは昭和31年につくられたんですけども、ここは世帯数55です。ですから、今、議員がご指摘のように、まさに小網に同じようなものをつくるということは、僕はほとんど不可能だと思っています。じゃあ、その分は補助金を増やせばいいかという、これは皆さんの税金をそちらへ回すということになるわけです。ですから、それこそ効率のいい公民館のあり方、重要な施設である公民館のあり方というのを、皆さんと一緒に考えていかなきゃいけないと思っております。

それから、もう一つ言いますと、そもそも区のあり方は何なのかということですね。私どもは区という、27の区という存在があって、これにいろんな意味で、区長さんに行政のお手伝いをさせていただいたりしております。ですけども、ご存じのように、区というのは、はっきりとした、線で引かれた、行政上の区割りではないわけですね。ですから、そんなことも含めて議論をしていきたいと思っておりますし、議論を内部でも始めております。

そんな中で、その公民館のあり方というのも、もう一度、議論をしたいかなと思っております。

す。ですから入日議員のご質問に対してのご回答とすれば、じゃあ補助金を増やして、今のよ
うなサイズのものをつくりましょうということにはならないというふうにご理解いただいて、
引き続きまた議論させていただければというように思っております。

本当に、各地区ごと、もう一度見直してですね、これからつくらなきゃいけない、もう耐震
上問題があるというところを、何とかその地域の統合施設としてできないかということ、も
う一度考えてみたいと思っておりますので、またいろいろ、ご意見、アドバイスいただければ
と思っております。私からは以上でございます。

8番（入日さん） ただいま、町長のね、ご答弁の中で、スマートコミュニティを活用したり、
あるいはクールスポットとして各戸でクーラーを使うよりも、そういう場所として活用できる、
そういう方法もあるんじゃないかと。実際に今、長野県でも今年の夏ね、クールスポットとし
て、ネットで発信して、ここへ来るとクーラーが効いていますから、個人でつけなくて、そう
いう場所に集まってくださいというPRもありましたが、確かに、そういうふうにするとなね、
非常にこれからのエネルギーのね、削減には効果があるんじゃないかと思えます。

それから、先ほど町長も言いましたように、既に昭和30年代から40年代に建てられた公
民館がかなりあります。そういう中でね、町長、それをすべて建てかえるには非常に町財政も
圧迫するし、それが果たして、その効率的なのかどうかというふうに言われましたけれども、
やはり各区に一つ欲しいというのが、町民のそれは思いなんですよね。それで、確かに効率と
か費用面では大変かもしれませんが、その小さな区に、いわゆる小網も先ほど55軒で、とて
も建てかえは無理だと言われましたが、その小さな区に住んでいる方にとっては、今までほか
の公民館は大体10万円ぐらいで、個人負担分がね、済んだのに、うちの方はその2倍、
3倍払わなきゃなんないのは、同じ町民としてね、非常に、その不公平だと、そういうことも
言われました。

そういうことがあるから、結局その各区では古くて危険だとわかっているけど、建てかえるこ
とができないで、本当に何年も何年もどうしたらいいかって悩んでいるんですよね。先ほど、
町長が、非常に30年代から40年代の古い公民館が10カ所ぐらいありますよって、おっ
しゃいました。ちなみに、そういう古い公民館で、今、建てかえを希望して相談に来ている
区は幾つあるのか、答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 現在、教育文化課として把握している分館につきましては、2分館に
つきまして、ご相談があるような状況となっております。以上です。

8番（入日さん） 今、課長の答弁にありましたように、10分館ある中でね、2分館しか、や
はり建てかえようという相談がないというのはね、本当に資金が集まらないからどうしようも
ないと、建てかえたいけれども、資金的に無理だということで、相談に来れないというところ
が本心だと思うんです。それで先ほど、耐震診断も6カ所やりましたと。ほとんど耐震診断

やって危険だという、多分、診断になっていると思うんですけども、実際に危険だと診断されても、やはり1軒から30万、40万の寄附をお願いしますっていうわけにはいかないわけですね。そういう意味で、本当に区の役員さんや区民の方は困っているんです。

先ほど、そういう小さい区だから、上乘せしろっていう、それは町としても無理な相談だとおっしゃいました。だけど、今まで泉区も公民館を建てかえたときに、あれは町営団地と県営団地が多かったんです。だからその分、県と町から、その分の上乗せ分があったんですが、それでも寄附金が集まらなくて、足りなかったんです、建設費に。それは、やはり町営住宅、県営住宅なので、私たちは永住する気はないと、いつ出ていくかわからないから、寄附には応じられないという方が多かったので、あのとき、たしか280万ぐらい不足したと思うんですね。それ追加で、補正を組んで町で出したんです。そういうことがありました。

そういうことを考えるとね、この小さい区に対して、そういうことができるのではないかと。それから、今コミュニティ助成金は、これ宝くじの財源なんですけど、県で3件ぐらいの枠しかないんで、なかなかそれ取れないと思うんです。それから町の分館補助金も1,500万円用意するには、3年ぐらいかかるという、以前答弁ありました。同じ、その自治総合センターの共生の地域づくり助成事業、これ上限1千万円なんですけど、これはそういうコミュニティの施設として使える助成事業ですし、それから防災対策事業等の債券もあります。そういうものを活用すれば、希望する分館があればね、3、4年、次の建設まで待ってもね、もらわなくても、建設できるように対応はできるのではないのでしょうか。その点について、答弁をお願いします。

教育文化課長（柳澤君） 現在のご指摘でありますけれども、建てかえという部分に関しましては、これまでのコミュニティ助成という部分で想定をしてみまして、その特定財源の確保というようなところを想定したところですので、なかなか毎年1カ所ずつというような状況はなかったところであります。財源につきましては、今後そのような手法があるのか、再度精査はさせていただきたいと思えます。

8番（入日さん） 共生の地域づくりの助成事業は、10分の10の補助率で、上限は1千万円ですが、公共施設のバリアフリー化とか、高齢者や乳幼児に優しい対応だとかという、いろいろな事業内容があるので補助対象にはなると思うんです。それから、また防災対策事業で公共施設等の耐震化に、防災対策事業債が、建設費の90%使えます。それで倒壊の危険性のある建物に関しては、3分の2が交付税算入されます。各区の公民館は、避難所の機能もあります。そのためにも防災対策の補助金なども研究して、補助金のかさ上げをする必要があると思うんです。

先ほどから言っていますが、上乘せは無理だとか、小さい公民館を幾つもつくるよりも、大きなところをと答弁もありましたけれども、やはり近くで集える場所、特に避難所が小規模な

ら小規模ほど、ストレスがたまらないんですよね。先ほどのクールスポットですか、そういう場所にするにも、やはり歩いて行ける場所だったら、みんなが、じゃあ今日は暑いからあそこへ行って、みんなで話しながら、時間過ごそうかねということになると思うんですが、やはりそういうことのためにも、もう一度、この件については見直して、一日も早く希望する区が建てかえできることを願っています。

次の質問に入ります。

2. 生活改善の普及活動を

イ. 葬祭における生活改善の普及活動を

議会報告会で、高齢者から坂城町は以前、生活改善があったが、今、余りやっていない。上田市のように、生活改善でやるよう、町が先頭に立って普及してほしいという要望が、何か所からも寄せられました。そんなに親しくなくても、顔見知りなら焼香に行きたいと思う、しかし5千円包むとなると考えてしまうとか、周りは皆、高齢者ばかりなので亡くなるときは、続けて亡くなる、不幸が3、4件も続けば、生活できなくなる。あの人のときに行ったのに、今度はお金がないから行けないということで、義理を欠いてしまうなど、切実な声がありました。

日本人は、結いを大切にし、思いやりのある、慎み深い民族です。特に、田舎は人のつき合いを非常に大切にします。老人クラブやマレットゴルフ、趣味の会などで知り合った人や、その家族が亡くなれば、葬儀に行かなければ礼を欠くと、義理がたく考える人が多いのです。しかし年金が減らされ、増税で生活が苦しくなる中、5千円の香典は厳しいものがあります。特に、3、4件も続けば、生活に響きます。生活改善は、昭和20年代から30年代、戦後の貧困期に虚礼を廃止する、住民運動が起こり、県も暮らしの中のむだを省き、住民生活の合理化を図るため、主体となって進めたとありました。

坂城町でも、1960年代から70年代初めごろまで、生活改善がはやった記憶があります。しかし、いつの間にか立ち消えの状況になっています。ネットで調べたら県内はもとより、多くの県や自治体を実施しています。特に、隣の上田市は生活改善が徹底しており、香典は千円です。小諸市、佐久市、南佐久郡、北佐久郡など佐久地域、長野市、下諏訪町、中野市など県下の多くで実施し、啓発活動も行われています。

町も、公民館報368号に、生活改善について掲載しています。ここの部分なんですが、非常に小さいんですよね。それで、本当に注目しないとわからないぐらい小さいんです。町も、その昔のときにつくった、生活改善のはがきがあります。結婚式は3千円、お葬式の香典は千円にしましょうとか、お見舞いも千円にしましょうとかっていう、いろいろあるんですよね。だけど、それ、ほとんど今は使われてなくて、知っている人も少ないんです。これらをどう活用してね、こういう普及活動をしていくのか、またそういう普及活動に取り組む気があるのか、その点について答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 生活改善の普及を、葬祭における生活改善の普及運動をについて、答弁申し上げます。

華美になりやすい、冠婚葬祭の質素化を図るための生活改善の普及につきましては、昭和62年2月に内容を改定いたしまして、普及活動を行い、坂城町の新生活運動は、ある一定程度の浸透はしてまいりました。しかしながら、近年、公民館施設や、自宅を使用しての冠婚葬祭が減少し、さらに生活の多様化、価値観等からいろいろな冠婚葬祭がとり行われるようになり、生活改善が薄れてきております。

生活改善につきましては、施主側が、冠婚葬祭を新生活運動式で実施するので来ていただく方に申し添える方式になっています。施主にとりましては、冠婚葬祭が華美になりすぎたり、ご来賓に無理がかからないように、その利用をしていただけますよう、今、お話にもありましたが、平成24年5月発行の公民館報でも広報をしているところでございます。

冠婚葬祭のご祝儀、ご霊前等につきましては、相場というものがよく言われるところでありますけれども、特に、葬祭につきましてはご自身に無理のない中で、心をあらわしまして、最後のお別れをするという部分が主眼と思われまますので、方法としまして、相場にとらわれずに参列する方法もあるのではないかという考え方を持っているところであります。

また、冠婚葬祭につきましては、ご施主さんの思いもありますので、こういう新生活運動の方法もありますよと、検討していただく選択の一つとしていただけるように、今後も公民館報などで、PRを続けていきたいというような考え方でいるところでございます。

8番（入日さん） 今の課長の答弁ですと、生活改善については、町として積極的に普及させる気持ちはないと、あくまで個人の自由だからというように受け取ったんですが、今、現在、坂城町に新生活改善推進委員会があるのでしょうか、お聞きします。

教育文化課長（柳澤君） 委員会という部分でございまして、一定程度の浸透がなされたというような状況の中で、その委員会につきましては、現在、活動がないような状況になっております。

8番（入日さん） 今、答弁でね、一定程度の浸透がなされたという答弁がありましたが、一定程度の浸透、ほとんどしてないわけですね。実際に、坂城町の場合はほとんど、その生活改善でやっている葬儀などないわけですね。そういう意味ではね、なぜ、どういう根拠でね、その一定程度の浸透がなされたと言えるのか。

それで、実際のお年寄りの方は、非常にやはりつき合いを大事にしますし、そういう意味で、知っている人が亡くなれば、顔を出したいと、そういう気持ちはすごく持っているんです。だけど、やはり5千円ともなると、何人も続けて亡くなったときにね、その後の生活費が非常に困ると、そういう声が実際に寄せられました。

そういう意味でね、本当に町としては、このことを普及させたいと思っているのか、先ほど

の答弁ではね、それは各個の自由だから、それは自由にしてくださいと。一応、こういうやり方もありますよということは、公民館報で知らせましたと、そういうふうに言っていますが、上田市や小諸市、あるいは中野市などの自治体ではね、こういうものを出しているんです。公民館報や何かでも、一面使って、こういうふうにな、出しているんです。主には、実行委員会がありまして、区長さん、あるいは分館の役員さんが、実行委員会の、その区の、区ごとの実行委員になっているんですが、もう上田市の場合はね、そういう形式はありますが、もう普及しているので、そういう実行委員会すら開かれなくても、もうすべて生活改善でやるということが完全に普及していますのでね、そういう実行委員会の存在すら知らないというのが実態なんです。

坂城町は、先ほど、一定程度普及したと言いましたが、その根拠と、これからそういうことについて、先ほどは各個に任せますよということでしたが、こういうように区ごとの実行委員会を立ち上げてね、推進していく気があるのかどうか、その点についてもう一度答弁をお願いします。

教育文化課長（柳澤君） 先ほど、委員会の組織があるのかというようなお話もありまして、そういう部分で普及活動を始めまして、浸透がある程度の部分はしたのではないかとということで、活動が停止したというところで、一定程度という理解をしているところであります。

それから、先ほども少し申し述べたんですけれども、現在の葬祭の様式なんですけれども、かつては自宅、公民館というところでも使われていたんですけれども、現在、葬祭センターというようなところで行われるという変化も行われました。また、ご施主さんの思いもあるような状況であります。

このようなことを考えましたときに、これらの変遷のある中では、生活改善の方式が強力な推進ができるのかということ、かなり厳しいものがあるのではないかとというふうに考えているところであります。

一方で、施主側に生活改善という方式もありますので、その選択肢の一つとして検討してもらおうということは必要ですので、今後も引き続き公民館報ほかのところでのPRは、努めていきたいということで考えているところでございます。

8番（入日さん） 葬祭など、公民館などでやらないで、ほとんど、その葬儀のそういうセレモニーセンターを使うから、そういうことがなかなか普及しないんだという答弁がありましたが、上田市や長野市、ほとんど、そのセレモニーセンターでやっているんです。それで生活改善の千円なんですよね。上田市の方に聞いたら、セレモニーセンターでやっても千円なので、非常に大勢の方が集まると、本当にちょっと知っている人程度の人でも、お焼香に来てくれるので、すごい、そのにぎやかなお葬式になって、故人や家族も非常に、こんなにたくさん来てくれてありがたいと。亡くなった方も、これで本当に本望ではないかと、そういうふうに使われてい

るんですよ。そこまで、やはり普及しているんです。これから坂城町も非常に高齢者が増えますし、お葬式やなんかも多くなると思うんです。特に、その年金がね、非常に目減りしていく中で、こういう普及をもっともっとやっていただきたいと。それがやはりお年寄りたちの願いなんですよ。だから、それは個々の自由ですから、こういうやり方もありますよと、その程度のPRでいいのかなどか。

長野市でもね、同じお葬式の中でも、こっちは一般の焼香、こっちは改善の焼香というふうに席があるらしいんですが、そうすると圧倒的に生活改善の方に並ぶ人が増えていると、そういうデータがあるんでね。

そういう意味でも、やはりね、町がもうちょっと主体的になってね、バックアップをすべきではないかと思うんです。特に、実行委員会、一定程度知れ渡ったから、今、組織としてありませんと言われましたが、やはり、再度ね、これを組織して、本当にこういうことを広げていくということが必要ではないかと、そういうふうに思います。何回聞いてもね、きっと同じ答弁しかしないので、これは今後の検討課題として残しておきますので、ぜひ、今後そういう、どうしたら、この生活改善が広がるのか、そのことを担当課として、しっかりと考えて提案して行ってほしいと思います。

最後です。

3. 公衆トイレの設置を

イ. 葛尾登山口にトイレを

近年、健康志向が広がり、里山トレッキングの愛好者が増えています。中でも、葛尾城址は手軽に登れる里山として、町民に愛され、学校の遠足などでも利用されていて、登山者が増えています。数年前の大河ドラマの影響もあり、町外からも登山者が増えました。しかし、登山口にトイレがありません。昔は、坂城神社にトイレがあったのですが、古くて危険だということで封鎖してあります。大宮区民の憩いの広場に簡易トイレがありますが、大英寺の池側にあるため、登山口からは全く見えず、多くの人があることすら知りません。そのため近くの民家に駆け込む登山者も多いと聞きました。家の人も困っている人を断ることもできず、貸しているが、見ず知らずの人を家に上げるのは抵抗があると思います。

登山口の駐車場にトイレが欲しい、トイレは必要だという話を何人からも聞きました。町も観光名所としてPRしているのに、トイレがないのは不親切ではないでしょうか。小学生が登山に来て、学校までトイレを我慢しろでは、体にも悪いと思います。登山口の駐車場は下水道も通っているので、水洗トイレの設置が可能です。安心して、登山ができるように、水洗トイレの設置ができないか、答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） 公衆トイレの設置を、葛尾登山口にトイレの設置を。葛尾山への登山につきましては、平成19年に放送された、NHK大河ドラマ「風林火山」の放映や、昨今の

里山歩きブームもあり、大勢の皆さんに親しまれています。

葛尾登山口にトイレをのご質問ですが、地元大宮区においては、町の地域づくり活動支援事業を活用して、葛尾山へ登る登山者のために、駐車場の整備を行っていただいております。また隣接の広場の草刈りや、ボランティアで広場に設置されたトイレの掃除もしていただいているところでもあります。

町内の方には、トイレの場所がわかりづらいのではということではありますが、地域の方が登山をされる方への思いやりで立てられました、手づくりのトイレへの案内看板が駐車場入り口に設置されております。駐車場にトイレの設置をということですが、トイレの設置費、使用頻度、清掃等の管理方法及び維持経費等を考えますと、クリアしていくべき課題が多いと考えます。

また、葛尾山は他の山々と比較しても、しなの鉄道坂城駅から登山口が近く、鉄道を利用して、坂城駅で下車され登山される方も多く見受けられます。そこで、坂城駅前の観光案内所には、葛尾山の登山案内パンフレットも置いてありますので、観光案内所を葛尾登山の起点とし、登山出発の前には、坂城駅前の公衆トイレを利用してもらい、坂城駅周辺も歩いてもらうといった仕組みづくりを検討することも必要かと考えます。観光協会、関係団体等とも協議する中で、進めてまいりたいと考えてます。

さらに、葛尾山だけでなく、町内の里山に登るため、坂城を訪れてくださる方々にも町内にある公衆トイレの場所がわかるような、例えば、町のホームページに里山登山の案内図を掲載し、その中に近くの公衆トイレや、トイレを利用できる公共施設の位置を示すなどの工夫もしていきたいと考えているところであります。

8番（入日さん） 私も、地域づくり支援事業の中で、大宮区が数年前に、憩いの広場の整備と、それからトイレを設置したということは、ちょうどそのときに、私も会議に出ていましたので知っているんです。私は登山口の方の駐車場だかと思っていたら、ないので、どこかなあと、思って、この間、子供たちとボランティアで散歩に行ったら、大宮の、大英寺の方の池、はにしな寮跡のところであって、ああ、ここにあるんだと初めてわかったんですが、先ほど、トイレはここですというようなね、案内板があると、それ、いつ設置したんですかね。私、この間まで、行ったときには、そんなの見えなかったんですけども、その駐車場のところにね。

それから里山トレッキング、はやっているので、町のホームページでもトイレの場所だとかね、そういうことを案内しますというのは、ぜひ、やっていただきたいと思います。

それで、駅を利用して、登る人は、確かに、観光案内所でパンフレットもらったり、駅のトイレがあるんですが、ほとんどがね、車で来ちゃうんです。車で来た場合に、やはりトイレ、どこにあるかなんて知らないわけですよ。そういう人たちのためにやはりわかりやすいトイレ、やっぱり、今、簡易トイレってなかなかね、よほどのことではないと入れないというか、

入るのが嫌だという人が増えているんです。水洗の簡易トイレならまだしもね、そうじゃないとなかなか、やはり現代の人は使えないと、そういうふうに思うんですよね。

町長は、職員にね、町民をお客様だと思えと訓示されたと聞いているんですが、そういうね、近所の身近な方に、こういうようにね、トイレを貸してくれと、多いときは1日、3、4人も、その駆け込む日もあったということなんです、そういう迷惑をかけていることに対して、課長として、どう思われているのか。

青木村はね、坂城町よりも人口が少ないし、財政力もないんです。だけど観光スポットには必ずトイレがあるんです、公衆トイレがね。しかも、すごくきれいなんですよね。そういう意味ではね、坂城町は非常におくれているのではないかと。この間、今年ですか、南条森林組合も大手企業と森づくりを進めて、多くの人これから来ると思うんですけれども、やはり人が集まる場所には、清潔なね、トイレが必要だと思うんです。それがまた町のイメージアップにもなると思うんです。そういうことでね、来た人が、あそこだったらもう一度行ってもいいわねっていうふうに思ってもらえるようなね、そういうためにもトイレの果たす役割というのは、非常に大きいと思うんです。

先ほど、看板も出しました。トイレもありますと言いました。水洗トイレだと費用的にかかるからということでしたが、バラ公園のトイレも、あれだけのトイレ、500万なんです。そういうことを考えると洋式の水洗トイレ一つなら、そんなに費用もかからないと思うんです。そういう意味で、わかる登山口の駐車場に水洗トイレが設置できないか、再度答弁を求めます。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。まず、いつトイレの看板ができたかということですが、先ほども申し上げましたが、地域の方の思いやりで立てられたということで、いつの間にか立っておりました。本当に手づくりで、本当に入り口で、あそここのところに車を止められた方は、一番目につくところです。要するに、登山口に向かっていくと、ちょうど目の前に立っています。そういう思いやりというものは、やはりむだにはしたくないなというもでございます。

それと、車で来た人ということもでございます。確かに、今、車社会でございますので、車で来た人が多いかと思いますが、この辺もやはり考え方で、例えば役場の駐車場、あるいはB、Iプラザの駐車場を、土日の休みのときには、登山に来た人には駐車場を使っていいですよ。それは案内所との関係もあるかと思いますが、そういうような仕組みづくりも、これから広めていければ、やはり、できれば、ただのトイレではなくて、たかがトイレ、されどトイレということで、トイレをやはり有効に利用して、やっぱり坂城駅周辺を歩いてもらうと、そういう仕組みはやっぱり大切ではないかなというふうに考えております。

また、1日に3人も駆け込んでくるというお話でございましたが、通常、山に登られる方は、その辺は下調べはちゃんとしておると思います。やはり事前にインターネット等で、どうい

ふうに行けばいいのかと、そういうのもまた登山の楽しみの一つというふうになっておりまして、よっぽど、せっぱ詰まった方がいらっしゃったというふうに考えます。やはり、そういう事前の準備というのは、登山をする方にとっては必要なことだなというふうに思いますので、そういう点も含めまして、やはり産業振興としては情動的にも、そういうようなことも近くに、駅とかにトイレがありますよということを、やはり広くお知らせしていかなきゃいけないなというふうに考えております。

また、青木村の観光スポットには、それぞれきれいなトイレがあるということですが、それはやはり観光スポットだからであるかと思えます。観光施設が、結構、青木村さんの場合は多いと思えます。そういう場合には、やっぱり管理者もいらっしゃいます。管理される方がいるということは、やはりトイレの方もきれいに管理できると、可能であると。

坂城、葛尾山の関係ですが、1年間に登られる方は、大体800人から900人です。これは頂上にございます、あずまやの中にある記名帳の数で調べたところです。大体800人から900人、そういう方がいらっしゃいます。そういう方々をどういうふうに、ようこそというような形で迎えるかということもありますけれども、やはりその登山口に、そういう観光案内所みたいな、登山案内所みたいなのがあればいいかと思うんですが、坂城の場合は、そういうものが、残念ながらございません。あるのは、坂城駅前に観光案内所があるということございます。

それで、できれば本当に清潔なトイレ、これは確かに使いたいというふうに思います。水洗トイレをとということございますが、先ほどお話のあったように、千曲川バラ公園のトイレは約500万でございました。ちなみに下水道ということで、地場産直売所のあいさい、ちょっと規模が大きいんですけども、これが1千万円ほど、以上かかっております。やはり水洗の場合、あとの維持経費といえますか、その経費が大変かかります。そういう点も考えていかないと、やはりこれから大変なことになるかなというふうに思いますので、その点も含めて、検討させていただければというふうに思います。一番は、町の中を歩いてほしいというのが、産業振興課としての気持ちでございます。以上です。

この駆け込みということ、1日に3人も駆け込みがあるということございます。そちらにつきましては、先ほども言いましたように、そういうことは、大変、本当にね、知らない人をうちに入れるというのは大変なことだと思います。それに対しては、本当にありがたいなというふうに思いますが、その点についても、やはり情報不足、トイレがどこにあるかというものをやはり広く知らせなきゃいけないなというのは考えております。

8番(入日さん) 今、インターネットでほとんどの情報が取れますし、ネットを使えばね、事前に、その葛尾登山についてトイレがどこにあるとか、駐車場がどこですよという、そういう町のホームページでPRできると思います。でも、ネットを使えない人もいるわけですよ。

そういう人たちにどう知らせていくか。坂城町でも、観光パンフレット、ちょっと、私、今日、手元に持ってきていないんですが、そういう中で、湯さん館だとかね、びんぐしの公園だとか、バラ公園などは載っていて、非常に観光客も多いんですが、そういうところにね、里山トレッキングの案内だとか、あるいは先ほど、課長が言いましたように、里山トレッキングのコースとともに、トイレの設置場所だとか、そういうものをね、もっと載せるようにしていただけたらいいのかなど。

実際に、B. I プラザだとかね、ふるさと歴史館だとか、鉄の展示館だとか、そういうところの駐車場が使えれば、町なかの周遊してもらえるわけですよ。そういう意味では非常に坂城町のPRにもなると思うんです。そういうことをもっともっと、どうやったら、みんなにわかりやすくPRできるかということを担当課としても今後も考えていただきたいと思います。

町の観光スポットと言えば、特に、湯さん館が非常に有名で、本当にこれは県外からも大勢の方が来てね、連日込んでいるんですが、後は、びんぐし公園も近隣の保育園や何かからもね、遠足に何回も来るといぐらいに皆さんに利用されているんですが、そのほかにね、バラ公園などありますが、村上側の千曲川堤防からね、見る北アルプスの眺望だとか、あるいはその和平や南条の、あの林道から眺望がすごく素晴らしいんですよ。坂城町の自然って、こんなにすごいんだ、素晴らしいんだっていうものが、本当に町にはいろいろあるんです。そういう自然を生かした里山トレッキング、特に、これから、そういうことも力を入れていきますよというような答弁もありましたが、そういう里山トレッキングのコースやウォーキングコースを整備して、坂城町を広く発信できることを願って、私の質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日11日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 0時23分)

9月11日本会議再開（第3日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	中村淳君
財政係長	
企画政策課長補佐	
企画調整係長	

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- | | |
|----------------------|----------|
| (1) 南条小学校新校舎建設についてほか | 塩入 弘文 議員 |
| (2) 豪雨対策についてほか | 中嶋 登 議員 |
| (3) 災害に強いまちづくりへほか | 大森 茂彦 議員 |

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に1番 塩入弘文君の質問を許します。

1番（塩入君） おはようございます。ただいま議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い一般質問をします。

最初に、1の南条小学校新校舎建設について質問します。

南条小学校は建設されてから35年過ぎ、老朽化が目立ち、何よりも耐震化もできていないので、校舎の全面改築となりました。そして今年度、検討委員会を立ち上げ、検討されています。今後30年、40年先を見通して、子供たちや地域の人々の願いをかなえながら新校舎の建設に向けて検討していかなければなりません。昨日、山崎議員からも質問がありましたが、できるだけダブらないように質問します。

第1の質問は、検討委員会の検討課題として今、どんなことが話し合われているかお尋ねします。

第2に、城東小学校、城山小学校を視察されましたが、視察から示唆されたことは一体どんなことか。

第3は、今後30年、40年を見通したときに、子供たちにとって安全で使いやすく、楽しい学校にしてほしいと思っています。そのためには、どんな校舎であればよいのかという点について、具体的に質問したいと思います。

①として、校舎と校庭の面積は、いわゆる国の設置基準をクリアしているのかどうか。

②として、児童館をどのように考えるかということです。私は、児童館は子供たちの安全の

ためにも、遊びや運動するときにグラウンドを自由に利用でき、学校の近くにあるのがよいと思います。しかし、どうしても適当な場所がないときには、校舎内にあってもよいと思います。一番大事なことは、単なる学校の生活の延長ではなくて、本当に児童館として独自性が保たれると、そういう点が必要じゃないかと思います。また、検討課題の原案では、低学年棟を残し、そこを児童館として利用したいと考えていますが、なぜ新しくし直さないのか、予算上の問題なのか、その辺をお尋ねします。

③として、子供たちや先生、地域の人々の意見をどう酌み上げていくか、いわゆるパブリックコメントをどのようにするかということです。学校では子供は主人公です。子供たちにとって安全で使いやすく、楽しい学校でなくてはなりません。どうしても大人が目線で考えてしまいがちです。子供の目線から新校舎への夢や希望を出してもらい、そしてできるだけ検討委員会に反映させる。例えば、子供たちに夢と希望のある新校舎のデザインを描いてもらって、それを参考にしていっていか、いろいろな方法があると思います。

次に、子供たちと一緒にいつも生活している先生たちの意見も貴重です。昨年度、社会文教委員会で南条小学校を視察した折に、校長先生から低・中・高にもそれぞれのところにプレイルームが、いわゆるそういう空間があればよいか、図書館の空間を考え子供たちに親しみやすい図書館にしてほしいとか、そういう意見が寄せられました。先生方は子供たちの目線に立って考えてくれています。これから新しい時代に向けて、どんな校舎、教室、図書館であったらよいか、十分お聞きしながら反映させてもらうことが大事だと思います。

もう一つは、地域の人々です。地域の人々は母校に対する思いが人一倍強いと思います。PTAの役員をされてきた人たちにとっても、校舎にはさまざまな思いがあります。このような子供たち、先生、地域の人々の意見をどのように取り入れていくのか、また取り入れるとすればどういう形で集約されるのか質問します。

④として、パブリックコメントとも関係しますが、検討委員会の傍聴を認めることがより多くの町民、地域の人々の関心を高めることになります。南条・中之条地区の人々にとれば、大きな関心を持っています。傍聴を認めるかどうか、質問します。

⑤として、新校舎をどのように建設するかということになると、大変難しい問題があります。グラウンドにつくるか、それとも今の校舎に建て直すか、それぞれ意見があると思うんです。その辺を十分検討していただきたいと思うんですが、やはり検討委員会を初めパブリックコメントで出された意見をもとに、できるだけ子供たちにも出してもらって新校舎について複数のモデル案を考えていただいて、それを検討するというプロセスが必要になってくるんじゃないかと。その方が具体的でみんなで考えられるということで、複数のモデル案を考えてもらえるかどうか。

⑥として、太陽光発電の設置を考えていると思いますが、坂城町はスマートコミュニティ構

想を考えています。町全体のエネルギーの効率利用を進めていくわけです。8月31日に環境やエネルギー分野の技術革新を図るグリーンイノベーションの研究を、町と信大と町内企業の3者で産学官連携で取り組むと発表されました。学校は地域の防災の避難場所でもあります。今、全国で原発に頼らず再生可能な自然エネルギーにしていこうという動きが出ています。そこで、どのくらいの規模の太陽光発電の設置を考えているか質問します。

以上で、第1回の質問を終わりにします。

町長（山村君） では、私の方から南条小学校の建設に当たりまして、今、お話がありましたという形の学校をつくるかという非常に大きな関心事がございますので、先日、昨日も申し上げましたけれども、長野市の城東小学校、城山小学校等を見てまいりました。そこで得たこと、それからもう一つは太陽光発電についても、その城東小学校がつけておりましたので、その辺の話を申し上げたいと思っております。あと、るるいろいろ質問がございましたので、あとは担当課長の方からご説明させていただきます。

まず、昨年のですね、議会、私まだ未経験で議会が始まったときに真っ先に質問されたのが、その小学校の耐震問題は一体どうなっているんだと、おまえは何考えているんだと言われて、私はまだ来たばかりで、これから考えますとお話ししました。ただ、学校を見た限りですね、本当にもう惨たんたるもので、今まで長年どういふことを坂城町は考えてきたのかと、じくじたる思いでございました。

それで、昨年度からご案内のように坂城小はもう手を打っていましたけれども、南条の体育館、それから村上小学校の耐震工事と大規模改修をやろうということで、皆様方のご協力を得て村上小については今年度、今、作業しているというところでございます。私としましては、真っ先に取り組む課題であると、小学校の建設問題ですね、教育の中身もそうですけれども、私にとっては大きな優先順位の高いプロジェクトだと思っております。

さて、そこで昨日も一部申し上げましたけれども、8月17日に南条小学校建設検討委員会で、最近、全面改築した長野市立の城東小学校と、低学年棟と体育館の改築をした同じく長野市の城山小学校、この2校について視察研修を行いました。

両学校とも同一敷地内での改築であります。主な視察内容としては、どんなところをよく見て議論したかと申し上げますと、校舎のレイアウト、それから設計方針、学校生活をする上での機能面や環境面への配慮、エレベーターや校舎建設時の仮校舎の状況並びに建設費用などを見てまいりました。

両校とも在席児童数や将来の入学者数を見込み、限られた敷地の中でいかに有効的な教室空間の確保を行い、適正な規模になるかを考慮していること。それから新しくつくる場合、車いすを利用される児童への配慮として、学校施設の避難所機能だとか、それからエレベーターの設置というのをつけなきゃいけないということ、こういうことやその他の課題など、大変参考

になったものもございました。

また、ご質問の太陽光発電の有効利用についてであります。今回視察をした学校のうちで城東小学校の校舎の屋上に太陽光パネル、発電パネルが設置されておりました。予算の関係で屋根の半分だけつけたということなんです。なぜ全部つけなかったのと言ったらやっぱり予算の関係があるということです。

それから、今、大規模改修をやっております村上小学校につきましても、太陽光パネルを今度つけます。そこには本当は大規模な大容量の蓄電池をつければいいんですが、今なかなかコストが高いもんですから、ところが、太陽光発電をやっているときに停電してしまうと、電気が使えないんですね。あれは買電になってしまう。そこで今度、村上小学校では昼間、太陽が照っているうちは太陽光でつくったエネルギーや電気は、学校内で使えるという仕組みにしました。そうしますと授業のときもそうですけれども、大規模な災害があつて避難したときに一部の照明は昼間、太陽が照っていれば使えるというようなことを考えております。

当町では、昨年度から坂城町のスマートタウン構想、先ほども述べられましたけれども、構想を立ち上げてエネルギーの効率的利用に向けた取り組みを始めておりますので、南条小学校改築の際には費用対効果も含めて、地球温暖化対策の推進や環境教育の観点からも積極的に導入したいというふうに考えていきたいと思っております。

いずれにしましても、学校は子供たちが健やかな心と体をはぐくみ、確かな学力を定着させることと同時に、子供たちの、児童の歓声や笑顔がそこにあると、地域の活力を自然に生み出す地域の顔とも言える存在でもあります。

今いろいろご指摘いただいた点などをですね、踏まえまして、昨日も申し上げましたけれども、建設検討委員会をつくっておりますので、今その中で町の考えはこれだから、これでやりなさいなんてことは言っていないので、いろんなご意見を賜りながら、よりよい校舎建設ができるように検討してまいりたいと思っております。

あと具体的には担当課長の方からご説明を申し上げます。

以上です。

教育文化課長（柳澤君） 南条小学校新校舎建設について、建設検討委員会の現状と課題はで、検討課題としてどのようなことが話し合われているかというところでございます。

南条小学校の現状と課題ということで、現在の建物についてでございますけれども、普通教室棟が3棟に分かれまして、その間に特別教室棟、管理棟が設置され、通路の共有スペースのある構造となっている。その一方で、低学年棟につきましては、隣の教室へ廊下で行き来できるに對しまして、中学年棟、高学年棟は渡り廊下を利用しなければならない部分もありまして、動線の複雑さが見受けられる。あるいは渡り廊下がガラス張りで、窓ガラスの数が他の小学校よりかなり多いというような状況の中で、構内の照度を保つのに役立つ反面、温度管理や破損

といった児童のけがにつながるといった安全面、あるいは位置的な課題があるというような状況。

また児童の安全面としてこの南条小学校につきましては、校舎配置や構造上死角が多いこと、あるいは見通しも悪いようなこと、また玄関が棟ごとに配置されているような状況の中で、管理面でも課題が残るといったような状況。

そして、町内3小学校のうち南条小学校の児童館だけが、学校の敷地内もしくは隣接をしていないために、遊び場や活動場所として、多く利用する校庭との距離や児童館管理上からの課題も残っている。また、児童数と校舎規模に関しましては、建設当時1学年4クラスで対応できる規模で建設されましたが、現在は1学年2学級であり、空き教室が数多く発生しているのが現状である。

このような部分につきまして、まずこれ現校舎の課題点、そして課題点というものを会議という中で、また現場に赴いて確認をしてきた状況です。そして、これらの課題を踏まえまして、新しい校舎の建設や規模、イメージ、維持管理面を検討して安心・安全な新校舎へ改築できるように会議を進めているところになっております。

次に、子供たちにとって安全で使いやすい校舎をどうつくるのかというところでございますけれども、校舎・校庭の面積は設置基準をクリアしているのかというご質問でありますけれども、新校舎の建設に関しましては、当然ではありますけれども、小学校設置基準で示されている面積がございますので、この面積をクリアできるものとして建設をしていく予定としているところでございます。

また、児童館というところがございます。検討課題の中でも距離的に離れていることが挙がっております。低学年棟を児童館にするという部分、昨年度の内部検討委員会の中において、既存施設の有効利用を図る点で児童館併設というところを視野に入れてきたところではあります。今年度、立ち上げました検討委員会におきまして、その部分につきましても改築事業の全体の中でご検討をいただく状況を予定をしているところでございます。

それから、子供、先生、地域の人々の意見をどう取り上げるかということでもあります。一義的には、検討委員会のメンバーに議員を初め通学の関係の地元区長、あるいは小中学校の校長や学校のPTAの代表、学校医の先生を含めました検討委員会となっておりますので、まずはそこでご意見を聞いてまいりたいというふうに考えているところであります。

建設検討委員会の傍聴というところでもあります。これにつきましては可能になるようなことで検討をしてまいりたいと考えているところであります。

それから、新校舎のモデルを複数考えての検討をというところでもあります。昨日もプロポーザルというような状況の考え方もありますので、そういうところを視野に入れて考えていきたいと思っております。そういうことであれば、複数のモデルのご検討というところも当然出てくるの

かなというふうな考え方でおります。

それから、太陽光パネルの容量というような状況でありますけれども、これにつきましては今後検討委員会も含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

1 番（塩入君） 今、町長と担当課長から答弁していただいたわけですが、課長のね、答弁の中でちょっとはっきりしないところがあるんですが、③としていわゆるパブリックコメントをやるのかやらないのか、やるとすれば具体的にどういう形で、いつごろ集約して、検討委員会に提案するのか、そこ一番聞きたかったんです。その点を再質問します。

それから、第2に傍聴の件は今お話のあったとおり、ぜひやっていただきたいと思うんです。町の議会も開かれた議会として、本当にすべての委員会を開放しているわけですが、町としても町民に開かれた町政にするためにぜひ、よろしくをお願いします。

次に三つ目ですが、今の児童館の問題とも関係するんですが、あそこ低学年棟を児童館に使うために残しておくのか。その辺のところ、なぜあそこだけ残すのか、その意味をね、もうちょっと明確にしないとはっきりわからないと。それで予算がかかってしまうから、あそこはそのままにしておく方が、全体の予算の関係からそういうふうにするんだとか、いろいろ考えられると思うんですが、その辺をもう一度お願いします。

それから、ぜひ町長も答弁されましたが、本当にスマートコミュニティ構想の町ですから、何としても私は学校ぐらいは自然エネルギー100%でできるようなことを、またぜひ検討していただきたいというふうに思います。特に災害時に本当に安心してそこへ避難できる、そういうことが大事じゃないでしょうか。

それから、第5番目に昨日、山崎議員が質問したことと関係します。検討委員会に地元の議員も参加すべきではないかということが質問されましたが、僕も同感です。町長の昨日の答弁でも大プロジェクトですからぜひ十分検討していきたいという答弁がありました。しかし、文化課長の方からは年内にまとめたいと。あと4カ月足らずです。そういう中でどういうまとめができるのかということで、非常に心配する面もあるわけです。

特に、地元議員というのは、その地域に大きな課題については責任を持っているわけです。南条保育園の建設のときにも、全員入ってやりました。やっぱり大きな事業に入っている、今でも地元議員が入っているのもあります。例えば県道上室賀・坂城停車場線改良促進期成同盟会などは地元の議員は全員入っております。それで昨日、塩野入議員もおっしゃいましたけれども、予備設計の段階でやはりぜひ地元議員を呼んで一緒に考えるように、そういう機会をつくってほしいという意見も出されました。

そのように開かれた町政にするにはですね、やっぱり二元制の立場からいっても町側と議会側が本当に対等になるようにすべきではないかと、こういう質問です。

以上です。

教育文化課長（柳澤君） 幾つかご質問をいただきました。意見の集約という部分であります。

この部分につきましては、検討委員会にもお諮りする中で、例えばホームページあるいは広報等でこのような検討をしていますよというようなお知らせをする中で、検討をしていきたいというような考え方であります。

それから、児童館の部分であります。この部分につきましては、低学年棟にプレイルームというようなものがございますので、こういう部分の有効活用が図れないのかということを考えてときに、低学年棟を残す中で児童館併設型はできないかというような方向は、いかがかというような考え方を持ったところでもありますけれども、これにつきましては学校建築全体の中でいま一度考えていくというようなことで考えているところでもあります。

それからエネルギー利用につきましても、先ほども申し上げましたけれども、これにつきましても太陽光利用につきましては、先ほど町長答弁もありましたけれども、活用を図っていききたいところなんですけれども、どの程度のものができるのかという部分につきましては、やはりいろいろな検討が必要になってくると思いますので、今後の検討課題になってくるというような状況でございます。

それから、建設検討委員会の部分の状況であります。現在、議会の代表の方というような状況、それから地元の区の皆さんというような状況があります。そのような状況の中で、議会の皆さんにどのようにお知らせするかというようなところにつきましては、全員協議会というようなところが想定をされる場所でもありますので、そのようなところでお知らせをしながら考えていきたいと思っております。

教育長（宮崎君） 私の方から、質問の中で議会の議員さんに検討委員会へ地元の議員は入っていただきたいというようなご質問でございます。

ただいま課長の方からですね、議会全員協議会等のお話もあったわけですが、これについては地元という考え方の中で、区長さんも入っていただいている中で、逆に議員さんがですね、お入りいただくのがいいのかどうか、そこら辺はやっぱりに言うとですね、議会の皆さんとご相談しながらというふうに考えるところでございます。

今までの各委員会での議員さんのご選出等のいろいろな経過もあるでしょうから、そこら辺については、もう1回始まっていますけれども、必要ならばということでちょっと検討をさせていただきます。

いずれにしても逐次、今、全協というようなお話がありましたが、それもどういう形がいいのかということもございますけれども、それらを含めて検討ということでございますが、議会の皆さんのそれだけ熱心なご要望があればですね、取り入れ方はどういうふうにするのか、本当に地元全員なのか、それとも大変関心を持たれているので、議員の皆様全員となるとですね、

今度は逆に検討委員会が萎縮しちゃうとか、余り意見が出てこなくなっちゃう部分も実はいろいろな部分であるということで、過去の中ではそんなお話もいただいたように記憶しておりますので、そこら辺は必要ならばということで、また議長さん等と相談させていただきたいと思えます。以上です。

1 番（塩入君） 今、答弁していただいたわけですが、特にもう一度はっきりさせたいことは、パブリックコメントですね。年内に一応仕上げると、検討委員会も結論を仕上げるという方向を昨日言われたもので、本当にあとわずかしかないわけです。

そういう中で特に地元、町民の意見をどれだけ集約しながら検討委員会に反映させるかということが、最も大事になってくるんじゃないかということで、まずパブリックコメントを特に私は子供たち、先生たち、地域の人たちの声を十分に聞く。その地域の人の中には南条小学校の歴代のPTA会長をやられた方もいらっしゃるし、いろいろいると思えます。

そういうことも含めて、ぜひ意見を聞く機会ですね、どういう形で集約していくかということについてはまだ答弁されていないんですが、私はやっぱり区長は地元の代表として出てくるんだから、区長もたくさんいるわけですね。それぞれの地区の意見を十分聞いてきて反映させるとか、それからPTA会長さんは、それぞれ今のPTAの役員を初め歴代の役員の皆さんも含めて集まって、意見を聞いて検討委員会に反映させるとか、校長さんも出ているんですが、生徒の意見や児童会、それから生徒会の意見をね、もう本当に児童会でも生徒会でも十分な意見が出せます。去年の坂中の本当に50周年の様子を見ても、本当に主人公になってやっています。自分たちの、僕らの学校なんだから、これからどういう学校にしたいとかという強い意見を持っているはずです。そういう意見をぜひ反映させていただきたいと。だからいつまでに集約して、いつごろそれを最終的な検討委員会は、いつごろ開いて年内にまとめるのか、その辺は、はっきりさせていただきたいと思えます。

検討委員会ですから、これからやっていくことですから、今日申し上げた意見も含めて、昨日、山崎議員の意見も含めて、これからぜひ検討委員会で十分検討していただきたいと思います。

次に、2の方へ移ります。予防医療の充実をについて質問します。

高齢者に伴い、医療費が年々増加しています。坂城町の後期高齢者の23年度の1人当たりの医療費は、何と89万5,621円となり、ついに長野県でワーストワンになってしまいました。また、国保加入者の医療は、総額で11億5,880万5,120円にもなって、1人当たりの医療費は33万4,324円で、県下では悪い方から9番目です。

松川町とか御代田町では、このような予防医療、このように予防医療とか健康づくりに力を入れている町です、ここと比べると大体1人当たり年間で6万から8万円もの違いが出てきます。医療費が多くなれば、当然国保税に影響します。

後期高齢者になる前に予防医療を充実させて、いつまでも健康でいたいというのが町民の願いです。今や坂城町として予防医療の充実と健康づくりを最大の重要課題として取り組むべきだと、僕は思っています。今年度は特定健診の受診率65%まで引き上げるということで頑張っています。昨日の窪田議員の質問にも町長が詳しく答弁されて、本当に活気のある取り組みをされているということを感じました。

そこでダブらないように、私は保健センターの今のスタッフの大変だと思うんですが、具体的に保健指導をどのようにされているのか、現在のスタッフの体制で大丈夫なのか、お尋ねしたいと思います。

第1にですね、具体的にはですね、啓発活動も必要ですけども、やはり決め手になるのは保健センターの皆さんが該当者と直接面談して、本人の気持ちや健康状態を知ったり、それをデータ化して年々積み上げていくと、こういう実績を積み上げていかない限り、なかなか町民一人一人の健康実態をつかむことはできません。そのために大変ですが、家庭訪問も必要だと思います。24年度、これからどのくらい保健指導のためにできているのかどうか、それが第1点です。

それから、第2番目には、家庭訪問を増やしていくには保健センターのスタッフの充実が重要です。今年度緊急雇用を利用して一人配置することになったわけですが、なかなか人が見つからず、実際に見つかって仕事を始めたのはこの9月からです。5カ月間でできなかったわけですが、1年雇用ということで本当に残りね、7カ月しかないというような不安定雇用の状態では、資格を持った人を探すのは非常に困難じゃないかと思います。そういう意味で、臨時でもいいですから自主財源や依存財源もできるだけ使いながら、長い見通しを持って採用して行ってほしいというふうに思いますが、どうでしょうか。

3番目に、予防医療に取り組んでいる先進地に学ぶことが必要ではないでしょうか。5月26日の信毎にですね、飯田市が今年から重点課題としてこの予防医療に取り組んでいます。そして62歳になる全市民1,500人を対象に、保健師が自宅を訪問して健康実態について聞き取ったりする事業を進めています。60歳過ぎてからの健康課題を話したり、iPadを使って健康教室の映像を見せて参加を呼びかけるとか、食事、運動などについて聞き取りをしてそれをデータ化しています。今年は市内の20地区を25人の保健師が回って、1,500人すべて回る予定にしています。本当に意気込みを感じます。

二つ目は松川町ですが、以前から町民一人一人の健康実態をつかんできています。町民の生活習慣病予防や、特に重症化になると大変医療費がかかると。「広報さかき」の今月の9月号にも透析してお金が非常にかかっているという事例を紹介しています。本当にいいことだと思うんです。重症化してしまうと本当に物すごいお金がかかるわけですね。そういうようなことも調べながら、保健指導に力を入れてきているんですね。

その結果、特定健診の受診率がいつもは60%台を確保しているんです。国保1人当たりの医療費も坂城町より7万円近く少なくなっています。やはりこの違いは保健師が中心になって適切な保健指導を徹底しているところにあるんじゃないかと僕は思っています。

そういう点でほかの市町村も学ぶべきじゃないかと。坂城町としても、今のこの状態を、こういう実態を抱えているわけですから、予防医療の充実を最重点課題として取り組む必要があるんじゃないかというふうに思いますが、町長にぜひ答えていただきたいと思います。

福祉健康課長（塚田君） 予防医療の充実をということで、特定健診の取り組み状況と保健指導についてご質問をいただきました。昨日もですね、特定健診の関係、ご質問いただきまして、それぞれ今後の取り組みの個別勸奨といったところを中心にお話をしたわけでありまして、当然それをですね、重点的に今年やっているわけですが、啓発するという部分では、議員さんのお話にもございましたが、8月からですね、「広報さかき」の方にも掲載をしております。目標達成まであと何人というようなことも含めながらお知らせをしているわけですが、今後でもできるだけシリーズということで続けていきたいなというふうに思っています。

それから、それぞれのですね、町に今27区あるわけですが、それぞれの区ごとのですね、達成目標といいますか、そういったことも担当の方で資料づくりをしております、グラフにまとめたりというようなことをしておりますが、この辺、広報の中ということではなくてですね、いろんな形で町民の皆さんにお知らせをして意識を高めていただくといったこともですね、今後検討していきたいなというふうに思っているところであります。

特に、保健師の増員というようなことを中心にご質問をいただいたわけでありましてけれども、これにつきましては昨年の12月にもですね、議員さんの方からご質問いただいて、ご答弁をしたところでありますけれども、現状といたしましては町の保健師4名おりますけれども、このうち3名を保健センターに配置しております。その保健センターにおきましては保健指導、健康相談といった成人保健事業ですとか、乳幼児健診などの母子保健事業、さらには予防接種、精神障害者保健事業、健康増進事業などを実施しております。それぞれの事業の実施にあわせて、当然この抱えている保健師だけでは集中的には手が足りない部分がございますので、在宅の方で保健師ですとか栄養士の、あるいは看護師などの資格をお持ちの方に応援をいただきながら実施をしているところでございます。

特定健診の受診率を高めていこうということでございますので、当然この取り組みによって受診者が増えていくことを期待しているわけでありまして、受診者が増加しますと当然、現在もその健診の結果を全員の方にご通知を申し上げて、報告会を開いておりますけれども、この報告会にかかる事務量、当然増えますが、それだけでなくですね、健診受診後の保健指導対象者、これも増加することが予想されます。これによりまして保健師や栄養士の業務量が増えてくるといふふうにも予想されるわけでありまして。このため、これまでもお願いをしております

が、在宅の保健師、栄養士、看護師による応援体制の拡充をさらに検討をしていく必要があるかなというふうに思っています。

幾つか県内ですね、先進地の事例をお話をいただきました。私どももですね、県内のそういった先進的な取り組みと申しますか、いろいろとですね、情報については入ってくるわけがあります。それぞれの地域においてかなり歴史と申しますかね、過去からの取り組み、地道な取り組みがあるものというふうに思っています。

坂城町はこれからと言うと大変いけないわけでありましてけれども、今年はですね、65%を目指してというようなことで、一緒に個別の健診の勧奨でありますとか、あるいは先ほど議員さんからもございました緊急雇用の関係、保健師ではありませんが、管理栄養士をですね、何とか確保することができたということで、当然昨日も申し上げましたが、個別にですね、訪問をして勧奨する活動、後半の取り組みになってまいります。その中で十分力を発揮いただいて、何とか目標に達成できるようにですね、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

なかなかすぐに保健師の、俗に正職という人ですね、増員はかなり難しい部分がございますけれども、可能な限りその在宅の方のお力をお借りしながら、当然取り組み自体は、ポイントの取り組みになってまいりますので、在宅でいらっしゃる方、現在でもお願いをしておりますが、そういった方々のご協力体制を強化しながら取り組みを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

町長（山村君） 私の思いは昨日も申し上げました。それから今、担当課長も申し上げましたけれども、取っかかりとしては65%以上を達成するというので、一人一人きめ細かいサービスができるような方法をとって、中の体制も順次強化していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

1番（塩入君） 今、課長と町長から答弁いただきましたけれども、僕はね、坂城町が先ほど申し上げたように、後期高齢者医療の費用が県下でワーストワンだと、こういう実態、しかも74歳まではきちっとやっておかないと、やはり生活習慣病や重症化がもっと出てくると。そうすれば当然、後期高齢者医療に費用がかかることは当たり前です。

そういうことで、そのね、坂城町はこういう実態なんだから、町長にはこれをやっぱり最重要課題としてね、例えばさっき紹介した飯田市もそうです。御代田町もやっています、松川も。そういうことで、現在の坂城町の健康づくりをするためにもね、最重要課題としてスタッフの面も含めて、いろいろ角度からね、検討していただきたいと。何とか脱出してもらおうような方策を検討していただきたいと思っております。

次に最後の3番目にいきたいと思います。ひとり暮らしを支える体制です。

今、国の社会保障制度が次々と改悪される中で、貧困の格差がどんどん拡大しています。そういう中で今年に入ってわかっただけでも、全国で孤立死や餓死をした人が12件あり、25人死亡しています。これはほんの氷山の一角です。残念ながら、坂城の町にも1件ありました。ひとり暮らしだけでなく、2人世帯でも起きてきます。2人世帯で老老介護が増えてきている中で、坂城町として今後の対応が求められていると思います。

そこで二つ質問します。

一つは、緊急通報装置、いわゆる安心電話ですね、を坂城町では早くから導入されています。しかし、現在の利用状況と課題は一体何でしょうか。

②として、ひとり暮らしを支えるために今の保健師、それから包括支援センターとか社協とか民生委員、訪問員、それぞれがかかわっているわけですが、それぞれどんな役割を果たして連携プレーをしているのかどうか、この2点質問します。

町長（山村君） では、私からひとり暮らしを支える体制づくりは、そのネットワークづくりは、緊急通報装置ですね、その利用状況、課題等について申し上げます。具体的にはまた担当課長の方から必要であれば答えたいと思っております。

まず、高齢化が進む社会、今いろいろおっしゃられたとおりですが、また核家族化が急速に進むなど、地域社会の環境が大きく変化する中で、全国的にひとり暮らしの高齢者が増加していると、これは坂城町においても同様なことでございます。その中で、だれにもみとられることなく自宅で亡くなる、いわゆる孤立死の発生が大きな問題として取り上げられております。

この孤立死は、ひとり暮らし世帯の増加とともに地域機能の低下といえますか、隣近所への関心が低くなっていること、また介護の形態においても施設から地域、居宅へという流れの中で今後さらに増加するということが懸念されております。

こうした状況の中で、ひとり暮らし高齢者を支える地域の体制、ネットワークの強化というのは大きな課題であると認識しております。現在の見守りの体制などについては担当課長から答弁いたしますけれども、私からは緊急通報装置、安心電話についてご答弁申し上げます。

ご案内のように、安心電話は有線放送電話の更新にあわせて平成6年度から運用しております。ひとり暮らし高齢者の日常生活における相談に応じるとともに、急病、災害等の緊急時における連絡通報や救助活動を円滑に進めるため、65歳以上のひとり暮らしの方でご希望する方に無償で貸与しているという状況でございます。現在、110名の方にご利用いただいております。

緊急通報に対する対応であります。昨年度は協力員の出動が1件、消防署の対応が1件、相談が3件と救急車の要請が1件ありましたが、幸い大事に至ったケースはなかったということでございます。通報の件数はそれほど多くありませんが、ひとり暮らしの方の心の安心につ

ながるといふものであり、日常生活を支える重要な役割を果たしているものと考えます。

私の住んでいる家にも押しボタンがついておりました。私の義理の父親、もう亡くなりましたけれども、まだ使った形跡はないようですけれども、ただ、あるだけで安心と、そういう装置があるということで非常に安心感があつたんだろうと思っております。

しかしながら、現在のシステムは20年近く前に導入したものであります。各家庭に設置する端末機としては押しボタンのついた通報装置本体と首に下げるペンダント、手元緊急ボタンはありますが、いずれも本人の意思でボタンを押さない限り通報はされません。また、端末機も順次更新をしておりますが、古い機種については修理不能ということから、台数が確保できずに要望にこたえられないという状況も出てきております。

ご案内とは思いますが、現在では自分の意思でボタンを押さなくても、センサーにより自動的に通報されるシステムも増えております。ひとり暮らしの方への支援体制をどんなに強化しても、人の目で24時間サポートすることはできないわけでありますので、現在の安心電話の機能は維持、強化をしていく必要があると思っております。

また、現在このシステムの中で充実を図るのか、あるいは更新するのか、システムを更新する場合どんな機能を持たせ、どんなシステムで、また制度の見直しも必要なのか、さまざまな面から検討を進めてまいりたいと考えておりますけれども、新しいシステムに切りかえていくという方向で私は検討したいと思っております。

先ほどお話ありました、信州大学との提携、研究、実験の中で、各家庭にスマートメーターをつけるというのがありました。私は信州大学に申し上げておりますけれども、スマートメーターというのは単に電力をはかるだけじゃなくて、全家庭につくネットワークになりますので、記者会見のときにも申し上げたんですが、例えば健康情報をそこで見ると、毎日必ずメーターを見に行くわけです。電力どれだけ減ったなというよりは、今日の体脂肪どうだったかとか、そういうのがはかれるような、あるいはこのような安心電話のような機能もそのメーター、坂城町でつくるスマートメーターでしたら、その中に組み込むことはできないか、もちろんオプションになりますけれども、そんなことも考えております。

いずれにしても、坂城町の安心を守るためにも、私は新しい機能を持った新しいシステムでできないかということは検討を進めたいというふうに考えております。

福祉健康課長（塚田君） ひとり暮らしの方の高齢者の方の見守り体制というようなことについてご答弁申し上げます。

現在、町に登録されているひとり暮らしの高齢者、9月1日現在220人ということでありまして。10年ほど前から200人前後で横ばいでありましたが、2年ほど前から若干増えているというような状況です。この登録はですね、必ずしも全員ということではありません。民生委員さんの協力をいただきながら、お一人で生活をされている65歳以上の方に声をかけまし

て登録を勧めていただいておりますけれども、本人の意向を尊重ということでもありますので、必要ないという方もたくさんいらっしゃいます。

登録をいただきますと、訪問指導事業によりまず定期訪問、それから先ほどありました安心電話の設置、訪問員制度の適用、また社会福祉協議会の事業であります。食事会ですとかドライブ旅行などへのお誘いも可能となるというようなことで、平素から健康状態の把握、緊急時の対応準備などができますので、できるだけ登録をいただけるようお願いをしているというところでございます。

見守り体制ということですが、まず民生委員さんにつきましては登録をされているか、されていないかかわらず、月に1回訪問をいただいて生活の様子を確認いただいております。それから登録していただいている220人のうち58人の方は、要介護あるいは要支援の認定を受けておりますので、介護保険サービスを利用されているということで、このサービス利用によって定期的に見守りがされているのかなということです。それから11人の方が介護保険のサービス外であります。元気高齢者のための生きがいデイサービスを利用しております。これによって健康状態等の変化を確認できているのかなということです。

孤立死などの事故を防止するには、日ごろの健康状態や生活の実態を把握していることが重要でありますので、社会福祉協議会に委託していますこの保健師、看護師による訪問指導事業により、ひとり暮らしの方の実態把握や保健指導を行っているというところでございます。訪問の頻度はそれぞれ個々の状態によって異なるということでもあります。

それから、ひとり暮らし訪問員もいらっしゃいます。この方には日ごろの民生委員さんと連携をとっていただいております。日ごろの確認をしていただいたりということではありますが、この方は現在104名いらっしゃいます。それから、ご希望があれば安否確認を兼ねた配食サービスを利用しております。ひとり暮らしの方で利用されている方は16名ほどということでもあります。

このように、現在幾つか見守り体制があるわけでもありますけれども、当然常時見守りをするということは大変困難であります。さまざまな角度から機会をとらえて、見守り体制の強化ということが必要になってくるかと思えます。

それぞれの方とのですね、連携のあり方といいますか、実態ということですが、民生委員さんとはですね、毎月行われる民生委員会の中で連絡をとっております。それから社協の保健師、看護師さんとはですね、定期的な連絡会で情報交換を行っているということで、できるだけ情報の共有化を図っているわけではありますが、そのほか必要時、個々での連絡は密に行っているという状況であります。

今後はですね、関係者が一堂に会して情報交換をするような場、地域ケア会議といいますか、こういったものを定期的開催をしながら、ネットワークの強化を図ってきたいなというふ

うに考えております。

以上です。

1 番（塩入君） 今、町長から特に安全電話についてですね、安心電話、緊急装置ですけども、町長の今の答弁の方向でぜひやっていただきたいというふうに思います。

それから今、課長からですね、いろいろ見守り隊についての、特に連携プレーとかいろいろ話されたわけですが、僕一番感じているのは、いわゆるひとり暮らしに、いろいろな方が見守っているわけですが、そういう中である民生委員も言われていましたが、いわゆるそのひとり暮らしの生活実態、そして健康状態、そういうものをつかんだものね、そういうつかんだ資料を見守る人が共有できるような、そういう体制はできないのかという意見もあったんです。確かに見守る人はその都度月に1回とかいろいろありますけれども、ああ、この人は今こういう状態なんだと、生活実態はこうなんだという資料を持って伺えると、それはまた見方が違ってくるじゃないかということが一つあります。そんな点もぜひ工夫してもらいたいというふうに思います。

それから最後は、包括支援センターですね。これ再三、僕も質問しています。これからの介護の地域包括ケアですが、本当に今のひとり暮らしもそうですけれども、地域包括支援センターが、中核となってやらなきゃならないわけです。それでここを本当に強化しないと、なかなか先頭というか、司令塔がないと、どうしても実態はつかめないということで、今の大事な3ポストが正規がたった1人と、それから非正規が2人以上いるということで、本当に正規職員が1人しかいないという今の包括支援センターのスタッフの体制は、本当にこれは考えていかなきゃいけないんじゃないかということの前から考えているんですが、なかなかそれが進まない。それで今年からも4月から新しくなったんですが、また7月から新しくなっているというような、本当にやっぱり不安定な状態が続いています。

そういう中で、やはり一番かなめは社会福祉士がもう一番大事なんです。その社会福祉士は臨時で、しかも時間で帰ると、これは当然です。やっぱり正規だったらね、時間は押しても、また本当に本気になって、本気度も違うし、それは賃金も違うんだから当然そうなると思うんです。だから本気になってやるには、やはり正規の職員をぜひもっと増やしてほしいと、こういうことを再三お願いしているわけですが、ぜひその点、町長の考えを求めて終わりにしたいと思います。

町長（山村君） 私もですね、大きな問題意識を持っていまして、本当に包括支援センターになっているのか、前にも同じようなことを言ったような気がします。そこで人的な手配についても、今年は事情によって、途中でかわったということがありましたけれども、引き続き充実していくように考えたいと思っています。本当に場所もですね、あそこがいいのか、もっとワンストップソリューションができるようなね、ところがいいのかなという気もしております。

それも含めて検討させていただきます。

福祉健康課長（塚田君） 申しわけございません。先ほどですね、ご質問の中で医療費の関係、老人医療、それから国保の医療費の関係ですね、議員さんの方から数字をお示しいただいて、大分増えたということでお話をいただきました。若干その状況といいますか、触れさせていただければなというふうに思います。

ちょっと正確な数字はありませんけれども、国民健康保険も確かに増えました。去年は特にですね、退職の方ですとか、あるいはそのいわゆる先ほどもちょっとお話がありましたが、60歳で定年をされて任意継続をされて、62になると国保に入ってくるというような方ですね、かなりその入院ですとか手術ですとか、そういった部分の医療費が大分伸びたという部分がありました。そういった要因もあってですね、増加をしたと。1人当たり10%近く伸びたのかなというふうに思います。

それから、後期高齢についてもですね、本当にワーストワンというようなことで、実際に1位になっているわけですが、ちなみに平成22年度につきましては、数字といたしますと84万4,065円、1人当たりであります。23年度には1人当たり5万強ということで増加をしたということでもあります。22年度は3位だったということではありますが、1位になったということです。

内容的にはですね、いろいろ要因があるかと思えます。医療の高度化ですとかそういったことで全体の医療費伸びておりますけれども、特にこのあたりはですね、非常に医療、病院にかかりやすい環境といったようなことも前から言われておりますけれども、一つの要因かなというふうに思っておりますので、申し添えたいと思えます。

以上です。

1番（塩入君） もう時間になりましたので、特に今日は南条小学校建設の検討委員会について意見を申し上げました。ぜひ積極的に受け入れていただいて、すばらしい校舎ができるようにしていただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わりにします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時31分～再開 午前 9時42分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、10番 中嶋 登君の質問を許します。

10番（中嶋君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

その前にですね、緊急を要するお願いがございます。国においては、国会でございますが、通常国会が事実上閉幕しておりますが、日本が3・11以来、社会・経済なども含めて国難と

言われている時代に自民、民主ともに政争にばかり明け暮れており、法案の成立率が低かったのは、皆様ご周知のとおりでございます。ふざけた話であります。情けない話でもあります。特に国は最近、地方の時代だ、地方の時代だと我々によいしょをしておきながら、重要案件が置き去りにされてしまいました。その案件は、赤字国債の発行に必要な公債発行法案が不成立となったことでもあります。赤字国債は、12年度予算の歳入の4割を占めるものであり、このままでは予算の財源が確保できなくなります。

政府は、本格的な予算の執行抑制に踏み切り、いよいよ9月に自治体に配る地方交付税のうち、市町村はよろしいようでございますが、県分、長野県に対しては予定の3分の1に減らし、残りの支出を延期をするという異常事態になっております。我が町にも大きくかかわる問題であると思いますが、私、通告はしておりませんので、この件に関しましては質問はいたしません。アイデアマンの町長であります。何とかこの異常事態を乗り切っていただくとともに、我が議会も協力は惜しまないものと思っております。町民益優先での、言うなれば政治を行っていただきたいと私は思うものであります。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

さて、最近の気象状況は地球の温暖化に伴い、ゲリラ豪雨であるとか、爆弾低気圧であるとか、日本では考えられなかった竜巻などが起こるなど、異常気象が各地で起こり、被害状況がニュースになっております。

①豪雨対策について

(イ) 被害状況は

町長招集あいさつでも触れておりましたが、我が坂城町も8月の12日と17日にゲリラ豪雨に襲われ、全町何カ所か被害が出たわけでありましたが、各地区の被害状況をお尋ねをいたします。

(ロ) 今後の対策は

町内被害箇所の改修工事等行われているところもございしますが、場所と工事内容をお尋ねをするものであります。

(ハ) 雨水排除計画は

田中県政時代に、町文化センターにおいて車座集會が催されたとき、田中知事に国道18号線の中之条の清水小路からお宮小路の間に集中豪雨が降れば、湖のようになってしまい、土のうを積んでも自宅、また敷地内に水が入ってきてしまい、困っているとの話がそのときに中之条区のある方から発言がございました。その発言を聞いたとき、知事もすぐ対処するとの約束をいたしました。その後、側溝にグレーチングを数カ所入れるなど工事が行われました。少しはよくなったというふうに思っておりましたが、最近のゲリラ豪雨には対処し切れず、水が側溝にのみ切れず、あふれ出てしまい、長年苦慮をしていたということでもあります。

8月に国道事務所により清水小路よりお宮小路までの間、傾斜をつける路面改良工事が実施されております。湖は解消されるとは思いますが、その水がまた国道を川のごとくしてしまい、また逆木通りの下の方まで大量の水が流れ込むようなことにならないか心配をしているものがあります。

そこで、千曲川流域関連坂城町公共下水道全体計画書が策定されております。図書館などにも置かれておりましたが、今言いましたように全体計画書というものがもっと前からあったのかもしれませんが、平成12年度、こういうすばらしいものができております。一番直近の新しいところでは、平成21年度にこういうすばらしい全体計画書というものがございます。

今申し上げましたように、平成12年3月と平成21年度の資料を見ると、中身は同じことが記載されております。雨水排水計画であります。雨水排水区域の設定ということで、このようなことがこの中に書かれております。「本町は1級河川千曲川に沿った地域であり、河川に接近しているものの、その護岸の面から厳しい制限が課せられ、吐き口の新設は困難な状況である。本計画は、計画排水区域の拡張に伴い、新たに排水区を設定し、既存の水路及び吐き口を利用した排除計画を立案した。」

計画排水区の概要を示すということで、町の各区の一般平面図が細かく記載されております。中身は当然、南条区、中之条区、旧坂城、それから村上、細かく設計の図面が作成されて、今言いましたように平面図ができ上がっているということでもあります。このことから、少なくとも十数年前から町は立派な計画をしていたということでもあります。この計画が遂行されて全町に雨水路ができれば、温暖化による爆弾低気圧やゲリラ豪雨が頻繁に起こったとしても、私は対処できるというものであると思います。

さて、町長はこの千曲川流域関係坂城町公共下水道事業全体計画書を確認されているとは思いますが、今後どのように取り組まれていくのかをお尋ねをいたしまして、第1回目の質問とさせていただきます。

町長（山村君） 冒頭、中嶋議員からお話がありました国政については、まことに憂えるばかりで、一刻も早く安定していただくことを希望いたします。

さて、私の方から豪雨対策について全般的なお話をしまして、担当課長と細かく議論しておりますので、具体的な方策等については担当課長の方から説明させていただきます。

今日の新聞にも出ておりましたけれども、国ですね、国土交通省の方から新たに深層崩壊の全国調査というのが出ておりました。5km四方のマップで過去に深層崩壊が起きた場所を示してあります。我が地域でも上田に近いところで過去にあったというような内容になっております。ただ、これは5km四方のメッシュなんで、来月ぐらいにはもうちょっと細かい1km単位ぐらいのものが出ると思います。そのように過去に大規模な深層崩壊があったところは必ず、また起きる可能性もあるということも、これ新たな調査なんですけれども、そういうこと

も踏まえた対策を打つ必要があるかなというふうに思っております。

さて、8月12日と17日に坂城町におきまして、局地的に短時間で多量の降雨をもたらす、これまでにない集中豪雨がありました。私も各現場を訪れまして、状況を把握いたしました。

被災状況といたしましては、工場床面の冠水ですとか、住宅の床下浸水、店舗の床面への浸水、斜面の小規模崩壊等が発生しており、詳細については後ほど担当課長から答えさせますけれども、これも今まではなかなかこういうことはなかったことが起きたと、わずか1週間の間で起きたということがございます。当日は消防署、消防団、町職員で応急的に土のう積み等を実施しまして、水がたまっているところでは、水中ポンプ等による排水等を実施し、被害を最小限に抑える対応を図ったところでございます。

今後の対策につきましては、中之条地区から四ツ屋地区にかけての国道18号沿線で浸水被害が見られた状況から、担当課で長野国道事務所上田出張所と対策方法について協議を行い、国道事務所で対応予定の内容を確認したところでございます。また町としましては、前田川の浸水被害が発生した区間について、対策工事の実施を計画し、本議会に補正予算をお願いするとともに、水量分散のため設けられている水門等の開閉操作についても確認を行い、減水のための早期操作の連携強化を図りました。

続きまして、公共下水道事業全体計画書内の雨水排除計画についてお答えいたします。雨水排除計画は、公共下水道に合わせた坂城町全体の計画排水区域を定め、雨水の排除計画を策定するとともに、雨水の幹線路の整備計画を立案したものでございます。

これにつきましても、先ほど中嶋議員からお話がありましたけれども、多分全体計画は昭和50年だったと思いますけれども、それから今お話ありましたように平成21年度ですか、20年度じゃなかったですか、いずれにしてもそろそろまた平成24年度くらいにまた作り直すような計画になると思います。その内容等につきましても、担当課長の方から詳しく説明させていただきますのでよろしくお願ひします。

以上でございます。

建設課長（青木君） 1の豪雨対策について、順次ご答弁を申し上げます。

まず、イの被害状況はについてお答えを申し上げます。8月12日には中之条区、四ツ屋地区を中心に、1時間当たり最大雨量69mm、17日には坂城地区を中心に夕方に36mm、夜半に34mmという豪雨が発生いたしました。

この被害状況につきまして、詳しくご説明を申し上げますと、まず8月12日には四ツ屋地区、中之条地区におきましては工場床面の冠水がそれぞれ1件ずつ、中之条地区で住宅床下浸水が3件発生し、国道18号、前沢川、前田川、両河川の沿川では敷地内の浸水もございました。

また、8月17日は立町地区の前田川沿川で店舗床面が浸水するというのも1件発生して

おります。ほかに工場床面への冠水、地下倉庫への浸水1件、住宅床下浸水1件、横町地区で店舗床面への浸水が3件、中之条地区で住宅床下浸水3件、金井地区で住宅下の物置への浸水が1件、ほかに南日名、北日名地区で法面、斜面のですね、小規模な崩壊がそれぞれ1件発生するとともに、敷地への浸水は町内各所で発生した状況でございます。当日も浸水に対する対応といたしましては、水防用の土のう積みや水がたまった箇所へ水中ポンプを配備しまして、排水作業を実施したところでございます。

また、豪雨シーズンを迎え、役場に備蓄をしてありました土のうをそれぞれお渡ししたり、またあるいは後日連絡いただいた箇所に配備するなどの対応を実施いたしまして、みずからの土地への浸水対策を皆さんにお願いをしたところでございます。関係機関、地域住民の皆様には災害対応をしていただき、ありがとうございました。

続きまして、ロ、今後の対策についてお答えを申し上げます。今回の豪雨を受けて、国道18号線において幾つかの災害発生がありましたので、長野国道事務所上田出張所と打ち合わせを実施し、早急な対応をお願いしております。

中之条地区におきましては、先ほど議員さんからのご質問の中にもございましたように、車道の勾配を長野側へ勾配をつける舗装工事が、8月下旬に完成するとともに、また別の区間では西側の道路側溝の接続工事も今後予定されておりますので、車道に冠水する状況の改善が図られるものと考えております。

また、国道東側の側溝につきましても、来年度以降、年次計画により大きな断面の水路に、既に改良済みの部分から引き続き上流に向けまして工事を実施していただけるというようなお話も聞いております。また、町の水路が国道を横断している四ツ屋地区につきましては、横断暗渠の断面不足の改善について、下流の状況を把握するための必要となる資料を準備いたしまして、引き続きその改善方法、工事の内容等、国道事務所と協議をしまいる予定で考えております。

また、町の対応といたしましては、前田川について浸水被害が発生した区間について、既設のかさ上げ工の上にコンクリートのかさ上げ工を計画し、今議会に補正予算をお願いしたところでございます。またこのほか、既に対応を実施している箇所も何か所かございますが、緊急を要する既設水路のしゅんせつ、泥上げという作業ですが、しゅんせつや集水ます部分の改良、水路の部分的なかさ上げや道路路肩のアスカーブ、アスファルトでこう、あごといいですか、堤防のような小さなあごをつける工事ですが、そういったアスカーブの設置等により浸水防止を図ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、ハの雨水排除計画についてお答えをいたします。先ほど議員さん、計画書をお見せいただきました雨水計画書でございますが、ご案内のとおり、坂城町は東西より緩やかに下る扇状地の地形をしております。このような地形状況を踏まえる中で、公共下水道の認可区

域、新たに下水道事業を始めるといふ認可区域の追加に伴い、先ほどのような雨水排除計画も更新し、排除区域を設定し、雨水幹線の整備計画を現在立案しております。流下路、流れていく道筋ですが、流下路となります雨水幹線は、最大雨水量により計画されており、降雨強度、降り方の強さですね、降雨強度あるいは流れ出るスピードという流出係数、それから集まってくる面積という、区域という排水面積等により計算されて、この計画が立案されているところでございます。

しかしながら、坂城町の流末、最終的な流末といいますのは、南北に貫流する千曲川が考えられますが、河川法等により厳しい制限が課せられるため吐き口、放流口ですね、吐き口の新設はなかなか困難な状況であり、既存の1級河川や、あるいは農業用水路の吐き口を利用した排除計画というのがこの計画となっております。

また、現在整備されている水路の事業実施に当たっても、河川法に基づく普通河川であるとか、あるいは農業用水路であるとか、そういった区分がされているとともに、その後のかんがい、排水施設としての利用等も踏まえた維持管理についてもさまざまな法律、あるいは規則に合わせた位置づけが必要とされておりますので、このような状況を踏まえ、今まで個々の河川、農業用水に適した事業を町では実施するとともに、管理をしてきております。

これら限られた施設をですね、有効的に活用する中で、町といたしましては雨水排除計画、先ほどの計画の更新ともあわせまして、当面の間はこれら限られた施設を有効的に利用し、分水してなるべく浸水被害を避ける、災害を最小限度に抑えるというような対応を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

10番（中嶋君） それぞれご答弁をいただきました。課長からは懇切丁寧にですね、よくわかりました。いい説明をいただいたと思います。なかなかあれです、いろいろご研究なされているなということで、敬意を表するものであります。

今、課長からもお話があったようにですね、やはり坂城町はちょっとこの今の汚水と雨水、一緒にやっていないんだと、そんなようなお話で。まさに東京ではね、何かその汚水と雨水と一緒に処理されているということであるようでございますが、今、課長からのご答弁のように町は汚水は公共下水道に、雨水はこれは私の希望的な部分なんです、雨水路で別になっているということですので、この雨水路のところをしっかりとやっていただきたいというようなことをお願いしているということでもあります。

そうは言ってもですね、この計画書を見ますとでかいお金がかかるんですね、これね。私もこれ見てびっくりしました。今もうそれこそ何十年来で今の下水道なんか鼠の方へ行くまでにはもう鼠の皆さんなんか、「おらもう死んじまうころだわい」なんてみんな言っておったんですが、その事業費がこここのところに出ている金額を見ればまだ少し誤差はあるんでしょう

けれども、130億なんていう話でやっている事業であります。それが何と雨水のこの排除施設はこれはもう驚いちゃう金額ですね。161億ですか、下水の130億に対して160億もかかってしまうという事実がございます。こんなことを先ほど町長もおっしゃっていましたが、五十何年ごろも坂城町は既に予測をして作成をしておったのかなと。なかなか先人も立派だったなど。ただ、下水がおくれているのはちょっと一言言う分はあるんですけども、それでも立派なお考えをお持ちをいただいたなど。温暖化が始まるころだったのかなと思います、なるほどと思います。

ただ、私に言わせればです、町長ね、公共下水、今申しあげましたように、うんとご努力をさせていただきまして、中沢さんのときから始めて山村町長まで本当にご努力をいただきまして、約7割ぐらい今、下水の方は完成していると。あともうちょっとだということまで来ております。

そういうことを考えると、千曲市などはもう公共下水もうほとんど済んでおりますので、もう今、私が申しあげましたように、この雨水路の事業も少しずつ手をかけ始めているということが伝わってきております。町長も難問がたくさんある中、次から次からいろいろ出てくるかなと思います、下水が終われば雨水路整備と、こんなようなことになってくると私は思うものであります。

でも、これもこういう時代になってしまっただけで温暖化というようなことで、本当に今まで100年、200年起きなかったようなことが、この時代に起きてきてしまっている。だからそういう部分も町長にご認識をいただきまして、先ほども言っていましたが、この全体計画書をまた新たにですね、ここで見直し、作成をするというお話がございました。私もそこは高く評価いたします。ましてや今の温暖化対策ということも含めてですね、その部分はしっかりとやっていただきたく思うものであります。

それでは、第2質問に入らせていただきます。

②有害鳥獣対策について

(イ) 町はどのような対策をしてきたか

ここ数年、イノシシであるとかハクビシン、シカなど有害鳥獣の被害が拡大して、農家が大変苦慮しているということですが、今までどのような対策をとってきたのかをお尋ねいたします。

(ロ) 猟友会員増員強化を

猟友会員のですね、推移は最大ピークの時、これは昭和53年でありました。今から約34年くらい前ですが、当時は167名の猟友会員がおりました。その年からどんどん減り続けまして、今年の24年度の会員数は、これは当然少子高齢化の影響もあると思いますが、何と40人になってしまいました。40人にまで減少してしまったということですが、

高齢化が進み、入会する若い人はほとんどゼロで、年三、四人は脱会していくようであります。そうすると、このままいけば、私こういう計算ばかりしていけないんですが、坂城町の人口もね、10年に千人ずつ減っていったら、あと151年ばかりかたつたときには坂城町はゼロになっちゃうなんてことをこの場所で申し上げましたが、同じようなことを申し上げます。今申し上げましたように、今、会員は40人であります。もう皆さんわかっていると思いますが、三、四人ずつ減ってってしまうということは、10年後はどうなるでしょうか。猟友会の皆様にうんと一生懸命やっけていただいていますので、こういうことを言うと怒られるかもしれませんが、坂城町の猟友会は消えてしまうという事態に、私はなりかねないと思うものであります。

そこで、当然町にも力を入れてもらうとともに、消防団の若い人に狩猟免許を取得してもらい、増員強化をお願いしていくべきだと私は思うものであります。そのようなことの部分をお尋ねをしたいと思えます。何で消防団だと言われるかもわかりませんが、私に言わせればいろんな団体、いろんな会に私はできるだけ多くの町民の皆さんとふれあいたいということで顔を出しております。その中で一番若い団体が消防団だと思えます。

我々あれです。それこそ今から四、五十年前に青年団なんていうようなことをやっております、坂城町に200人の会員がおりまして、そのときの私、連合青年団の初代の団長なんかやっておりました。その当時などは青年団の仲間たちに声をかけて、当時私も猟銃を持って、空気銃を持って、あちこちで山を駆けめぐっております。その当時のことを言いますと、役場の職員も何人か鉄砲を持って、有害鳥獣駆除のために汗をかいておりました。今、果たして何人おるでしょうか、職員の中で。そういうことも危惧される時代になってしまったというふうに思うものであります。

(ハ) 免許取得に経費支援を

そうは言いますが、今年度から町もテキスト代2,340円、試験手数料5,200円、合計7,540円の支援をするようではありますが、県内市町村の中には5万円の支援から、また狩猟免許取得にかかわるすべての経費を援助しているところもあります。当町も大幅な援助をするべきであると思えますが、ここの部分をお尋ねをしたいと思えます。

以上で、第2質問を終わります。

産業振興課長（塚田君） 有害鳥獣対策について、イの町の対策についてお答えいたします。

町では被害防止対策として、坂城町猟友会に駆除を委託し、おり及び銃による定期的な駆除を実施しており、町民からの駆除要望に対しては有害鳥獣の被害や出没の状況について連絡をとりながら、猟友会と連携して適正な駆除を行っております。

また、防護さくの設置等に関する取り組みとして、町の単独予算により有害鳥獣から農作物を守るための電気さく、フェンス、ネット等の設置費用について3分の1の補助金を交付して

おります。この設置費用への補助金につきましては、平成23年度は26件、補助金額56万円の実績がございます。今年度は当初予算に64万円を計上いたしましたが、例年を上回るペースで既に26件の申請があり、この9月議会において50万円の増額補正をお願いしているところでもございます。

また、町農業委員会、町農業支援センターを中心に有害鳥獣が寄りつきやすくなる耕作放棄地の解消を進めており、耕作放棄地の追跡調査の実施や農業委員さんによる農地の利用集積の推進に取り組んでおります。しかしながら、耕作者の高齢化などにより、農地の遊休荒廃地化は進んでいる状況ですので、農地の有効利用をさらに進めるなど、今後も多方面から有害鳥獣対策に取り組んでいきたいと考えております。

次の、口の猟友会増員強化についてお答えいたします。坂城町猟友会の会員数の推移につきましてはお話のとおり、昭和53年度がピークで167名の会員がおりました。その後年々減少し、現在は40名とピーク時の4分の1となっております。町においても全国的な例に漏れず、猟友会員の減少と高齢化が進んでいる状況であります。

有害鳥獣駆除を行うためには、猟友会員を確保することが不可欠であり、会員になるためには、わな及び銃の狩猟免許が必要となります。わな免許の取得は増加傾向にありますが、銃の免許につきましては、若い人が狩猟に魅力を感じてもらえないことから、猟銃に関することや猟銃に関する規制が強化されているという影響もあり、取得者が少なく、銃の狩猟免許を持った方の確保は全国的に喫緊の課題となっております。

猟友会会員の増員強化のためにも、まずは有害鳥獣問題が地域の最重要課題であることを理解していただき、地域に暮らす多くの方、できればお話ありましたように、若い方に狩猟免許を取得していただけるような広報、啓発活動をしてまいりたいと考えております。そのためにも狩猟免許取得講習会等の必要な費用に対し補助を行うなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努め、その後、駆除員として活動していただけるようサポート体制の充実に向けて努力してまいりたいと考えております。

ハの免許取得に経費支援をについてお答えします。先ほど、まずは有害鳥獣問題を地域の最重要課題としてとらえてもらい、多くの方に狩猟免許を取得していただくように広報、啓発活動をしていくこと、狩猟免許取得講習会等の費用に対し助成するなど、狩猟免許を取得しやすい環境づくりに努めていくと申し上げました。鳥獣による農作物等への被害対策として、農業等従事者が、鳥獣を捕獲するために必要な狩猟免許を取得するに際して、新規狩猟者の確保に向けた取り組みとして、今年度から新たに坂城町有害鳥獣対策協議会において助成金を交付することといたしました。

免許の種類は、網猟、わな猟、第1種猟銃免許、これはライフル銃及び散弾銃等の火薬を使用する銃による狩猟免許です。それと第2種猟銃免許、これは空気銃による狩猟免許です。こ

れら4種類を対象としています。助成金額はお話のとおり、狩猟免許試験、受験手数料5,200円、それと狩猟免許取得講習会テキスト代2,340円の合計7,540円であります。助成金交付の手続は、狩猟免許取得後、所定の申請書に狩猟免許試験受験手数料領収書の写しと狩猟免許取得講習会テキスト代領収書の写しを添えて提出していただくこととなっております。

同様の助成制度は県内でも40市町村で実施しており、助成の内容は市町村によって異なります。お話にありましたように、一部では猟銃を所持するための講習会や許可申請手数料、狩猟税なども補助対象経費としている自治体もあるとお聞きしております。

狩猟を行うに際し、狩猟免許を取得しただけでは狩猟はできません。狩猟者登録をしなければならないということでもあります。また、銃を使用して猟を行う場合には、銃所持許可証が必要となります。そこで、まずは第1段階として狩猟免許を取得するための費用を協議会で助成し、免許取得後は狩猟者登録を行い、町猟友会に入会して有害鳥獣捕獲に従事していただきたいと考えております。その後、経験を積んでいただく中で次の段階に移行する際には、町及び有害鳥獣対策協議会において必要経費の助成など適切なサポートを行っていくことが重要と考えるところであります。

狩猟免許取得の助成制度につきましては、この10月3日に長野合同庁舎で行われる狩猟免許試験のお知らせにあわせて、「広報さかき」8月号に掲載いたしました。試験は今年14日が申し込みの締め切りであります。狩猟免許試験の準備に役立つ初心者講習会も、今年25日に実施されます。また、次回の試験は平成25年2月16日に実施が予定されております。一人でも多くの方が狩猟免許を取得していただき、有害鳥獣駆除の推進につながるよう引き続き周知に努めてまいります。

10番(中嶋君) ただいま課長より懇切丁寧にご説明をいただきました。大変細部にわたった説明があったので、よくわかりました。よくわかったわけですが、えらいことですね。わなは増えているようだが、これ現実的なお話をいたしますと、わなの免許を持った人が、おりを仕掛けて、そこへ例えばイノシシであるとかクマであるとかが入るわけです。おっかないようですね、うんと、そばへ行くと。それは動物にしても死に物狂いですよね、撃たれちゃうんだから。だけれども、わなを持っている人は何もできません。そこまでです。まさか餓死させるまで待っているというわけにはいきませんから。では、現実的にどうするんだいと言われますと、それは猟友会の中で鉄砲の免許を持っている方に速やかに来ていただいて、そこでちょっと言葉が悪いですが、殺傷していただくと、それで個体数を減らしていくということが実情であります。

ですから、わなの免許増えているということは、これもありがたいと思いますし、これももっと免許を軽くして、だれでも大勢の人が取れるような方向づけに国も動いていることは、

私も知っております。ですからあれです、私がこういうことを言うのはあれかもしれませんが、我々議員の中でもこれから大勢取っていかなきゃいけないと思っている。またそれからそこに並んでいます町当局の課長以下、全員また取っていただきたく思います。今、緊急事態です。

10年後を考えてください。これは真剣に取り組まなければ、私はいけない問題だと思います。

当然のことですが、まさに皆さんあれですよ、今農業やっという方が困っている、困っている、困っている。やたら増えてきちゃっているというのが実情ですよ。ましてや、まだ十数年前はハクビシンなんてやつは珍獣だなんていってね、まあかわいい動物だと、パンダくらいに思っていた時代もあったんですよ。それがやはり時代が変わってくると、えらいことになっちゃって、ひでえもんだわいと。ブドウみんなやられちゃったわいなんていってね。あれです、ブドウ農家の皆さんが困ってまして、上手なもので、まず柵のところうまく伝ってきて、それでそのブドウだけ上手に食っていっちゃうわいなんていうようなお話を聞くものであります。えらい時代ですよ。つい十数年前まで、今言ったように珍獣で大事にしなきゃいけないなんて言ったものが、それこそあれです、ブドウをやたら食っちゃう。

ということを見ると、どんどん、どんどん増えてきて、それから皆さんもご存じのとおり、村上の向こうの方、半過の方から入ってきたと思いますが、シカがね、でかく入り込んできているようです。これあれです、だれか写真に撮って、千曲川を渡って、また坂城、中之条、南条の方へもう来ているようななんていうようなお話もございました。シカなんて考えられなかったです、私たち小さいころは。シカなんてものは、それこそは奈良へでも行ったときに見るかわいいものだなと、小鹿のバンビちゃんと、こんなふうだなんて思っておったものであります。これが何と坂城町まで入ってきちゃったと。えらいことになっちゃったなというふうだなんて思っているものであります。ですから、そういう部分を見ると、有害鳥獣はやたら増えてくるわ、捕獲する人はどんどん減っていくわ、これは町長ね、緊急事態ですよ。おちおちしちやいられませんよ、これは。

そうは言いますが、先ほど課長からお話を伺えばね、補正でまた50万というようなお話もあったり、この電気さく、フェンスなどご苦労なされているということがよくわかります。緊急対策としてはね、農業者の皆さんみんなそう思いますよ。おうちのリンゴ取られちゃいけない、おうちのブドウ取られちゃいけないと本気になるから、これよくわかります。

ただ、これをちょっと私が言いますとですね、また農業者の皆さんに怒られるかもしれませんが、実は昨年、私の総務産業常任委員会ではですね、有害鳥獣対策では県内で一番進んでいるという大田原へ視察に行ってきましたが、村じゅうの田んぼ、畑をですね、まさに村の1軒1人は必ず出ていただきたいということで、村じゅう総出で約2mからちょっと高いところは3mのフェンス状の網を張りめぐらしたというところを全部私ら見てまいりました。大したものです。もうすてでっけえ広い場所を全部囲ってあります。

大苦勞なされたその責任者の方に、こんな私、質問しました。フェンス全部取り囲んでどうだいと、有害鳥獣どうなっただと言ったら、ゼロだと言っていました。1匹も入ってこない。ということは、その方もちょっと私に小耳でこんなお話をしました。「そうは言ったって、おらちの村には1匹もないけども、みんな隣村へ行っただわい」って。これが実情なんです。隣村みんな行っちゃった。それはシカだってやっぱりね、命がけですよ。食べ物なければ死んじゃうんだから。やたら増えているんだから。ということは、やっぱり入れない場所へはあきらめて、隣村、隣町へみんな移動しているということでもあります。そういう方向になってきて、さっき申し上げましたように、村上地区あたりはもう入ってきているかなと思うわけがあります。まさにそれは根本解決に私はなっておらないものだと思います。

それには先ほど何度も、もう口が酸っぱくなるほど言っておりますが、有害鳥獣の個体数を減らしていかなければいけないものだと思います。そうすると、何度もしつこいようではありますが、それには猟友会の会員を増やさないと問題は解決しないと思います。実は、私も20代の若者たちに何人も声をかけました。やっと3人オーケーをいただきまして、1人はもう取りにいらいます。もう2人はこの10月、2月ころまでには取りたいということで、二十歳台の子であります。声をかければそういう子もおります。

ただ、ちょうど偶然にも昨日、ヤナギサワカメラでちょっとお行き合いしまして、写真でもとりに来たんですかね。今、課長からもご説明があってもう大変なんです。車の免許取るなんでもんじゃないです。書類たるやこんなにたくさんですよ。もうここまでやらせるかいと。そうは言ったって警察でもね、ずばり言うてしまうとこれも言葉悪いですよ、人殺せるもんですからね。こういうおっかないもんですから、当然、だからこれはあれです、警察としてはそれは徹底的にやるのは当たり前と私は思っています。昔は私らがやっていたもう四、五十年前なんか、5丁でも6丁でも鉄砲持っていたんです。今はほとんどが2丁ぐらいだということですね。1丁はやっぱり狩猟用、1丁はやっぱりたまには練習に行かなきゃいけないということでスキートとかトラップですね、そんなような部分のお話を聞いております。

ちょっとまた名前が変わっているかもしれませんが、私なんかもやっていますね、当時、狩猟用にガスオートなんか使っておりますね、これはやっぱり15万以上しましたよ。今もそんな金額だと思います。それから、今申し上げましたようにスキートやトラップなどの射撃用の銃は、水平二連というやつで、筒があれです、二つこう水平についているというやつで、玉がとんとんと、こう二つ出るというやつです。それが水平二連。それからあと上下二連というのもありまして、上と下に筒がついていて、これもとんとんという二つ玉が出るということでもあります。この銃などはね、25万以上するんじゃないでしょうかね。それぐらいはするものであります。

それから、10年ぐらいこの野山を駆けめぐってね、今の猟銃でやっていますと、10年や

るとライフルが今度は取れるようになりまして、そこまで私は今の二十歳の若者たちに言っているんですがね、ライフルまでやれと、ライフルはおもしろいよと。よっぽど千mとかね、ぐらいにいても、シカをしとめることができますから。そんなお話も申し上げているわけでございます。

ただし、これは皆さんびっくりします。じゃあライフル銃幾らくらいするだいたと。50万以上します。そういう世界なんですよ。だからやる者がいなくなっちゃうということがわかんと思います。ただ、私も今の中古の時代ですよ。それこそ今、中古品、リサイクルみたいな時代でございますので、そんなお話をしましたら、そうは言いましてもそれもやっぱり8万ぐらいはかかるようです。リサイクルの中古品でも。これは余分な話ですが、ピンキリでありますので高いものはですね、もう100万、200万というのものもあるんです。車と同じぐらいするような猟銃もあるという部分であります。

ただ、今お話申し上げましたように、今の時点で坂城町は今までゼロだったんですが、今年からよくなって7,540円を出していただけるということになったんですが、ちょっとこれじゃあ10年後のことを考えたらお粗末だって、さみしい話だなと私は思うものでありますが、今、緊急にやるというようなことで、ここは町長に一言でよろしゅうございますが、町長のお気持ちを聞かせください。

以上です。

町長（山村君） まずはスタートということで、7千円ちょっとのことですけど、それから始めたいと思っております。私の庁に入った産業振興課の新人は免許を取ると張り切っておるようでございます。町のスタッフにもそう増やしていきたいというふうに思っております。

それから、あとは前にもお話ししたと思うんですけども、猟友会経由になりますけれども、シカを撃たれた場合には1人1頭5千円の補助を猟友会で始めています。そんなこともですね、始めていきたいと思っております。放置したら大変なことになるということを認識しておりますので、いろいろ知恵を絞って進めていきたいと思っております。

以上です。

10番（中嶋君） 町長もご認識をなされているということで、ましてや役場の職員も取るんだよというお話を伺いました。ありがたく思っております。

昨今におきましては、先ほど申し上げましたが、地球温暖化も含め、世の中がきしみ出していると私は思っております。私たち人類が自然をも恐れず、自分のためだけに身勝手な行動をとってきたためのしっぺ返しが、あちこちで起きているものと思われれます。まさに20世紀のツケが回ってきているのだなと思っております。

明治時代まではニホンオオカミがいて、山の秩序が保たれておりましたが、オオカミを当時怖いものだ、例えば家畜を食っちゃうとか、いろんなことがあっておっかないものだ、おっか

ないものだというので乱獲が始まり、今では絶えてしまいました。それで生態系まで狂ってしまって、今の実情があるものであります。この間、ニホンカワウソも消えてしまいました。カッパと間違えていっぱいいたようです。坂城にもいたでしょう。もういません。だれがやったんでしょうか。私たちがやっちゃったんですよ。オオカミもまさにそうです。また今では上田高校の片隅にニホンオオカミの頭蓋骨が一つ残っているだけとなってしまいました。長野県には剥製もないし何にもありません。頭蓋骨1個だけです。

もう私のじいさんが生きていれば、もう100幾つになるんですが、そのじいさんがオオカミの話をしてくれたことがありました。中之条の山にもいただぞと言って、ほーと鳴いていたなんていうようなお話がありました。これも消え去っていく話だと思います。しかしですね、現実がこのような時代になってしまったんですよ。じゃあどうするんだいと。私たち人間がニホンオオカミとなり、有害鳥獣の個体数を減らしていかなければどうしようもないところにもう来ておるんですよ。

先ほど申し上げました。まだ今なら間に合います。町長もお言葉をいただきましたが、まさに町長の私は英断にかかっているものと思っております。最後に1句添えます。肉食の男子増えたぜ猟友会。肉食の男子増えたぜ猟友会。

これで私の一般質問を終わりといたします。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時35分～再開 午前10時45分）

議長（宮島君） 再開いたします。

次に、9番 大森茂彦君の質問を許します。

9番（大森君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

1. 災害に強いまちづくりへ

イといたしまして、町の危機管理体制は。

3・11東日本大震災、また原発事故、そして集中豪雨、最近また発表されまして、近いうちに起こるであろう南海トラフの大地震の発生の心配など、災害は忘れたころにやってくるという、この言葉は今では死語になりつつあります。そして町の危機管理体制といえば、まず何はともあれ、情報収集がまず第一であります。

そこでお尋ねするわけですが、これらの集中豪雨、そして先ほどの質問にもありました床上浸水等、あるいは水路の問題等について、あふれる問題等につきまして、こういうような情報収集、このようなものがどのようになされているか、そして収集された情報の記録が一括管理されているのかどうか、また、その情報の共有化はなされているのかお尋ねいたします。

ロといたしまして、内水対策の強化を。

私は22年12月議会での一般質問で、内水対策といたしまして、町内のすべての水路、これをマップ化するように、このようなことも提案いたしました。特に、水路がどの水路を通り、どこで合流し、そしてその水路がどこへ流末として落とされているのか、これについて職員にもわからない点も当時ありました。そういう点で水路マップを作成し、全町民の共有のものにしたらどうかと、こう提案したところ、当時の建設課長の答弁では、膨大なものになると、そのため各区からの危険箇所をまず報告を受け、その危険箇所についての把握に努めたいと、このような答弁でございました。それについて各区からどのような報告がなされているのか、これについてご答弁願いたいと思います。

次に、側溝の未整備箇所への対応、これは本当にまだまだ全町を見回しても、側溝が施されていない、このところが非常に多くあります。例えば、先日、給食センターへ行ったわけですが、その前も玄関のところでも土が流れた痕跡があったわけですね。玄関のところ。それを上水道のタンクの方へ向かっていきますと、途中で農地のところ、畑のところには排水路がないというようなこともあって、結局、畑からの土が道路に出てくるということと、あわせて排水路が埋まってしまう、こういう状況が確認されました。また、すぐ目の前の役場の前でも、今、工事をやっておりますけれども、1年ごと10m程度ずつゆっくりゆっくりとやっているということではなく、やはり必要なところについては一気に必要なだけの手を打つ、こういうことが必要だというふうに思います。この側溝の整備等について、どのような計画をお持ちなのかお尋ねいたします。

ハといたしまして、前田川氾濫の対策はであります。

先ほどの質問の中でも、いろいろとご答弁がありました。重なる部分も結構ありますけれども、通告でありますので、質問をしまいたします。

近年のゲリラ豪雨や集中豪雨ということで、前田川のはんらんは、年中行事になってきております。そして先ほど答弁ありました今議会に、かさ上げ改修工事の補正が計上されました。ひと安心ではあります、これで安心ということで安堵するわけにはいきません。やはり抜本的な対策はできないのか。そしてまたかさ上げすることによって、今度は左岸のところは逆に心配されるわけですね。その点についてのこともありますので、やっぱり抜本的な対策が必要ではないかと、これについてどういう計画をお持ちなのかお尋ねいたします。

また、前田川のいつもはんらんするという点で、バイパスの整備が行われました。この8月の2回の豪雨のときでも、ほとんど機能しなかったのではないかと、このように地元の方からもお話がありました。また、前田川バイパス沿線の民家、そして工場にも影響を与えたというようなことも聞いております。このように見ても、バイパス路改修は必要ではないのか、早急な対応が必要だというふうに考えますが、このことについてどんなお考えをお持ちなのか答弁を求めます。

最後になりますけれども、前田川の水門操作、これについて8月の豪雨のときもいろいろと担当課からも話を聞きましたけども、なかなかタイミングが難しいということで、下流の千曲市との関係等もあって、なかなかそのタイミングがうまくとれそうもないというようなこともありました。先ほどの質問の中で、このことについても対応に一応されるような形で調整されたというようなことがありましたが、もう少し詳しくご答弁願いたいというふうに思います。

やはり、このタイミングによって前田川のはんらんを防ぐかどうか大きく左右するわけです。この水門の管理、そして操作というのは一体だれが担当しているのか、どこが責任を持っているのかお答え願いたいと思います。

以上で1回目の災害の強いまちづくりについて質問を終わります。

建設課長（青木君） イ、ロ、ハの項目につきまして順次ご答弁を申し上げます。

まず、イの町の危機管理体制は、についてお答えを申し上げます。豪雨時における危機管理体制といたしましては、町道及び河川を管理する建設課を中心に、関係する各課と横の連携を密にして情報収集、応急対応を迅速に実施しているところでございます。

情報の記録につきましては建設課で総括管理をし、報告書の内容を関係各課で確認をして、情報の共有化を実施するとともに、保管を実施しております。

続きまして、ロの内水対策の強化についてお答えをいたします。平成22年12月議会で水路マップの作成については、道路側溝を含め膨大な延長になることから困難な状況になる旨のお答えをさせていただきました。先ほどご質問の中にもあったとおりでございます。水路から溢水するおそれの箇所把握につきましては、担当課において日常的な水路管理、点検を実施するとともにですね、年度初めに実施いたしております町単補助事業の各区への現地調査の折など、区の関係の皆様方からそういった点についていろんな情報をお聞きしながら、対象箇所、必要となる箇所の把握に努めているところでございます。

このような対応を実施する中で、今年度の状況を申し上げますと町単補助事業の箇所、要望箇所のうち19カ所が水路の対象箇所に当てはまる状況で、このうち11カ所について町単補助工事や町の水路改良工事でこういった水に対する対応を図っております。

側溝未整備区間の対応につきましては、町単補助工事の要望を受け、現地調査を経て豪雨時における流下状況をお聞きする中で、早期の新設または改良を必要とする箇所を決定し、対応を進めており、今年度は継続して継続して実施をしている3カ所につきまして、側溝の新設を進める予定です。

道路側溝といいますのは、本来雨水の排除という部分での機能を重視するものではありませんが、先ほどからのお話にありますようなゲリラ豪雨でありますとか、やはり隣接の土地からの雨水の流出等の対応という面では、一つの機能を果たすものであるということは認識はしております。したがって、そういった両面での側溝の整備というのも緊急性のあるところか

ら、災害等の緊急性のあるところから箇所づけをいたしまして、現在進めているところでございます。

続きまして、ハ、前田川氾濫の対策は、についてお答えをいたします。

前田川は、前田用水として農地に水を供給する役割もあつたことから、田町側ではしなの鉄道を上田に向けて流れ、田町の跨線橋の手前でですね、一たんしなの鉄道をくぐり、再度長野方面に流れるというような複雑な流れをしております。また、B. I プラザ北側からはしなの鉄道を横断している暗渠として合流しているというような部分もございます。昭和56年の豪雨により、沿川で浸水被害があつたことから橋梁部分、町道の交差部分ですが、橋梁2カ所の架けかえを含む右岸、左岸、両側のかさ上げ、コンクリートによるかさ上げ工事を実施しております。

抜本的な対策ということでございますが、前田川は埴科用水の上を通過し、千曲川に流れていく構造となっており、埴科用水の上を通って千曲川に流れていくという構造になっております。したがって、前田川は前田川の河床を下げる形で河川の断面を拡大することができないため、抜本的な対策というのは困難な状況と思われまふ。

このような厳しい条件の中、前田川増水時の水量を分散するために、平成21年度前田川から入田川を結ぶバイパス水路を整備し、減水対策を実施したところでございます。しかしながら、今回の豪雨に見られるように、増水時におきましては現在のかさ上げ箇所を越えてですね、沿川に浸水した被害が生じてしまった状況でもございます。

続きまして、先ほどの前田川のバイパス水路についてお答えを申し上げます。まず、水門の管理につきましては、前田川からバイパス水路への流入時に水門を設置しております。入田川の水位が高く逆流ということが考えられる状況におきましては、出動しました町職員により、その水門を下げる操作を現在実施しております。職員を決めまして、連続的にその状況を把握しながら水門を下げて逆流を防止するという状況でございます。

バイパス水路の改修の必要性ということでご質問をいただきました。入田川の水位が下がらない段階では、緊急的にバイパス水路への逆流、先ほど言いました入田川から逆に前田川の方へ流れてくる逆流を防止する方策も現在検討をしております。

また、前田川の関連といたしましては、幾つかの水門、これは農業用水の関係も含めまして、幾つかの水門がございます。この水門の管理につきましては豪雨時におきまして、とても重要なかぎとなりますので、既に定めております操作担当者による関連水門との連携を強化し、埴科用水組合でありますとか、その他、この水門の管理者がございまして、そういった関連する水門所有者、管理者と連携を強化して、迅速な水門操作により水量の分散化を図り、浸水被害の防止に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

9番（大森君） 建設課長より詳しく答弁をいただきました。

第2質問に入るわけですが、いろんな情報収集、これについては建設課が中心になって収集するというので、そして管理もそこで行うということであって、これはいつからこうなっているのでしょうか。というのはですね、8月の2回の豪雨の特に17日のとき、これについて一般質問するためにも担当課ではいろいろと話を伺ったわけですが、結局、この資料、前回の状況の資料がわからないと。住民環境課の消防主任のところにあるのではないかと問われて行きますと、その担当者は消防団の出動したときにはきちっと報告書を書いて、雨量からいろんな気象状況から被害状況すべてきちっと写真も撮って保存すると。そして県へ上げていくということであるんですが、それ以外については全く担当外というような話もありました。

今、これまではっきりしなかったんじゃないかというふうに思うんですが、今後ですね、建設課が中心になって行われるということですので、ぜひ微細なものといいますかね、人命にかかわらないからこの程度は記録しなくていいよというのじゃなくて、やっぱり職員が出動したときにはきちっと記録しておくという、こういう体制はぜひとっておいてもらいたいと思いますが、それについては今後どんなふうにされますか、答弁を求めます。

建設課長（青木君） 以前の豪雨時における情報収集等につきましてでございますが、豪雨時間帯についての現場での対応というのは、もう現在も昔も迅速な対応を横の連携の中で図っております。そういった対応も含めた中で、記録についてはということでございますが、先ほど答弁申し上げましたとおりですね、今までもそれぞれのところではございますが、きちんと情報というものは収集して保管はしてございます。それを今回は一括の中で総括的な部分ではございますが、きちんと社会的にもゲリラ豪雨という状況、いろいろ横の連携を強化していく必要もあるだろうということの中で実施をしてきているところでございます。

こういったことにつきましては、以前の情報管理はどうかということよりも、これからのこういった豪雨災害に対して、先ほども言ったように、共有化を図るという面での強化をしていこうということで、一歩進めた対応を図っていききたいということの中で情報の一本化、共有化、それから保管ということで、それは建設課で実施していこうということで、役場の中で確認をして実施しているところでございます。

以上です。

9番（大森君） これから情報、これを知るために、あっちの課、こっちの課に動かなくていいということで、一つは情報が1カ所に集中するということは大事なことで、ぜひそのようにお願いしたいというふうに思います。

次に、内水対策で水路マップというのは大変なことで、特に危険箇所、そして町単工事等の要望を受けて緊急なところを行うということで、今年度でも11カ所、水路管渠を実施しているということですが、やはり町単工事では距離的にですね、どうなんですかね、以前議会とい

たしまして町へ要望を出したね、町単工事のあり方も考えてほしいということを提案してあるわけで、やはり毎年10mずつやっていくという、こういうやり方はぜひやめてですね、必要などころは一気にきちっと整備すると、その年度に完成させるというぐらいの意気込みでやるべきだというふうに思います。その点については、今後どのような対応をされますか、答弁を求めます。

建設課長（青木君） 先ほど内水対策ということの中で、水路マップ等をというようなご質問の中で、水路の状況のはんらんとか、そういった状況の中では町単補助工事、現地を回る中でお聞きしておりますということで申し上げました。それに基づいて、事業の実施ということにつきましては、先ほども言いましたが、町単補助工事の中で実施している部分もございますが、ただ緊急性、重要性が高い部分もお聞きする中ではございます。したがって、そういうものにつきましては水路改修工事の中ででも対応しております。今年度におきましても、今現在ですね、2カ所の水路改修工事として地元からお聞きする中で対応をしております。例えば、例で申し上げますと、これはJAさんの店舗の新築関係もございました。そういう関係もございまして、JAの坂城南支所さんの隣のところにございました水路についても、そういった面の中で水路改修工事として対応を図ってきております。そういう面について、重要性のあるものについては、町単補助工事でなければということではなくて、こういった面でもいろんな面で必要性のある部分については対応を図って、これからもまいりたいというふうに考えております。

以上です。

9番（大森君） そのように早急な対応をお願いしたいというふうに思います。

特に、この大事な点として前田川の対応ですね、水門についてもタイミングで千曲市とのかかわりとかいうのがあるんですが、このタイミングの調整についてはきちっと千曲市、あるいはその流域の関係とでは調整はとれているのかどうか。それとちょっと前後しますけれども、前田川のかさ上げ改修工事、これはあるんですが、やはりこれで抜本的な対策ではないので、この対策をお願いするわけですけれども、非常に困難だということの答弁だったんですけど、そうするとあとどうするかといえば、入田川のバイパスへ抜かすのをやると。だけど、入田川が増水すればそれもできないということで、前田川は今八方ふさがりの状況ということでありますので、今後の国等、県についてやはり改修等を強く要望していつていただきたいというふうに思います。これは答弁いただいても、特別解決する方向ではありませんので、そのことを要望しておきたいというふうに思います。

次の質問に入ります。次に空中散布の実施後の状況はであります。

イといたしまして、リスクコミュニケーションは十分であったのか。町長は招集あいさつで総合的な松くい虫防除対策の一環として、6月に空中防除を実施した。実施に当たり、住民説

明会の開催、申出書の事前調査、そして空中散布後、気中、河川、ミラーコート紙による確認調査について行い、これらについてすべて不検出であったということで報告がありました。また、二つの医療機関への受診者もなかったこと、保健センターへの相談もなかったと。これらがなかったことで安全宣言と言っていいかと思うんですが、安全宣言をなされた。そして今後空中散布の実証をしていくというようなごあいさつであったと思います。

そこでお尋ねするわけですが、全町への周知設定はどうであったのか。これで十分だったのかどうか。また、学校や保育園の職員及び保護者等について、こういう体調の異変とか、異常な点等について受診をするようにという一応の広報等で連絡がありましたけれども、このことについての目安といいますかね、例えば30分ぐらい続いたら行くようにとか、そのような具体的な何か指示でも示されていたのか、これについてお答え願いたいと思います。

口といたしまして、空中散布による体調不良の把握はどのようにされたのか。

先ほどの町長の開会の招集あいさつの中で、お話がありますので、こういうことを根拠として影響なしと判断されたと思うわけですが、これだけで十分だったのかどうか、これについてお尋ねいたします。

次に、空中散布後、数日経過して、里山の会の皆さんが、町民から何か自覚症状の訴えがあったというようなことを聞いたということで、町に対し何か事例も添付して、農薬空中散布実施後の健康調査の申し入れを行ったと聞いておりますが、この申し入れに対してどう対処されたのか、ご答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

町長（山村君） お答え申し上げます。今、大森議員さんの方から安全宣言という言葉がありましたけれども、私はやっぱり農薬を使うわけですから、完全な安全宣言というのではないと思います。ですから、いろいろな総合的に判断をして手を打ってきたつもりでございます。

その中で、このたびの空中散布につきましては、雨のため1日ずれて、6月18日が19日になりました。4時半ごろから始めて5時前には散布が終わりました。それで2時間、3時間近いでしょうか、それで松の新芽に薬が定着した。その後、雨がかなり降りました。ということもありましてですね、ある意味では最善の状況になったかなというような気もしております。しかしながら、それでは楽観的すぎますので、いろんな手を打って、その後の散布の状況についてフォローいたしました。その経過をちょっとご説明申し上げます。

昨年度からいろいろお話をしておりますけれども、空中散布につきましては総合的な松くい虫防除対策の一環として、長野県の特別防除実施基準に従い、県の指導もいただきながら6月19日に実施をいたしました。

実施に際しましては、地域住民や関係者の皆さんとの情報や意見の交換によるリスクコミュニケーションの強化が求められており、空中散布による健康への影響の可能性などについて情

報を把握した上で、より安全性の高い方法を選択し、特に空中散布に使用する薬剤に関しては、周辺住民の健康への影響の可能性等を勘案するとともに、安全性に配慮し、非有機リン系ネオニコチノイド系の薬剤を使用いたしました。リスクコミュニケーションの強化につきましては、今年度、新たな取り組みとして住民への周知方法を地域住民との情報・意見交換、緊急の医療体制、安全確認測定調査といった三つの項目については初めて実施をいたしました。

一つ目の住民への周知方法としては、町の広報紙による全世帯への周知、散布地域である上平区と苅屋原区へは全世帯へチラシを配布いたしました。また、町内の小学校、中学校、保育園、幼稚園には保護者あてのチラシを配布し、坂城高校、町内福祉施設、はにしな寮、美山園、美里園、ともいきライフ月影へもそれぞれ文書を送付させていただきました。さらに町内一斉放送と有線放送によるお知らせや坂城駅、テクノさかき駅へ空中散布実施のお知らせを掲出して、町外から通勤・通学する方への周知を行うなどの対応をしたところでございます。また、雨天の影響で、坂城町の実施は6月19日へ順延となりましたが、順延の周知については順延が決定した6月16日、これは土曜日ですが、の時点で教員、教育委員会を通じて各小学校、中学校へ連絡を行いました。また、緊急放送、屋内外一斉放送により全町にお知らせをいたしました。

二つ目の地域住民との情報・意見交換としては住民説明会を4月12日に開催し、82名ものご参加をいただきました。また、健康相談窓口を保健センターに設置するとともに化学物質過敏症等の不安を抱える方から申出書を提出いただき、感受性の高い方への配慮にも努めたところでございます。

三つ目の緊急の医療体制、安全確認測定調査としては千曲中央病院と長野寿光会、上山田病院へ緊急時の対応を依頼いたしました。また、安全確認測定調査として、気中濃度調査を上平区民会館、苅屋原公民館、千曲川さかきバラ公園の3カ所で、河川水中濃度調査を出浦沢川で1カ所、ミラーコート紙による農薬の飛散調査を町内77カ所で実施いたしました。

また、散布当日は小学校、中学校において登校時間を30分繰り下げていただく対応もしていただきました。

散布実施後の状況ですが、健康被害等に関しては医療機関への受診者はなく、町民からも連絡及び保健センターへの相談者もありませんでした。空中散布後、教育委員会を通じてすべての小学校、中学校の子供たちに影響がないかどうか確認しましたが、そのような事例はありませんでした。また農作物、養蜂に関する被害の連絡もありませんでした。散布農薬に関する測定調査等の結果についてですが、気中濃度調査については3カ所すべて、河川水中濃度調査においても不検出でありました。ミラーコート紙でも農薬の飛散は確認されませんでした。

以上、安全確認測定調査の結果から見ても、今回の薬剤散布に伴う大きな影響はなかったものと考えるところであります。さかき里山といのちの会からの健康調査の申し入れに対しまし

て、町では空中散布を実施するに当たり住民への周知、医療体制、測定調査の実施などのリスクコミュニケーションの強化を実施して、健康被害に対する配慮を重ねており、現時点で空中散布が原因による健康被害もないということから、申し入れの調査は必要ない旨をお伝えいたしました。

私は、子供の健康被害に関しては大変重要なことだと考えております。体調不良が起きた場合には、町がお願いしました総合病院等で受診していただき、原因が空中散布によるものなのか、あるいは風邪などによるものなのか医者に相談していただいて、ある程度はつきりさせていただくということは重要であると考えております。

本議会の招集あいさつでも述べましたように、今後も松くい虫防除対策については、住民の皆様健康を第一に考え、私たちの大切な財産である松林を守るため、伐倒駆除、空中散布等、複合的な総合的な防除対策にこれからも取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

9番（大森君） 町長から詳しくリスクコミュニケーションについて答弁をいただきました。

空中散布実施前は、もうこれでもかこれでもかというくらい手厚く、本当に被害を出さないようにしようという意気込みは感じるわけですが、1番は実施した後、医療機関にはない、それから保健センターにも連絡がない、あるいはいろんな農産物等にも連絡がない。またいろんな検査についても未検出、あるいは基準以下だというような状況なんですけれども、人の体はやっぱり相当敏感なところがありましてね。そこのところはもう少し神経をもって対応してほしいなと思うわけです。

というのは、それだけのことをやったのであれば、私はもっと同じぐらいのことを終わった後、やっていくべきだと。それはなぜかと言えば、3年間休んで、それで始めるわけです。それとあわせて、今回のネオニコチノイド系のエコワン3フロアブルの、これは今回初めて使用するわけですね。こういうものに対してもっと神経を使ってですね、町民の健康についてやはり最後の最後まできちっと行って、その評価に基づいて来年度はどうするかということの検討がなければ、来年度も実施しますよというふうにはならないと思うんです。そこの最後のフォローまできちっとやるべきだったじゃないかというふうに、私は思うわけです。

そして、一般的には例えば鼻血が出たとしても、ティッシュを詰めて20分か30分ぐらいで、鼻血がとまるということであれば、わざわざ医療機関にかかるということもまずしないと思います。これが例えば何時間も何日も、あるいは1日ずっとということになれば、これは可能性はあるし、かかろうという気持ちがありますけれども、わざわざそこまで行くこともないでしょうし、あるいは保健センターへ連絡しないのが悪いというふうに逆に言われるかもしれませんが、やっぱりそういう点でもアンケートをとるなり、関係した学校だとか、あるいは保育園、幼稚園、そして福祉施設、それと地元の二つの区の皆さん、最低それぐらいはアンケート

をとって、本当に大丈夫だったのかというところまでのフォローが必要ではなかったかというふうに私は感じております。このことについて町長、どのようにお考えでしょうか、答弁を求めたいと思います。

町長（山村君） 先ほどからるる申し上げますけれども、いつでもちょっと体が変調だなどという方には、どうぞ病院へ来ていただいて相談してくださいということを積極的に言っているわけです。

それから散布後、特にお子さんですね、先ほど申し上げましたけれども、すべての学校に何か異常ありませんでしたかという個別に先生経由で聞いております。ですから、したがって全町を対象に調査をやる必要はないなというふうに思っております。

以上でございます。

9番（大森君） 最初の質問のときにもお話しましたわけですが、里山の会の皆さんのところへ何人かからのデータといたしますか、情報が寄せられたということが町にも伝わっているかと思うんですね。せめて、その方々に対してお名前をお聞きして、面接するなり、保健センターの職員が出かけてお会いするなり、やっぱりそこまでのフォローが必要じゃないかというふうに思うんですよ。

ただ、これ学校だとか子供たちのところに対しては調査、調査というんですか、学校からの情報を得たと。私も保育園、小学校等に行って、校長先生等からも全部聞きました。連絡帳には全部確認したが、そういう報告はなかったというようなことはあります。けれども、一人一人やっぱり体の状況というのは違いますので、全町民対象にならなくても、そのときにもう一度有線を通してね、そのときにもし体調不良があったかどうか、あるいはチラシを再度配ってですね、やっぱり再度報告してほしいというところまでは、うるさいくらいね、最初ですから特にそのところは注意すべきだというふうに私は感じたんですが、以上です。

町長（山村君） さっきちょっと言い忘れましたが、学校だけじゃなくて、地元の上平、それから苅屋原区に対しては何回も説明して、それで状況を聞いています。

それから、先ほどの、さかき里山といのちの会の方が役場においでになりました。何人かのお話を聞きました。そのときも再三申し上げたのは、ぜひとも病院へ行ってください。総合病院へ行ってくださいと。その後、行かれたかどうかはよく確認していません。ですから、私もそういう申し入れのあった方に対しては、散布前からそういう要望を聞いている方がいらっしゃいましたので、繰り返し、ぜひとも総合病院でちゃんとした検査を受けてくださいと申し上げております。

以上です。

9番（大森君） 一つはそういう方々の対応といたしますかね、それはそれで大事なところで、そういう方々が医療機関にかかるということも必要ではあると思うんですね。私はそのことにつ

いては、その会の方に述べてね、ちゃんとかかって、その確認はすべきじゃないかというお話はいたしました。これからについて、やはり健康被害ということも気にしながらやっていっていただきたいというふうに思うわけでありませう。

それで、長野県の特別防除環境影響調査実施要綱というのがあるんですが、この調査をするに当たってですね、空中散布域の直近1カ所及び空中散布地域を中心に2方向における空中散布地域からおおむね200m、500m、または1km離れた地点の合計5カ所とし、いずれの調査点地点も道路等の近くで選定するというので、大気の採取分析は地上1.5mの高さから大気を採取して分析するというふうになっているわけですが、町が調査した、この報告を見ますとね、3カ所なんですよね、調査されたのがね。この要綱と2カ所少ないわけですね。結果的にどこからも何も出なかったから、やらなくてもよかったのかもしれませんが、どうもこの要綱どおり県の指導を受けてやるとなれば、ここを決めてなきやいけなかったと思うんです。これについてはどのような対応をされたんでしょうか。

産業振興課長（塚田君） 県の指導要綱の方では5カ所ということでございます。ここで県との相談の上、いたしました。相談いたしました。その結果、この坂城の場合でしたら3カ所で十分であるということで、そういうご指導をいただいた中で、この3カ所を決定いたしましたところでございます。

以上でございます。

9番（大森君） 空中散布について県下7カ所というか、7自治体で実施されているということでもありますけれども、やはり農薬というのも蓄積されるというね、吸引すれば蓄積されてくるということで、ここの1年、2年で何とも被害が出なかったから大丈夫だというふうにはならないというふうにも思うわけですね。これについても今後の研究なんかが進んでくれば、もう少し何らかの問題点等も出てくるのではないかというふうに思います。これについてはまた次の機会に、またもう少し詳しく説明したいというふうに思います。今回は特に検査方法について、もう少し詳しく行いたいと思いますけれども、残念ながら今日はちょっと時間がありませんので、それは後日に譲るようにいたします。

次の質問に入ります。建設業の振興についてであります。

イといたしまして、最低制限価格制度の導入を。

2009年、平成21年の12月議会において、下水道工事が1億4千万円と坂城小学校の耐震改修工事が5,700万円の請負契約で2件とも予定価格に対する落札価格の割合が、6割台だったんです。そのため当時の議会では過当競争の可能性があると。最低価格を設けるべきではないかというような指摘も出ました。そしてまた今年度の議会でも村上小学校の耐震化工事、そして湯さん館の改修工事でも非常に低い率での落札になっております。

また、23年度及び24年度上半期の発注された指名競争入札における工事予定価格に対す

る落札率はどうなっているのかお尋ねいたします。

次に、23年9月議会において最低制限価格制度についての質問の答弁の中で確かに完成品をより低利で発注できる、これによって考え方とすると、業者を一つは育成するという考え方で、もう1点は町民利益という中で、安ければそれだけ多く発注できるので、一概に判断ができないというという答弁をいただきました。

まず、業者の育成という点ですけれども、低価格によって建設機械の保有、更新が困難になるだけではなくて、技能労働者の非正規化や非常勤化、そして日給月給制への転換、これらによって良質な労働力の確保ができないばかりか、最悪の場合には経営困難に陥る道を歩むことになるわけです。地域建設業の衰退と雇用確保の両面から考えても建設業者の育成と町民益に反することになるのではないかと私は考えます。

1999年に地方自治法施行令が改正され、これの第167条の10は、いろいろとありまして、中略ですけれども、最低の価格をもって申し込みをした者以外の者を契約の相手方とすることはできると、このように改正されております。これはこの7月10日に発表いたしました国土交通省建設産業戦略会議で、タイトルは「建設産業の再生と発展のための方策2012」であります。これには地域を支える足腰の強い建設産業の構築は、震災を経て明らかになった最も重要な課題の一つであり、地域建設企業の疲弊が進む中であっては将来的にも地域を支え得る建設産業の構築に支障が生じないように、発注者、特に町ですね、発注者としても配慮することが必要であると警鐘を鳴らしております。

そこでお尋ねをするわけですが、最低価格制度の導入はできないのか答弁を求めます。

口といたしまして、公契約条例の制定であります。

これは信毎にも数週間前に出ましたが、県も公契約条例の導入を検討しているようですが、雇用者側と労働者側の対立などで導入にちゅうちょしているというように新聞報道でありました。この公契約条例は現在、野田市が最初に初めてその後、国分寺市、あるいは川崎、相模、多摩等々のところで順次実施されております。特に、町からの仕事を受けるに当たって、官製プアになるのではないかと、安い価格で落札することによって、労働者の低賃金が招かれる、そういう恐れがあるということで、やはりこれは公的な機関として、これは阻止すべきだということ考えで公契約条例の制定が今広がってきております。これは特に入札参加者にこのことを守らせること、また必要によっては報告や聞き取りなど、指導ができるような条例にしていくということであります。町が発注する事業で請負業者の労働者の低賃金の防止や適正な労働条件を確保すること、またその企業の下請業者を保護し育成すると。公契約条例の制定を求めます。どんなお考えかご答弁を求めます。

企画政策課長（荒川君） 3. 建設業の振興について、（イ）最低制限価格制度の導入をから順次ご答弁申し上げます。

指名競争入札における落札率についてであります。平成23年度15件の平均が83.8%、平成24年度上半期が7件で平均が79.8%となっております。

町発注工事の落札者の決定は、地方自治法、町財務規則に基づき予定価格の範囲内に達した場合、特別な理由がある場合を除いて、最低の価格をもって入札した者を落札者としております。しかし、予定価格に対して著しく低い場合は、工事の品質や安全に施工、そして請負業者の健全な育成など問題が懸念されます。そのため、町では最低制限価格は設けておりませんが、入札価格が低価格と判断される場合には、当該業者から見積もり内訳書の提出や内容の説明をいただき、設計価格等に照らして適正な工事の履行が可能であることを確認の上、落札の決定を行っております。

なお、国が取りまとめております調査でございますが、平成23年9月1日現在で長野県内の最低制限価格の導入状況でございますが、16市17町村、合計33団体で県全体の導入率は43%といった状況であります。

公共事業におきましては、建設業を振興するという反面、その原資は税金や使用料などであり、必要な品質を確保しつつ、より安く調達するということは町民益にかなうものであり、これは先ほどもございましたが、昨年度、ちょうど同期の議会でご答弁申し上げましたとおり、当面は国や県、自治体の動向を注視をしながら現在の低入札価格調査制度により、建設業の振興と町民益の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(ロ)公契約条例の制定を、についてでございます。

公契約条例は、自治体が発注する事業における労働者の賃金、労働条件などの適正化を目的とする一方で、事業、業務ごとの賃金基準や実際に支払われた賃金を確認するための書類の作成など請負業者の事務量増大などが課題と言われております。また、条例を施行している自治体のように条例の適用範囲を建設工事のみではなく、業務委託や指定管理も対象とするとなると、予定価格の積算基準が確立されていない業務も多く、先ほど申し上げた課題はより困難なものになると考えられます。

全国的にも公契約条例を制定している自治体は少なく、長野県においては阿部知事が公契約条例の制定を研究するとして選挙公約に基づき、現在、庁内に研究会を組織し、労働者側、経営者側、双方の意見を聞きながら調査研究している段階で、いまだ方向性を見出すには至っていない状況と伺っております。

本来、このような労働条件の確保の基準づくりは、国や県が行うべきものと考えるところであり、当面は県を初め他の自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

9番(大森君) 先ほども企画政策課長から答弁を詳しくいただきましたが、この7月10日に「建設産業の再生と発展のための方策2012」、国土交通省が戦略会議で発表したものであ

ります。やはり足腰の強い建設業がきちとなければですね、たとえ町の建設協会と災害時における協定を結んだとしても、本当に力を発揮できないんじゃないかというふうに思います。

特に、わかりやすい例でいきますと、この6月議会でしたかね、これは議会へ同意を求められておりましたものですので、公表できると思いますが、村上小学校の改修工事のときにはですね、60%を切るぐらいの段階だというような話だったと思います。これは逆算して計算するとどうも1億円ぐらいが下がったんじゃないかなというふうに、これパーセントで計算するとそうなりますよ。1億円も、前もって建設用のいろんな道具、あるいは資材を保管していたと、万が一あったにしても、それはまた次への投資も必要なわけで、ここでたたき売りするようなものじゃないと思うんですよ。こういう1億円近いお金が本当におまけして、おまけというか業者側がおまけしてですね、サービスするということでもないと思うんですね。この結果、恐らく下請の皆さん、あるいは労働者の皆さんには低賃金や、あるいは下請代金の減額みたいなことも心配されるわけですよ。その下請や労働者は特に町内の企業であるわけですね。こういうところをどうやって守っていくかという、この対策をやっばり考えていく必要があると思います。ただただ一般的に最低価格が一番いいんだということじゃなくて、このことを今後検討していただきたいというふうに思います。

次の最低制限価格でございますが、当然これは町が発注するすべての事業、委託やらも含めてのものであります。今回は建設産業の振興という中で述べましたけれども、特にこのように大きな問題が出てきているので、特に取り上げたわけですが、やはり税金を使うわけですから、町内に環流できる方法を考えてほしい。地域循環型の経済サイクルを町内でどうやってつくっていくか、このことを今後検討していく必要があると思います。これから南条小学校の大改築が行われるわけですが、本当にこれは1億、2億の仕事じゃなくてですね、十何億、あるいは20億近く、わかりませんが、そのぐらいにいくものだと思います。これについてもできれば分離分割発注して、地元業者にきちと仕事を回せるようにする、こういう方策も検討していくべきだと私は提案して、今日の一般質問について終わっていきたいというふうに思います。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

明日12日は、午前8時30分から会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会をいたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午前11時45分)

9月12日本会議再開（第4日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	中村淳君
企画調整係長	大橋房夫君
代表監査委員	大橋房夫君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前8時30分

6. 議事日程

第 1 一般質問

- (1) 発達障害児への支援の拡充をほか 吉川まゆみ 議員
- (2) 教育行政について 塚田 正平 議員
- (3) いじめについてほか 西沢 悦子 議員

第 2 議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第41号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1「一般質問」

議長（宮島君） 日程第1「一般質問」を行います。

最初に2番 吉川まゆみさんの質問を許します。

2番（吉川さん） おはようございます。ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

- 1. 発達障害児への支援の拡充を
- イ. 就学前の支援体制は

先日、上田市の小学校に通っている子供を持つお母さんから、1年生の秋になって初めて我が子が発達障害ではないかと言われたと聞きました。それも担任ではなく、学童の先生からでした。彼女は最初、驚きと戸惑いでパニックになったそうです。しかし、すぐ担任と支援教育相談員の方と、その後のかかわり方と支援について話し合いました。支援センターにも行き、相談し連携をとっていただいたそうです。そして、その結果、担任はその子が気が散らないように一番前の席にさせていただき、周りには余りものを飾らず、すっきりとした教室にしてくれたそうです。

そして、今は3年生になり、週1で学びの教室にも通い、大好きな太鼓を習い大勢の前で堂々と落ちついてできるようになったそうです。彼女いわく、1年生で発達障害がわかってよかった、高学年になっていたら大変だったと思うと、このように言っていました。この話を聞いて、早期発見の大切さを改めて考えさせられました。

このように今、発達障害と診断される子供や、その疑いのある子供が年々増えてきております。発達障害を持つ子供に対しては、発達障害を早期に発見し支援を開始し、その子の特性を親や周りがよく理解し対応することにより2次障害の引き起こすことを防ぐことができます。

そこで、当町の取り組みについて3点、お尋ねします。

一つ目として、今年から取り組みが開始されます、5歳児健康相談ですが、その実施内容と今年の対象者数をお聞かせください。

2点目として、昨年から巡回で行っている家庭相談員さんと臨床心理士さんによる相談について、昨年と今年の件数とその状況をお聞かせください。

3点目として、発達障害児とその疑いのある子供への保育園での支援についてですが、現在、クラス担任のほかに充実保育士の方が何人かつき面倒を見ていただいていると伺いました。その方の雇用形態は6カ月働いて3カ月休むという6・3制であります。支援を必要とする子供にとってかかわっていただく方がかわってしまうことは大変に精神的負担が大きいと考えますが、その点、当局の見解をお尋ねいたします。

続いてロ、小中学校における支援の状況は

保育園から就学相談を受けて1年生に上がってきます。その子その子に合った支援が必要になります。そこで2点についてお尋ねします。

一つとして、診断等の有無にかかわらず通常の学級に在籍する発達障害等、支援を必要とする児童、また生徒の昨年と今年の数をお尋ねいたします。

二つ目として、現在ついていただいている支援員の人数と通常の学級での支援の体制についてお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

町長（山村君） 私からは、発達障害児の方への支援の拡充の中の（イ）の就学前の支援体制に

ついてお話を申し上げます。

今、上田市の例をお聞きしましたけれども、なるべく早く、早期に発見して子供たちは発達障害という名前があるように、発達する時期の早さ、遅さというのは個性であります。ですからなるべく早く周りが気がついてやるのが大事だと思いますし、それからパニックになったとおっしゃいましたけれども、それこそ、これが今年から始めております、取り組みます5歳児の健診が非常に重要なところだと思います。その健診の結果で、子供は必ずよくなっていくんだということをしっかり根底に置いて協力しないと、いたずらにパニックになってしまうという懸念もあります。そんなことを含めまして、ちょっとお話申し上げます。

少子高齢化が進む中で、次代を担う子供たちの健やかな成長のために、子育て支援の体制づくりは大変重要であると考えております。その拠点である、子育て支援センターの機能強化を図るため、昨年は南条保育園及び村上保育園に子育て支援センターの分室を開設をしました。臨床心理士並びに家庭相談員による各園での巡回相談を実施してまいりました。

子供さんが通っている身近な保育園で、比較的気軽に相談ができるということから、大変多くの相談が寄せられるようになりました。子育て支援センター全体で、月平均45件、平成22年度の2倍の相談件数になっております。分室の開設による相談体制の強化が子育て支援につながっていると思いますが、この相談事業、さらに充実させていくために、先ほどお話ありました、5歳児を対象とした健康相談を導入することといたしました。

5歳のころというのは、体全体や手先の動きを調整する力、言葉や絵の情報を理解する力、そして何よりも人とのかかわりなど、家庭外での社会性の力というのも成長する時期であります。集団での生活になれていく時期であるとも言われております。その反面、集団になじみにくい、また集団の中でうまく力を発揮することができないお子さんがおられるというような心配もあって、親としても子育てに関する新たな悩みを感じる時期でもあります。

そこで、お子様が5歳の時期に相談の機会を設け、一人一人の子供の健やかな成長と発達を促し子育てを支援するため、5歳児すくすく相談を計画し、今年度中に5歳になる子供を対象に実施いたします。初めての事業でありますし、保護者の皆様のご協力をいただかなきゃなりません。まずは、保護者の皆様にじっくりご説明をして、事業の趣旨をご理解いただいた上で実施してまいりたいと考えております。

実施方法細部につきましては、後ほど、担当課長の方から答弁させていただきます。

次に、これも後ほど、細かくは担当課長の方から話があると思いますが、保育園の支援体制の話がありました。現在、保育園では療養・療育手帳や医療機関の診断書、また児童相談所の判定によって必要なお子さんについて充実保育士として加配の保育士を配置しております。クラスの運営に当たっては、加配保育士を必要とするお子さんを含め、クラス全体にかかわる保育計画、個々の発達段階のとらえについて、主としてクラス担任が責任を持って行っておりま

す。

その加配の保育士の皆さんは、そのクラス運営の補助をするということであります。加配の保育士の方は6カ月雇用の臨時職員で対応しており、年度の途中で交代しますが、クラス単位と個々の発達段階の情報を共有し、園内研修へも参加する中で専門性を高めていく努力をしておりますので問題はないと理解しております。

また、本年度から3園の臨時保育士予算を保育園総務費に一本化し、予算の運用にも柔軟性を持たせたところであります。ご案内のとおり、臨時職員の雇用の仕方につきましては、地方公務員法の制約もございます。保育園におきましても引き続き現在の雇用方針に基づいて運営をしていきたいと考えております。以上でございます。

福祉健康課長（塚田君） イの就学前の支援体制のうち、5歳児健康相談、5歳児すくすく相談の実施方法についてお答えを申し上げます。

5歳児すくすく相談は、今年度中に5歳になる幼児152人を対象に実施いたしますが、このうち、町内の保育園に通園している105人につきましては、それぞれの保育園で保護者の皆さん同席による参観形式での実施を計画しております。

実施に当たりまして、まずは保護者の皆様にこの相談の趣旨を正しくご理解をいただき、ご協力いただかなければなりませんので、事前に説明する時間をとりたいと思っております。その上で日ごろ、ご家庭の様子と申しますか、子供さんの様子をお知らせいただくために、お尋ね表に記入をしていただきまして、提出をしていただきます。

そこで、実施方法は、10人程度のお子さん、一つのグループといたしまして、子供たちが自己紹介や絵本の読み聞かせ、ルール遊び、運動遊びなどの課題遊びや集団遊びを行い、その様子を臨床心理士、家庭相談員、教育関係者、保健師、これらの皆さん四、五人の相談員が行動観察等を行います。

その後、事前に保護者の皆さんから提出をいただきましたお尋ね表をもとに、その場で保護者の皆さんと参観の様子や心配事などについて個別に相談をいたします。

幼稚園に通園している子供さん33人と、それから町外の保育園に通園している14人の子供さんにつきましては、今年度は保護者の皆さんにお尋ね表を提出していただきまして、そのお尋ね表をもとに、経過観察の必要な親子へ個別に支援をしてみたいと考えております。

この5歳児すくすく相談実施後につきましても、支援を必要とする方には育児支援や養育相談、また専門医療機関への受診など、一人一人の育ちや発達の状況に応じた適切な対応や、就学への準備のための就学相談を行い、子供たちの健やかな発育、発達を支援してみたいと考えております。以上です。

教育文化課長（柳澤君） 発達障害児への支援の拡充を。ロ、小中学校における支援の現状はについて答弁申し上げます。

当町におきます発達障害児など支援の状況でございますが、各小中学校の校内に特別支援教育コーディネーターを選任して取り組んでいるところでございます。学級におきまして、気になる児童や支援の必要な児童を把握し、その特性に配慮した指導法を工夫し、通常の学級で学級担任により必要な配慮をしながらの指導をするすとか、通常の学級で支援員などが加わって指導する、あるいは一部の時間に教員や教員の指示、監督のもとで支援員が別室で少人数指導する、また一部の時間に特別支援学級に、余裕がある場合等でございますけれども、特別支援学級において指導するなどの支援がなされているところでございます。

また、特別な教育ニーズに配慮が必要な場合は、全校での協力体制のもと、支援を行っております。通常学級に在籍する児童、生徒で、支援が必要な人数ということで、診断書等のありなしの両方を合わせた人数ということですが、ふだん学校で指導に当たっております小中学校の教職員で把握している人数となりますけれども、平成23年度の支援が必要な児童、生徒の数につきましては61名というような状況でございました。

また、今年度の8月の状況でございますけれども、通常学級に在籍する児童、生徒で支援が必要な人数につきましては、73名というような状況となっております。

現在、小中学校に配置しております、配慮を要する児童、生徒に支援を行う支援員の状況でございますけれども、坂城小学校におきましては県費2名、町費1名の3名、南条小学校におきまして県費3名、町費2名の5名、村上小学校におきましては県費2名、町費1名の3名という状況でございます、坂城中学校におきましては、主として不登校支援になりますけれども、町費で3名の支援員の配置というような状況となっております。

担任とともに、学習面や行動面での支援を行ったり、あるいは低学年のうちに症状を改善できるようにということで、低学年を中心に児童のケアに当たるなどの支援がなされている状況でございます。以上です。

2番（吉川さん） ただいまは、それぞれ担当課長より、るる詳しい説明を伺いました。また、町長からも今年度の5歳児相談の前向きなお話もいただきました。

まず、イの就学前の支援体制の件ですけれども、昨年から巡回型にさせていただいた相談を、やはり前年度よりも2倍に増えているということで、それだけ今、保育現場では悩めるお母さん、またお子さんがいるということを伺いました。そして、この巡回にしたことで、保育士さんや、また保護者が現場ですぐに相談できるということは、本当に成果が大きいと思います。

また、今年の10月からただいま説明がありましたように、10人ぐらいの単位で保護者と同伴で5歳児健康相談をしていただけるということで、本当にこの効果も期待を持てます。そして、今までの中で巡回して相談をしている上に、さらに今回、このような5歳児健診を入れたということで、我が当町では、早期発見、早期支援がさらに充実するのではないかと考えます。しかし、小学校へ上がってからでは難しかった5歳の対応も今回、専門の先生が入ってい

ただくことで、確実に進んでまいりたいと思います。

その上で、最後に一つお聞きいたしますが、先ほども町長より公務員法があるということでお話がありましたが、先ほどの加配の件であります、多くの支援を要する子供にとっては、少しでも長い形で同じ人にかかわっていただいた方が安定するのではないかと、また就学前の時期、不安定にならないでいいのではないかとという意味で、少なくとも1年という形態で雇用をとれないか、その点について再度お尋ねいたします。

総務課長（田中君） それでは再質問の充実保育士、加配保育士の雇用形態についてお答えをいたします。

充実保育士は、臨時職員として地方公務員法に基づきまして雇用をしております。したがって、クラス担任の臨時保育士につきましては1年雇用としており、充実保育士につきましては担任の補助ですので、6カ月間の雇用としております。

引き続き労働基準法及び地方公務員法に基づきました雇用方針で、充実保育士の雇用をしてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

なお、先ほど、町長も答弁をいたしました、今年度から3保育園別々であった臨時保育士の予算を保育園総務費、一つにまとめまして調整しやすい予算の運用、それから臨時保育士の配置にも柔軟性を持たせるなど、保育の充実を図っております。

2番（吉川さん） 今、総務課長から答弁をいただきました。働いていただく方の中には半年でなくて、長く働きたいという方がいると思うんですが、その辺の雇用の状況などは、そういう思いでいらっしゃって、なかなかその雇用に合わないという、そういう保育士さんはいらっしゃらないでしょうか、その点お伺いしたいと思います。

総務課長（田中君） ただいま申し上げましたが、加配保育士、充実保育士については、6カ月間という制約がありますから、その方針に基づいて、今後も引き続きこの雇用方針で進みたいと思っております。

2番（吉川さん） 今の答弁では、このまま6カ月の雇用でいくということで、いずれにしても保育園で、社会に出て初めての保育園ですので、その中で、本当にハンデを持った子供たちが100%それを支援するということは大変かとも思いますけれども、今の財政状況の中で、これからも保育士さん、また園長さんが大変苦慮をしながら、多分やっぺらっしゃると思っておりますので、その辺をまた町当局も考えていただき、また前向きな努力を期待したいと思います。

それでは、2番目といたしますか、ロの方の小中学校での支援についてであります。今、お聞きしましたところ、23年度は61名、また24年度は8月現在で73名の児童がいるということで、この子供たちが本当に支援員の皆さんに入っていていただいて支援を受けております。そして今もお聞きしました中で、町全体では中学を抜かしまして、11名の支援員さんに応援をしていただいていると理解いたしました。

発達障害の特徴はさまざまですが、大勢の中で同じように教師の言っていることを受け取ることが難しかったり、跳んで歩いたりと偏った形で秀でたものを持っている子が多いです。ですので、側に寄り添って繰り返し教えなければならないという現状もありますが、そこでもう1点、現在の支援員の人数で当町として満足のいく支援ができているか、その点について当局の見解を再度お尋ねしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 支援の部分でございますけれども、学級におきまして気になる児童や生徒、あるいはそのような子供たちを把握しまして、その特性に配慮した指導法を、それぞれ工夫をしているような状況、先ほども触れましたけれども、通常の学級担任によります配慮、あるいは通常の学級での支援員の加わったもの、あるいは少人数での指導、また一部は特別支援学級において指導するというようなこと、指導法を工夫しているような状況となっております。県や町の支援員を活用をいただいているところでございますので、必要な支援について取り組んでいるものというふうに考えているところでございます。

2番（吉川さん） 今の課長の答弁では、今の人数で満足しているというふうに理解してよろしいでしょうか。

先日も南条小学校に行きましたら、昨年よりも一人増やしていただいたことで、今落ちついてますという話を伺いました。

一つ、千曲市の例なんですけれども、千曲市でも通常の学級で特別支援教育の充実に、本当に力を入れてきたと伺いました。特にびっくりしたのは、小学校13校に対して自主財源2,400万をかけて28人の支援員を配置しているということでした。これは、そうしてほしいということではないのですが、規模も違います、学校の数も違います。ただ、保育園から上がってきたときはわからずにいて、小学校に入ってからわかった、発達障害児がいるとしたら、特に担任の先生にかかる負担は大きいものだと思います。また、保護者との連携や、中には4組への通級など一人の子への配慮が大変な作業であります。

今、課長の答弁では工夫をされて、そこら辺を補っているという答弁でありましたが、そんな意味でもこれから現状を見ますと、増えないとも限らない、その現場の中で支援を必要とする児童が本当に少しでも安定した形で、6年生まで済ませていかれるようにという意味でも、手厚い支援を望みたいと思います。

そこで、これは皆さんもご存じだと思いますが、塩田中学校が一時大変荒れていまして、その中学校で地域を交えてどうしたらいいかということで、学校支援ボランティアというものを立ち上げました。これは地域の方がボランティア登録をして、本当に年齢は決まっていなくてですけども、学校をみんなで支えて、子供を育てていこうということで立ち上げたものだそうです。こういう今は、本当に団塊の世代もたくさん、今、いろんな形で、趣味に講じたり、まだ働いている方も中にはいらっしゃると思いますが、財源もかからず、こういう形をとれば

地域の方にも学校を支援していただけるのではないかと思います。この制度の導入、いかがかと思いましたが、その点について課長の答弁を求めます。

教育文化課長（柳澤君） 団塊の世代の方、あるいは地域の方の支援、ボランティアの活用というご提案でございます。当町で取り組めるかどうか、さまざまな部分で検討が必要になってこようかと思います。例えば、ボランティアにかかわります方々の経験が必要なのか、あるいは経験がなくてもいいのかとか、あるいはそのようなマンパワー的なものが確保できるのかというような部分も、当然いろいろと時間をかけて考えていかなければいけないような状況かと思えます。そのような状況でございますので、お時間をいただきながら、調査、あるいは研究が必要と考える状況でございます。

2番（吉川さん） 課長から今、調査、研究というお話をいただきました。このボランティアは先生たちが大変な中で、地域の方がコーディネーターとなって講師を探したり、また依頼をしていくというボランティアでございます。もちろん、経験がなかったら、教育現場でするので大変なことになりますが、本当にこういう形で取り組んでいるところもあるということの一つは知っていただいて、当町でも未来ある、10年、20年後、この町を支える子供たちのために、また検討していただけたらと考えます。

そして、もう1点質問ですが、今、本当に子育て支援センターが全ての窓口になっております。保健センター、それから学校と連携をとりながら、また保育園と連携をとりながらやっておりますが、子供が小学校に上がると教育委員会の担当になりますが、悩んでいる保護者には区切りがありません。そんな中、子育て支援センターは、その仕事はまず支援センターのいろんな行事の運営、それから相談員さんと臨床心理士さんと保育園との連携、また保護者への対応、そして日常茶飯事にかかってくる保護者からの電話相談も受け、とあらゆることをやっております。

そこで、これだけ支援体制が複雑化してきていることを考えると、発達障害児支援をゼロ歳から18歳まで一貫して支援をつなげていくための部署を、将来的に設けていただけないか、この点についてお尋ねいたします。

教育長（宮崎君） 保育園から学校までトータルで見れる部署ということであります。確かに、子供はですね、発達段階に応じていろんな指導も必要であります。そういった必要性等、もう一度踏まえる中でですね、どうしたらいいのかというのを、また研究させていただければと思います。以上でございます。

2番（吉川さん） 今、教育長から答弁いただきましたが、本当に、松本市でもこども課を別につくり、また上田市でも支援センターを別に立ち上げ取り組んでおります。そのくらい、未来ある子供にとって、今、大切な機関だと考えます。支援センターがあることは素晴らしいことだと思います。ただ、今、2人体制でやっておりますので大変多忙をきわめていると考えます。

5歳児相談を取り入れたり、本当に昨年から発達障害児に対する支援は大変進んできたと考えます。しかし、内容が充実すればするほど、支援センターの仕事が増えているということを知っていただきたいと思います。そして発達障害を持つ子供にとっては、継続した支援が一番大切になってまいります。その子にとって1冊のノートをつくって、就学、また就労に至るまでの支援をしていくという、そういうふうに行っているところもございます。そんな意味でも将来を見通して、独立した機関の立ち上げを要望いたしまして、この質問を閉じたいと思います。

それでは次の質問に入ります。

AEDについて

イ. AEDの設置と貸出しを

AED、自動体外式除細動器は皆様もご存じのとおり、心疾患により突然に心臓がとまった傷病者に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すものです。救急車が到着する前にAEDを使って除細動を行うことは救命率の向上に大きく貢献をいたします。

先日、私も講習を受けてまいりましたが、心肺蘇生法とこのAEDにより50%以上は命を救うことができるそうです。また千曲署管内では救急車が着くまで、最短で8.1分だそうです。その間に力を発揮するのが、このAEDであります。

そこで、2点についてお尋ねをいたします。一つ目は、設置状況です。先日、消防署に行き、坂城町の設置場所を確認してまいりました。保育園、学校、そして病院、グループホーム、会社と約32カ所に設置されておりました。これは2年前の調査の内容ですので、さらに増えていると思います。

そこで気づいたのですが、うちの前にあります剣道や柔道、また太鼓の練習と毎日というほど利用されている武道館にはまだ設置されておられません。そして、さまざまな展示でにぎわう鉄の展示館とふるさと歴史館についても未設置であります。この3カ所への早急な設置を要望いたしますが、当局の見解をお尋ねいたします。

そして、2点目ですが、AEDの貸し出しについてです。私たちが思っている以上に心臓、突然死による死亡例は多く、年間4万人、1日にして100人以上の人が、心臓が原因で突然死をしていると言われております。当町には、鼠にアカシアの下で楽しめるすばらしいマレットゴルフ場があります。また、昭和橋西側には子供たちのためのグラウンドが整備されています。ここでは、休日など結構大会が行われております。このように常備設置が無理なところに、町からAEDを貸し出しますという制度を設けてはどうでしょうか。多くの方が集まる大会などは安心して運営ができます。

以上、2点についてお尋ねして1回目の質問を終わります。

総務課長（田中君） それでは、AEDの設置と貸し出しをについてお答えをいたします。

突然、心肺停止状態に陥ったときに使用するAEDにつきましては、町内公共施設におきま

して順次整備を進めております。現在、町保健センター初め、各小中学校や保育園、文化センターなど15カ所に設置し、施設を利用される皆様や園児、児童、生徒の安心・安全の確保に努めております。今後も未設置の町内公共施設につきましては、順次整備を進めてまいりたいと考えております。

ご質問にありました、AEDの貸し出しにつきましては、今後の整備の一環として役場庁舎に貸し出しを兼ねたAEDを1台購入し、必要に応じ貸し出しを行ってまいりたいと考えております。

また、以前、坂城高校に坂城駅周辺のバリアフリーの状況について調査を依頼いたしました。その調査結果が、先日生徒たちから届きました。その調査の中に、坂城駅から坂城高校までの間にAEDを見つけることができなかつたとの内容がありました。坂城駅周辺は人が集まる場所ですので、この生徒たちからの調査内容も一つの提案と受けとめましてAEDの整備について、どのように取り組めるのか、関係課の中で検討したいと考えております。

2番（吉川さん） 今、答弁をいただきました。役場にAEDを1台用意をして貸し出しもしていく準備をしたいと思うという答弁をいただきました。ぜひ、本当に今、高齢化が進んでおられて、また元気で皆さん、スポーツをやっていただきたい、そういう意味でも早い段階でこの制度を設けていただけたらと思います。

そして、今も、坂校の皆さんの調査ということがありましたが、駅にも1台あれば本当に対外的にも安心だと思いますので、その点を要望したいと思います。

それでは、3点目に入ります。

3. 在宅福祉サービスについて

イ. 訪問理美容券の導入は

昨年12月、この理美容券の配布について一般質問をいたしました。福祉健康課長からは福祉サービス、生活支援サービス全体を考える中で、今後慎重に検討させていただきますとの答弁をいただきました。また、町長からも理容組合の方とも相談をいたしますといただきました。そこで、その後の進捗状況をお尋ねいたします。

これで1回目の質問を終わります。

福祉健康課長（塚田君） 高齢者の在宅福祉サービスとしての訪問理美容券の導入について、先ほど、議員さんからございましたように、昨年12月ご質問をいただきました。町が現在実施しております寝具洗濯サービスですとか、介護慰労金の支給、おむつなどの介護用品購入費用の支給などの在宅福祉サービス全体を考える中で、慎重に検討していきたい、また理容組合の方のお話もお聞きしてみたいと、こういったご答弁を申し上げたところでございます。

その後、理容組合の方と町長がお会いする機会がございまして、お話を伺う中で、他の市町村での実施状況、助成額や運用の仕組みなどを含め、十分調査、研究をした上で、できるだけ

前向きに検討をしていきたいというお話を申し上げました。

平成23年度における長野県内の状況を見ますと、42の自治体でこのご質問の訪問理美容サービス事業を実施しております。一方、坂城町で実施しております寝具の洗濯サービスを導入している自治体は27団体でございました。自治体によってそれぞれの考え方があり、取り組みもそれぞれ違うという状況もございますが、当町の周辺自治体の状況を踏まえる中で、基本的には導入の方向で検討を進めております。

仕組みづくりに当たりましては、事業の運営上欠くことができないサービス提供事業者として、理容組合の皆さんともお話をしながら、また、サービスを受ける立場のお方のお話もお聞きしながらということにはなりますので、導入時期につきましては明確に申し上げることはできませんが、導入に当たりましては、実効性のある制度にしていきたいと思います。以上です。

2番（吉川さん） ただいま前向きな答弁をいただきました。この券なんですけど、他の市町村は年に4回発行しておりますが、その形態等は考えておられるかどうかその辺を質問したいと思いますがお願いいたします。

福祉健康課長（塚田君） ただいま、議員さんからございましたように、それぞれの自治体によって回数、それから助成額ですね、助成額を定めているところ、あるいは利用額を定めているところ、さまざまであります。その辺、サービス提供側の方の利用しやすい、あるいはサービスを受ける側のお話、そういったことを含めてですね、十分検討していきたいということでありますので、現在のところ具体的なものはまだ申し上げる段階ではございません。以上です。

2番（吉川さん） はい、わかりました。いずれにしましても、今まで待ち望んでいるこの理容組合の皆さん、また理美容にかかわる方にとっては、この導入に対しては大変喜ばれると思います。これから本当に高齢化の中で、もちろん元気でいていただかなければいけないんですけども、本当に我が町にとっても一人でも漏らさず福祉施策を講じていく、その中でこの理美容券の発行、早い段階でまた検討していただき、導入を要望したいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前 9時17分～再開 午前 9時28分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、6番 塚田正平君の質問を許します。

6番（塚田君） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問を行います。

東日本大震災から1年半、復旧・復興が遅々と進まない中、昨年、福島の第一原子力発電所の事故により避難した福島県の18歳未満の子供は3万人以上と、戻れない状態が続いております。

す。

今年2回目の新学期を迎えた福島県内で避難が続いている小学校、中学校、高校、養護学校68校では3人に1人しか、もとの学校に戻っていない。68校のうち、休校を続けているのが、小中学校では12校、避難先で再開した学校が11校で、もとの校舎に戻れたのは、小・中・高で19校しかありません。間借りを解消し仮設の校舎に移れた学校はいい方で、避難先で開校した学校では、教室を二つに仕切って2学年で使い、音楽室など特別教室がなく、ほかの学校と一緒に使っている学校がほとんどであります。福島県はこの夏、35度以上の猛暑日が18日もありました。子供たちがどう過ごしたか心配するところでもあります。質問に入ります。

教育行政について

イ. 教育制度あり方検討について

大阪市の地域政党が目指した、教育基本条例では教育委員会制度が政治的中立のもと、地方自治体の首長は、教育委員の任命や予算に限られており、教育委員会が閉鎖的になり、学力の向上や広い視野を持った人材を育成するなど、今の世の中のニーズに十分こたえられていないとし、民意を反映させるため政治が適切に役割を果たすとしています。

また、全国市長会の地方分権と教育行政のあり方研究会は、国が義務教育の水準を確保した上で、教員の人事権などの権限と財源を市町村に移譲すべきだとする報告書をまとめました。その中で、より現場に近い市町村が主体的に教育に関与するためには、教員の人事権や学級編制権など、都道府県から市町村に移し、首長が直接教育行政に取り組めるよう、教育委員会の設置を選択制にすべきと提言しています。

長野県においても、一連のいじめ事件と教員の不祥事から、いじめ根絶に向けた県民会議と教員の資質向上と教育制度の検討会議を立ち上げます。その中で、阿部知事は、行政はとかく件数で把握して報告しがちであり、教育行政も民意の反映に乏しく、市民感覚と乖離していると教育再生への積極的な発言をしています。教育再生と教育制度について、町長の思いを伺います。

ロ. 地方教育行政と教育委員会制度について

憲法では学問の自由と国民の教育を受ける権利を定めております。教育基本法では、教育の政治からの中立をうたい、なおかつ民意を反映しなければならないとしております。教育委員会制度は、当初教育委員は住民の選挙で選ばれていましたが、後に公選制は廃止となり、知事や市町村長が任命して議会の同意を得る、現行の制度になっております。

教育委員は非常勤であり、教育の専門家とは限らず、学校現場に詳しい教職経験者や事務局の方針が教委の方針となり、新たな取り組みや考えが消極的になり、教育の画一化、硬直化が言われる所存であります。教育行政は、文部科学省を頂点に都道府県から市町村教委を経て学

校現場まで縦系列の上意下達機関であります。文科省は学校の調査事務の仕訳をするとし、県教委も学校の調査と報告が年間100以上になるとして、見直しを指示しているが、現状に変化があったか伺います。

大津市の中2自殺を受けて、7月に警察が学校や市教委の家宅捜査をするという異常な事態を受けて、文部科学大臣は異例の全国公立小中学校に対して、いじめの緊急調査を指示しました。8月には、前年度のいじめ件数が公表されるにもかかわらず、改めて調査するという事について、地方教育行政法では個別の問題の対応は原則として学校や教委が担うものとされているし、政治からの中立の趣旨に照らしても疑問であります。政治が介入して事態を解決できるのか、教育長の見解をお聞きします。

次に、教育委員会制度について伺います。委員会は原則5人の委員による合議制であり、教育長を除き非常勤で月に一、二回の会議は、事務局による報告と提案を了承する会議になっていませんか。教育委員会の権限と責任は複雑かつ多岐にわたっております。このような組織と体制の最終責任はどこにあるかお聞きします。

ハ．庁舎及び公共施設の安全対策は

大津市の学校や市役所には嫌がらせの電話や手紙が相次いでおり、市教委には教育長の家に爆弾を仕掛けにいくと脅迫電話があったという。その教育長が、教育長室に侵入した男子学生にハンマーで頭を殴られる事件が起きました。あらゆる組織、集団に存在する嫌がらせやトラブル、行政対象暴力に対する町の現況と対策をお尋ねします。

ニ．県教委への調査報告と学校職員の安全衛生について

文科省は、過度な調査、報告書作成による教員の負担軽減のため、学校の調査事務を仕訳をするとしているが、各種調査と公開研究、学校訪問等の現況をお尋ねします。県教委は続く教員の不祥事により、非違行為防止強化の研修会を7月に全公立学校で実施したが、その研修状況をお聞きします。

教員の忙しさと長時間勤務が常態化しています。学校の職員室は、夜の9時になってもこうとしております。帰りたくないのか、帰れないのか、教職員の勤務実態と健康管理を伺って、1回目の質問といたします。

町長（山村君） お話ありましたように、私、教育についての、教育行政といいますか、教育のあり方全般でちょっとお話申し上げたいと思っております。

昨今のニュース、昨日でも「小中校生の自殺者が200人と、25年で最悪」というふうに出ておりました。これも文部科学省の調査であります。しかしながら、警察の発表では353人とやっている、150人も差があると。要するに、文部科学省は実態を把握していないということでありますし、文部科学省はそれを自殺と認めないで、事故だと言っている面があるというような、文部科学省の行政のあり方というものも大きな問題があると思っております。

それから、12日の記事ですけれども、文部科学省でいじめの対策が不十分だということがありました。それから、またあるニュースでは、であるからして、文部科学省が全国に200カ所のいじめ対策組織をつくると。それで73億円の、今、予算を要求していると。私はですね、そもそもこういうこと自体が、実態とかけ離れているのかなというふうに認識をしております。実態としては、文部科学省が本当に各市町村で起こっている実態を把握できていないということだと思います。そういうこと考えますと、かつて教育に携わっていた者としても本当にじくじたる思いがあります。

今、塚田議員からもお話がありましたけれども、基本的には教育の、都道府県から市町村へ地方分権しろと、移管しろということは長い間、議論されております。平成15年、16年、それで平成17年には中央教育審議会の答申があつて、教育を地方、つまり市町村に財源と人事権を移管すべきという答弁が出されて、もう7年、実に8年たっております。何ら進展をしております。また、さっき言われたような議論がまた始まっているということだと思います。

私は、先日、阿部知事との各市町村の長の懇談会がありまして、そのときにもこの教育問題を提議しました。それは何かというと、その中央教育審議会で答申があつたように、また最近議論されているように、一刻も早く長野県で、全国に先駆けて教育の地方分権ができないかという議論をしました。阿部知事も基本的には賛成、けれども教育委員会とよく相談しなきゃいけないということだと思います。

しかしながら、これをいきなり小さな自治体、数千人の村ですとか、坂城町も1万6千人の町ですので、そこで独自の財源、人事権を与えて教員を採用して育成しろというのもなかなか難しいと思っておりますので、私もそのとき提案申し上げたのは、いわば教育の広域行政、この意味は、例えば今ある既存の市町村ではなくて、例えば坂城でしたら、昔の更埴という、そういう昔からの風土のつながりのあるような、そういう地域での教育行政をやつて、そこに財源と人事権を移管すると。そうするとそこに来る、独自に採用される教員というのはいわば、地元で育てた教員ということになると思います。地元に着した教育というのはなされるのではないかと思います。

したがって、先ほど文科省が言いましたように、全国に200の組織をつくって、人間を派遣するからいじめがなくなるというようなことでは全く発想が逆ですね、地元の人が地元の教員も育てながら、地元の人と一緒に子供たちを育てていくということになると思います。

先ほど、吉川議員の中でも学校でのボランティアということ、ありました。ご存じのように各、全国各市町村では地域教育センターをいうのをつくって、その地区、地区での保護者の皆さん、あるいは地区のいろんな経済団体も含めていろんな方がそのセンターを学校として、そこにみんなで教育するというようなこともありますので、坂城町でもそんなことは取り組めないかどうか考えたいと思っております。阿部知事も引き続き教育問題については議論して

いきたいというふうに思っております。

現在、県でもいろんな取り組みをしております、例えば、県では官民連携でいじめ根絶を目指す県民会議を10月めどに立ち上げたいというような準備も進めているようでございます。教員の資質向上、教育制度のあり方、検討会議なども予定しているということで、委員の選定もやっているということでございます。内容につきましては、もう少しよく見守らなきゃいけないというふうに思っております。

いずれにしましても、地元の子供を自分たちの力で育てる、自分たちの学校、自分たちの教員で育てるというような観点をもう一度持ってですね、取り組んでいかなきゃいけないと思っております。

それから、教育の独立というお話、ありましたけれども、私は大阪の橋下さんの考えには反対です。やはり教育というのは、行政が全部、100%コントロールしていいのかというのは、これは疑問を持っております。現在の教育委員会制度、これは大事にして、行政の長が何もできないじゃないかということではなくて、教育委員長、教育長、教育委員の皆様にご提案をして議会にお諮りして、すばらしい方に教育についてのいろんなアドバイスをいただく、そういう中で実行できると思っておりますので、現行の制度内で十分対応可能だというふうに思っております。

全体についての私の考え方、述べさせていただきました。以上でございます。

教育長（宮崎君） 私から、地方教育行政と教育委員会制度についてご答弁させていただきます。

まず最初に、学校の調査事務からちょっとご答弁させていただきますが、学校現場が調査事務に追われて多忙となり、重複調査をできるだけなくして、負担軽減を図る取り組みが進められているということでございます。

県教委の調査では、小中高、重複している調査が37件あるということで、そのうち継続が必要というのは19件、軽減数は数字上は18件ということになりますが、実際のところ、年度等細かい部分は把握できませんでしたが、教育委員会を通した調査については、23年度では60件弱ぐらい、これはメールや郵送に限るんですけども、そんなことで制度そのものは今年からスタートしたところでありまして、まだ全体どのくらい減ってくるのかというのはわかりません。

ただ、今年のようにいろんな事件があるとですね、そういった調査も増えてくるんで調査件数総体はその年によってかなり変動があるというふうにご理解いただければと思います。ただ、学校によっては、そこら辺、実感としてちょっと減ってきているなと感じている学校もありますので、まだ年度の途中でございますけれども、そういう状況でもございます。

次に、文科省の全国緊急調査について、政治主導ではないかというようなご質問についてご答弁させていただきますが、大津市における中学生の自殺事件は国内に大きな波紋を及ぼすと

ともに、国、県、市町村、そして教育委員会、学校、地域などが何をなすべきかという、いわば、私は課題も大きく投げかけた事件というふうに考えています。私たちは、この痛ましい事故について、これを教訓として再発させない取り組みを進めなければならないというふうに考えてございます。

ご質問の教育問題への政治介入ということにつきましては、文科省の平野大臣は政治家でございませう。政府における執行機関の長であります。これを政治介入か否かということについては、私が申し上げるような立場ではないわけでありませう。ただ、政治介入という表現はともかく、文科省、県、県教委が連携してこの問題を取り上げて、いじめが撲滅、いじめ撲滅を目的として進むということであれば、一番はその児童や生徒のことを一義的に考えれば、私は決して否定するものではないというふうに考えておりますし、それだけ今回の問題は重要な課題であるというふうに認識しているところでございませう。

次に、教育委員会の最終責任ということで、いろいろな問題を抱える教育委員会ではございませうけれども、組織的には教育委員会の組織、これにつきましてはその長であります教育委員長にあるということではございませう。教育長につきましては、事務局を統括する、常勤の責任者ということではございませう。委員会の中では、教育委員長の指示を仰ぐという立場でもございませうので、ご理解をいただきたいと思ひます。以上でございませう。

教育文化課長（柳澤君） 教育行政について、ハ、庁舎及び公共施設の安全対策ということではご答弁申し上げます。

ご質問の行政対象暴力、あるいはトラブルということではございませうけれども、教育長が文化センターで執務をするようになりませう平成19年度以降につきましては、把握している事件、案件はない状況ではございませう。

なお、教育長室につきましては教育委員会事務局の執務スペースを通過していくことになりませうので、教育委員会事務局で案内をするようにしているところであります。

不審者への対応ということではありますけれども、間合いを置きながらの声かけなどで不審者かどうかをチェックいたしまし、緊急を要する場合につきましては、警察への通報、あるいは不審者の隔離対策としてさすまた等を用意してありますので、そのような対応を考えているところであります。文化センターにおきましては、会議室やホールの使用で多くの皆さんが利用されておりますので、声かけなどによる不審者チェックが重要になると考えているところでございませう。

また、不当要求防止責任者講習会などもございませうしたので、それらで研修を受けましたことなどを参考に、不当な要求にも対処できるように努めているところであります。利用者、職員の安全の確保を今後につきましても図ってまいりたいと考えているところであります。

それから、ニの項目であります。県教委への調査報告と学校職員の安全衛生はというところ

でございます。学校の調査事務につきましては、主に文部科学省や長野県の教育委員会から町の教育委員会を経由しまして、小中学校に調査を依頼しているものが圧倒的に多い状況となっております。

内容としましては、オンラインシステム化されております学校の基本調査のほか、電子メールのものも数多くありまして、人権教育や体力アップ授業の取り組みといった教育事業の実施にかかるもの、あるいは子供たちの指導にかかるもの、また教員の免許更新状況といった教職員にかかるものなどとなっております。

次に、公開研究ということでありまして、本年度につきましては、ものづくり教育に関する研究授業、あるいは坂城小学校と中学校におきましては、全県的に信州生活総合研究会というような研究授業が行われる予定となっております。

学校の訪問ということでありまして、北信の教育事務所の主管指導主事と町の教育委員会によりまして、各小中学校を訪問をしております。午前中につきましては各クラスでの授業を見学、午後につきましては指導主事によりまず諸帳簿の点検が行われまして、学級の様子や授業のあり方、帳簿の整理の方法などで意見が交換されたところであります。

非違行為防止強化月間での研修状況でございますが、全小中学校で職員一人一人が、非違行為を自分の問題としてとらえまして主体的に取り組み、非違行為を絶対に行わないという意識と教育公務員として自覚を高めたところであります。わいせつ行為の防止、体罰の防止、あるいはスピード違反防止など確認をいたします振り返りチェックリストの活用、あるいはグループ討議などを行ったところであります。学校によっては、グループ討議の中で、非違行為を防止するための標語を作成したというところもございました。

次に、教職員の勤務の実態ということでありまして、教材研究などで多くの教員が学校に残って仕事をしているケースが多い状況であります。対策といたしまして、校長や教頭が早めに帰るように呼びかけたり、あるいは定時の退庁日やノー残業日などを設けるなどして、早期退庁に取り組むとともに、効率のよい仕事の習慣形成を図っているところでございます。

健康管理面での配慮でありますけれども、体調不良の際の早期休養や医療機関への受診を進めています。休んだときには、そのほかの職員の方に補っていただくというようなことで対応をしているという状況でございます。

また、教職員の健康診断につきましても、ほぼ全員の方が人間ドック、あるいは定期健康診断というものを受診している状況となっております。以上です。

6番（塚田君） 今、答弁をいただきましたが、教育長に伺いますが、教育委員会制度の最終責任者、これは教育委員会は委員会ですから委員長、委員長が私も最終の責任者と思っておりましたし、今の答弁もありました。しかし、現実に大津市の場合に、事件のあった学校の元校長が現教育長という、この因縁もありました。あったとはいえ、再調査をためらって、その実態を

ますます混迷化をさせたと、そして当事者能力を喪失してしまったと。ということは教育委員会も含めてです。そして警察の捜査が学校現場まで及んでしまったと。大変ゆゆしき問題であります、この責任者の判断と決断は非常に重大だというふうに思います。このような事態に即したときに、教育委員会制度が機能しているのかと、非常に疑問に思います。そういう点をもう一度伺います。

次に、文部科学大臣の全国緊急調査の指示についてですが、これは非常に異例なことであり、先ほどの答弁でもありましたように、政治家であります、大臣は。その時々政権や大臣がいろいろな指導、指示を許されるならば、現場は当然混乱しますよね。そして一番の問題は教育の地方の分権、地方分権、これを侵す危惧があるということです。上意下達の教育行政ではありますが、こういうこの緊急の調査、大臣だからというこの指示、これを延期したり中止したりすることはあり得るのか、その辺を伺います。

また、地方教育行政法について伺いますが、一般にはなじみの薄い法律ですが、教育委員会制度は地方教育行政法に基づく行政委員会であります。ですから、教育委員の選出においてもどのような構成と要件があるのか、あわせて伺いたいと思います。

次に、庁舎等の安全対策について、これは課長の方から今、答弁ありました。これは現実に即して町は、教育委員会が文化センター内にあります。分かれています。この大津市が分かっていたかどうかは別にしまして、庁内、例えば役場庁内の行政対象暴力と、このトラブルが、トラブルの件数について伺いたいと思います。

私も、時に庁舎窓口で町民がどなっていると、現場で職員が罵倒を受けたなど、見聞きします。このことがトラブルでないか、行政対象暴力の件数に入るかどうか、その辺も非常に難しいところだと思いますけれども、このような嫌がらせや脅迫など、行政に対するトラブルの対応とまた、マニュアルがあるかどうか、そして窓口や現場任せになってはいないかと。このように、もしトラブルがあったときの事後の報告と連携はとれているか。また安全対策についてあわせて伺います。

次に、文科省の学校の調査事務の仕訳であります。これは文科省は、仕訳としまして、必要性、異なる部署からの照会、毎年の調査から隔年の調査と、こういうような仕訳をしていると言いますが、先ほどの教育長の答弁でも、今現在で約60件、そして減少傾向だと言われておりますが、私がちょっと見た資料でも文科省の日常的調査が不登校の児童・生徒数とか、英検取得の生徒数、プールの注水予定日と、こういうことがありました。

また、教育委員会の報告については、CO₂の排出量、自転車安全指導の取り組み状況と、また暗幕の状態と、こういうことが非常に現場でないとわからないことが大変多くあります。この文科省の仕訳と県教委の調査事務を減らすという、その指示、方向が少しでも見えているかどうか、またこの膨大な調査を公表しているのか、町として、教委として。また、どう、こ

の調査が生かされてきているのかと、そのことをお聞きします。

次に、7月に行われました非違行為防止の研修会状況についてです。この研修会は教職員の勤務時間内の実施かどうか、また、その討議がされたと言いますが、もう少し討議の内容をお聞きしたいと思います。

最後に、教員の超過勤務と健康管理について。この長時間勤務についての報告、今、答弁がありませんでしたが、22年度でも結構ですから、その勤務実態、これをお聞きします。超過勤務といえば、既婚の女性教員が大変小学校の場合は、半分以上に上ります。この結婚している女性が9時、10時まで残っているという異常、これは子育てから家庭から、大変心配するところであります。また、超過勤務の最長で午前1時まで学校が開いていたと、こういう話も聞いております。そして、先ほどの長時間勤務の実態と土日出勤の状況、また教員の長期休職者、療養者の状況を伺って、2回目の質問とします。

議長（宮島君） ただいま、幾つかの質問がありましたので、順次私の方で指名をさせていただきます。

教育長（宮崎君） それでは、幾つかご質問をいただきましたので、順次ご答弁させていただきます。

まず最初に、教育委員会制度の最終責任者とはということで、大津のですね、教育委員会の例を挙げてご質問いただいたわけでございます。形はいかにしろですね、現実的に大津の教育委員会の対応等についてはですね、私も教育委員会の信用を失墜させているということは、本当に嘆かわしいことでございます。

そうは言ってもですね、今の組織という話になりますと、やっぱりこれは教育委員会が責任を負うということが基本であります。今回はその手に負えなかったということで、知事部局が入ったりですね、あるいは警察が入ったりということでございますけれども、やはりその最終の責任者という話、責任ということになってまいりますと、それは教育委員会ということ。それとやっぱり長というものについては、やっぱりこれについては、制度の中ではそのようなことのように認識しております。それがゆえに身を引き締めてですね、子供たちのために頑張らなきゃいけないということであろうというふうに思います。

次に、文部科学大臣の指導、上意下達ということでですね、その都度教育委員会制度が変わっていいのかということまで、ご言及いただいたわけですがけれども、やっぱり文部科学省が教育の部分の中では、行政機関としてトップで動いております。逆に言えば、文科省と大臣との関係でやっぱりそういう部分の中では、国のそれぞれの指導、制度があつて県教委が動くということもございます。私どもも、それによっていろいろな部分で現実的には教育行政を運営しているということでございます。

そうなりますと、政治でありますけれども、やっぱり文部科学大臣ということについては、

非常に重要なポストであります。ですからそれについては、それに従うということですが、例えば今、塚田議員さん、極端な例でおっしゃっているというふうに思っているわけです。究極にはどうするのかということがありますけれども、組織の中ではやはりそういう教育行政の中でのやっぱり伝達経路といいますか、そういうものがございますので、そこら辺をやっていきたいと。

ただ、坂城町の部分については、これは坂城町教育委員会がですね、いろんな取り組みの中ではそれら県教委等の意向の中でも判断をしていかなければいけない部分も当然出てきてまいりますので、そこら辺は対応していきたいというふうに思います。なかなか歯切れのいいお答えできないんですけれども、現実的なことがどうしても頭にきてまいりますので、あれですけども、そんなことでお願いします。

次に、地方教育行政法の組織と運営に関する法律の中での教育委員のあり方といいますか、どんな基準でということがございますけれども、この中でですね、教育委員については人格が高潔で教育学術及び文化に関し見識を有する者の中から、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するというようなことがございます。ということがございますけれども、その中で今日的にはぜひ保護者を取り入れてくるようにというような中身的なものもがございます。ですから、それが例えば教員でなければならないとか、そういう決まりはなくて、いわゆる教育についてですね、一般的な見識を含めて、そういう方たちの意見を聞きながらという、そういうことが大事であるというふうに解釈するところでございます。私からは以上でございます。

総務課長（田中君） それでは、再質問の役場庁舎の安全対策についてお答えをいたします。

最初に、トラブルの状況であります。行政対象暴力ですとか、脅迫等のトラブルにつきましては、ここ10年来、把握している事例はございません。

今後の対応、対策ということなんですが、今後、行政対象暴力などのトラブルが発生しないとは限りませんので、そのような事例が発生した場合は、第一に警察に通報するとともに不審者の対応処置として用意してあります。教育委員会もそうなんですが、小学校、中学校、保育園もそうなんですが、さすまたを使用したいというふうに考えております。

また、町長、副町長への来客等につきましては、総務課において面会の予約を受け、面会時においても総務課で受け付けを行い、面会をしていただくようにしております。

職員の研修といたしましては、長野県警と財団法人長野県暴力追放県民センターによる不当要求防止責任者講習会も町職員も受講し、不当な要求への対応できるように努めております。また、この講習会でマニュアルといたしましては、来客者のチェック、それから要件の確認、応対時間、緊急時には警察への通報等があります。さらに、役場玄関には不当要求防止責任者選任済証も掲示してございます。

今後につきましても、来庁されている町民の皆様、お客様を初め、理事者や職員の安全確保

に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） ご質問いただきました部分、順次お答えしてまいりたいと思います。

まず、調査事務の関係であります。この部分でありますけれども、先ほども教育長の方からもありましたけれども、23年度におきましてはおおむね約60件ほどの数でありました。ほとんどが文部科学省や長野県教育委員会からのものが圧倒的に多い状況であります。具体的にお示しをいただきました部分、表題としては、暗幕の調査ですとかCO₂の報告というような状況は、表題としてはありませんで、場合によると、どこかの調査項目の中の1項目に入っていたというような可能性はあろうかと思いますが、その単独での報告というようなものはない状況であります。

それから、方向が見えているのかどうなのかという部分であります。教員の事務の負担というところで、本年度に入りましてからもそのような取り組みがなされている状況というところであります。

それから、公開というような状況でありますけれども、この部分につきましては基本的には文科省への報告というところで、必要に応じて新聞報道等もなされているような状況という部分であろうかと思えます。生かされているのかというところでもありますけれども、学校の実態把握の部分では必要などころも当然あろうかと思えます。町の教育委員会から学校関係への照会という部分に関しましては、予算の積算というような部分などで、年数回というような状況となっているところでもあります。

それから、非違行為の研修の部分であります。どの学校も職員会を利用して実施がなされておりまして、毎月のように教員の不祥事が発生したというような状況でありましたことから、県教委から非違行為強化月間の7月中に実施というようなことであつたところがございます。

それから、より詳しくというところでもあります、必要に応じまして校長からの講話という部分があります。それから先ほども申しましたけれども、チェックリストを活用して自分がそのようなところに該当になっていないのかどうなのかというところの部分につきまして、それぞれの職員でチェックをする、あるいはグループでそのような部分が自分に当てはまらないかどうなのかというところを討議をしたというところがございます。中には、先ほども申しましたけれども、標語というようなところをつくつたという学校もあつたというような状況であります。

それから、職員の勤務実態というところでもあります。学校の職員につきましては、時間ごとの超過勤務手当の支給というような形態になっておりませんので、状況の把握が大変困難な状況になっております。そうしますと、長野県の昨年行われました教育に関するアンケート調査結果という部分があるんですけれども、そういうところを見ますと、教員の勤務、1日当たりの平均残業量という部分、持ち帰りも含めておおむね2時間25分というような数字は出てい

るような状況となっているところであります。

あと、女性での部分というところもございます。熱心な先生方、いらっしゃるといような状況の中で、教材の研究で遅くまでやはり残っていらっしゃるといような方もいるところであります。土日につきましても、必要に応じてやはり出勤がなされているといような状況を聞いているところであります。

それから、健康管理面というところで、現在の町内小中学校で長期の療養中の教員につきましては、いない状況となっているところであります。以上です。

6番（塚田君） それぞれについてまだいっぱい質問をしたいんですが、第1から第2までの中でまだ答弁がされていないものがあります。これについては先ほどの文科省の緊急調査と、あと、そのことについて延期できるのか、中止できるのかと、教委の関係で、そのことがあります。特に、この文科大臣ということですね、一番のトップではありますが、文部科学省とは違うんですね。その辺の、先ほどのだれが責任者かというところからも見ましても、ちょっと私は違うと思うんですが、先ほどの最終責任者の教育長があのように再調査をおくらせたとか、そういうことで、全体の解決を非常に混乱させておくらせてしまって、ああいうふうな事態になったと。ですからこれは、そういうような特殊な事態でありますけれども、しかし想定外はどこにもあり得ると、これは先ほどの庁舎内での侵入とかそういう問題も含めましてね、これは決して特異な例ではないと思うんですが。

長時間勤務の実態、これについてね、長野県は約2時間と言いましたけれども、文部科学省の調査でも残業が5.2時間、約1日3時間弱、そして持ち帰り仕事が2.8時間となっています。先ほどの報告ではありますが、長野県では持ち帰り仕事も含めて2時間ということですか。これは非常に低い数字ですよ。ですから私が先ほど言いましたように、夜9時までついているなどというのは本当に坂城町の坂城中学校だけなんですかね。そういうところがね、非常に問題なんですよ。ですから、そういう指導は教育委員会でも今後どのようにされるんかね、それは答えはいいです。

じゃあ、もう1点だけ先ほどの文科省の指示と、これについても学習指導要領の実施により、現場は授業時間が非常に増えて、7月の県の調査、非違行為防止の研修、このことについても1点伺います。この学期末のね、7月の非常に過密スケジュールの中、全職員が研修に参加させられて、そして子供は早く帰されていると。こういう必要性が緊急性があるんでしょうか。だからこういうふうに画一的に上からの指示に従って来ると、このことは夏休みに入ってからでもできないんかと。また、8月に入ってからでもできないんかと。こういうことが非常に疑問に思うんですよ。ですから、国の指示、また県の指示、そのことについて、どういう対応ですが、中止もできない、延期もできないと、そういうことなんですかね。お聞きします。

教育長（宮崎君） お答えいたします。非違行為防止月間中の職員会等でですね、研修等受けて

きているわけですが、これについては県教委や私ども教育委員会も教育と、教育界全体の中でどうやって取り組んでいくかということで、音頭取りは県教委でございますけれども、そういう中でこの4月から続いてきたですね、そういういろいろな教員の不祥事についてもう1回みずから見直しながら研修を受けるという姿勢でございまして、これについては県教委が指示で、非違行為防止月間ということでございますけれども、私ども市町村の教育委員会についてもですね、これについては進めていくということ、特にそういう姿勢の中で臨んでおりますので、これについては期間を7月というふうに定めてやったということで、じゃあ期間は夏休みにできないのかという、それは一理ございますが、ただ4月からずっと続いてきたものに何とかこれで終止符という言い方、変ですけども、これ以上増やさないということで、そういう意気込みのあらわれという部分もございまして、この7月という期限内にやるというような対応ということでございまして、ご理解いただきたいと思っております。

それと色々な調査の関係でございまして。やっぱり文科省からじかに来る調査、あるいは県教委から来る調査、調査によってはいろいろありますけれども、基本的な大きな部分についてはその調査についてはしっかりやっていると、例えばほかのいろいろな制度の中でですね、例えば補助金申請も一つのための、あれもそうでしょうし、影響もある部分もありますので、それは無視はできないというふうに、私は考えています。以上です。

6番（塚田君） 大変いろいろ議論をしたわけですが、現実は今までどおり進んで来ている中をなかなか変えることは難しいなど、そういうことも実感として感じました。

まとめに入ります。教育は人なりと言います。団塊の世代の大量退職から5年、今、公立小中学校の教員の3割が、教職歴6年未満の若手教員が占めています。教員評価システムや各種調査事務に縛られて、子供と接する時間がとれないといわれて久しい教育現場と、小中学校の教職員を監督指導する市町村教委の役割と責任は重大であります。バリアがなく、風通しのよいただでも物が言える教育環境を望むものであります。

風通しがいいと言え、当時、県下一と言われたホテル並みの坂城中学校の教室に、昨年ようやく天井扇がつけました。生徒の皆さんは今年の夏、さぞかし勉強に集中できたことでしょう。

以上で、教育行政における私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） ここで10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時25分～再開 午前10時36分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に3番 西沢悦子さんの質問を許します。

3番（西沢さん） ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をいたします。

最初に、いじめについてです。

イとして、いじめの定義と現状は

大津市で起きた中学2年生のいじめによるとされる自殺事件の後、官民を挙げていじめ根絶に動き始めました。文部科学省はこの8月1日、子供の安全対策支援室を発足、いじめによる自殺のほか、子供に関する重大な事態に対し学校や教育委員会に職員を派遣して支援し、あわせて8月中にいじめ問題への総合的な取り組み方針を策定するとしています。

県ではいじめ根絶に向け、官民連携でいじめNO！県民会議の発足を視野に準備を始めました。また、9月いっぱい予定で県内660の全公立学校に、いじめの発見や解決事例について聞き取り調査を続けています。調査の対象は、校長、教諭、生徒会などとしています。

このように新たに取り組みや調査の方針が次々と出されています。毎年8月には、前年度のいじめ件数が公表されてきましたし、昨年1月には、いじめの問題への取り組み状況に関する緊急調査の結果が報告されました。そして今回、別枠で全国規模の実態調査を実施するという事です。それらの結果を精査して、生かせるのかという思いはあります。

そこで、毎年8月に公表されている前年度のいじめの件数について今朝の新聞で報道された、全国調査の内容だと思いますが、「発見の努力不十分」の見出しがありました。大変気になる内容です。

6月定例会の同僚議員の一般質問の中で、町内小中学校における平成23年度中のいじめ件数は4件と答弁されています。昨年1月に報告された緊急調査の内容と、昨年度中にいじめだと認知された件数は何件でしょうか。

このいじめに関して使われる認知という表現の意味についてですが、どのように理解したらよいでしょうか。いじめは日常の生活の中にいつでも、どこでも起き得ると言われています。当事者でしかわからない、認知には至らない子供たちの間のトラブルは毎日たくさん起きているのではないのでしょうか。

2005年北海道滝川市、2006年福岡県筑前町、岐阜県瑞浪市で起きた、いじめによる痛ましい事件の反省から文科省のいじめの定義が変わりました。坂城町教育委員会としていじめの定義についてどのように理解しているのでしょうか。

次に、ロとしていじめから子どもたちを守るためにです。

いじめに関する調査の中で、小学校6年間と中学校3年間を通して、いじめにかかわった経験があると答えた児童、生徒は90%を超えるとありました。毎日の学校生活の中で刑事事件になるような重大な事例ではないけれど、つらい思いをしている子供たちはたくさんいると思います。

これは私の経験の話ですが、小学校6年生のころだったと思います。今から五十何年前になりますが、学級会の時間に担任の先生からアンケート用紙が配られ、ふだん名前以外の呼び

名で呼ばれている者は、この用紙に書いて出しなさいと言われました。私は書くことはありませんでしたが、あだ名で呼ばれることが嫌な友達がいるのだろうと下を向く思いでいたことを覚えています。あだ名で呼んでいる子供たちは、いけないと思っていないかもしれない。でも、呼ばれている子の中には、嫌な思いをしている子がある場合があると思います。今、一番大切なことは、子供たち、先生、周りの大人たちがきちんとこれはいじめだと認識することではないでしょうか。

子供たちをいじめから守るために、家庭でのかかわり方、地域でのサポートなど、挙げれば切りがありません。このような状況の中で、教育委員会としてまず何をすべきとお考えでしょうか。いじめ防止について具体的な方針を示していただきたいと思います。

そこで、私は一つとして今までの人権教育を基本に、いじめはいけないことときちんと伝え、いじめの定義を徹底させ、見抜く力をつける、いじめ防止教育の実践。

二つ目に、いつでも相談できる窓口を設置し、そこへ行けば話を聞いてもらえる、相談できることを子供たちや保護者に徹底して周知する。

そして三つ目に、子供たちの側において長い時間を共有している現場の先生が、しっかり子供たちに寄り添える時間を確保してほしいと思います。そのために必要なら人的支援もぜひ考えていただきたい。以上3点について、教育長にお伺いします。

これで1回目の質問といたします。

教育長（宮崎君） それでは、私からはいじめについてのご質問の中で、口のいじめから子どもたちを守るためにというご質問についてご答弁申し上げます。

いじめはどの子供にも、どの学校でも起こり得る可能性があります。しかし、理由のいかんを問わずいじめは決して許されないわけであります。まずいじめが起きない取り組みが第一ですので、学校内においても、一人一人の個性の尊重を初めとした人権教育の推進を、児童、生徒にもいじめは絶対に許されないという意識を、教育の中で再度徹底させていきたいと考えているところであります。

また、教職員がいじめに関する相談窓口となる場合が主でございますけれども、児童、生徒間でも相談できるような関係をつくれるように、学級経営についても配慮していただくように学校側に指導していきたいと考えております。

次に、いじめを見逃さないということですが、学校、保護者などの関係者一人一人が問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して迅速に対応することが大切であります。教職員においては、日ごろの子供たちの様子に一層心を配っていただいて、いじめかどうかの見きわめをお願いしたいということで、各校に、校長にお話したところでございます。

相談窓口につきましては、2学期開始時に長野県知事と長野県教育委員会、教育長の連名によりまして、いじめを見逃さない長野県を目指す共同メッセージを児童、生徒や保護者向けに

配布しPRをいたしました。相談窓口ということで、県教委、そしてあるわけですが、私ども町の教育委員会事務局も窓口、この町の中では窓口ということでございますので、周知を図っていきたくと考えています。

そして、いじめが起こってしまったときの対応ですが、各学校においては、万が一いじめがあった場合、担任教師のみで抱え込まないで学校全体のこととして解決する、そういう対応を整えております。

また、坂城中学校を拠点校として、スクールカウンセラーを配置し、相談機能を持たせて児童、生徒の悩みを受けとめることができる体制としております。教育委員会といたしましても、学校や保護者からいじめの訴えがあった場合は、いじめ解決のために学校への支援や保護者への対応に努めてまいりたいと考えています。

人的な支援ということでございますが、県費のスクールカウンセラー1名を派遣いただいている状況ですが、今後も可能な限り増員ないし時間の延長についてお願いしていきたくと考えています。

いじめ問題については、学校任せにするのではなくて、教育委員会と双方の連絡調整を密にしながら教職員や家庭、地域においても一体的にいじめ撲滅のために連携を深めていきたくと考えております。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） いじめについて、イ. いじめの定義と現状についてご答弁申し上げます。

毎年8月に公表されている前年度のいじめ件数につきまして、先ほど議員さんからお話のありましたとおり、本日になりました公表がなされたというような状況になっているところでございます。

いじめの実態の把握、それからいじめ問題の取り組みという部分で、平成22年の11月にもう一度総点検を実施しまして、その上でいじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応ということを行うように通知がありました。しかしながら、その後も児童、生徒の自殺というような部分が起こりまして、背景にいじめがあるのではないかというような状況のもと、平成22年12月にいじめの問題への取り組み状況に関する緊急調査が実施され、翌23年1月に公表がなされたというような状況となっております。

この実施された調査の部分でありますけれども、学校におけますいじめの問題への取り組みに対する点検ができているのかどうなのかというところ、それからいじめの実態を把握するためのアンケートの調査ができているのかどうなのかというところ、それからいじめ問題に関する校内の研修というところでの緊急調査というような内容でありました。また、教育委員会に対しましても設置している学校に対します指導ですとか、いじめ問題への取り組みに対する点検、いじめの問題への取り組みというところでの調査が行われたところであります。

調査以前におきまして、各校、教育委員会ともいじめ問題に対しましては、早期の発見、早期の対応に努めてきたところでありますけれども、一層の未然防止、早期対応というような状況での取り組みの点検、あるいは実態調査、実態把握のためのアンケート調査の実施などを定期的にお願いをしているような状況となっております。

また、昨年中にいじめということで認知された件数ということでありますけれども、当町におきましては4件というような部分であります。どこでいつ、どなたがというような状況でありますけれども、いじめの認知につきましては、一番多いのはやはり学級担任が認知するケースが最も多い状況となっております。学級の担任がいじめを知る手段としましては、連絡帳、あるいは生活記録、またはアンケートで相談されたことによって認知するということが多くというような状況でございます。

それから、いじめの定義という部分であります。これまでいじめの定義という部分が自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加えて、相手が深刻な苦痛を感じているものというようなところから、定義が変更されました。現在、当該児童、生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているものということで変更になったという理解をしているところであります。この定義の変更がなされたということでありまして、教育委員会としましては当該児童、生徒が精神的に苦痛を感じているものであれば、いじめを認知するものと理解をしていくということでございます。

一方、いじめのこの定義の中には、けんかというような部分がちょっと入っていないような状況となっているところであります。いじめの早期発見には努めてはおるんですけれども、場合によると、幾つかの学校内での事象が起きる中で、けんかや悪ふざけというような状況の中で、いじめの見きわめが難しいというような状況もあるところが実情でございます。以上です。

3番（西沢さん） それでは、2回目の質問をいたします。いじめについてイとロをあわせて行います。

ご答弁をいただいた中ですが、今回、文科省が例年の調査と別枠で実態調査を実施するということですが、その内容はどのようなものでしょうか。また、現在、取りまとめ中ということですが、公表はいつになるでしょうか。

それと、もう一つですが、今朝の新聞で、昨年度中の件数の発表の中で、アンケートをしても被害を書けない子もいるというふうに載っていました。いじめ問題の取り組み状況に関する調査のご答弁の中で、坂城町ではいじめを発見するためには、生活記録だとか連絡帳とか、あるいはアンケートをしているというご答弁でございました。このアンケートについて、年に何回、あるいは昨年はいつ行われたでしょうか。その点についてお伺いいたします。

教育長（宮崎君） 私からアンケート等について、まず最初、お答えさせていただきます。

アンケートにつきましてはですね、各校、学期、1学期に1回、その学期によって違うんで

すけれども、春については連休前後ということで進めています。それで、特にアンケートという部分の中で把握については、一番は中学校については、アンケートのウエートというのは現実的にはちょっと大きいのかなというふうに感じています。小学校の場合はですね、もちろんその先生たちの声かけということで、学校によって違いますけれども、休み時間にですね、子供の状況等見ながら、一人であるような子、例えばふだん一人で本を読んでいるような子はいいんですけども、今まで仲よかった子が一人である子とか、そういうのは目くばせをしながらですね、対応しているということで、アンケートを小学生は、むしろアンケートよりも私は、そのいろいろの日ごろの先生方の観察というのが、実際の話として生きているんじゃないかなというふうに考えています。中学生については、そういうアンケートの中で拾い出すということでございますけれども、これについても、担任等がですね、日ごろの生活、やっぱり交友関係、そういうものを気にしながら、これははじめだけじゃなくてですね、いろいろな行動の中での把握というふうにしてきているという状況でございます。以上でございます。

教育文化課長（柳澤君） いじめの取り組みに関するアンケート、緊急調査というような部分があります。これにつきましては、前回とおおむね同様の内容が主となっております、いじめ問題への取り組みの点検ですとか、アンケートの関係、それから校内の研修というような状況が主たるものとなっております。

アンケート調査につきましては、各校いろいろな手法で取り組んでおられまして、人権教育といえますか、そういう部分でいじめを主とした取り組みをなされている学校、あるいはそういう重立った形式ではなくて、どんなところで遊んで、だれと遊んでというようなアンケート調査を行っている学校というようなところもあります。既に行っているところもあるところでありまして、場合によると、先ほどのだれと遊んでいるというような調査につきましては、年に何回かを取り組んで実態把握をしているところもあるところがございます。

3番（西沢さん） 今のご答弁によりますと、いじめの発見について学校の、現場の先生方の力が本当に大きいということがよくわかりました。その中で、今回別枠で調査をするという内容が、例年と同様の調査ということでございます。例年の調査の中では教委として学校に指導、点検を行うというところが入っていると、今、ご答弁ありましたが、具体的に坂城町教委として、その指導、点検という部分ではどのような方法で行われたのでしょうか。

教育長（宮崎君） 町としての調査ということについてお答えします。

町独自という、町が独自ということは、今、やってございません。やってございませんというのは、私の方で、校長会、教頭会でですね、その都度、状況等把握する中で、いろいろ相談に乗って対応している、これがまず1点でございます。

2点目でございます。これについては、県教委としても、全県下、指導主事をですね、1校1校派遣して先ほどご質問あった調査をしているということで、これについては、県教委とい

うことだけでなくですね、私と市町村教育委員会連絡会の中でも意見が出まして、それは市町村教委の主体性という問題もあるんだから、それはおかしいでしょうということで、私ども一緒に回るようにしてございます。ですから、町内については指導主事と一緒に回ってまいりました。

指導の内容等については、先ほど課長の方からご答弁申し上げましたけれども、基本的に本当にできているかどうかというの確認作業をいたしました。一番は、小中学校に対して、父兄等に対してですね、共同メッセージ、知事と教育委員長のメッセージが出ています。それについてですね、これは各家庭配布されているのか、PTAに配布されているのかというの確認とその中でですね、いじめのポスターというか、パンフレットがあるんですけども、それを各教室に掲示されているか。例えばいじめってというのはどういうことだということ、いじめあったらここへ連絡しましょうというのがあるんですけども、その掲示が各教室にされているかという確認、これは全部されておりました。

そんなことであったり、今までの中でいじめの状況、解決方法、そういうことを尋ねさせていただくと。今、町内の各校については、いじめ等の対応のマニュアル等をですね、案を整理して出てきております。私とすれば、各校ということだけでなく、これについてももう少し町の教育委員会として方向が出せないかということで、学校のまた校長等と連絡する中で取り決めていきたいということでもあります。

各校、いろいろと取り組みがある中でございますけれども、これからはやっぱりご家庭、ご家庭でどういう判断をされていくのかということのもやっぱり学校と連携しながら考えていかなきゃいけないんだろうなということでもあります。

一番は、そのいじめとけんかの、そこら辺を見間違えちゃうと、ちょっと事態が深刻になってはいけないんで、けんかの段階から、それはいじめの可能性はないのかどうか、例えば1対1でけんかしてですね、片方がいつも負けちゃうと、それはいじめになってしまう、当たり前です。だから、そういうことで、担任も、これはけんかだと思っている部分が往々にしてあるということで、それについては、もうその段階からどうなのかという見きわめをきっちりするようにと、それについてはやっぱり家庭との連携ということでございます。以上でございます。

3番（西沢さん） では、先ほど認知についてご答弁ありましたが、この認知したという件数に上げるときには、トラブルが起きているその状況で認知件数として上げるのか、解決が図られてきた状態で上げているのかという、その辺はどうなっているのでしょうか。

それから、いじめの加害者をつくらないことが一番ということですが、そして、もしいじめられたときにやめてと言える子に、また、見たらいけないと声を上げられる子を育てるために、坂城町教育委員会としていじめ防止教育を進めるために、必要ならではなくて、必要です、人

的支援が必要だと思えます。ボランティアでという考えも一つですが、そのほかにも相談窓口や学校支援活動に地域の方々の協力が不可欠になると思えますので、この支援のネットワークをどのようにつくっていくかということについてお考えをお聞きます。

それから、相談を受ける機関の例ですが、兵庫県川西市の子どもの人権オンブズパーソンは、子供の声をしっかり聞いて子供の立場になって、子供にとって一番いいことをあなたと一緒に考えますという基本的な考えを掲げ、平成10年、子どもの人権オンブズパーソン条例を制定しました。この条例には一人一人の子供が人間として大切にされる社会をつくることは、大人の責任ですとたっています。オンブズパーソンは3人で、弁護士、心理学者、教育専門家で、ほかに、調査相談員が3人、事務局2人で運営しています。

文科省は今年5日、いじめ対策専門家組織を全国200地域に設置すると発表しました。これについて町長の意見は、また別にあるとのことですが、当事者の相談を受ける第三者機関の設置についてぜひ検討をしてください。希望する自治体から計画を募り、選定することです。応募することも一つの方法と考えますが、どのようにお考えでしょうか。

教育長（宮崎君） お答えいたします。一つは人的支援の関係でございます。やっぱりネットワークづくりということの中でもありますけれども、先ほどの国のどんな配置になるのかということも一つ、ちょっと見きわめていかなきゃいけないと。それとやっぱりネットワークという部分になってくると、やっぱりマンパワーの問題もございます。それらを加味しないと一概には言えないわけでございますけれども。

それともう1点、学校に支援するのか、例えば行政の窓口でね、どういう対応するかという、そういうこともありますので、そこら辺については今後の一連の国、県の動き等を踏まえながら、私どもとしても考えていきたいと考えています。以上です。

教育文化課長（柳澤君） いじめの認知の時期という部分であります。基本的には、そのような問題が起きたときということでは理解をしているところでもあります。解決が図られたときという認識ではなく、そういう中で、先ほど校長会の中でもお話が出ているというようなところでの情報交換の中で、それがいじめなのかどうなのかということに関して、認知がされていくかどうかというところで、その時期を判断をしている状況となっております。

3番（西沢さん） 今まで質問してきました、その第三者機関の設置という部分については、これは検討している場合ではなくて、すぐに設置について動き出してもらいたいというふうに思います。それから、いじめ防止教育、今まで学校では多分、人権教育の中で、その部分にも触れた教育をしてきていると思えますが、さらにこれはいじめ教育ですよというようなメッセージを出していただきたいというふうに思います。

今まで、いじめによる事件が起きるたびに、いろいろな対策が講じられてきました。ですが、解決にはほど遠い状況でした。県教委による電話相談は前年に比べ1.2倍に増え、かけてきた

人は大半が保護者か地域住民ということです。今回の文科省の発表の中に、ネットいじめの割合が急増し、国も教育現場も対策の決め手を考えめぐねていとありました。子供たちも、保護者や周りの大人たちも心配と不安でいっぱいです。学校や教育委員会から、いじめ防止にこんな努力をしています、きちんと対応しています、何でも相談してください、などどんどん情報を出してほしいと思います。子供たちが安心して学校生活を送るために大人の責任を果たしたいと思いました。

では、次の質問に移ります。2の鳥獣被害についてです。

イとして状況と対策はです。

リンゴ、ブドウと聞けば坂城町の代表的な果物で、しかもおいしくて、とにかく自慢できる存在です。冬の寒い時期から剪定、消毒、摘果、草刈りなど休まずに手入れをして育ててきたリンゴやブドウの収穫が始まりましたが、ここに来て、イノシシを初めとする鳥獣被害が続出しています。電柵や金網などの自衛策をしているにもかかわらず、一晩に50房、さらに每晚続けて400も落とされてしまったと聞きました。果樹だけではなく、水田に入り、実り始めた稲を倒し泥まみれにされた、ジャガイモやカボチャも被害に遭っています。鳥、イノシシ、ハクビシン、熊、シカなど、以前には考えられないほど、1年を通じて被害が出ています。春にニホンジカに新芽を食べられ、幹の皮をむかれ、収穫期にはカラスにねらわれ、ハクビシン、イノシシ、熊に取られてしまう。本当に残念でたまらない状況です。

そこで、お尋ねします。当町の農作物の被害額はどのくらいでしょうか。過去数年間の推移をお聞きます。

また、有害鳥獣として駆除した数の推移もお聞きます。

実りの秋を迎え、イノシシ被害についてとにかく何とかしてほしい、自衛策はもう尽きたと切実な声があります。最近、町内の住宅地周辺で生息するイノシシの数が急に増えたと思いませんか。イノシシは生後1年でおおむね春に4頭から6頭の子を産みますが、中には秋にも産むことがあって、地域によっては爆発的に個体数が増えるとのこと。牛などと違い、胃に反すう機能を持たないイノシシは、消化のよい農作物を食べ始めると次々と新しい味を覚えるようになり、その地域に執着するようになると聞きました。有効な対策として、駆除による個体数の減、被害を防ぐ電柵や金網などの自衛策、生育環境の整備によるすみ分けをあわせて進めてきたはずだと思いますが、現在の被害の状況となってしまいました。

駆除については、猟友会の皆さんに本当に大きな協力をいただいていることは十分承知しておりますが、今のままの方法では食いとめることは難しいのではないのでしょうか。イノシシは12月から繁殖期に入るそうですが、すぐに駆除を始めて、とにかく個体数を減らしておかないと、来年は手の打ちようがなくなってしまう。駆除の方法について、猟友会の皆さんに協力をいただきながら、広域での対応は考えられませんか。

昨日の一般質問の答弁で、新たに猟友会員を増やすために有害鳥獣対策協議会と連携し、資格取得のための支援をするということでした。本当に必要なことと思います。さらなる拡充をお願いしたいところです。

また、予防施設設置事業補助金50万円の増額補正が、この議会に提案されています。申請件数が急増しているということです。ですが、とにかく駆除について、今すぐに何らかの対策を講じてほしいと思います。ご答弁を求めます。

以上で1回目の質問とします。

町長（山村君） 私の方から、鳥獣被害の状況と対策はについて、全体的なことをお話申し上げます。

昨日、ちょうど今ごろより前でしょうか、大雨と大風が急に吹きまして、その後すぐ南日名の方に行ってきました。そうしたらひょうが降っていました。大分リンゴがやられたようなんですけれども、その後、北日名の方を回っておりて来ましたら、ある方にお会いしました。その方はイノシシの被害が多いので、電柵じゃないけども、普通のロープをですね、2本ぐらい張っておのこの棒に自分で飲んだ缶ビールのふたを取ってやっくと、ちょっと触れると音がするもんだから、大分効果が出たというようなことを言っておられました。とにかく、いろんな工夫をされながら、大変なご苦勞をされているんだなというふうに思いました。被害額等の詳細については、後ほど担当課長から申し上げます。

以前の議会でも、一般質問でも特に、既にありましたけれども、一部重複するところありますけれども、つけ加えましてお答え申し上げます。有害鳥獣被害につきましては、おっしゃるとおりで、近年増加傾向にあるということから、本年は駆除の開始時期を例年の5月から4月に早めて開始いたしました。開始時期を早めたことも一つの原因かもしれませんが、特にイノシシについては、その捕獲数は去年の倍となっております。また、それからもちろん、イノシシの個体数そのものが急増していることを示していると思います。

地域的には、南日名、北日名、入横尾、上平などの中山間地での被害が多く報告されていますけれども、近年は、四ツ屋ですとか御所沢、中之条、金井、新地、鼠等、比較的人家に近い場所での被害も増えて、まさに全町的に広がっているという傾向であります。

電柵を設置しているにもかかわらず被害を受ける等、本来人間との遭遇に慎重であるはずの野生生物が、動物が人里になれてしまい、人家付近での出没も報告されているということから、いよいよ人的被害の発生も懸念されるという状況になっていると思います。

被害防止の有効策につきましては、自己防衛策として、電柵などの設置費用に対する補助金を交付しており、引き続き設置補助の制度を住民の皆さんに周知し、有効に活用していただければと思っております。

それから、猟友会の駆除員の皆様には被害地区ごとに担当の方が随時、巡回していただきな

がら、被害状況によっては、おりを移動するなど日ごろから大変なご苦勞をいただいております。引き続き駆除に努めていただくようお願いするとともに、町も駆除員さんと緊密に連携をとりながら、駆除に取り組んでいきたいと思っております。

しかしながら、前にも議論ありましたが、猟友会の駆除員さんだけでは限界もありますので、農家の皆さんと協力して、おりの見回り、有害鳥獣の被害や出没の状況について随時連絡をとり合う体制をとるなど、農業者、地域が連携して駆除を行う体制づくりも必要かと考えております。特に、おりによる捕獲に補助役としてのえさの管理、捕獲後の処分などのお手伝いがいただけるようであれば、猟友会駆除員の方々の負担軽減にもつながりますので、おりの設置数を増やすことも可能と考えます。

このような地域ぐるみの捕獲補助作業員の捕獲隊でしょうか、設置についても県の野生鳥獣対策事業が適用されますので、活用について地域の皆さんと一緒に検討してまいりたいと考えております。

また、先ほどお話もありましたが、広域的な捕獲体制につきましても、今後重要な取り組みになると考えておりますので、例えば千曲坂城猟友会の管内で、または近隣の上田市などとの合同の捕獲体制の構築についても研究してまいりたいと思います。あとは、具体的に担当課長の方からご説明申し上げます。以上です。

産業振興課長（塚田君） 鳥獣による農作物の被害につきましては、農家からの被害連絡による現地調査と猟友会からの聞き取りと、捕獲実績により被害額を算定しており、平成20年度には990万円、平成21年度には1,065万円、平成22年度には1,725万円、平成23年度には1,495万円と推計しております。被害農作物は稲、果樹、野菜、芋類で、中でもブドウ、リンゴなどの果樹被害が主なものです。鳥獣の内訳は、スズメ、カラス、カモ、ムクドリ等の鳥類と、イノシシ、熊、シカ、カモシカ、ハクビシン、タヌキ、モグラ等の獣類であります。

ご指摘のように、最近特に被害報告の多いのが、イノシシによる被害であります。町猟友会によるイノシシの捕獲実績は、平成20年度で29頭、平成21年度で20頭、平成22年度には38頭、平成23年度では36頭でありました。今年度は捕獲数が多く、親子連れのイノシシが複数で捕獲されるといった傾向が見られ、4月から5月の間で14頭、6月から7月で39頭、8月から一番新しい9月7日までで19頭が捕獲されており、合計で72頭と、昨年の倍を既に捕獲しているという状況であります。以上です。

3番（西沢さん） 2回目の質問をいたします。

今、捕獲実績の数字をお聞きしまして、本当にびっくりしました。今年はもう既に72頭、これ1年を通すとどのくらいになるのかという想像もつかない数字だと思います。そのくらい爆発的にこの地域では増えてしまったという状況だと思います。

イノシシは、本来昼間行動する動物ですが、人間との関係から夜行性になっていると聞いています。ですので昼間、人家の近くにあらわれることもしょっちゅうで、先ほど町長のご答弁にありました人的被害についてとても心配をしているところです。具体的にその人的被害についての対策はどのようなふうに行っているのでしょうか。

それから、今、広域の取り組みについては、広域体制の構築ということと、それから県事業が適用される地域ぐるみでやる事業ということがありました。これについては、ぜひ進めたいんですが、農家と地域の皆さんの協力による体制づくりということについて、具体的にはどのような検討をされているかということをお聞きします。

産業振興課長（塚田君） お答えいたします。人的被害への対策ということでございます。

まず、連絡をいただいたと聞いていますか、特にそうですね、昼間見かけたとか、そういう連絡がありましたら、特に一番最初に町として行くことは、学校にすぐ連絡をすると。やはり子供たちにとってみれば、イノシシはもう大変どうもうな動物でございます。一番被害を受けやすいのは子供さん方だというふうに思いますので、まず学校の方へすぐ連絡をするという対応をとっております。

また、あとは有線放送での放送、全町放送ですね。地域に限った放送もできますが、こういうことがありましたと、気をつけてくださいというような放送もしていきたいというふうに考えております。

広域、地域ぐるみでの対策という質問でございますが、具体的には、昨日も質問の中にありましたが、千曲市では地区を一带を柵で囲ってしまうというようなことがございます。これもやはり地域ぐるみでの対応だというふうに思います。特に千曲市の方では、そういう地区が多くて、隣の森地区でも柵をぐるりと回したということがあります。多分そのためでしょうか、北日名の方にイノシシの方がおりてきたんではないかということも懸念されるわけですが、そういうことも考えてやはり地域ぐるみというのは大変必要な対応だと思います。

具体的には、今、上平区の方でもいろいろとシカ、ニホンジカの対応とかも地区で対応を進めているところでございます。その辺も含めてまた区長さん方とも、そういうようなお話もできる場面を設けていきたいというふうに考えております。以上です。

3番（西沢さん） 個体数が急激に増えているという状況の中で、すぐに何か対策をしてほしいということですが、今の地域ぐるみの対策という中で、いつごろをめどにということか、ぜひもう来年の子供が生まれるとういうか、4月、5月までにいろんな体制を整えていただきたいというふうに考えてますが、それについて、いつごろという検討はいかがでしょうか。

それから、その検討の中に、先ほどの捕獲用のおりを増やして、見回りをしてとか、餌についていつも見てくださる、そういう人たちの体制も中に入っているわけですね。そういうことでしたら、もう本当にすぐにでも始めていただきたいんですが、まずそれは、今、区長さん

というお話がありましたが、区長さんに話を通してという今、そういう段階でしょうか。

産業振興課長（塚田君） お話のように、これから繁殖期に入るということもございます。やはりこれから、昨年もこれからの、この後の半年間で25件の防護柵の、電柵の方の補助の申請がございました。ということはそれだけ件数はこれからあると、やはり収穫の秋にもなってますので、これから増えることは間違いないのではないかとというふうに考えます。

これから各区においては、区長さんの交代というものが考えられます。できればその前に対応ができればというふうに思いますが、できなくとも、次の区長さんに引き継いでもらう、せめてそこまでは進めていければなあというふうに思います。

お話のように、おりをただかけただけではイノシシはかかりません。やはり常にえさを見て、状態をよく見きわめてそういうことがないと、なかなかかかってもらえませんので、そういうような条件を整備するためにも多くの皆さんの協力が必要かというふうに思います。以上です。

3番（西沢さん） 今の体制づくりにつきましては、区長さんの方にぜひ協力をお願いをして、さらに続けて新しい区長さんの方にも、しっかり引き継いでもらえるように進めていただきたいと思います。

このように被害が続いていくと、来年もいいものをつくろうという耕作意欲が失われてしまって、その畑が耕作放棄地になってしまうという心配もあるわけです。そうしますと、今度その耕作放棄地になった畑に、またそこを休憩所にして新たな地域へ進出をしていくという、そういう事例がありますので、とにかく一日でも早く手を打つということが大切だと思います。

有害鳥獣被害については、適正な個体数を維持して理想とすれば共生できることが一番いいとは思いますが、一生懸命つくった作物が鳥獣被害に悩まされることなく安心して収穫できることが一番だと思います。早くそうなってほしいと願っています。

これで、私の一般質問を終わります。

議長（宮島君） 以上で通告のありました10名の一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

（休憩 午前11時27分～再開 午後 1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

次に、日程に掲げた議案につきましては、去る9月3日の会議において提案理由の説明が終えております。

◎日程第2「議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 決算案の提案理由並びに詳細説明は済んでおりますので、直ちに総括質疑を行います。

質疑に当たっては、自己の委員会の所管に属する事項については各委員会においてお願いを

いたします。

また質疑に際しては、決算書のページ及び科目を示し、質疑されますようお願いをいたします。

まず歳入について総括質疑に入ります。

3番（西沢さん） 歳入について11ページの部分で、町税の不納欠損についてお伺いいたします。

22年度ですが、前年度に比べて件数、額とも非常に少なくなっていますが、その理由について。それから、不納欠損になった件数とその主な理由、それからその部分についての滞納整理機構との兼ね合いはあるのかどうか、という内容です。

それから、滞納整理の業務の中で、不納欠損の処分というのは非常に重要な部分を占めていると思いますが、1年、2年ですぐできるものではありません。来年、再来年に向けて調査、検討している事案は現在あるかどうか。

それから、収入未済額について、各税目ごとに上がっていますが、特に固定資産税、軽自動車税については、それぞれ対応の仕方、取り組みの仕方が違うと思います。固定資産税、軽自動車税についてはどういうところに重点を置いて滞納整理をしてきたか、その点についてお伺いいたします。以上です。

収納対策推進幹（宮下君） それでは、初めの質問でございます。22年度から減となった理由でございます。ご質問のとおり、22年度比で220万5千円ほどの減となっております。22年度におきましては、外国人の出国に伴う町民税、軽自動車税の不納欠損に加えまして、廃業した法人の固定資産税210万ほどが不納欠損となっている状況であり、合計で308万7,074円が不納欠損となったところでございます。

23年度におきましては、調査をする中で、外国人の出国による15人、62件、88万1,695円という状況となったところでございます。この23年度の不納欠損の状況でございます。理由につきましては、いずれも外国人の出国に伴うものでございます。町民税の現年課税分が5人、17件、4万424円、町民税の滞納繰越分で10人、45件、84万1,271円という状況でございます。

続きまして、この不納欠損の事案につきまして、滞納整理機構とのかかわりはというご質問でございますけれども、23年度におけるこの町民税の不納欠損による88万1,695円、この内容の中では長野県地方税滞納整理機構のかかわりはなかったという状況でございます。

続きまして、先ほど、議員さんからもご質問の中でも、この不納欠損に至るまでには、当然その前に滞納処分の執行停止、これが3年間継続した場合という条件が基本的にあるわけでございます。また、1年、2年、ただ何もしないで不納欠損という状況ではございません。

ちなみに、本年度24年度でございますけれども、21年度におきましても約30人、

341件、金額で申し上げますと303万円ほどの滞納処分の執行停止をしております。そういう中で、毎年毎年、例えば所在の調査、また財産の調査、その方のいろいろな実態調査を行う中で、3年継続して調べて滞納処分、執行停止にやむを得ないという状況になった場合におきましては、地方税法に基づいて滞納処分、不納欠損処理、処分を行ってまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、5番目の質問で、税目別の滞納整理はどのようにしているかということでございます。滞納整理につきましては、基本的には3年前から現年課税分に重点を置きまして、全ての税目につきまして、年末、年度末、月末を特別滞納整理として総務課、また福祉健康課の担当職員を中心に滞納整理を行っているところでございます。

そうした中で、固定資産税、特に未済額が多いわけでございます。固定資産税につきましては、また難しい案件も多い、そういう中で23年度からご承知のとおり、長野県地方税滞納整理機構が業務を始めました。そういう中で、固定資産税の難しい案件、困難案件につきましては、滞納整理機構の方へ移管する中で、現在、取り組みを行っているという状況でございます。

今後につきましても、先ほどの話でありませんが、不納欠損処理、また差し押さえ等難しい案件があるわけでございます。引き続きまして、滞納整理機構の方へ移管する中で、連携する中で、取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、軽自動車税につきましては、滞納整理に歩く中で全然使っていないのに、ナンバーをつけたまま放置してあるというような方も多く見受けられます。そういう方につきましては、滞納整理に行った際に速やかに処分をしてくださいよと、廃車処分をしてくださいよというような指導をする中で、取り組みを行っているところでございます。

また、先ほども申し上げましたが、年度末、月末、また年末につきましても、引き続き現年分の滞納整理に当たってまいりたいと考えているところでございます。以上です。

3番（西沢さん） 今の滞納整理機構に係る部分なんですが、滞納整理機構には現在、何件送られていて、その滞納額はどのくらいになるかということと、それ送られている事案について、毎年こちらに戻されるのか、それとも滞納整理機構で一定期間、滞納整理をしていくのか、というのは滞納処分に係る時期をどう考えているかということなんですが、その点についてお願いします。

収納対策推進幹（宮下君） まず初めに、滞納整理機構、何件移管しているかという状況でございます。23年度におきましては、9案件移管したところでございます。法人が三つ、個人が6人、合わせて9案件を移管して取り組みを行っております。その9案件、滞納額、合計でございますけれども、約3,800万の滞納額を移管しておるという状況でございます。

移管して、単年度か、また事案によっては継続してできるのかというご質問ですが、事案によりましては、継続して引き続き滞納整理機構へ移管することができます。ちなみに、

24年度におきましては、23年度9案件、また24年度も引き続き9案件でございますけれども、そのうち3件は継続の案件でございます。

また滞納整理機構、移管する前に当然それぞれの市町村とヒアリングを行う中で、移管事案について決定してまいります。そうした中で、4月にヒアリングを実施しまして、実際的にその年度で機構がその案件について取り組むのが6月からになります。基本的には6月から5月の1年ベースで取り組みを行っておるという状況でございます。

2番（吉川さん） ページ、25ページなんですけど、款19の項の5、目の2学校給食費納入金なんですけれども、今回、今まで未済額はなかったと思うんですけど、4万5,584円未済額が出ております。これは、件数どのぐらいで、どんな理由で未済になっているかという点をお聞きしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 25ページの学校給食費納入金の収入未済額の部分でございます。中学校に在籍いただいておりますお一人の方につきまして、経済的な事由により、出納閉鎖期間までにちょっとご納入ができなかったというような状況となっております。現在、7月末をもちまして、ご納入をいただいて、納入が済んだというような状況となっております。

4番（塩野入君） 11ページです。款1町税、項1町民税についてお尋ねします。これ昨年と比較して個人が2.6%の増加、法人は15.4%の増であります。経済不況や円高が続く中、穏やかな回復の傾向ということですが、具体的にそれぞれの増加の原因、理由はどのように分析をされているかお聞きいたします。

続いて13ページ、款9項1目1地方交付税についてですが、当初8億に対して補正額5億3,600万円が追加され13億3,600万円、対前年度10%の増加であります。基準財政収入額が減額算定となったことが、その理由の一つであります。これは22年度と同様に法人税割の算定部分で基準推計税額と実質値のその精算で減額ということでしょうか。それから、もしほかにも原因があるのでしょうか、それをお聞きいたします。

それから、27ページであります。款20、項1町債で、まず目3消防債であります。これは第3分団の工事請負費だと思いますが、施設整備事業債一般財源化分は、どのような起債でしょうか。一般財源分ですから、条件はよいはずだと思いますが、この起債の内容をお聞きいたします。

そして同じく、目9の臨時財政対策債は、当初3億が補正で1億5,400万円が追加されて、4億5,400万円になりました。当初の半分以上の額が補正で組まれましたが、その半分以上の多くの額が組まれたがそのあたりの経過ですね、それをお聞きをしたいと思います。この臨財債は今の規定では平成25年までの特例措置でありますけれども、交付税の振替財源ですから、これは基準財政需要額の算入があります。臨財債はこれで起債の発行可能額の上限まで借り入れているのかどうか、お尋ねいたします。以上です。

収納対策推進幹（宮下君） 町民税の増加の理由でございます。初めに、個人町民税につきましては、坂城町では給与所得者が全体の所得割額の約86%と大きなウェートを占めております。平成22年度におきましては、対前年比26.7%と大きく落ち込んだわけでございますけれども、23年度におきましては、対前年比6%増加したというところでございます。

また、続いて法人町民税の法人割、法人税割についてでございます。坂城町は町内、一部大手の申告金額による影響が大きいところでございます。そうした中で、平成23年度、法人税割額におきましては、町内大手4社が前年比9,200万円増、3社が5,700万円の減という状況でございます。

財政係長（臼井君） それでは、地方交付税増額の要因ということで、そこから順次お答えを申し上げます。

まず、平成23年度普通交付税の部分でございますけれども、総額で11億7,462万円、前年と比較いたしまして1億700万円、10%の増という状況となっております。算定の内訳でございますけれども、基準財政需要額、こちらが前年対比でプラス0.2%、700万円ほどの微増算定がなされた一方で、基準財政収入額、こちらにつきましてはマイナス5%、金額にいたしまして、1億円を超える大きな減額算定となった状況でございます。

減額算定をされた主な項目といたしましては、町民税がマイナス10.2%、6,100万円の減、固定資産税につきましてマイナス3.7%、3,900万円の減となっております、合計で1億円を超える減額であります。これが交付税の増額にそのまま反映された形という状況になってございます。

ご質問の中にありました町民税、法人税割の算定につきましては、議員さんのご示唆のとおり、23年度において過年度の実績に伴う精算調整が反映されたことによりまして、ゼロ算定というふうになっております。こちらが、交付税額が増える大きな要因となったところでございます。

続きまして、施設整備事業債一般財源化分という起債を使わせていただいておりますけれども、こちらの内容についてご説明をいたします。こちらにつきましては、国の三位一体改革に伴って、廃止ですとか税源移譲ということをされた施設整備費補助金、そういったものにかかわる、もともとそういったものの対象になっていた施設整備について、引き続き必要な事業を円滑に利用できるよう、平成18年度に新設された地方債であります。

対象事業は限定されるものの、充当率は対象事業費に対して100%、交付税の措置率につきましても70%と有利なものとなっております。決算書にございます本起債につきましては、ご質問のとおり、第3分団詰所の建設事業費に充当いたしましたものでございます。第3分団の詰所建設につきましては、事業費で2,480万円、こちらに対して起債対象額は、三位一体改革前の従前の補助金の補助率、こちらを掛けて算定いたします。そちらの補助率2分の1とい

うことでありましたので、事業費の半分1,240万円、こちらが起債の対象事業費という状況でございます。充当率が100%でございますので、同額を借り入れたものであります。

交付税措置率につきましては、70%ということでありますので、交付税算入額は計算しますと、870万円ほどという状況になるわけでございます。これは防災基盤の整備に、一般的に広く活用できます防災対策事業債、こちらを使った場合と比べまして310万円ほど有利になるというものでございます。

続いて、臨時財政対策債、こちらについてでございますけれども、臨時財政対策債の発行可能額につきましては、人口を基礎に積算をされます、人口基礎方式及び人口基礎方式で算定された発行可能額を基準財政需要額から差し引いても、なお財源不足が生じる計算となった場合に、その額を基準に算定される財源不足基礎方式という二つの方式により算定された額の合計ということで算定されるわけでございますが、平成23年度につきましては、人口基礎方式、こちらが1億2,881万6千円ほど、財源基礎方式が3億2,528万9千円の算定ということになりました。こちらのことから、昨年度の第4号補正予算におきまして、当初予算との差額を増額計上いたしたところであります。

臨時財政対策債につきましては、後年度においてその元利償還相当額が全額、基準財政需要額に算入されるということに加えて、さまざまな行政ニーズにこたえていくためには、一般財源がどうしても必要になるということがございますので、そういった観点から起債可能額、満額について借り入れを行ってきております。23年度につきましても、満額の借り入れを行ったものでございます。以上でございます。

4番（塩野入君） 法人の方はどうも大手企業がたくさん収入が入ったと、こういうことでありますが、ちょっとわからない部分も若干あるんですが、これは設備投資の抑制などによって、主に償却資産分の減額で固定資産税が対前年比3.5%のマイナスであります。これに反して、法人町民税が15.4%伸びています。これは企業の償却資産分の固定資産税が減れば、それに比例してやっぱり法人町民税も減って当然というか、しかるべきだと思うんですが、その固定資産税分はマイナスになっているけれども、これに反して法人町民税が15.4%も増えている、そういう現象ですね。どういうふうな現象としてとらえているのかということですね、それちょっとお聞きをしたいということでもあります。

それから、交付税につきましてですが、総務省は7月に、本年度、この24年度の普通交付税の配分計画を決めました。本町は今年度、24年度は11億2,500万円であります。前年度、この会計年度、23年度よりも5千万近くの減額になっております。

財政力指数も県下6番目、町村では軽井沢町、南相木村に次いで3番目ですが、軽井沢町は特別土地保有税、そして南相木村は発電所関連の固定資産税とあって、どちらかという両町村とも安定的な税収であるんですが、この2町村とは私どもは税収の仕組みが異なって、もう

多分、結構いい善戦をしていると、こういうことだと言えますけれども、この実績報告書です、この中身を見ますと、これは財政力指数の推移が過去31年間、ここに表になっているんですが、これ驚いたことに単年度0.619、そして3カ年平均で0.667といずれも31年間、過去の最低なんですね。ずっと見ると、一番最低なんですね。これ全体的に低くても長野県全体が下がっていますから、その理由はわかるけれども、そういう中でこれから先、普通交付税の推移をどういうふうに見ているかですね、それをちょっとお聞きをしたいと、こういうことであります。

それから、消防債の関係ですけれども、こういう条件のよい起債、これはほかにもあるんでしょうかね。あるとすれば、どんな種類の起債があるのかどうか、それちょっとお聞きしたいと思います。以上、お願いします。

収納対策推進幹（宮下君） 償却資産の減額と法人町民税の増減の現象をどうとらえているのかというご質問でございますが、償却資産につきましては、前年に比べ設備などの新規取得が減少したこと、また1年間の減価償却に伴う減少でありまして、調定額では昨年度比4,300万円の減となっておりますところでございます。緩やかな回復傾向とはいえ、設備投資につきましては、昨年に引き続きまだまだ慎重な対応をとっているのかなということでございます。

法人町民税につきましては、先ほども申し上げましたように、町内一部大手企業の法人税割額の増によるものでございます。また、償却資産の取得期間と法人町民税の申告する事業期間が異なりますので、同一年度で一概に比較することはできない状況でございます。償却資産につきましては、24年度以降にその影響が反映されてきますので、これからの法人町民税の申告状況を注視していきたいと考えているところでございます。以上です。

財政係長（臼井君） 今後の普通交付税の推移の見込みということでございます。こちらの見込みにつきましては、ここ数年の状況を見てまいりますと、まず基準財政需要額、こちらにつきましては、それほど大きな変動がないという状況が続いております。

その一方で、基準財政収入額につきましては、経済情勢の影響を受けて比較的大きな増減をする中で、平成22年度以降は平成23年度に向けて、年々減少してきております。特に、リーマンショック後の平成21年度、こちらにつきましては4億9千万と大幅な減少となるなど、基準財政需要額と比べると物すごく変動が大きな状況となっております。

基準財政収入額の算定につきましては、その仕組みといたしまして、税収の前年の実績が次の年度に反映されるなど、タイムラグが生じやすいという特性がございます。そういった部分ですとか、あとリーマンショック以降の急激な法人町民税の減収、先ほどもありましたけれども、その精算という調整が収入額を計算する中であるわけでございますけれども、そちらの大きな調整が23年度でおおむね終了したという部分、それから昨今の経済情勢が足踏みであっ

たり、緩やかに回復であったり、そういった部分を繰り返しつつも、わずかな回復をしてきているという状況もあります。23年度の決算を見ましても、わずかながら、税収回復をしている状況であります。

そういった状況をかながみますと、今後、税収が緩やかであっても安定的に回復する方向になれば、交付税の交付額は徐々に減少をしていくというふうに考えているところであります。しかしながら、普通交付税につきましては、国の予算配分ですとか算定基準の変更、そういったことの影響がかなり大きく、今後の経済動向も含めまして不確定な要素も大きいという状況がございます。あくまでも現状での見込みということで、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

失礼しました。施設整備事業、こちらに同じような有利な起債という部分でございます。国の三位一体改革、こちらでは多くの補助金等が廃止をされて、今、一般財源化されたという状況でございます。そういった事業の対象になる起債につきましては、名称といたしましては、先ほどの施設整備事業債一般財源化分というくくりの中に入ってくるわけでございますけれども、対象事業については、消防防災施設整備を含めて4事業が掲げられております。第3分団の詰所が対象となった消防防災設備の整備費補助金以外では、例えば公立保育所に対する、次世代育成支援対策施設整備交付金、それから介護保険施設等に関する地域介護福祉空間整備等の施設整備交付金、あと障害者施設等に対する社会福祉施設等整備交付金、こういった事業の対象となっていた事業に対して充当が可能であるという性質のものでございます。以上でございます。

7番（山崎君） では22ページ、款15項1目2の一番下ですね、坂城町株式会社振興公社の配当金22万円ですが、昨年度も22万円、同額の配当金、とてもよい配当金だと思います。町で所有する株式数と何枚であるか、また総株式数のうちでどのくらいを占めるのか、まずそれを1点お伺いします。

続きまして25ページ、款19項5目6雑入であります。収入未済額202万6,185円、それについての内訳をお願いします。

続きまして、次のページの同じところでありますが、農産物加工施設共益費、昨年度は120万でありました。今年度ここまで40万まで下がったところの説明をお願いいたします。

企画調整係長（中村君） 振興公社の株式の関係でありますけれども、振興公社の証書額が3千万ということでございまして、うち2,200万、町ということですので、その比率は77.3%ほどということでございます。

産業振興課長（塚田君） 未収の件でございます。雑入の未収金でございます。一つは、B. I プラザさかきの共益費の滞納でございます。こちらは滞納は1社でございます。資金繰り等、大変厳しい状況ということでございまして、今のところ26カ月分が滞納となっております、

今回はそちらの方につきましては、滞納回収に向けて今、現在相談等を行っているところです。もう一つ、けやき横丁の共益費でございます。こちらの方につきましても、1社けやき横町に出店したお店1軒がございまして、そちらの方の大分、収入が大幅に減少というようなことで、今年5月29日付で弁護士を通じまして、破産手続開始の決定の申し立てが出たということでございまして、そちらの分が未収というふうになっております。

農産物加工場の関係ですが、昨年、22年度と大分減っているということでございますが、こちらの方につきましては、平成22年度には電気料等の光熱費が入ってございましたが、今年はその分がないと、その分は支払ってもらったということで40万だけということでございます。以上です。

7番（山崎君） 77.3%の、先ほどの株式の関係ですけれども、ところで、この辺はお答えしてもらったら結構ですが、町で所有している株式以外、結局あと残りの22.7%か、それは町以外で所有しているということになるんですけれども、個人、法人があると思うんですけれども、その部分は公開ができるのでしょうか、支障がなかったらお伺いしたいと思います。

あと、当然配当金ですから、配当金は当然ながら等しく分配されると思うんですけれども、どのように株主さんに渡されているのでしょうか。その点お伺いしたいです。

また農産物加工センターの方の関係はわかりました。

未済額、先ほどのインキュベーターとB.1プラザですか、インキュベーターの方は閉められ、倒産ということでまた大変だと思いますけれども、これは法律的な部分でもって行って、取り立てを持ってくるような形にもなるのでしょうか、その辺をお伺いいたします。

議長（宮島君） マイクを正面に向けて質問してください。

企画調整係長（中村君） 振興公社の町以外の株主ということでございますけれども、町の商工会、それからJAちくま、そのほかの民間の金融機関、八十二さん、信金さん、県信さん、長銀さんというところでございます。

産業振興課長（塚田君） けやき横町の共益費の方につきましては、負債につきましてはこれから弁護士さんと協議という形になってまいります。相手方の方、生活保護の方も認定されましたので、それは難しいかと思いますが、今後弁護士さんと協議を進めていきたいと思っております。

議長（宮島君） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて歳入の総括質疑を終結をいたします。

次に、歳出についての総括質疑に入ります。

4番（塩野入君） 歳出についてお伺いいたします。

35ページ、目3財政管理費の節25積立金についてお聞きをいたします。まず、財政調整基金2億8,200万円の積み立てで、これは142ページですね、142ページの一般会計

基金明細書、これから今の予算積み立てと、それから決算剰余金5千万円で3億3,200万円の増加で、この決算年度末残高が19億7,800万円というふうになりましたが、当初で2億1,800万円繰り入れて9月補正で2億7,700万円が繰り戻しされています。また、この減債基金ですが、その減債基金も1億300万円が積み立てられて、決済年度末残高が6億5,900万円と、これも当初で5千万円が繰り入れられましたが、補正でそのまんま5千万円が戻されています。資金のやりくりでその時々にはこれは動くわけであります。それはわかりますが、そうした出し入れの経過、どんな形でやっているのかという経過をお聞きをいたします。

そしてまた、23年度に財調が3億3,200万円も増加ができたという、その原因といたしますか、その理由は何でしょうか、お聞きをいたします。それで今現在の、それぞれの基金残高はどれくらいあるか、以上をお聞きをいたします。

続いて38ページ、目6企画費スマートコミュニティ構想事業についてお聞きをいたします。これ総額700万円余の決算額であります。成果報告書も出されて、(仮称)坂城エネルギーマネジメントセンターの設立によって、運営事業体系の検討、町の産業との連携が今後の取り組みとして、そこに記されております。そこで23年度スマートコミュニティ構想普及支援事業に取り組んだ中で、どんな感想を持ったかということが一つ、そしてまた、このスマートコミュニティ実現に向けて一生懸命、23年度おやりになった担当者として、どんな期待をしているのか、それをお聞きをいたします。

それから75ページ、目10合併処理浄化槽設置費についてであります。23年度は7人槽が2基設置されていますが、小網区浄化槽設置のこの進捗状況は今、どのくらいでしょうか。

それからまた、この小網地区の排水施設工事の内容がありますが、その小網地区排水施設工事の内容をお聞きをいたしたいと思っております。以上であります。

財政係長(臼井君) 財政調整基金、減債基金の状況ということでございます。

財政調整基金につきましては、当年度の歳出は当年度の歳入で賄うという大原則があるわけでございますけれども、当町のように歳入が景気の動向に左右されて、企業収益ですとか個人所得の状況で大きく増減する場合には、減収時の備えが必要という状況でございます。また、大きな自然災害等による不慮の支出への対応なども考慮いたしますと、より多くの積み立てが必要になるものと考えるところであります。

また、減債基金につきましても、公債費につきましては、歳入の減少等に関係なく、支出されなければいけない義務的な経費であることから、繰上償還費用への充当や地方債償還を計画的に行うための資金として、財政調整基金とともに積み立てが可能なきに積極的に積み立てを行ってきたところでございます。

23年度末の基金残高につきましては、財政調整基金が19億7,889万6千円、22年

度末と比較いたしましてプラス20.2%、3億3,200万円の増加となるものであります。減債基金につきましては6億5,947万8千円という状況でありまして、22年度末の残高と比較いたしますとプラス18.5%、1億300万円ほどの増加となるものであります。

続いて基金出し入れの経過という部分でございますけれども、財政調整基金につきましては、当初予算編成時におきまして、財源として不足が見込まれた2億2千万ほどにつきまして、予算化をまずいたしました。その後、1号から3号の補正予算で、財源として繰入金の増額を計上したところでございます。

一方の減債基金につきましても、不安定な経済状況下でも固定的に必要となる公債費の財源として、年度当初の段階で5千万円の繰り入れを見込んだところであります。昨年の場合には、8月になりまして、普通交付税約11億7千万円と臨時財政対策債4億5千万ほど、こちらの額が決定いたしまして、それを受けて9月の第4号補正予算において、双方歳入予算の増額をお願いいたしました状況であります。その際に、両基金からの取り崩し予定額について全額戻し入れを行うとともに、財政調整基金には交付税、臨時財政対策債の増額によって余剰が出た1億5千万ほどの積み増しを行ったところであります。

その後、税収ですとか、各事業の実績が確定いたします年度末における7号、8号補正予算におきまして、捻出された財源の中から財政調整基金に1億3千万円、減債基金に1億円の積み立てを行ったという経過でございます。

なお、増加の原因という部分でございますけれども、こちらは今もご説明いたしました普通交付税、それから臨時財政対策債、こちらが見込みよりも伸びたことと、それに加えて22年度から昨年度への決算剰余金の中で、5千万円の積み立てが可能となったという状況が主なものでございます。

現在の基金残高ということでございますけれども、本補正予算で積み立て、それから繰り戻し、こちらをお願いをしているところでございますけれども、この2号補正が計上された後の見込みということであります。財政調整基金につきましては、20億3,800万、減債基金につきましては6億6千万ほどが残高の見込みという状況であります。

企画調整係長（中村君） スマートコミュニティ構想事業の関係について申し上げます。今回の調査は、東日本大震災直後の取り組みであったということでございまして、町民全戸へのアンケートを行ったんですけれども、これにつきましては、回収率であるとか、またその内容におきまして関心の高さが、やる前もある程度予想できた部分もあるんですけれども、実際、これが数字的に把握ができたということは、今後町民の意向を踏まえた施策を行っていくという上で大きな意義があったものと考えております。

また、エネルギーの効率的利用の調査という部分でございますが、その中で、熱の利用が必要な場所で、今までですと、電気に変換して使うというのが便利でCO₂の削減にもつながる

というようなふうに認識をしておいた部分があるんですけども、これは熱を使う場合は、実際に熱を発生したら、そのまま熱として供給した方が効率的であるというのが今回、結果から出てきたということで、この辺は言われてみりゃあそうなのかもしれないんですが、改めて認識することができたという部分がありました。

それから、今後の期待ということでございます。今回の調査ではすぐに簡単に組み立て、すぐに効果が出ると、こんなようなウルトラC的なものがあったというわけではないんですけども、信大との共同研究、これはスタートしておるわけでありまして、各種の調査、研究、それから町民や企業の皆さんや関係機関との調整などを進めまして、将来的にはエネルギーマネジメントセンターの設置など、エネルギーの効率的な利用ができるスマートタウン坂城を実現できればと、こんなふうに期待をしておるところでございます。以上でございます。

建設課長（青木君） 小網地区の合併処理浄化槽の設置の進捗率ということでございますが、平成23年度末まで31基の設置がなされておりますので、進捗率にいたしまして約62%という状況となっております。

また、排水施設工事につきましては、合併処理浄化槽を設置しても隣接する町道に、例えば側溝等、排水先がない場合に排水ができませんので、排水環境が整うまで、この排水施設工事ということで工事を実施したところでございます。工事の件数につきましては、1件実施をしたところでございます。以上です。

4番（塩野入君） 昨年9月の決算で、財調基金の保有額お聞きしましたら、宮下副町長は12億から15億と言っていたのが、このときはさらに5億も値上げして20億円前後は欲しいと、こういうように答弁されました。もう20億になりました。あとこれから今度はどのくらい希望するでしょうか。

突然やってくる東日本大震災のように災害に備えた資金は必要ですが、今やるべきことは山積しております。基本的に保有額の基準というか、目安はお持ちでしょうか。また、毎年の積み立ての基準額をどのようにお考えでしょうか。例えば、予算の何%かを毎年積み立てるといようなお考えというか、方向があるのかどうか、これは副町長にお聞きをいたしたいと思っております。

それから、スマートコミュニティ構想事業についてですが、今も答弁もありましたが、今定例会の町長の招集あいさつでも申されました。スマートコミュニティの実現に向けて実証実験を始めますが、これは信州大学のグリーンイノベーションの研究を進めるために、信大が主体的に行われるようですが、町の位置づけはどのようになるのでしょうか。当然、研究データや成果は、その全てが町に提供されスマートコミュニティ坂城に寄与されるものと解してよろしいのでしょうかどうか、お伺いをいたします。

それから、合併浄化槽について、設置完了年度、これはいつごろを見込んでおりますかどう

かということと、これは今まで設置を進めている過程で何か、問題、課題等はありませんでしょうか、あったらお聞かせをいただきたいと思います。以上であります。

副町長（宮下君） 昨年のこの議会のときに議員さんからご質問を受けまして、3・11の大災害を受ける中、そしてまた将来の大型事業を考える中で、20億前後、20億程度の財政調整基金が欲しいということでご提言をいたしました。

実際問題、自治体がなくなってしまうとか、分散している自治体が今もあって、私たち自治体に働く者としては大変なショックを受けたわけでありまして。そういった中で、本当に経済状況というのが大きく変動する。特にこの町は4割自治です。昔、私らが教わったのが3割自治ということですが、この町はおかげさまで4割自治を持っています。ただ平成19年ですが、そのころが法人町民税が7億あったものが、アメリカに起きたあのことから、翌年には1億7千万でしたか、ああいう形に一気に私どもの自主財源となるものが減ってしまったというような状況もあるわけです。そういった記憶も新しい中、今やっと状況が持ち直してきて、約2億、法人町民税が2億前後に戻ってきたというような状況であります。

こういった中で、本当に去年、20億と言いまして、今年、今の財政係長の答弁で20億3千万と言ったら、えっというのが私もそういう感じを持っています。ただ、今、この状況を考えますに、どのぐらいあるか、どの程度を目標としているのかというようなお話がありましたけれども、毎年増え続けます扶助費等、それから通常の業務等がある中で、毎年このくらい積み立てるといことはなかなかお答えができないということでございます。

ただ、町がこれから進めようとするものにつきまして、来年度には、例えば駅のエレベーターがございます。26年度には南条小学校の全面改築という形の中で大きな財源を必要とするということでございます。それと、町の公共施設、学校の耐震化が終わりますれば、町の公共施設というのはやはり大型でございます。それなりの耐震を図っていかなければならないというものでございます。

それと目を外に向けましても、例えば葛尾組合におきましては、負担金は、今、起債が減ってきていますので、年々負担金は減っておりますけれども、修繕費というのが1億から2億、毎年かかるような状況が、長野広域のごみ処理施設があれば、今、建設費だけの負担を数年ほど前に試算した段階では、10億円程度が坂城町にもかかってくるだろうというような状況がございます。当然、千曲坂城消防組合におきましても、今後、施設整備という問題が出てくると。その都度、町の負担というのは大きくなっていくという状況でございます。

そういった中で、今、私どもとすれば当面、この20億円のところをキープしていきたいというふうに考えてます。ただ、今お話しましたように、将来にわたりまして大変多額な負担が町にかかってくる。そういう状況の中ではじっくり心の中で検討させていただいて、どの程度が町にとって必要な金額になるのかというものについて詰めていきたいというふうに考えてお

ります。それにつきましては、もう少しお時間をいただく中で、検討させていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長（宮島君） 質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 2時32分～再開 午後 2時42分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

企画調整係長（中村君） グリーンイノベーションの研究事業の関係についてでございます。これは産学官連携事業という位置づけの中で実施をしているものでございます。議員さんがおっしゃられたように、機器の調達であるとか、設置、分析など主要な部分につきましては、信州大学が行うということでございますけれども、町は共同実施者ということで協力いただきます企業の皆さん、関係機関の皆さんとの調整、このようなことを担っていくということでございます。

また、事業の進める流れの中で、大学と何回か連絡調整を、会議なんかを行っているところでございますけれども、その場におきましては、町としても意見を申し上げるところがあれば、それは申し上げながらお互いに共同してやっているということでございます。

それから、この研究で得られた成果につきましては、おっしゃられましたように、スマートタウン坂城に貢献するものということで、提供いただけることになっております。ただ、民間の企業さんの情報なんかもございますので、その取り扱いについては、情報によっては留意しなければならぬものがあるだろうというふうには考えられます。以上でございます。

建設課長（青木君） 小網地区の合併処理浄化槽の設置事業につきまして、この設置補助事業につきましては、平成25年度までの補助事業ということで、現在実施をしております。また、これまでの間にですね、問題等、何か発生したことがあるかというご質問でございますが、地元小網区地域活性化委員会が窓口となっただき、取りまとめであるとか、事業推進とかいろいろお願いしてきておりますので、問題なく事業自体は推進しているところでございます。以上です。

1番（塩入君） 最初にですね、37ページ、款2総務費、項1総務管理費、目6企画費ですが、その中にまちづくり推進事業についてというのがあります。これは実績報告書の中にも12地区と、それから幾つかの団体に補助金を出しているわけですが、どういう基準でこれを配分しているのか、その基準をお聞きします。

それから2番目に82ページ、款6農林水産業費です。項1農業費、目3農業振興費、その中に農地銀行活動促進事業というのがあります。そのさかきファミリー農園用地借上料22万あるわけですがけれども、今、農園利用者がどのくらいなのか、希望者はもっとこれから多くなるのかどうか、それが一つ。2番目です。

次に83ページ、款6項1目3、同じです。直売所整備事業、多分あいさいですが、

759万7千円出費しているわけですが、今、経営状況というのはどうなのか、黒字なのか、赤字なのか、その辺をお聞きします。

それから、ページ87、款6農林水産業費です。項2林業費、目2の林業振興費、松くい虫防除対策事業で2,205万出しているわけです。今、本当に被害木が多く目立っているわけですが、伐倒駆除に1,117m³ですね、やったというふうに報告があるわけですが、こういう被害額が非常に多い中で、一体どこをやったのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

次に、ページ、88ページ、款6項2目2今の、前の質問と同じところですが、町有林管理事業ですね、416万使われています。実際、林業員が10名委嘱してやっているわけですが、具体的に植栽とかいろいろあると思うんですが、間伐とかそういうことも含めてやっているのかどうか。

次に、ページ93、款7商工費、項1商工費、目4商工企画費、坂城テクノセンター支援事業5,175万出ているわけですが、この事業に町としてはどうかかわっているのか、そして今問題になっている、例えばですね、太陽光発電をこれからスマートコミュニティ構想とも関連しますけれども、こういう問題についても話し合われているのかどうか、今後の見通しとしてね、それをお聞きします。

最後に、98ページ、款8土木費、項3河川費、目1河川改良費、河川改良一般経費ですが、417万支出されています。それで水路修繕8件というふうの実績表に書かれています。じゃあその8件は一体どこなのか、前田川は入っているのかどうか。昨日も本当にひどい雨で被害が出ているわけですが、この時点で前田川は入っていたのかどうか。以上です。

まちづくり推進室長（青木君） 私の方からは、地域づくり活動支援事業についてご説明申し上げます。この地域づくり活動支援事業につきましては、自治区または町内で自治区を超えて活動する団体などが創意工夫、自主的に進める地域づくりに対しまして、資金の助成を行うものでございます。この助成金につきましては、団体、区、または老人クラブ等の設立に伴うもの等がございます。区に対しましては上限30万円、団体に対しましては上限5万円、また老人クラブ設立等に伴う資金といたしまして上限2万円、それぞれ助成をしているものでございます。

平成23年度につきましては、区につきましては12区、団体につきましては4団体それぞれ助成をしている状況でございます。以上でございます。

産業振興課長（塚田君） たくさん質問いただきましたので、随時、逐次、説明させていただきます。

まず82ページ、農地銀行の関係でございます。農地銀行活動促進事業です。こちらの方につきましては、ファミリー農園ということで、金井、中之条、栗田、上五明、月見、上平の全

部で6カ所の農地を借り上げまして、町民の皆さんにお貸ししているというところでございます。23年度にお貸しした区画は73区画でございます。ちなみに今年になりまして、お一方増えまして、74区画に増えております。今後もこういう農地、遊休農地を活用するというところは非常に大切なことですので、今後もそちらの方の整備等、推進を進めたいと思います。

続いて83ページですかね、83ページの直売所整備事業ですね、あいさいの経営状況ということでございます。おかげさまで赤字にはなっておりません。ただ、やはり従業員といいますか働く方の、やはり時給がちょっとなかなか上げられないというような状況ではございます。そういう状況で今後、働く方のそういう条件といいますか、勤務条件等をアップさせるというのが目標となっております。またいろいろと皆様のご協力をお願いしたいというふうに思います。

続いて87ページの林業振興費の松くい虫防除対策事業でございます。1,117m³を伐倒駆除したということでございますが、こちらの方のどこをやったかということでございます。やはり主に上平の自在山の周辺の伐倒駆除が中心となっております。また町内各所において、やはり規模的には少なくなりますが、要望のあった場所、そういうものについてやっておりまして全部で1,117m³ということでございます。

続いて、町有林管理事業でございます。こちらの方につきましては、林業委員さんに10名を委嘱いたしまして、町有林の348haの管理整備を行っております。主に、事業的には南条地区の日向山において、植樹祭を実施いたしましたので、特にその植樹場所の整備等が23年度、主にやっていただいた場所でございます。

続いて93ページの、さかきテクノセンター支援事業でございます。こちらの方につきましては、センターの運営補助ということで運営補助金が1,750万円、地域活性化住民生活に光を注ぐ交付金基金事業ということで、こちらの方につきましては、WAZAパワーアップ事業、それと経営革新塾の事業を行ったところでございます。

また、あと建設費償還補助金ということでございますが、こちらの方については、二口ございまして、一つについては平成25年2月に完済予定ということです。もう一口は、同じく平成25年の11月に完済が予定されているというものでございます。

ご質問の太陽光の関係で、そういうことも取り入れていくかという話でございますが、こちらの方につきましても、当然、今年24年度、今年度になりまして、そういうお話をさせていただいております。特に町内事業所に、試験的なものを取り入れてということもございます。そちらの方もあわせて、テクノセンターの事業の一つとして実施をしていくということでございます。以上です。

建設課長（青木君） ページ98ページ、河川改良の一般経費の中で水路改良工事ということでございます。前田川の関係が入っていたかということでございますが、前田川の関係につきま

しては、この工事の中に含まれてはおりません。しかしながら、平成22年中のですね、豪雨と申しますか、雨の關係を受けまして、町内、小規模の工事という状況になります。町内におきまして水路改良、そういった部分で実施をしたところでございます。例えば町横尾でありますとか、金井の産業道路からの水でありますとか、そういった部分で水路の改良工事を実施したところでございます。以上です。

1番（塩入君） じゃあ、幾つか質問しますが、まちづくり推進事業について、先ほど答弁がありました。私はまちづくりというのは、やはり人づくり、本当に人と人とどうかかわるのか、また人が集まる、そういう場所をどうつくっていくかという意味でも大事な事業だと思っています。

一つ、坂城の里山トレッキングコース整備事業というのがあって、実際予算は6万、それが助成金は5万になっているわけですね。やはりこれから本当に町民が森に親しんで歩くと、また憩いの場所にもなるという意味で、ぜひこれは必要な事業じゃないかということで、そういう今後のことを展望しながら必要なところはできるだけ考えて、助成金をつけてほしいというふうに思っています。まだあるかと思いますが。

それから、2番目のあれですね、ファミリー農園の問題は、だんだん増えてはきています。やはり不耕作地をつくらないためにもですね、ぜひ、積極的にアピールしてほしいと思います。

それから、あいさいの問題ですけれども、赤字にはなっていないけれども、大幅な黒字にはならないということで、さっきのお話のとおりですけれども、やはりこれは町の観光のね、大事な事業として取り組まれているので、宣伝もしながら、やはりこれからどうやってもっともっとここをよくしていくかという点も総合的に考えていただきたいと。

それから、松くい虫の問題ですけれども、これ本当に周りを見れば、端から松が赤くなってきて、これは伐倒駆除を本当にどこやったかわからないような状況がありますよね。そういう中で予算的に2,200万あったわけですけれども、やはりもっと緊急事態でもあるし、もっと増やして取り組むべきではないかと。やったところがよくわかるほどになるように取り組むべきじゃないかということをおし上げておきます。

それから、町有林管理事業のことですけれども、一般質問でも鳥獣対策が出されました。確かに捕獲をしていくという緊急対応も必要です。しかし、この鳥獣対策を長期的に考えれば、里山と耕地との間の緩衝地帯ですよね、本当に里山を昔の人から里山整備をやっているんですけれども、今、ほとんど荒れていると、そういう状況の中で将来的にこの緩衝地帯をどうつくっていくのかという点でも、まず町有林の關係のところから、できるだけお手本になるようなね、ことをやっていただければ有りがたいというふうに思います。

それから、太陽光の話は出ましたので、ぜひよろしく申し上げます。

あと、前田川、一応この8件の中に入っていなかったんですけど言われて、ただ今年になっても3回の、昨日も含めてね、はんらんしてきていると。昨日も僕も駐車場いっぱいになって本当に帰るときは大変な思いをしたわけですけども、実感できてそれもよかったと思うんですが、本当に緊急対応が必要だということで、これはまた全力を尽くしてね、やっていただきたいというふうに思います。以上です。松くい虫の予算の問題について、今後の伐倒は。

産業振興課長（塚田君） ご存じのとおり、今年度24年度は空中散布を行いました。そのため、今年予算書を見ていただければわかると思いますが、今年空散と伐倒駆除合わせた予算が昨年と大体同額になっています。ということは本年の伐倒駆除は、昨年より少ない量になっております。今後、ご覧のとおり、大分赤いところが目立ってきておりますので、財政とも相談しながらできるだけ伐倒駆除の方、できるだけ進めていければというふうには考えております。以上です。

5番（窪田さん） 75ページの款7のこの委託料なんですけれども、1年に何回検査をし、同一のところに支払っているのか。公害対策費の13の区分、それで委託料を払っている割にはこの備品購入費を払っているわけなんですけれども、何か素人にはかかっているのか、長期にその備品というのは使用可能なのでしょうか。

住民環境課長（小奈君） 公害対策一般経費の中の、まず委託料ですが、これは河川水質調査ということで、河川の定点定期水質測定ということで15地点、14項目、年4回ということで、この調査をしてきているものでございます。また、公共水域の水質等を随時に調査をしている。ほかに、地下水の水質調査、あと河川水質の5年間にわたりましての、分析グラフというようなことを展開したものでございます。

また18の備品購入費であります。こちらは、騒音計1台と3・11のあのお話のある中で、放射線測定器ということで、これを新規に1台購入したものでございます。

5番（窪田さん） はい、わかりました。

7番（山崎君） それでは、まず97ページ、款8項2目3ですね。A01号線についてですけども、土地、用地代ですね、用地代があります、17番のところに、説明の17番に入っていますけれども、353万3,730円、実際に当初予算だと1,967万円が計上されておりました。実際にここで差額が1,600万ほど差額に約、なりますけれども、1,600万ほどの差額になりますけれども、実際に土地買収がうまくいっていないのか、その部分のA01号線なかなか進まない部分もありますけれども、今、その土地買収としてどの程度進んでいるのか、またその点で今年、その土地買収がうまく進む予定があるのか、その辺をまず1項目お聞きいたします。

次に、同じく款8項5目4、101ページ、公園管理費であります。公園整備基金の繰入金、当初の予算では130万円でありました。実際の繰入金は416万1千円となっております。

また、それによって今回、公園管理費の方で花と緑とまちづくり等のところで使われておりますが、その増えた理由をお聞かせください。以上2点です。

建設課長（青木君） まず、A01号線の道路改良事業につきましてでございますが、この決算に載っておりますのは、1名の地権者からですね、用地を購入させていただきました。ご質問にありましたとおり、まだまだ購入していかなければ工事に結びついていくことのない状況ではございますが、それにつきまして、一部繰り越しという手続もさせていただきながら、今、地元の皆さんにですね、地権者の方にお話をさせていただいて、なるべく土地をお譲りいただき、事業が推進できるように対応を図っているところでございます。

続きまして、公園管理費の関係でございますが、これにつきましては、公園管理におきまして、公園ですので、さまざまな遊具等がございます。そういった遊具等を整備していく中でですね、ここにありますような基金を充当させていただいて、工事を実施し、安全な遊具等を整備して改修、あるいは更新していくというようなことで考えてます。

それとあと、花と緑ということの中ではですね、各地区にですね、花の苗とか、そういったものを配布して、地域での花と緑の緑化を推進するというようなところでですね、この基金を利用させていただいて進めているところでございます。以上です。

7番（山崎君） 予算の方にも580万、今年に繰越事業として、道路費で、土木債の方で出ております。実際に、それはまた、多分、今やっているもとの貞明保育園の前でのあそこの部分の繰越金であるのか、実際にその工事としてこれ繰越金になっているのか、またさっきの話ですけれども、1,600万円の当初予算との差額があると、その部分は実際にどの場所の部分の土地買収を予定していた金額であって、今年はその部分の土地、用地を取得するにも当たって、見通しはどうか、まずその1点をお伺いします。

花と緑ですけれども、それは遊具をつくられたという話で、それ実際にどこの遊具をどのようにつくってこられたのか、整備されたのか、以上です。

建設課長（青木君） まず、A01号線についてお答えを申し上げたいと思います。

当初ですね、3千万というような事業の枠を組みましてですね、このA01号線を進めたいということで、先ほどの決算額にある地権者の方以外にもですね、用地をぜひとも買い求めていきたいということで組みましたが、決算ということの中ではここにあるような数字、地権者の1名ということの状況になっております。

全体の中でですね、3千万という、ここで交付金事業でやっておりますので、そういう考え方の中で、事業枠、用地補償というものをまず優先的に考えて予算を組み立てたところがございます。

続きまして、遊具の関係でございますが、都市公園の遊具につきましては、びんぐし公園を初め、テクノ工業団地の公園でありますとか、あるいは文化センター周辺でのわんぱく広場で

ありますとか、かなりの数の遊具がございます。そういったものの中で、小規模なばね遊具でありますとか、あるいは大規模なものであっても滑り台的なものでありますとか、数ある中でですね、やはり基準というものが、安全基準というものが日々変わる中で、小規模的にいろいろ改善を、改修をしなければ、皆さんに安全にご利用いただけないということで、数としましてはもうかなりの数のものをですね、小規模であったり、先ほどの滑り台のように若干お金のかかるものであったりですね、改修をしてきたところでございます。

細かくはちょっと、手元の中にですね、この公園でこれとこれとこれが幾つというような状況ではございませんが、都市公園として全体の中で優先順位をつけて安全性を確保するという事の中で改修を実施したということでございます。

議長（宮島君） ほかにございませんか。

3番（西沢さん） 2点お伺いいたします。

最初に、44ページ、目1 税務総務費の節1 9負担金補助及び交付金ですが、この中の地方税滞納整理機構負担金1 4 6万6, 800円、先ほど法人3、個人6、9件にかかる3, 800万円ということでしたが、この算出の根拠をお伺いします。

それから98ページ、目4 橋梁新設改良費の中の効果促進事業の委託料ですが、159基について委託をしたということでございますが、これが将来修繕計画を策定していくという部分でございますので、ここで出た結果についてはどのように分析しているか、お尋ねいたします。

収納対策推進幹（宮下君） ご質問の地方税滞納整理機構負担金でございます。その内訳でございますけれども、構成団体77市町村でございます。そうした中で基本負担額ということで、均等割でありますけれども、1市町村当たり5万円と処理件数割ということで1件当たり16万6千円、当町の場合9件移管してございますので、149万4千円、基本負担額と合わせて154万4千円という状況でございます。

なお、23年度におきましては、機構全体で引受件数が当初予定より少なくなったという中で、各構成団体へ5%が還元されておりますので、決算額154万4千円ではなくて、そこから7万7, 200円減額した決算額となっているところでございます。以上です。

建設課長（青木君） 目4の橋梁新設改良費における効果促進事業、その橋梁点検の関係の委託業務でございますが、これは先ほど議員さんからもご質問の中にもありましたように、これから長寿命化、修繕計画を策定するための事前作業といいますか、点検作業ということの中で実施をしたところでございます。内容につきましては、159基の橋梁につきまして点検を実施したということです。

この点検結果について、どのような点検結果が得られたのかというところでございますが、点検結果としましては、レベル1と2というような二段階で判定をいたしました。それでレベル1という、極めて健全であるという判断できるものが24基、またですね、重要な、橋とし

て重要な構造部分についてこれから改修計画、長寿命化計画の中に盛り込んで、計画的に考えていかなければというような部分が135基というような状況になっております。

しかしながら、このレベル2という考え方でございますが、重要な構造の部分でということにはですね、皆様方にご通行いただいている、橋の表面、アスファルト舗装であるとか、そういった部分の状態も含まれます。ですから橋梁の表面のアスファルトに、例えば、カメの甲状に少し亀裂が見えるねとかというような状況でもですね、このレベル2の中で改修計画の中に盛り込んで検討していただきたいというような仕訳になってまいりますので、その中で重要性というのはもう一度結果の中でですね、構造的なものも含めまして先ほど言いました、長寿命化修繕計画の中でですね順番等も考える中で、具体的に計画を立てて修繕をかけていくというような状況になるかと思えます。以上です。

3番（西沢さん） 今の橋梁の点検業務委託についてですが、今レベル2の135基の中で、本体そのものには、そんなに影響がない部分というお話でございました。では、その本体にかかる部分で早急に修繕をしなければならないというような状況はなかったのかどうか、その点だけお伺いいたします。

建設課長（青木君） 再質問につきまして、お答えを申し上げます。

点検結果、レベル2という状況の中で、すぐにも重要な構造部分にかかわって改修が必要ではないかという橋梁があったかどうかということでございますが、今すぐにですね、今日、明日のうちにもうすぐ修繕をしなければ、もう通行に支障があるというような状況ではございません。方向的にはですね、これは県ともこの状況を協議といいますか、検討する中で、考え方といたしましては、しなの鉄道にかかる橋梁部分、そういったものについては、この改修について早い段階で着手をしていく、そういう長寿命化に立って修繕計画に対応していくというような状況が必要かと思われます。以上です。

9番（大森君） 5点についてお伺いいたします。

まず1点ですが、ページ56ページ、款3項1目4緊急雇用福祉施設自主製品等販路拡大事業ですが、この13の委託料2名分ということで220万8,612円ですけれども、これどこの施設なのか、それから販路拡大のこの成果はどのようなであったのか、この23年度、どうであったかについてご報告願いたいと思えます。

次にページ74ページ、款4項1目6狂犬病予防事業で、予防注射ですが、説明のところで見ますと、登録は982頭、そして猶予が8頭で未実施が51頭あるということですが、猶予とは一体どういうことで猶予なのか、それから未実施の理由とその後、結局、この23年度は一度も受けていないという意味と思うんですが、この方々に対する何か罰則なり、あるいは何かどんな方法で処理されたのか。

次にページ75ページ、款4項1目7公害対策、先ほどもありました公害対策一般経費の中

の18の備品購入ですが、実績報告を見ますと、騒音測定器を1台購入されております。これ購入したということは必要があったから購入したと思います。あるいは古くなって更新したのか、それなりの理由もあるんですが、わざわざ購入したということは、どこか測定する必要があったかどうか、もしあれば、それはどこのどういう内容だったのか、説明願いたいと思います。

それから、110ページの款10項1目2問題を抱える子ども等自立支援事業で316万ほど計上され使われたわけですが、これは大峰教室へ通室して、小学生、中学生が通室するわけですが、この内訳の前年度22年度等と比較して、今年度24年度も、もしわかればあれですが、比較して一体何人ぐらいの方が大峰教室へ行かれ、そして23年度、学校に復帰できた子供さんは何人いたのか報告願いたいと思います。

最後ですが、ページ122ページ、款10項4目3図書館一般経費、ここのところで人件費で館長と臨時職員が計上されております。職員体制について、臨時の方がどのくらいなのか、どういう体制でやられているか、そして正職員は配置されているのかどうか、この中身について報告してください。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 初めに56ページであります。緊急雇用福祉施設自主製品等販路拡大事業であります。この事業につきましては県のですね、緊急雇用の補助を使いまして、場所とするとですね、駅前のけやき横町のところにですね、風ととくべえということで、福祉製品、福祉施設でつくられた製品を販売といったことが、目的としたものでありますけれども、こちらにいわゆる販売のですね、補助スタッフを雇用をしていただくということでの事業でございます。2名の方のですね、雇用が実際に実現をしたということでもありますので、この事業自体の成果とすると、雇用対策ということでもありますので、そのものの成果とすると、ただいま申し上げたとおりであります。

ただ、その販路拡大といいますかね、いわゆる、これはイコールそのお店の経営のといひますかね、そういったことにもつながってくるわけでありまして、なかなかそういった部分につきましては、お話を伺う限り大変厳しい状況であるということをお聞きをしております。以上です。

住民環境課長（小奈君） 私の方からまず、狂犬病予防事業に関しまして、これ実績報告書の59ページの方でしょうか。注射猶予頭数、注射未実施頭数、その内容についてということの中でお答え申し上げます。

注射猶予頭数につきましては、まだ生まれたばかり、1年間は猶予ができると、これ狂犬病予防の中で定まっております。そちらが猶予ということで、こちら8頭。あと未実施につきましては、こちらの方、解消に向けていきたいという中では、飼い主さんの方に再三お願いをしながら、解消へと努力していきたいと考えているものでございます。

また、75ページの備品、騒音測定器の購入内容です、購入につきましてはですが、これは古く、前の機械が古くなりました。騒音等苦情につきまして、必要があるときへの対応ということで、23年度の中で備えさせていただいたものでございます。

教育文化課長（柳澤君） 110ページの問題を抱える子ども等自立支援事業の実績というような状況でございます。平成22年度につきましては5名というような状況でありました。23年度につきましては6名というような状況で、大峰教室で対応したというような状況となっております。復帰の数という部分なんですけれども、残念ながらちょっとないような状況となっております。

それから、123ページの図書館の体制という部分であります。平成23年度につきましては、館長、それから職員1名、常勤的な職員1名、それから臨時の職員というところで対応したところであります。本年度につきましては館長1名、それから常勤的な職員と臨時の職員を2名というような状況の中で、現在対応をしている状況となっております。以上です。

9番（大森君） それぞれ答弁いただきました。販路拡大事業ということですので、雇用ということが主目的の事業なんですか、これは。福祉施設ということでもありますのでね、恐らくいろんな理由があるかと思うんですが、例えばどんなふうな営業をされているのか、ここでの今、お話ではちょっと営業的には結構厳しいということですが、どのようなご指導をされているのか、報告願いたいというふうに思います。

それから、狂犬病、これ登録制ですので、これ何らか手を打てると思うんですよね。23年度、結局これらの犬は予防接種受けていないということじゃないですか。こんなことあり得ないでしょう。どうして、これきちっとできないんですか。それについてもう一度答弁願います。

それから、公害の騒音の測定器、これはね、更新されたということで、いつでも利用できるように、測定できるようにということですが、これ、あれですかね、どんなふう利用できるということですか。町民から近所の工場がうるさいからお願いというふうに言わないといけないのか、どうすれば測定していただけるのか、それについて、やり方といいますか、申し出をしなきゃいけないのか、その辺のちょっとやり方、どうすればいいのか、測定してもらうにはどうすればいいのか、そのやり方について報告願いたいというふうに思います。

それから問題を抱える等の自立支援事業ですけれども、毎回、私、これ質問させていただいているんですが、家庭訪問だとか、子供の指導だとかいろいろと、本当に指導されている先生方も大変であると思うんです。3年、中学生の場合ですと3年間、お世話になっても3年たてば卒業していくということですので、例えば長い期間でずっと指導して、自立といいますか、復帰できるような、そういう状況に立ち直ってもらえるぐらいになればいいと思うんですけれども、3年間でしかできないということ。それで、小学生、中学生となっていますので、小学生から継続している方、子供さんは23年度、何人いらっしゃったのかお願いいたします。

それから図書館の件ですが、正職員がいるかどうかとお聞きしたんですが、いらっしやらないということのご返事だと思うんですが、なぜこれ今、なくなっちゃったのか、いらっしやらないのか、その辺の理由について明確にさせていただきたいというふうに思います。以上、再質問いたします。

福祉健康課長（塚田君） 緊急雇用創出という事業でありますので、一つは雇用が目的であります。当然いわゆる福祉製品の販路拡大という手段の中です。雇用創出、あるいは、一定の時期だけで終わることなくですね、就労促進というようなことになりますので、当然就労継続ということになれば、その中ですね、経営的な部分というのは当然出てくる話でありますので、当然その事業名にもありますように、販路拡大といいますか、そういったことが目的とした事業ということになります。

なかなかやはり集客という部分ではですね、非常に難しい部分がございます。坂城の駅前周辺そのものの部分ですね、活性化という部分がございますけれども、福祉関係のそういった事業所の方がですね、あの場所に入ってきて、こういった事業を展開されるということは、福祉の推進といいますか、そういったものの役割もですね、担っていただけるものというふうにも期待しているわけがあります。

製品の販売と同時にですね、スペースの中にはですね、交流のスペースというものも配置をさせていただいて、そういったところを利用してですね、障害者と一般の方といいますか、いわゆる地域の方との交流を考えながら、そういった福祉の発信の場所というようなことも一つの目的といいますか、課題といいますか、そういったことで事業を展開をしていただくというようなことで始まった事業であります。

なかなか思うような形で進んでいないのは実情であります。事業者の方とお話をする機会もありますが、今後どんな形で継続をしていくのか、推進をしていくのかといったところは、非常に大きな課題だというふうに認識をしております。また、皆様方からの、なかなか事業所、法人としてのですね、事業展開ですので、どこの部分までできるかというのは非常に難しい部分がありますけれども、事業の性格、福祉という部分もございますので、皆様方からのですね、またアイデアもいただきながら、駅前の場所がですね、そういった福祉の拠点に育つような形で支援を継続していければなというふうに思っております。以上です。

住民環境課長（小奈君） まず、狂犬病予防に関しましては、関しましてですが、まず、この狂犬病予防の接種につきましては、罰則等もなき中で、やはり飼い主さんのモラル、これに負うところが大きいと、これが実情でございます。そういう中で、子供さんの方に啓発ポスター等をかいていただいたり、さまざまな形で啓発、これは展開しているんですが、何よりも飼われている方、こちらの方のモラルという部分について負うところが大きいものでございます。

あと、もう一つ、騒音測定器の関係であります。これは役場に寄せられた苦情に対応して、

役場職員の方で計測に行っております。

教育文化課長（柳澤君） 大峰教室の通う話でございます。23年度につきましては、大峰教室につきましては、通っているのは中学生というような状況となっております。小学生につきましては、各小学校に行ける時間帯で保健室、あるいは校長室というようなところで通っているような状況となっているところであります。

続いて、図書館というような状況でございます。23年度につきましては、正職員が1名配置になっていたところでございます。24年度につきましては、今年度の人事ということで人事全体の職員体制ということでありまして、すべての施設が職員が配置されていないというようになっているところでございます。

議長（宮島君） ほかにございませんか。

11番（塚田君） 69ページ、衛生費で備考の14のところに、使用料及び血圧計リース料とあります。6万4千円。これリースということは、また来年も金払うだけ。機械買っても1万円ぐらいで買えるんだけど、どんなでかいのだからちょっと説明をお願いいたします。そういう高いの。

もう1点ですが、74から75にかけて、不法投棄のごみの撤去に大分お金がかかっているんですが、この集めたごみは処分は坂城町の税金でやったのか、この金の中に入っているのかどうか。不法投棄したのはほとんど町外の間人が、過去にもごみ拾ったことあるんだけど、町外の間人なんだけど。このいや、ほとんどそうなんですよ。だから坂城町の税金で処分するのちょっと納得できないもので、今後の検討をお願いしたいと思います。

それからその下ですが、公害、さっき出てました。7番のね、公害対策費、委託料、水質検査やっておりますが、この中に、こっちの実績報告書の中では六ヶ郷用水も入っているんですが、これ六ヶ郷用水組合では独自に検査してやっているわけですが、何でそんなダブったようなことをするのか。

それから調査結果ですね、水質基準に合わなかったらどういう、ただそのまんまでやっているのか、調べてみるだけなのか、それとも何ていうだ、薄めるというか、それで流すのかどうか、はい、希釈するのかどうかお聞きいたします。

議長（宮島君） 総括質疑の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午後 3時42分～再開 午後 3時52分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

福祉健康課長（塚田君） 69ページの一番下の方になりますが、自動血圧計リース料6万4千円についてお答え申し上げます。

保健センターに入っておりますとですね、血圧計、設置してございます。保健センターに見える町民の方が、気軽に使っていただけるようにということで設置をしております。ご家

庭ですね、お使いいただく携帯用のものと違いまして、かなり高額であります。30万近くするというようなことで、5年リースをかけております。20年の4月から、現在のものは20年の4月から25年の3月までということで、このリース料ということでご理解をいただきたいと思えます。以上です。

住民環境課長（小奈君） まず、不法投棄についてその投棄されたごみの処理に関しましてですが、これは犯人、つまり捨てた方がしっかりわかる話であれば、これは不法投棄という形ではなく、当然その方にごみの処理はすべてお願いします。これは当然であります、全く犯人が特定できない、そういう中での不法投棄、これになりますと、町の方でこれは処理をしております。

あと、河川の水質検査等に関してですが、こちらの方、まず六ヶ郷用水組合、町の方でとっておりますのは、小網のところ、こちらの方、上流のところ、生活排水等のものが入っているかどうかといいますか、そういう水質の検査をしているところがございます。六ヶ郷用水では、それよりも上山田寄り、上山田寄りといいますか千曲市寄りの中の下流で検査をされているところがございます。

なお、この河川の水質検査等の結果につきましては、広報でその検査結果を公表し、町内の河川の状況、これをお話させていただき、そこに汚濁等が進んでいる、進んでいないという部分、あわせて皆様にも生活排水等含めていろんなものを流さないようにということで、啓発も展開しているところがございます。

11番（塚田君） 水質基準に当てはまらないことはなかったですか、今まで、それもお聞きします。

住民環境課長（小奈君） 水質基準につきましては、公表したとおりでございます。BODまたさまざまな水質の中でこれが大きく出ているもの等あれば、それについて広報の中で注意を申し上げてきているものがございます。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて歳出の総括質疑は終結いたします。

本案につきましては、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち、項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項を総務産業常任委員会に審査を付託いたしました。

次に、歳出の総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進

費、目6 隣保館運営費を除く民生費、款4 衛生費のうち項1 保健衛生費中目10 合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9 消防費のうち項1 消防費中目4 水防費を除く消防費、款10 教育費の各事項を社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。

日程第3「議案第39号」から日程第8「議案第44号」まで6議案、各特別会計決算案につきましては、担当課長の詳細説明は省略いたしたいと思えます。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長(宮島君) 異議なしと認めます。

よって、担当課長の詳細説明は省略することに決定をいたしました。

◎日程第3「議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長(宮島君) これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第4「議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長(宮島君) これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

9番(大森君) 国民健康保険についてお尋ねいたします。23年度末での国保保険証の交付状況の内訳をご報告願いたいと思えます。

福祉健康課長(塚田君) 済みません。確認をさせていただきたいんですが、保険証の交付状況ということでよろしいでしょうか。

9番(大森君) 保険証の資格証明書、保険証のですね、資格証明等の制限されている方の状況でございます。済みません。

福祉健康課長(塚田君) 23年度末ということでございますが、資格証明書が20世帯、それから短期の被保険者証が102ということでございます。それから窓口預かりと申しますか、この方が13件ということでございます。以上です。

9番(大森君) 特に、窓口預かりであるという13件に対して、これはあれですかね、ずっと

継続して、前年度もこんな状態の方なんでしょうか。新たに13人の方が窓口預かりになったのかどうか、その状況についてお知らせください。

福祉健康課長（塚田君） 保険証の資格者証、短期証、あるいは窓口預かりにつきましては、いわゆる国民健康保険税の納入状況によりまして、納税相談等にですね、おいでいただくような形をお話をしながら、順次対応をしているところでございます。

資格者証、それから短期証、窓口交付それぞれございますが、窓口預かりにつきましては、保険証の切りかえの時期がございますが、その折にですね、それに合わせてその事前にですね、納税相談等実施をしているわけでありましてけれども、その中で対応によってですね、窓口預かりは徐々に減少しております。

昨年度末については19件ございましたが、22年度末19件、23年度末13件ということで減少しております。中身といいますかね、同じ世帯、かわった世帯という分は、今、ちょっと正確に資料ございませんけれども、引き続きの方ももちろんありますし、新たな方もございます。当然減少しておりますので、窓口預かりからですね、短期証の交付というようなことにつながっている方もいらっしゃるということで、福祉健康課、それから総務課税務担当、連携をしながら、できるだけ該当の皆さんに接触をする機会を設ける中で、医療機関にかかるための保険証でありますので、お手元にお持ちいただくように努力をしているところであります。以上です。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第5「議案第41号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

（進行の声あり）

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第6「議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、総務産業常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第7「議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

◎日程第8「議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） これより総括質疑に入ります。

質疑は歳入歳出一括して行います。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて総括質疑を終結いたします。

本件については、社会文教常任委員会に審査を付託いたします。

議長（宮島君） ただいま各常任委員会に審査を付託いたしました日程第2「議案第38号」から日程第8「議案第44号」までの7件については、次回の会議において審査結果の報告をお願いいたします。

以上で本日の議事日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

明日13日から9月18日までの6日間は委員会審査等のため休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長（宮島君） 異議なしと認め、よって、明日13日から9月18日までの6日間は委員会審査等のため休会することに決定をいたしました。

次回は9月19日、午前10時から会議を開き、決算案の委員長報告、討論、条例案、補正予算案等の審議を行います。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(散会 午後 4時08分)

9月19日本会議再開（第5日目）

1. 出席議員 14名

1番議員	塩入弘文君	8番議員	入日時子君
2 "	吉川まゆみ君	9 "	大森茂彦君
3 "	西沢悦子君	10 "	中嶋登君
4 "	塩野入猛君	11 "	塚田忠君
5 "	窪田英子君	12 "	池田弘君
6 "	塚田正平君	13 "	柳澤澄君
7 "	山崎正志君	14 "	宮島祐夫君

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	山村弘君
副町長	宮下和久君
教育長	宮崎義也君
会計管理者	春日英次君
総務課長	田中一夫君
企画政策課長	荒川正朋君
まちづくり推進室長	青木知之君
住民環境課長	小奈千秋君
福祉健康課長	塚田郁夫君
子育て推進室長	天田民男君
産業振興課長	塚田陽一君
建設課長	青木昌也君
教育文化課長	柳澤博君
収納対策推進幹事	宮下和久君
総務課長補佐	大井裕君
総務係長	臼井洋一君
総務課長補佐	白井洋一君
財政係長	中村淳君
企画政策課長補佐	中村淳君
企画調整係長	大橋房夫君
代表監査委員	大橋房夫君

4. 職務のため出席した者

議会事務局長	塩澤健一君
議会書記	小宮山和美君

5. 開 議 午前10時00分

6. 議事日程

第 1 請願・陳情について

第 2 議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について

第 3 議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について

第 4 議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 5 議案第41号 平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 6 議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

第 7 議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

第 8 議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

第 9 議案第45号 坂城町税条例の一部を改正する条例について

第10 議案第46号 坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について

第11 議案第47号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について

第12 議案第48号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）について

第13 議案第49号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

第14 議案第50号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について

第15 議案第51号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

第16 議案第52号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

第17 議案第53号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

追加第 1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加第 2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

追加第 3 発委第 5号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見

書について

追加第 4 発委第 6 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

追加第 5 発委第 7 号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について

追加第 6 発委第 8 号 篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書について

追加第 7 発委第 9 号 家族従業者の働き分を認めるための所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書について

追加第 8 閉会中の委員会継続審査申し出について

7. 本日の会議に付した事件

前記議事日程のとおり

8. 議事の経過

議長（宮島君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 14 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第 1 「請願・陳情について」

議長（宮島君） 所管の常任委員会に審査を付託をいたしました請願及び陳情について、委員長から審査結果の報告がなされております。

お手元に配付のとおりであります。

「請願第 3 号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第 4 号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第 5 号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「請願第 6 号 篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

「陳情第 3 号 家族従業者の働き分を認めるための所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書の採択を求めることについて」

「質疑、討論なく（委員長報告賛成、挙手全員により）採択」

議長（宮島君） 日程第2「議案第38号」から日程第8「議案第44号」までの平成23年度一般会計及び各特別会計決算認定案については、去る9月12日の会議において各常任委員長に審査を付託した案件であります。

その審査結果について各委員長から報告がなされております。

◎日程第2「議案第38号 平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 総務産業常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち、歳入及び歳出の款1議会費、款2総務費のうち項1総務管理費中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費を除く総務費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費、款5労働費、款6農林水産業費、款7商工費、款8土木費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費、款11災害復旧費、款12公債費、款14予備費の各事項について、9月13日、14日の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長の出席を得て、説明員として総務課長、会計管理者、企画政策課長、産業振興課長、建設課長、収納対策推進幹、まちづくり推進室長、隣保館長、議会事務局長及び各担当係長の出席を求め、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告を申し上げます。

総務課歳入から始めていきます。

<歳入>

- 滞納整理機構への移管は23年度で、法人3件、個人6件の計9件ということだが、その成果は。
- △ 滞納額がおおむね50万円以上で再三の督促や催告に応じない人を基準として大口徴収困難案件を移管している。滞納整理機構への移管予告通知により即時納付、納付誓約等で、835万円が納付された。移管後は351万円の徴収があり、合計1,186万円が収納されている状況である。
- 町民税の滞納者数、最高滞納額、滞納期間は。
- △ 個人町民税の収入未済額に対する人数は、現年分223人、滞納繰越分486人。最高滞納額は361万5,100円。法人町民税の収入未済額に対する件数は現年分15社、滞納繰越分23社、最高滞納額は91万円で、個人、法人ともに10年以上前からの滞納である。
- 固定資産税の滞納者数、最高滞納額、滞納期間は。

- △ 収入未済額に対する人数は現年分 264 人、滞納繰越分 270 人。最高滞納額は 3,188 万 948 円で 10 年以上前からの滞納である。
- 軽自動車の滞納者数、最高滞納額、滞納期間は。
- △ 収入未済額に対する人数は現年分 134 人、滞納繰越分 170 人。最高滞納額は 37 万 7,500 円で 10 年以上前からの滞納である。
- 保育負担金の収入未済の人数は。
- △ 現年度保育負担金の収入未済額は 89 万 5,950 円で 13 人、長時間保育負担金は 2 万 9,350 円で 11 人、滞納繰越分については保育負担金が 38 名、長時間保育負担金が 29 名となっている。
- 農業費負担金 1,280 万円の内容は。
- △ 県営事業による六ヶ郷用水改修工事の地元負担金について、農林漁業資金から借り入れたものである。
- 町営・住宅改良住宅使用料の収入未済の状況は。
- △ 住宅使用料の収入未済額は町営住宅、改良住宅合わせて現年度分が 25 件で 179 万 4,150 円、滞納繰越分は 17 件で 803 万 9,550 円となっている。
- 株式会社坂城町振興公社納付金、入湯税ともに前年度より減少しているが、その原因は。
- △ 前年度はびんぐし湯さん館の利用者が若干減少したことに加えて、燃料の高騰により収入が減ったことが原因として考えられる。現在はリニューアルに伴い、盛況である。
- コミュニティ助成金の内容は。
- △ 自治総合センターからの助成金で、鼠公民館への建設補助金として交付したものである。

<歳出>

- 一般職給料の内訳は。
- △ 総務課、企画政策課などの 23 名分の給料である。
- 職員の健康管理はどのように行っているか。
- △ 保健センターで行われている健康スクリーニングや人間ドック受診の補助を行い、受診しやすい環境をつくり、職員の健康管理に努めている。
- 町長の交際費の内訳は。
- △ 主なものは各種大会、会議等の会費や激励金である。
- 工事請負費の庁舎間仕切り等改修工事とは。
- △ 1 階の相談室と 2 階の会見室の改修である。
- 庁用車のリースとは。
- △ マイクロバスをリースしている。

(会計室)

- 窓口での現金の取り扱いは。
- △ 庁舎内は、その都度、あるいは1日を集計し、翌日毎日納入、出先機関には1週間に一度、納入している。
- 口座振替手数料の1件当たりの金額は。
- △ 指定金融機関が八十二銀行坂城支店なので、支店内は3万円未満105円、3万円以上315円、他支店は3万円未満315円、3万円以上525円、他銀行農協等は3万円未満630円、3万円以上840円の手数料がかかる。

(企画政策課)

- 土地売払収入はどうか。
- △ 上平地籍の赤線用途廃止による払い下げと上五明地籍の県道上室賀坂城停車場線沿い、町有地を県企業局へポンプ室移転用地として払い下げたものである。
- 地域づくり活動支援事業の概要は。
- △ 各区の自発的な活動支援をするもので、防犯、区民祭り、広場整備等、各区の創意工夫による地域興しを目的とするもので、昨年度は12区4団体から申請。申請事業については、審査会により透明性を図り、採択決定をしている。
- スマートコミュニティ事業の推進委員会と今後の活動は。
- △ 商業、工業、農業、林業、民生などの代表11名で構成。今後の事業実施に向けてそれぞれの立場でご支援をいただきたいと考えている。
- 男女共同みんなの会の会員数と男女構成は。
- △ 会員数211名で、男性60名、女性151名である。
- 人権政策確立支援補助15万円はどこへ補助し、どのような活動内容か。
- △ 部落解放同盟町協議会へ補助。協議会では部落解放人権政策確立要求中央集会参加や県人権集会参加に充てている。
- 人権擁護委員は何名で、活動内容は。
- △ 町で6名を推薦して、法務大臣から委嘱、実際の活動は法務局上田支局の区域内の人権擁護委員で組織されている、上田人権擁護委員会協議会による。事業内容については、年1回の総会のほか、常務委員会、委員研修会、相談所の開設、啓発活動などを行っている。

(産業振興課)

- 中小企業人材確保推進事業の成果は。
- △ 平成21年度からテクノハート協同組合が取り組んでいる事業で、23年度事業として開催した合同企業説明会には82名の学生の参加があった。また、大学就職担当者との情報交換会、坂城町企業紹介DVDを作成し、学生、大学の就職担当者へPRしている。
- 有害鳥獣駆除対策協議会の開催と委員構成は。

- △ 委員会は毎年、年度当初に1回開催し、今年度の有害駆除をどのように進めていくかを話し合う。委員は会長に町長、ちくま農協2名（組合長、営農経済部長）、東信農業共済更埴支所長、猟友会3名（会長、副会長2名）、林業委員会会長、農業委員会会長、教育長、交番所長の計11名で構成されている。
- 今年は既にイノシシが72頭捕獲されているとのことだが、地域別の捕獲頭数は。
- △ 南条・中之条地区46頭、坂城地区16頭、村上地区10頭が捕獲されている。
- 被害のある中山間地域等で防護ネットを張る等の被害対策を講じたい地域はあるのか。
- △ 現在、上平地区で実施したいという要望があり、県事業を活用して、実施に向けて検討している。まず地区で被害状況等を把握してもらい、地域でどのような取り組みができるのかを確認するため県の対策チームから説明を受ける予定である。また、島集落では、町の設置補助制度を活用し電さくやネットを張って対応をしている。
- しなの鉄道負担金はどのような内容か。
- △ 農山漁村活性化支援交付金事業にかかわる中之条用水整備工事に対する事務負担金である。
- 地域営農推進事業で、ねずこんを作成したが、活用状況は。
- △ ねずこんの縫いぐるみを作成し、命名を行った。イベントなどの出演実績は、町内の各種イベント、販路拡大のキャンペーンで東京、金沢などのイベントにも参加し、10月から3月でテレビ出演を入れて27件の参加である。今後も町内のイベントを中心に販路拡大、特産品振興のPRに活用していく。
- 農地銀行活動推進事業の遊休地の貸し出しの状況は。
- △ ファミリー農園の利用状況は、町内6カ所、73区画の貸し付けを行った。
- さかき地場産直売所あいさいの経営状況は。
- △ 決算では黒字決算であるが、厳しい経営状態である。組合員を初め、スタッフで協力し合いながら懸命に運営をしている。
- 林業総務一般経費の中で、緑化木苗木の内容は。
- △ 小学校新入児童に入学祝いとして贈るバラの苗木代、こんぴらミニパークに植栽するツツジ等に使用をした。
- 中小企業振興資金貸付預託金の増額は十分であったか。
- △ 23年度は振興条例の改正を行い9月補正において、経済情勢、各行の融資状況を見ながら1千万円の増額を行ったが、予想より利用は少なかった。
- 緊急雇用・町内案内看板設置状況調査の結果を踏まえ、今後の展開はどのように考えているか。
- △ 町道、県道、国道の案内看板を約280カ所、千枚ほどのデジタルカメラにより撮影をした。今後は庁舎内に検討組織をつくり、委員による現状の共有を図ってもらい、わかりやすい

看板設置に向けて研究を進めていく。

- B. 1プラザの共益費は何社分か。入居者の状況は。
- △ 11室中6室を使用しており、うち二つについては、減免措置をした団体が入居している。減免2室は、おとわの会による「広報さかき」の音訳版を作成、及び坂城町振興公社で特産品ブランド化・販売の利用のため減免措置を講じている。
- 災害復旧事業の具体的な内容は。
- △ 平成23年の5月28日から30日にかけての豪雨により、林道水晶線の護岸がさらわれ、ブロック積工による復旧工事を実施した。内容は長さ12m、幅3m、面積37m²である。
(建設課)
- 小網地区の合併処理浄化槽設置事業は現在62%の進捗状況と聞いているが、25年度までに100%になるのか。
- △ 平成21年度から実施しており、計画の50戸のうち30戸と小網公民館を実施した。引き続き24、25年度を小網地区活性化委員会、小網区長等をお願いをして実施していく予定である。25年度内に100%の可能性は個々の事情もあり難しい状況であるが、26年度からは通常の補助金が該当となる。
- 町単補助事業を25区で実施したとあるが、要望は何カ所あって実施率はどのくらいか。
- △ 138カ所のうち実施したのが39カ所あり、実施率は28%である。
- 水路しゅんせつ改良をした場所はどこか。
- △ 水路しゅんせつ工事の実施箇所は坂端のサイフォン、前田川の沈砂池、道路横断暗渠等の計10カ所で、水路改良工事は鼠、中之条、町横尾及び金井2カ所の5件である。
- 町営住宅使用料の滞納状況は。現年分25件、滞納繰越分17件であるが、徴収努力はどのように行っておるか。
- △ 1カ月でも滞納があれば督促状を送付し、電話催促や直接滞納者宅へ出向いて、その都度滞納整理を行っている。その後は、催告状等で対応をしている。
- 地籍調査測量委託380万円とあるが、具体的にはどういう事業か。
- △ 通常の修正登記にかかわる委託費に加え、昨年3・11東日本大震災によって生じた地殻変動の測量基準点に対する影響を調査するための検証測量の委託費である。
- 検証測量の結果はどうなったか。
- △ すべて許容誤差の範囲であり、地震の影響はなかった。
(議会事務局)
- 現在の議員年金受給者は。共済会負担金が大きく増えているが、今後は減っていくのか。
- △ 受給者数は退職年金が20名、遺族年金が12名である。23年度は統一地方選挙があり、退職者が多く見込まれたことと、3期以上の者が一時金も選択できるということで、負担金が

増加したが、24年度は負担率が下がり、負担金は2,100万円に減っている。

- ホームページに議員名簿は載っているが、顔写真、Eメールアドレスも載せてはどうか。
- △ 検討したい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち総務産業常任委員会に審査を付託されました各事項について、賛成多数をもって原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

議長（宮島君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

次に、社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 社会文教常任委員会の審査報告を申し上げます。

去る9月12日の本会において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち歳出の款2総務費のうち項1総務管理中目11防犯対策費、目12交通安全対策費、目13消費生活費、項3戸籍住民基本台帳費、款3民生費のうち項1社会福祉費中目5人権同和推進費、目6隣保館運営費を除く民生費、款4衛生費のうち項1保健衛生費中目10合併処理浄化槽設置費を除く衛生費、款9消防費のうち項1消防費中目4水防費を除く消防費、款10教育費の各事項について、9月13、14の2日間にわたり委員全員の出席のもと委員会を開き、審査に当たっては町長、副町長及び教育長の出席を得て、説明員として住民環境課長、福祉健康課長、教育文化課長、公民館長、図書館長、食育・学校給食センター所長、子育て推進室長、各保育園園長、保健センター所長、地域包括支援センター所長及び各担当係長の出席を求めて、所管による関係資料を得る中で慎重かつ詳細に審査を実施いたしました。

以下、委員会において審査された概要についてご報告申し上げます。

<歳出>（住民環境課）

（防犯対策費）

- 東信交通災害共済の加入状況と23年度支払い実績は。
- △ 7,548人が加入しており、町内加入率は48.4%。23年度は、保険金302万円の支払いがあり、うち1件は死亡事故であり、最高額の100万円が支払われている。
- 交通指導員、安全協会役員にかかわる東信交通災害共済掛金の補助は。
- △ 23年度は、1人当たり500円の補助を行ったが、24年度については消費生活指導員等の委員には補助がないので平準化を進めた。

- 町内防犯灯中、LEDは何基か。
- △ 町内1, 525基中、7基がLEDである。
(戸籍住民基本台帳費)
- 戸籍住民基本台帳費の委託料、使用料と入札は。
- △ 委託料は1, 371万円、使用料は206万円である。現在、株式会社電算のシステムが構築されており、更新時には委託内容や見積等をしっかり精査する。
- 消費者の会の会員数と活動内容は。
- △ 36人であり、任期があるものではない。委員会を月一度行い、年4回の長野県セミナーへの参加、視察研修等を行っている。町内の悪質商法の件数は23年度、千曲警察署管内で14件の知能犯がありうち町内は1件である。
(環境衛生費)
- 開発行為許可の内容と、不法投棄禁止の看板の設置は。
- △ 開発行為は、生活環境保全条例と基準により事前に指導を行っている。ごみの不法投棄は犯罪であり、不法投棄禁止看板15枚作成して、14枚を不法投棄の多い箇所に設置した。
- 下水道接続が進む中で、千曲衛生施設組合の今後の計画とし尿収集業者への補償は。
- △ 今年度から基本構想の策定を行い、平成28年度を目途に施設改良を進めている。
- 土砂捨て場や草捨て場に危険なものは捨てられていないか。
- △ 原則、地区の環境美化として行われる生活排水路の土砂や周辺の雑草の捨て場として使用しており、有害物、危険物は混入されないものと考えている。使用に際しても指導をしている。
(消防施設費)
- 防災行政無線保守委託の内容は。
- △ 通信状況の確認、消耗品の取りかえなど一括して保守管理を委託している。
- Jアラートの訓練が行われ、不具合が生じた市町村があったが。
- △ 坂城町においては受信のみだが、正常に情報を受信した。
- 情報は受信してからの伝達では、瞬時に住民に伝わらないのでは。
- △ 外部スピーカーが必要になるので、有線施設の更新に合わせ検討する。
- 消防団員の出動交付金と出動人数の把握は。
- △ ポンプ操法大会、防災訓練、歳末特別警戒、出初め式等の出動交付金で、出初め式は団員1人当たり2千円で、ほかは千円となっている。出動人数の把握については、その都度分団長より報告させている。
- 災害時の出動交付金は。
- △ 災害時には交付金は出ない。
(福祉健康課)

(社会福祉費)

- 社会福祉協議会補助金の内容と補助の基準は。
- △ 補助額については、社会福祉協議会と協議して決定している。平成23年度については、人件費を含めた補助であったが、24年度から地域福祉事務事業に関する補助をしていく。
- 民生委員活動費は県から全額交付されるが、民生委員の活動内容は。
- △ 民生委員は主に地域福祉の向上を目的に活動している。民生委員が福祉委員も兼ねており、町の福祉行政、社協の福祉事業で高齢者に関することが約54%を占めている。
- 福祉委員協議会補助金と活動内容は。
- △ 町の民生児童委員協議会より県に委員1人当たり6,600円の負担金を全額補助している。高齢者の安否確認のため、独居や高齢者のみの世帯の日常的な訪問、日常生活の支援をしている。38名の委員は担当地区によって世帯数や見守りの必要な人数も違うが、多い人で年間270日、少ない人で66日である。
- 社会福祉基金の基金残高が2億3千万円ほどあるが、使途は。
- △ 社会福祉基金の積立金は、通常基金の利子分を積み立てている。23年度はそのほかに社会福祉のためとして寄附をいただいた分の積み立てがある。具体的な使途は決まっていない。
- ヤングヒューマンネットワーク事業の内容は。
- △ 4月現在、町内の男性21名、女性4名が登録している。結婚相談会は年5回、また千曲市と合同で5回イベントを実施した。平成22年度は成婚がゼロであったが、23年度は3組成婚した。
- 老人クラブの現況と補助金は。
- △ 老人クラブは、平成23年度が12クラブで、22年度は13クラブである。会員数は23年度は1,200名、22年度1,356名で94名の減となっている。老人クラブ補助金のほかに地域づくり活動支援事業で老人クラブの立ち上げに補助している。加入率も年々下がっているため、区長会等を通じて啓発している。
- 美山園建設償還利子補助とデイサービスセンター建設償還補助の状況は。
- △ 美山園においては利子分の補助であり、平成24年度で最終となる。デイサービスセンターにかかわる補助は23年度で終了した。
- 高齢者祝賀行事補助金について、10地区で開催された敬老会の75歳以上の加算500円の内容は。
- △ 実施する前に申請をしてもらい、実施後、実績報告をしてもらう。1万円の均等割のほかに出欠にかかわらず地区内の75歳以上の人数に500円を補助している。地区によっては、記念品を配るだけの地区もあるが、補助対象にはならない。
- 外出支援サービスの委託は。

- △ 寝たきり等高齢者が対象としたサービスで、社会福祉協議会に委託している。そのほかに町のストレッチャー車を無料で貸しだしている。
- 自立支援医療費の3名の内容は。
- △ 更正医療は手術等により障害の除去や軽減をするための医療について給付を行う事業である。2名は人工関節の置換術、1名は生活保護受給者の人工透析で全額公費負担である。
- 介護用品購入費支払いの内訳は。
- △ おむつが主であり、上限が7万5千円でほぼ満額利用されている。
- 介護予防支援の委託先は。
- △ 町内は、3居宅介護支援事業所、社協、南条薬局、もみの木に委託しており、町外にも委託先はある。高齢者は増加傾向にあり、相談や支援も増えており、昨年度の途中より社会福祉士1名増で体制を強化している。
- ながの子育て家庭優待パスポート事業の利用状況は。
- △ 登録事業所は20件で、湯さん館は第1号として登録した。改修で授乳室やキッズコーナーをつくり、子供連れの若い人が増えている。商業の活性化にもつながるので周知したい。
- パスポートの有効期限は平成26年度である。
- △ パスポートの裏面に氏名と生年月日があるので、登録事業所に確認してもらう。新規の交付は出産祝いや福祉医療受給者証の申請に合わせて交付している。
- 母子、父子、福祉医療費の対象と状況の把握は。
- △ 母子世帯は105件、父子世帯は10件、父母のいない世帯は2世帯である。なお、給付については母子世帯であれば母と子が対象となる。一人親の場合、県の児童扶養手当があり年1回現況届を提出してもらい、その中で事実上婚姻しているかどうかを確認している。
(保健衛生費)
- 新生児訪問と保健指導は。
- △ 生後3カ月児までを対象に実施しており、訪問は1回だけである。乳幼児健康カードにより妊娠時から3歳児検診までの継続した支援ができるようにしている。
- 視能訓練士による検診は。
- △ 3歳児健診時に遠視や近視、乱視等の目の異常を早期に発見するため、視能訓練士による検査を実施している。
- 経口生ポリオワクチンから不活化ポリオワクチンへの移行の周知は。
- △ 個別の通知により接種方法等も含め周知している。
- 39歳以下の一般健診の受診率低下の原因と女性特有のがん検診推進事業の対象者と受診状況は。
- △ 39歳以下の一般健診の受診率は22年度に比べて12人減少し、受診率は約9ポイント下

がった。特定健診と同様に受診券を同封し、個別通知により健診の内容を案内をしている。受診率低下の詳しい原因は不明である。女性特有のがん検診については、乳房検診が対象者数523人で、受診者数169人、受診率32.3%。また子宮検診は対象者数420人で、受診者数110人、受診率は26.2%である。女性特有のがん検診は平成21年度から実施しているが、乳房・子宮検診ともに、年々わずかではあるが、受診率が上がっている。

○ AEDの使用状況は。

△ 保健センターでは使用した実績はない。ほかの14施設設置場所での使用については把握していない。

(保育園総務費)

○ 広域入所について委託、受託の内訳は。

△ 委託入所については、長野市1名、千曲市2名、上田市8名、小布施町1名、高山村1名の13名である。受託入所については、長野市1名、千曲市3名、上田市6名の10名である。

○ エアコンの購入における入札は。

△ 23年度、村上保育園に1台購入している。物品費と設置費の割合では、物品費の割合が多かったため入札資格参加者のうち、物品関係資格者でエアコンを取り扱っている町内業者5社で入札を実施した。

○ 各保育園の職員体制と加配対象児、加配職員の人数は。

△ 南条保育園は15クラスで正職員7名、常勤的非常勤1名、臨時職員3名である。また要支援対象児6名に対し、4名の加配保育士で対応した。坂城保育園は9クラスで正職員5人、常勤的非常勤1名、臨時職員3名である。また要支援対象児7名に対して3人の加配保育士で対応した。村上保育園は7クラスで正職員4名、常勤的非常勤1名、臨時職員2名である。また要支援対象児9名に対し加配保育士4名で対応した。

○ 各保育園の一時預かり保育の実施状況は。

△ 満1歳以上のお子さんを預かっている。23年度、坂城保育園では473名、南条保育園では307名の利用者があった。村上保育園は24年度から実施している。

○ 保育料の口座振替と保育料の滞納状況は。

△ 口座振替は98%である。平成23年度の現年分の保育料滞納額は89万5,950円で、滞納者は13名である。滞納繰越分は667万1,580円で滞納者は38名である。また、長時間保育料の現年分は2万9,350円で滞納者は11名である。また、滞納繰越分は52万9,916円で29名である。最長の滞納は平成11年度からであり、負担の公平の面から簡単に不納欠損処分はできない。庁内各部署と連携し、坂城町町税収納推進対策会議で対策を検討したい。

○ 給食賄い材料のうち、町内産の食材の割合はどのくらいか。

- △ 賄い材料の約15%から20%が町内産食材である。
- 村上保育園の借地料の契約期間と借地面積は。
- △ 借地の広さは約1,287m²で5年契約であり、21年度に見直しをし、10%の減額をしていただいた。また売却の意向はないとのことである。
- 家庭児童相談員の業務内容は。
- △ 毎週火曜日に支援センター並びに各分室を周り、相談に応じている。また保育園に限らず、小中学校などの事案などにもかかわっている。相談内容は、育児やしつけ、また落ちつきがないなどの子供の発達についての相談が多い。23年度の児童虐待は14件であり、内訳は身体虐待2件、ネグレクト8件、心理的虐待3件、性的虐待1件であった。
- 臨床心理士の相談は。
- △ 坂城保育園は63件、南条35件、村上20件である。担任や園長を通じての申し出や子育て支援センターへの申し出により相談に応じている。
(教育文化課)
(学校教育費)
- 問題を抱える子供など、自立支援事業の内容は。
- △ 大峰教室の運営にかかわる事業で、不登校の生徒のうち6名が大峰教室に通っており、普通学級への復帰のための中間教室としての役割も兼ね、学習指導や生活指導等も行っている。
- 学力向上事業のうち、Q-Uテストの実施内容と効果は。
- △ 小学校4年生から中学2年生を対象とし、学校生活の状況等を回答するQ-U実施結果をもとに教職員の学級経営力を高め、不登校の防止にも役立てている。
- 補助金を交付している坂城幼稚園の経営状況は。
- △ 資産などの状況を見ると、比較的安定した経営になりつつある。現在交付しているのは、運営費、給食費、振興費の補助となるが、今後の補助のあり方は検討していきたい。
- 緊急雇用による職員の配置と今後の見込みは。
- △ 23年度は5名を雇用しており、南条小2名、坂城小1名、村上小1名、坂城中学1名である。緊急雇用創出事業は24年度が補助事業の最終年度であり、今後は各校の必要度等考慮して検討が必要と考えている。
- 特色ある学校づくり交付金の内容は。
- △ 中学校では、地域とのつながりを生かし、各小学校は体験学習等が主なものとして活動しているが、より学校ごとに特色ある事業展開に努めている。
- 小中学校国際交流の内容は。
- △ 平成23年度は、和平国際交流村への補助と外国人講師との交流事業を実施した。現在の政治状況は不安定であるが、中国上海市実験小学校との交流が続いている。教育交流事業について

ては、全町的に情報を発信し、企業との連携も考えていきたい。

- 就学援助費の内容は。
- △ 準要保護世帯への学用品等の補助と特別支援学級の児童、生徒への補助がある。小学校、中学校も支給額は学年により異なり、修学旅行費補助や入学金費が加算される学年もある状況である。
- 南条小学校の低学年棟の実施設計の完了は。
- △ 昨年度の計画では、全棟の耐震化のみの設計を予定していたが、内部検討会で校舎の改築の方向となった。低学年棟については、有効利用ができないかということで耐震改修の設計に変更した。
- 児童館運営費の臨時職員と放課後児童健全育成費の臨時職員の内容は。
- △ 児童館運営費の臨時職員は時間で配置する臨時職員の賃金である。放課後児童健全育成費は、常勤的非常勤の厚生員の賃金と代替構成員の賃金である。
(社会教育費)
- 図書館ネットワーク事業の利用状況は。
- △ 他館への貸出冊数は5, 728冊で、他館からの借入冊数は4, 327冊である。図書の購入とネットワークによる他館との図書の相互利用については、総体的な検証はしていないが、ネットワーク継続はしていく。
- 文化の館の貸し館状況は。
- △ 平成23年度の利用件数は78件で、内訳は文化講座が41件、お茶会等事業が7件、一般への貸し館は30件となっている。
- 文化の館には絵画の収蔵がされているが。
- △ 児玉三鈴の作品が収蔵されており、警備保障によるセキュリティー対策を委託している。ここ数年の作品の展示等は行っていない。
- 個人宅で活用されない古文書等への対応は。
- △ 平成23年度から国の臨時交付金を活用し、古文書や古民具の収集を実施し整理して台帳の作成を行っている。
- 分館施設整備補助事業の内容と実績は。
- △ 平成23年度については、申請されたすべての分館に補助金交付の予算措置がされた。補助率については2分の1以内となっている。
- 文化祭へ参加する団体が減っていないか。また文化協会に属する団体と人数は。
- △ 文化祭は、文化協会も主催者として参加しており、42団体866人である。文化祭は団体に関係なく、だれもが出品、出演できる機会である。館報や有線を通じて参加を呼びかけたい。
- 給食センターの給食用材料の坂城産の割合とそのほかの産地は。

△ 町内産の割合は金額で約4%である。それ以外については、県内産が中心であり、群馬、埼玉、愛知、静岡等の近県から旬の時期に合わせて仕入れている。

○ 食材の放射性物質の検査と検査機器の購入は。

△ 平成23年12月より県に依頼して、検査が実施できるようになり、24年4月より県内各教育事務所に検査機器が設置されている。今年度は月に2回の検査を実施しており、これまで計8回実施した。また市場に出ている食材は、出荷段階でも検査を受けている。検査機器の購入については、検査体制の整備等も含めて研究したい。

○ 食育に関する事業の実施内容は。

△ 小中学校のセンター見学の際に、栄養士が食育学習や指導を実施し、また各学校を訪問して食育の学習を行っている。また、町民へはセンターへの見学に合わせ、食育指導、研修を実施している。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算」のうち社会文教常任委員会に審査を付託されました各事項について全員の賛成をもって原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

（なしの声あり）

議長（宮島君） 委員長報告に対する質疑を終結いたします。

審議の途中ですが、ここでテープ交換のため10分間休憩をいたします。

（休憩 午前10時55分～再開 午前11時05分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

ただいまお手元に追加議案の提出がありました。

お諮りいたします。

ただいま提出された議案を日程に追加したいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認め、日程に追加することに決定をいたしました。

これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

8番（入日さん） 私は、議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場で討論します。

決算審議は町民が主人公といえる事務執行がされているのか、執行内容が適切であったか、

事業効果等について判断しました。

国会は、相変わらず国民不在で、言論の府ならぬ権力争いの場と化しています。消費税増税法案など、重要な法案が十分な審議もされずに、民主、自民、公明の3党合意により可決しました。消費税は逆進性の高い税金です。消費税ではなく、応能負担の累進課税に重点を置くべきです。医療や教育、福祉分野は課税対象から外し、ぜいたく品などに30%から50%の物品税を設置した方が、国民への影響は小さくなります。民主党の公約破りは国民に政治への不信感と既成政党離れを拡大させました。

子供たちのいじめによる自殺が増え続けています。本当に痛ましいことです。国や自治体は教育に口を挟まず子供の持っている力を引き出し伸ばす教育が求められています。それには、今の丸暗記の教育を見直し、集団学習、集団討議により問題点を探し、深く理解する力を養う必要があります。

今、国の外交を見ても、日本の立場を明確にし外国に対しても自分の意見をはっきり言え、国益や国民を守るトップがいません。いつまでも大国の言いなりでなく、独立国としての気骨を持ってほしいものです。そういう人材を育てるためには、教育の果たす役割は大きいものです。

今年の5月5日の夜から7月1日まで57日間、42年ぶりに国内のすべての原発がストップしました。原発がなくても生活できることを知りました。原発により海水の温度が上昇し、地球温暖化に拍車をかけています。今、行われているIAEA国際原子力機関の総会で山根外務副大臣は2030年代には原発をゼロにすると演説しました。地熱発電や風力や水力、バイオマス、太陽光など自然を活用できるエネルギーが日本中にあります。原発に固執せず一日も早い方向転換を望みます。

国と地方の長期債務残高は940兆円、GDP対比196%です。国の税収が42兆円しかないのに、収入の22倍もの借金をどうやって返すつもりなのか、歴代の総理や国会議員、官僚に責任を問いたいものです。これだけ国の政治が混迷していても、地方自治体が頑張っているから私たちの生活が守られているのだと思います。そして地方自治体の果たす役割は、ますます重要になっています。

前置きが長くなりました。本題に入ります。

歳入の町民税は、個人、法人とも前年対比6%プラスになりました。固定資産税はマイナス3.2%、財産収入の大幅な落ち込みや使用料、手数料の減収で自主財源は1%のマイナスでした。一方、地方交付税は10%プラスになりましたが、依存財源全体では6%のマイナスです。歳入総額は61億2,089万4千円で、前年対比0.8%のマイナスです。歳入については、収納プロジェクトや担当職員の努力により徴収率が向上したことに感謝と敬意を表します。

また、滞納整理機構移管に伴い、徴収率が上がり一定の成果が得られました。財政力指数は年々下降傾向にあり、公債費比率が上がってきており、今後の動向が気になります。

地方債は前年対比1億6,930万9千円減り、積立金が41億7,953万円となり、前年度より6億2,336万8千円の増額になりました。南条小学校の建てかえや公共施設の耐震化など、整備が必要なところも多々ありますが、不名誉の黒字にならないように要望の多い施策には使ってほしいと思います。

また、保育料の滞納は現年度分が17件も減り、金額も30万円ほど少なくなり、担当者の努力が感じられます。町営住宅についても、現年度分は4件減っていますが、金額は40万円ほど増えています。税の滞納と違い、サービスを受けていて、その費用や対価を払わない人のモラルを疑います。町が有効的な対策もとらず、長年放置してきたこともあると思います。

同和住宅新築等貸付資金は2,700万円ほど焦げついています。督促通知を送るだけでなく、戸別訪問し事情を聞く中で、少しでも返済してもらう努力が必要だと思います。

歳出に関しては、総額60億2,436万6千円で、前年対比0.6%の減額でした。当時、同和地区新築貸付資金の窓口となっていた団体に対し、その責任を問うこともなく、長年多額の補助金を出し続けていることにも問題があります。既に国も県も廃止し、近隣でもやめた自治体もあります。いろいろな名目で何種類もの補助金を受けている団体もあります。

以前、中沢町長に補助金について質問したときに、補助金は各団体の立ち上げにかかる初期段階の費用で、長い期間にわたって補助するものではない、また運営費の補助は行わないと答弁がありました。水光熱費などは運営費に入ると思います。長期間補助金を出している団体もあります。補助金の見直しが必要だと思います。

また、補助金を出している団体の決算書や予算書を議員にも提出し、補助金の使われ方をチェックする必要があると思います。

B. I プラザは、目的外の使用や空き室も増えてきています。今後、どのような施設にするのか、一考する必要があると思います。

臨時保育士の比率が高くなっています。クラス担任は少なくとも常勤的非常勤にするべきです。加配保育士の通年雇用など、要支援児が安心して保育を受けられる配慮を求めます。

高齢者が増え続ける中、医療、介護、福祉施策の充実、歩いて買い物に行けるお店など、安心して暮らせる町になっているでしょうか。

耕作放棄地が増え、鳥獣被害が広がっています。農家が安心して農業を続けられるよう早急な対策が求められます。

限られた財産をどのように生かし、住みよい坂城町にするのか、行政の力が試されます。納税者が不公平感を抱かないように徴収への取り組みを強く求めます。

以上、前進面を評価し、問題点を指摘して私の反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

13番（柳澤君） 議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国においては、先月、社会保障と税の一体改革関連法が可決成立しましたが、これに絡む駆け引きで衆議院解散をめぐる混乱が続いており、経済や外交を初めとする重要課題への取り組みも停滞ぎみの状態にあります。

平成23年度の国内経済情勢は、東日本大震災の復旧、復興と収束の見えない東京電力福島第一原発事故への対応、欧州の債務危機等を背景に長期化する円高への対策など、リーマンショック後も危機的状況を克服しながらも、先行きの不透明感は続き、雇用も厳しい状況のまま推移しました。

こうした国政の状況下にあつて、社会経済情勢の影響を受けやすい当町の平成23年度一般会計歳入歳出決算ですが、歳入については厳しい状況も見られました。自主財源のもとである町税については、不安定な経済状況が長期化する中、企業の設備投資抑制などに伴い、固定資産税では償却資産が減額となり、前年比3.2%の減となったものの個人町民税、法人町民税とともに前年を上回り、個人についてはプラス2.6%、法人ではプラス15.4%という状況で、町税全体でもプラス0.7%、1,600万円の増額となるなど、緩やかではあるが、回復の兆しも見えます。企業の皆さんの底力を感じるところではありますが、安定した回復にはまだまだ時間がかかるものと思われまます。

町税については、厳しい状況のもと、納める町民も賦課徴収する行政側も大変なときですが、多くの税目で徴収率が向上している点など、努力は見られます。しかし、収入未済額が国保税等も含め、年々増加傾向にあります。地方税滞納整理機構、庁内のプロジェクトチームなども動き始めているようですが、財源の確保、負担の公平という観点からも、これの改善には格別な配慮、努力をされるよう強く要望いたします。

地方交付税については、前年と比べ、10%、1億2,100万円ほどの増加となっています。国の地方交付税総額は平成20年度以降、数ポイントずつの増額がなされていますが、引き続きこれの安定確保を、国、県等関係部局に対し働きかけることを願うものであります。

県支出金については、ふるさと雇用や緊急雇用といった雇用創出関係の有利な補助金を的確に組み入れ、特定財源を有効に活用し一般財源の支出を抑えた努力が伺えます。

繰入金について、小学校耐震化事業などに伴う文教施設整備基金、また源泉タンクの更新、増改築などに伴うびんぐし湯さん館整備基金などからの繰り入れが行われましたが、地方交付税の伸びなどから、最終的に財政調整基金、減債基金からの繰り入れがなく、繰入金は前年度と比較してマイナス26.5%と抑制されています。基金については、今後の財政運営を見据えながらも効果的な取り扱いを願うものであります。

一方、歳出であります。多様化する町民ニーズを的確に把握するとともに財源の確保に努力しながら、多くの事業展開がなされました。教育環境面で、南条小学校体育館の耐震工事が行われ、安全な施設整備が前進しました。多くの町民が利用する文化センター体育館のバリアフリー工事が実施されました。また、火災や自然災害等に際し、大きな役割を担う消防団の拠点施設の一つとして、第3分団の詰所が備蓄庫の機能をあわせ持つ形で新築されたほか、継続事業のA01号線、坂都1号線等の道路改良事業、下水道整備事業も進められました。教育環境の充実、生活基盤や防災機能の整備等、一定の前進をしました。

東日本大震災以来、再生可能エネルギーやエネルギーの有効活用といった観点が増える中、町は全国の先端的取り組みとしてスマートコミュニティ構想事業に着手し、町の実態調査や可能性調査が実施されました。スマートタウン坂城の実現に向けたアクションのスタートは、将来を見据えた環境に配慮する姿勢として評価するものであります。また、22年度に創設された家庭用太陽光発電システムの設置補助事業についても、23年度は100万円の増額となりました。

目標実現を目指して各課の枠を超え、「今日からスタート」をキーワードに取り組みが始まったチャレンジSAKAKIでは、子育て家庭優待パスポートの導入、ごみ指定袋の町内小売店での販売、コンビニ収納の導入準備、役場庁舎入り口への案内板設置等のさまざまな事業が迅速、積極的に行われました。住民の利便やサービスの向上に直結する事業が多く、高く評価するとともにさらなる取り組みに期待をいたします。

また、地域づくり活動支援事業には、12区4団体が創意工夫をして主体的に地域づくりに取り組み、心強いことでもあります。

以上、23年度のハード事業、ソフト事業に触れましたが、財政指数については、財政力指数が0.667と、前年に比べ0.084ポイント下がっていますが、経常収支比率は80.1%から79.8%へと改善されています。人件費の抑制などを初め、継続した行財政改革の取り組みの成果と思いますが、適切な経常的経費の削減、行財政の効率化、一層の尽力を願うところであります。

財政健全化法により、実質公債費比率や将来負担比率などの健全化判断指標が公表されています。当町はいずれの指標においても、早期健全化基準を下回り改善されていますが、今後の大きな事業、課題を視野に起債残高等に留意し、行財政の透明化、町民への説明責任といった視点での十分な心配りをお願いいたします。

産業振興、福祉と健康づくり、教育、文化の向上、そして生活基盤の整備などについて、今後取り組むべき課題は多岐に及んでいます。行政と地域が一体となった活力あふれる、明るい、住みたくなる坂城町を目指し、より前進することを期待し、私は総体的観点から議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成をいたします。

議長（宮島君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

9番（大森君） 議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場で討論いたします。

23年度の経済状況は世界の金融危機について、ギリシャの財政問題がイタリアやスペインへと広がり、ECの経済危機はユーロを導入していない国にも広がり、一層深刻な状況でありました。また、町内企業ではタイへの進出が7社あり、そのうち2社が洪水による浸水災害に見舞われ、また被害を受けなかった企業でも、取引先が被害に遭うなど部品調達や納品に影響が出たと聞いております。

今日では、電機産業界の過剰設備や過剰生産等で経営分離や工場の閉鎖、撤退で、大量解雇などのリストラが強まっており、地方の産業や住民の死活の問題になっております。我が坂城町は、世界経済の動向に大きく影響を受けるため、財政運営のかじ取りが大変難しく、ご苦労のあることと察するところであります。

さて、23年度一般会計決算額は、歳入総額が61億2,089万3,742円で、前年対比マイナス0.8%の5,213万3,220円減となっております。歳出総額では60億2,436万5,940円で、前年度対比0.8%の減の4,571万2,265円のマイナスとなりました。

財政構造をあらゆる指標である経常収支比率は79.8%と、3ポイントの減となり、前年度に引き続き改善されてきております。今後も抑制に十分注意を払っていただきたいというふうに思います。

財政力指数は3年平均で0.667ポイント、単年度では0.034ポイントの減となり、厳しい経済状況の中にありながら、県下市町村では6番目で町村では3番目の位置にあります。

公債費比率は12.7ポイントで、前年度より0.8ポイント上昇しております。また実質公債費比率は単年度で見れば0.2ポイントの増で、3年平均では0.9ポイントの減となっております。将来にわたり負担を生むものでありますので、慎重な事業運営の推進に当たっていただきたいというふうに思います。

歳入についてであります。町税のうち個人町民税は2.6%増、法人町民税では15.4%増でトータル6.0%の増となりました。また、固定資産税の現年課税分は長引く経済不況などによる設備投資の抑制や償却資産分の減額などで、前年度対比マイナス3.5%となりました。町税全体では前年度対比プラス0.7%、1,590万円の増額となりました。

町税の収入未済額、いわゆる滞納額は現年課税分で3,582万2,756円、滞納繰越分が2億2,242万3,608円で、前年度対比552万8,942円の増となりました。年々増加傾向が加速しております。町民の生活の厳しさがこの滞納状況を見ても、町民の厳し

さがわかって見えます。

職員の収納への努力は、特別機関を設けての取り組みなどで評価するところではありますが、払えるのに払わない人、払うことが困難な人を見きわめ、滞納整理に努めていただきたいと思います。また、新規に滞納にならないよう心がけていただきたいというふうに思います。また、滞納整理を解決するために、県滞納整理機構への依頼をちらつかせ、生活を壊すような強引な取り立ては行わないようにしていただきたいというふうに思います。個々の生活実態に配慮した対応を強く求めるものであります。

歳出についてであります。

子育て支援について。保育園は、クラス数31クラスに対し正職員が15人、常勤的非常勤と臨時採用の職員が16人で、52%を占めております。臨時職員の力量についてではなくて、不安定雇用での責任を持つことに精神的にも大変ではないかと心配するところであります。十分な配慮を求めるものであります。

また、どの子も健やかに成長するために、個別対応の必要な子供に対しては、時間を拡大した保育士の加配を強く求めます。子育て支援センターの取り組みでは分室を設置し、家庭児童相談員や臨床心理士による相談機能も充実を図ってきております。

子供の医療費の無料化は、通院については、就学前までの状況であります。県下では通院、入院とも、中学卒業までの自治体が非常に多くなっております。我が坂城町でも中学卒業まで通院、入院とも無料化にすることを強く求めるものであります。

ながの子育て家庭優待パスポート事業がスタートし、18歳未満の家庭で1,468世帯に子育て家庭優待パスポートカードが配布され新たな子育て支援が入りました。

次に、環境エネルギーについてです。スマートコミュニティ構想普及事業が採択され、再生可能エネルギーに関する調査が行われました。スマートタウン坂城構想に向けて、水力、地熱、ペレットなどの新たなエネルギー創出に向けて、新しい分野への町内企業の取り組みなどの支援強化を行っていただきたいと思います。

指定ごみ袋の販売が町内10店舗で行われ、購入ができるようになりました。また、生ごみ減量化に向けて、生ごみ処理機設置補助、段ボール生ごみ堆肥化処理の取り組みなどありますけれども、町民全体から出る生ごみのリサイクル化に農家や家庭菜園などの堆肥化に向けた取り組みを進めていっていただきたいと思います。

福祉健康についてです。町民が健康な生活を送られるよう予防医療の施策を充実させること、病気の早期発見、早期治療のために、各種検診の受診率を上げていただきたいと思います。また、健康相談や保健指導を充実させるため、保健師の増員が必要と考えます。

子宮頸がん予防接種を中学1年生から高校2年生の女子を対象に、またヒブ小児肺炎球菌の予防接種を生後2カ月から5歳未満児を対象に、それぞれ公費負担で実施したことは評価する

ところであります。

節目年齢の対象が40、50、60、70歳、この歯周病疾患検診補助事業について、968人の対象者に対し受診者が97名で、受診率が10%であります。せっかくこの事業が行われることになったわけでありますから対象者への周知を徹底し、補助額を増額するなど受診を促していただきたいというふうに思います。

次に、まちづくり・地域づくりであります。同和問題について。運動団体への補助金は年々減額はしてはいますが、前年度比30万円の減額とはいえ、23年度150万円、これはほかの団体との比較でも大きな額であります。自治体が特定の団体に補助金を出すべきではなく、公平・公正施策の執行にも、人権を守る上でもやめるべきと考えます。既に、特別法が終了し、国や県でも終結しています。県下でも終了している自治体が増えております。期限を切って終結していくべきと考えます。

坂城駅のエレベーター設置について、工事概略設計が行われ、エレベーター設置が実現の運びとなりました。

産業振興についてであります。ものづくり坂城を支えてきた零細業者が、長引く経済不況と後継者づくりができないで、廃業に追い込まれております。小規模事業者の実態調査を町職員独自で、面接や電話等で聞き取り調査を行い、実態に見合った施策を行っていただきたい思います。商業振興のための施策も展開していただきたい。また、中心市街地のにぎわいを取り戻すために具体的な施策を展開していただきたいと思います。

耕作放棄地の解消に向け、大豆、小麦、ソバなどの耕作に奨励金制度を導入するとともに、地産地消推進計画を立て、地産地消を具体的に進めていただきたいというふうに考えます。

教育関係について。問題を抱える子供等の自立支援事業が取り組まれております。不登校対策について、関係者による町相談支援推進協議会を設置し、事業展開がなされております。保護者の経済状況など、これらの影響により子供の貧困が心配されております。きめ細かな対応を引き続きお願いするところであります。また、子供が安全で安心して学校生活を送れるよういじめ対策の取り組みを強めていただきたいと思います。

町民の生涯学習のかなめである図書館について、視聴覚資料の充実と図書館司書は正規職員として位置づけることも必要ではないかと考えます。

防災関係についてであります。1級河川谷川を抱える第3分団消防コミュニティの建設は、水防関係の資機材倉庫も併設され、地域住民の安心に貢献するものと考えます。

職員体制について。仕事の多様化に伴い、職員定数の充足を図るとともに臨時職員の任用を見直していただきたいと思います。特に、子供とのかかわりのある職種を見直していくべきだと考えます。

以上、前進面を評価し、改善点を指摘し、議案第38号「平成23年度坂城町一般会計歳入

歳出決算の認定について」総体的評価として賛成討論といたします。

議長（宮島君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（宮島君） 起立多数。

よって、本案は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

◎日程第3「議案第39号 平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第39号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、まちづくり推進室長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

- 有線放送電話によるインターネット利用者数は、
- △ 304件である。
- 有線放送加入者数減少の理由は、
- △ 携帯電話などの普及に伴い、有線電話自体を必要としていない方や子供が学校に通っているときは必要を感じたが、卒業してからは必要性を感じなくなったなどの意見を聞いている。災害時の緊急放送等、有用性を踏まえながら今後、利用形態も含めて検討をしていきたい。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第39号「平成23年度坂城町有線放送電話特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第4「議案第40号 平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 国民健康保険特別会計について。

去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 不納欠損の内容と今後の案件は。
 - △ 2名、27件。38万8,100円で外国人の出国によるものである。また、生活保護世帯4件と所在不明世帯3件について継続調査している。
- 国民健康保険税の減免の状況は。
 - △ 世帯主が後期高齢者医療保険への移行による減免が、15件で57万8,500円。失業によるものが38件で331万8,630円。特別な事由によるものが、3件で1万3,600円。合計56件391万730円である。
- 滞納による資格証明書、短期証、窓口預かりの前年との比較は。
 - △ 資格証明書は30件から20件で10件の減。短期証は99件から102件で3件の増。窓口預かりは19件から13件で6件の減である。滞納世帯の割合は22年度末6.27%から23年度末5.79%と0.48ポイントの減となっている。
- 特定保健指導の実績と効果は。
 - △ 特定保健指導対象者は152人で、積極的支援が25%、動機づけ支援が20%である。特定健診後の保健指導は、生活習慣病の重症化予防と医療費の抑制になっている。
- 高額療養費の件数と主な疾病は。
 - △ 件数で1,553件。高額となる疾病は循環器系疾患が多くなっている。中でも心臓バイパス手術については22年度は1件295万円である。23年度は11件3,221万円と大幅に増えている。また、循環器系疾患に次いで多くは、悪性腫瘍については手術後の調剤費等も含めて高額となっている。
- 保険税還付金の内訳は。
 - △ 社会保険加入による国保資格喪失によるものが10件、資産割更正によるものが2件である。社会保険加入による国保資格喪失の中には平成19年2月にさかのぼり喪失した者がある。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成多数により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑に入ります。

(進行の声あり)

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論をいたします。

まず原案反対の方の発言を許します。

1番（塩入君） 議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対の立場から討論を行います。

平成23年の歳入決算額は16億7,376万3,194円で、歳出決算額が16億4,791万8,609円です。歳入歳出差引残高が2,584万4,585円です。国保に加入している世帯数は2,358世帯で全世界帯の40.2%に当たります。

平成23年度の滞納額は、現年課税分と滞納繰越分の合計で1億77万6,347円になります。前年度と比べて113万ほど少なくなりました。町職員の努力が見られます。しかし、今後景気変動や税金、保険料の負担増により、さらに滞納者が増えると予想されます。負担の重い国保税を払い切れず、正規の保険証を交付されていない世帯は、全国で155万世帯を超え、坂城町では資格者証が20世帯、短期証が102世帯、未交付窓口預かりが13世帯です。値上げをすれば滞納者は増えます。この悪循環をどう断ち切るかが大きな課題です。滞納する原因を分析し、解決方法を真剣に考えるときです。

第1に、国保の加入者は自営業、農業者が少なくなり、年金受給者、非正規労働者など所得の少ない人が増えています。このような低所得者の受け皿になっているのが国保です。だからこそ、町として国民の命と健康を守るため一般会計から繰り入れるべきではないでしょうか。

第2に、医療費抑制のため、予防医療を充実させることです。坂城町は国保加入者の1人当たりの医療費は33万4,324円で県下で9番目に高いです。このような坂城町の実態を考えれば、特定健診の受診率を65%までアップさせることです。そのために27区、どの区も啓発活動を強めたり、保健センターのスタッフを強化しなければなりません。また、予防接種や人間ドックへの補助を増やすなど、予防医療を最優先課題として取り組むべきではないでしょうか。

第3に、国が責任を負うべき国保制度を自治体や住民に責任を転嫁しています。国民皆保険制度を守るためには、以前のように全体の50%を国庫負担で賄えるような国になるよう働きかけることです。

以上、議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」反対討論を終わります。

議長（宮島君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

3番（西沢さん） 私は、議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険は、地域住民である加入者が安心して医療を受けられる支えとしてますますその重要性が増す一方、高齢社会の進行や医療の高度化などによる医療費の増高など事業の運営は年々厳しさを増しており、いかに健全な財政運営の確保に努めていくかが、今後の重要な課題であると考えます。

また、昨今の社会経済状況の急激な変動による収納環境の悪化や医療制度改正による財源構成の変化に加え、後期高齢者医療制度への拠出負担金の増加も国保財政を圧迫する要因となっております。

このような状況の中、歳入の柱である国保税の徴収に際しましても、急激な経済状況の変動により厳しい状況が続いていますが、個別相談や納税相談、夜間臨戸徴収など、年間を通じての滞納整理により、昨年度と比較して改善するなど、税収の確保には常に大変なご苦勞をいただいているところであります。

一方、歳出は、保険給付費の支払額全体で11億6,991万円と前年より7.2%増加するなど、増加の傾向は依然として続いております。このように増え続ける医療費の抑制と医療給付の適正化に向けた取り組みとして実施されている特定健診、特定保健指導による疾病の重度化の未然予防や健康づくりの推進、またジェネリック医薬品の普及啓発、差額通知の実施など、中長期的な医療費の抑制に対する事業を展開されており、健全な制度運営に向けた取り組みが図られているものと思います。

社会保障と税の一体改革法案の可決により、実質先送りとなった、後期高齢者医療制度の廃止など、今後も国民健康保険を取り巻く環境は不透明な部分が依然多く、安定した制度運営の見通しが懸念されるところでありますが、引き続き、被保険者の負担の公平を図る観点から国保税の適正徴収を一層図られるとともに、被保険者の健康事業の推進と医療費の抑制におきましても、さらなる取り組みをお願いいたしまして、議案第40号「平成23年度坂城町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」私の賛成討論といたします。

議長（宮島君） 次に、原案の反対の方の発言を許します。

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長（宮島君） 挙手多数。

よって、本案は原案どおり認定することに決定をいたしました。

入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第41号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として企画政策課長、隣保館長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

○ 滞納者の現状はどうか。

△ 滞納者は6名、生活困窮者、分納者、所在不明者などである。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第41号「平成23年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第6「議案第42号 平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 総務産業常任委員長の審査報告を求めます。

総務産業常任委員長（中嶋君） 去る9月12日の本会議において総務産業常任委員会に審査を付託されました議案第42号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」9月14日の委員会において、説明員として建設課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告を申し上げます。

○ 滞納の内訳はどうなっているのか。

△ 受益者負担金については現年分は滞納者数56人、件数59件で、金額は361万1,670円である。滞納繰越分は滞納者数80人、件数84件、金額は1,473万880円である。下水道使用料については、現年分が滞納者数27人、件数65件で、金額は43万3,673円。滞納繰越分については滞納者数18人、件数221件で、金額は135万6,520円である。

○ 千曲川流域下水道上流処理区とあるが、上流、下流の区分は。

△ 坂城町の下水道は千曲市を経過し、長野市にあるアクアパル千曲の施設で処理が行われ、このエリアを上流処理区という。須坂市、中野市、長野市、小布施町、高山村、さらに下流のク

リンピア千曲の施設で処理が行われており、このエリアを下流処理区と言ひ、施設は計2カ所である。

議長（宮島君） 暫時休憩をいたします。

（休憩 午前11時58分～再開 午前11時59分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

総務産業常任委員長（中嶋君） 大変失礼をいたしました。緊張をしておりますので、ちょっとミスをしてしまって申しわけございません。貴重な時間、大変失礼をいたしました。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第42号「平成23年度坂城町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定をいたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

議長（宮島君） 審議の途中ですが、ここで昼食のため1時30分まで休憩をいたします。

（休憩 午後0時02分～再開 午後1時30分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎日程第7「議案第43号 平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 介護保険特別会計審査について。

去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第43号「平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、総務課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要についてご報告申し上げます。

- 滞納者数と収入未済額の対策は。
- △ 現年課税分の滞納者数は57名で314件、滞納繰越分の滞納者数は73名1,424件である。24年になって回収した収入済額は33万7,293円である。税にかかわらず保育料、住宅・下水使用料等も含め、連携をとりながら未納の解消を進める。
- 地域支援事業の内容は。
- △ 元気高齢者事業と元気向上高齢者事業があり、元気向上高齢者事業は個別の訪問指導を行っている。元気高齢者事業は地域に出向いての介護予防教室や社協委託の生きがいデイサービス

での介護予防教室である。

○ ふらっと坂城の施設内容は。

△ 小規模複合ケア施設である。1階は定員10名の通所介護事業所でデイサービスを提供している。2階は定員9名の住宅型有料老人ホームで居住スペースとなっている。なお当町にはサービスつき高齢者向け住宅はない。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案第43号「平成23年度坂城町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第8「議案第44号 平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

議長（宮島君） 社会文教常任委員長の審査報告を求めます。

社会文教常任委員長（塚田君） 後期高齢者医療特別会計審査について。

去る9月12日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託されました議案第44号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」9月13日の委員会において、説明員として福祉健康課長、担当係長の出席を求め、慎重に審査を実施いたしました。

以下その概要について報告申し上げます。

○ 滞納額の内訳は。

△ 現年度分4名、滞納繰越分の2名は、22年度からの未納である。

○ 被保険者数と高齢者医療制度は。

△ 3月末現在、2,508名である。制度の廃止や県を単位とした国保に移行するなど具体的な動きはない。

○ 高齢者1人当たりにかかる医療費が県下ワースト1である。

△ 確定数値ではないが、22年度より増えている。地域的に医療にかかりやすいこと、また入院にかかる医療費が異常に伸びていることが考えられる。

以上で質疑を終結し、討論を省略、挙手による採決の結果、議案44号「平成23年度坂城町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」全員の賛成により原案のとおり認定することに決定いたしました。

以上で社会文教常任委員会の審査報告といたします。

議長（宮島君） 委員長報告が終わりました。

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）認定」

◎日程第9「議案45号 坂城町税条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第10「議案第46号 坂城町防災会議条例及び坂城町災害対策本部条例の一部を改正する条例について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第11「議案第47号 平成24年度坂城町一般会計補正予算（第2号）について」

議長（宮島君） これより質疑に入ります。

4番（塩野入君） 3ページ、款13及び項2国庫支出金、目11農林水産業費国庫補助金の001地域農業マスタープラン作成事業補助金について、これ今現在の作成状況とそれから、これからどのように進めていくのか、日程を含めてお聞きをいたします。

続いて11ページ、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費について、予防接種事業はポリオ、不活化ワクチンへの対応であります。新聞報道などでは2回必要な生ワクチン接種を不活化ワクチン導入を見越しての接種控えが見られるとの記事が掲載されました。本町ではこうした接種控えは見受けられるでしょうか、状況をお聞きをいたします。

続いて12ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目3農業振興費19060青年就農給付金について、これは全額県費補助のようですが、詳細、内容をお聞きをします。

そして17ページ、款8土木費、項6高速交通対策費、目1高速交通総務費の19027坂城駅エレベーター設置工事負担金について、町長も先月10日に羽田国交大臣にバリアフリーの促進で坂城駅にエレベーター設置予定の追加予算づけ、事業促進をお願いした経過がございます。これはしなの鉄道への負担金であります。このエレベーター設置の内容について伺いをいたします。以上であります。

産業振興課長（塚田君） ご質問のありました地域農業マスタープランでございますけれども、人・農地プランとも申し上げますが、人と農地の問題を解決するために立てる計画でございます。

現在の作成状況はということでございますが、農業者へのアンケート調査として3月に水田関係のアンケートを実施いたしまして、集計は完了しております。8月に畑作関係についてアンケートを出しまして、8月いっぱいに取りまとめということで、現在集計中であります。

今後の進め方といたしましては、このアンケート集計等をもとにいたしまして、町内区域を

設定いたしまして、11月からそれぞれの区域ごとに地域の実情に応じて話し合いを実施するという予定になっております。地域の中心となる経営体とエリアの決定、それと農地集積に協力してくれる方の掘り起こし等を行ってまいります。その後、原案の作成、そして農業関係機関等による検討会の実施という形で決定をしていく予定でございます。

続いて12ページになりますが、青年就農給付金の関係です。こちらの方につきましては、ただいまのマスタープラン、これが策定されていないと、基本的には交付がされないという状況でございます。地域の中心となります新規就農者、これは45歳未満で就農が、農業につかわれてから5年以内の方が対象となりますが、この新規就農者がその経営が軌道に乗るまでの間を支援するものであります。年間150万円で最長5年間支給ができるということでございます。当町では3名の方が候補に挙がっておるというような状況であります。以上です。

福祉健康課長（塚田君） 11ページの予防接種事業にかかわってポリオのワクチンの関係であります。不活化ワクチンに切りかわっていくという中で、生ワクチンの接種の控える方があったかというご質問でございますが、当町では特に目立ってそういうことはなくてですね、やはり保護者としては早めの接種ということで、生ワクチンの方を接種を、通常どおり受けていただいたということでございます。以上です。

建設課長（青木君） 17ページ、坂城駅のエレベーター設置事業につきまして、今年度、追加採択で国庫補助の詳細設計の事業採択を受けることができましたので、それに伴いまして、しなの鉄道への負担金を補正させていただきました。

現在はまだ概略設計という状況でございます。これから詳細につきまして設計を進めていくというような状況でございますが、エレベーターボックスにつきましては、ホーム側、それから駅舎側ともにですね、階段を上りました突き当たりにエレベーターボックスを設置し、線路を渡る跨線橋部分につきましては、現在の跨線橋を利用するというような形がですね、他の配置と比べまして最適となりましたので、この計画内容に従いまして、これから詳細設計を進めてまいりたいと考えております。以上です。

4番（塩野入君） まず、この農業マスタープランの関係であります。例えば、限界集落と呼ばれている地域で、高齢者の生きがいで、長寿の方が元気で田畑を守っているということでありまして、この多くは担い手はいないんですが、高齢者の皆さんが頑張ろうと、そういう気で元気の長寿の源、それが源であるわけでありまして、そこに突然に農地の利用集積だ、あるいは戸別所得補償だとなると、いろいろ長生き長寿でやっている高齢者の皆さんが、心配が増えまして、その心意気が消沈してしまうというようなことにもなりかねないわけでありまして、今の社会情勢をしっかりとらえて進めていかないと、全体的にこうやって、集積だ何だということだんだん進めてしまいますと、それはやっぱり、社会情勢を少し考えていかなければ、合わせながら考えていかなきゃいけないんですが、その点のすり合わせといたしますか、そういう

ところの部分はのでしょうか、をお聞きをします。

それからもう一つは、この時期にこの補正予算を見ますと、補助金が国庫から県費に変わっております。これの原因、理由は何でしょうか。以上2点をこれでお聞きをします。

それから、予防費の関係であります。厚生労働省では9月からこれ導入を決めたんですが、これ補正予算が可決されて、説明の中では10月の広報で周知してというようなお話であります。軌道に乗るのが11月ごろになるかもしれませんが、今までの2回から今回4回に変わるんですが、この仕組みですね、2回から4回に変わる、この仕組みを含めて対応をどうやっていくのか、先ほど、接種控えはないということでありましたが、その仕組みはどんなふうになっているのか、今のまま、そのままでもいいのかな、ちょっとその辺のところがよくわかりませんのでちょっとお聞きをいたしたいと。

それから、価格は現行のワクチンの15倍程度ということで、大変高額であります。低所得者の交付税措置はあるかもしれませんが、どの市町村も個人負担はなく、市町村公費負担のようであります。国は、活性化ワクチン導入だけを決め、あと財政支援の拡充を示さず、この辺は不満でありますので、これ本町だけの問題ではありませんけれども、例えば町村会など大きな枠組みで予算、予防接種全体の財源拡充を国へ要求したり、いろいろ働きかけていく必要があると思うが、この辺どうでしょうか、お聞きをいたします。

それから、この青年就農給付金についてであります。今、450万円で3人分、3名候補に挙がっていると、こういうことではあります。これ最長5年間、だから一人で750万円の投資という形になるわけではあります。これ自分から独立自営の就農を途中で棄権したり、あるいは給付停止、この計画どおりにいかなくて給付停止といったような場合は、途中になった場合は出したお金はどうなるのかということではあります。特にスーパーL資金というのは、個人で1億5千万、法人で5億でありますから、これ25年の償還期間ということになってはありますが、これできなくなったときの返却なんかどうなるんでしょうかね、そういう部分。これは全額県費でありますけれども、そういった対応がどんなふうになるのかもお聞きをいたしたいと思います。

それから今、エレベーターの関係で、すべてしなの鉄道の乗降客は、立町、横町側から乗りおろしをしなければなりません。例えば、町外、遠方から町の庁舎、あるいは町のいろいろな現地視察に見えられても、いろいろ皆さんが来るには、まず拠点、役場を訪れることが多いわけではあります。そこをおりてすぐプラットホームからこの役場、ここに見えるんですが、ぐるっと一回りしなけりゃ到着しないわけではあります。それでまた、何よりもこっち側の、駅の西側の住民にとっても不便であるわけではあります。そこでこのエレベーター設置とあわせながら駅の反対側、この西側への乗りおろしがうまくできるように、通路か何かでできないかどうか、その辺のお考えをお聞きをしたいと思っております。以上であります。

産業振興課長（塚田君） まず最初に、高齢者が生きがいとして農業をやっている場合、そういう場合はどうするのかということでございます。そのためにアンケートを実施いたしました。そのアンケートの内容は、これから将来、ご自分の農地を人に貸し付けることはできますかというような質問項目も中に入れてございます。その中で、そういう可能性があるというお答えされた方については、今後そういう農地を貸してくださいというようなお願いがあらうかというふうに思います。今現在、農業を生きがいとしてやっていると、経営しているという方には今までどおり農業をやっていただくということでございます。

それと、補助金が、国庫補助から県ということでございます。このマスタープランの関係ですけれども、こちらの方、6月補正で計上させていただいたものです。その時点では国からの補助なのか、それとも県からの補助なのか確定がされておりました。ここへきてようやく県からの補助というふうに決まりましたので、県の方からそのような指示がありましたので、このように変えさせていただいたということでもあります。

それと青年就農給付金でございます。坂城町の3人の候補者のうち1名が5年、2名の方が3年という予定であります。途中で、要するに挫折しちゃったらどうするのかというような場合ですけれども、こちらの方、毎年、5年続けてではございません、1年ごとに申請を出します。ですので、そのたびに経営状況、そういうものを見させていただきます。もし前年の所得が250万円を超える場合には、これはもう打ち切りになります。そういうのも見ながら、また必ず出していただくのが、経営日誌という、要するに計画に沿ったふうに農業の経営をやっているかどうかというようなことを克明に書いた経営日誌ですけれども、その提出がでございます。ですので、そういうのを見ながら指導を重ねていくということで、途中でなかなか挫折というようなことがあった場合ですけれども、そのような場合には返還の対象となるということでもあります。

また、スーパーL資金ということでございますが、このスーパーL資金につきましては、これちょっとまた、青年就農給付金とは違いまして、日本政策金融公庫の貸付資金ということでございます。経営改善のための一般的な長期資金でございますが、こちらの方、償還期限が25年でございます。個人が1億5千万まで借りられるということですが、これは一定金額までは担保保証人なしと、機関補償がつけられるということで、ある程度大きくなりますと、保証人が必要になってくると、また担保も必要になってくるということでもあります。以上です。

福祉健康課長（塚田君） ポリオワクチンの関係であります。対象者への周知の方法ということでもありますけれども、接種方法も変わってまいります。これまで生ワクチンの場合にはですね、2回の接種ということで集団接種で行ってまいりました。該当する方に保健センターにおいていただいて集団接種を行ってきたということでございます。不活化ワクチンにつきましては、個別接種ということで、それぞれ医療機関の方にお出かけをいただいて実施をしていただくとい

うことであります。回数も4回になるということでもあります。生ワクチンにつきましては、8月で接種が終了、9月以降はできないということでありまして、今月は、ですから該当の方、どちらもできないという、坂城の場合ですね、という状況であります。

対象者の方にはですね、これまでも個別の通知を申し上げておりました。9月の接種ができなくなったということで、あらかじめですね、これにつきましては、該当の皆様にお知らせをしております。今回、補正が認めていただければですね、10月から個別接種ということで開始ができるということで、認めていただいた後、早急にですね、それぞれの該当の皆さんに個別のご通知を申し上げて、それぞれ細かい接種方法等もお知らせをしまいるという予定であります。

それから、ご質問のようにですね、かなり不活化ワクチンになることによって町の負担が増えます。定期接種につきましては、これまでもそれぞれ自治体の負担ということで、現状のところ、国の方では財政支援等考えておらないというようなことが新聞報道等でもされております。今回補正お願いしましたように、今回、不活化ワクチンにかわることによって240数万という町の負担が増えるわけであります。

今後でもですね、まだ検討中ということでもありますけれども、子宮頸がんですとか、ヒブ、小児肺炎球菌、これらにつきましても、現状1年間補助金が延長されて2分の1補助をいただいておりますけれども、概算で申し上げますと、これら子宮頸がん、ヒブ、小児肺炎球菌もですね、全体では約1,100万ほど、半分の550万ほどは今年度、補助をいただいておりますが、これらもですね、定期接種になっていきますと、町の負担になってくるということでございます。全市町村の問題ということでもありますので、ご質問にありましたように、町村会等をですね、通じて、また国の方に働きかけていく必要があるだろうというふうに考えております。以上です。

建設課長（青木君） ご質問にもありましたように、現在、坂城駅の利用口は横町、立町側となっております。駅前を初め、横町、立町周辺を町の顔、中心市街地として現在まちづくりを進めているところでございます。

西側地域の住民の皆さん等の利便性を考慮して、西側にも利用口を設けてはどうかというようなご質問をいただきましたが、ご案内のとおり、西側付近は貨物の線路等も多く、また土地の高低差も大きいため、関連する接続道路等も考えますと、かなりの事業規模になるろうかと思われまますので難しい面がございます。

現在、県にもご協力をいただきまして、田町の跨線橋の歩道の改良ですとか、竣工いたしました田町線の道路改良等を実施しましたし、また町といたしましても、まちづくり交付金等を活用しまして、新たにですね、駅南進入路の整備も行いまして、西側地域からの皆さんの駅への利便性の向上も図ってきたところでございます。

12番（池田君） 17ページの今の湧水対策というところで、高速交通の整備事業という中で、湧水事業対策という、ここで112万7千円ですか、修繕料として24万5千円というような中でございますけれども、これはどこのところのポンプか何かいかれたとこだと思うんですけども、その辺をお聞きしたいと思うんです。

建設課長（青木君） 湧水対策事業についてお答えを申し上げます。

ご質問にもありましたように、湧水対策のポンプの修繕料でございます。箇所につきましては、上手、湯の入、それから梅ノ木のポンプにつきまして、落雷等の被害を受けましたので、そのポンプにつきまして修繕を行うものでございます。以上です。

12番（池田君） この事業というか、そのポンプというのは、高速交通で道路ができたときに、かなりの金額をいただいてあったと思うんですけども、残金もどのくらいあるかというようなことを初め、今、あのときかなりの数の井戸を掘ったと思うんですけども、その状況なんかもお聞きしたいと思うんですけど。以上です。

建設課長（青木君） まず、ポンプの場所ですが、町内8カ所に現在、維持管理を行っているポンプがございます。大沢、梅ノ木、上手、矢ノ沢、湯の入、宮沢川、それから御所沢、四ツ屋という8カ所、現在ポンプ、湧水対策ということで設置して運用しているところでございます。

また、今回の補正予算でも財源として基金を充てているところでございますが、基金の残高といたしましては、23年度末ということで7,441万7,540円、この基金は水資源対策営農推進基金ということの中で取り扱っております。以上です。

3番（西沢さん） 18ページ、款10教育費、項1教育総務費、事務局費の中の07001臨時職員賃金、それから二つおいて下の検査用品備品、この内容についてお願いいたします。

教育文化課長（柳澤君） 18ページの事務局一般経費の部分であります。臨時職員、検査用備品、関連ございますので若干ご説明申し上げますと、現在、小中学生の就学相談につきましては、千曲市、坂城町の共同設置で行っております相談委員会で行っているところであります。これを25年度から町単独で運用をしたいという考え方を持っております、そのための準備段階ということで取り組んでまいりたいという考え方でございます。

臨時職員につきましては、各種の諸様式の整備ですとか、会議運用の方法のマニュアルですとか、調査手順の作成、あるいは委員会構成の調整というようなことを考えて、臨時職員を雇用したいという考え方でございます。

検査用備品でありますけれども、就学相談を行う場合につきましては、主としまして、知能検査というようなことが必要となってまいります。そのための検査用器具ということで備品購入ということで計上をいたしまして、おおむね2種類の検査備品を予定をしているところでございます。

3番（西沢さん） 就学相談会を町で運営していくという内容でございますが、まず臨時職員に

つきましては、これ子供の一生を左右する、判断をする委員会ということですので、その立ち上げについてやはり見識があり、経験者である、そういう人をぜひ雇用していただきたいと思いますが、その辺、お考えはどうでしょうか。

それから、就学相談委員会というのは、本当に人の力がたくさん必要になってくると思うんですが、そういう相談委員会がこれから支援を必要とする子供たちの支援にどのようにかかわっていただけるかという点もお伺いしたいと思います。

教育文化課長（柳澤君） 臨時職員という部分であります。設立準備、円滑に進めるためにある程度やはり就学相談に関しまして経験のある方が好ましいというふうに考えておるところであります。できれば、そのような方を雇用ができるように努めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、就学相談委員会の部分であります。いろいろな方々にサポートをしていただくような状況になろうかと思えます。当町におきましては、身体の方でお世話になるとしますと稲荷山養護、そして知的な部分でありますと、上田養護というようなところにお世話になっていくケースが考えられると思えます。それらの方々にご協力をいただきながら、子供たちが個々に応じた教育が受けられるような体制をとっていきたいと考えているところでございます。

9番（大森君） 1点、質問いたします。ページ15ページの款8土木費、項2の道路橋梁費の中の説明010813緊急雇用道路附帯施設状況調査事業65万8千円ですが、これはどんな事業でしょうか。

建設課長（青木君） 15ページの緊急雇用道路附帯施設状況調査事業でございますが、これは町道に配備されております、いわゆるカーブミラー等の状況につきまして、写真等も撮影する中で、新たに情報を付加して情報管理を行っていきたいと思ひまして、調査事業を実施するものでございます。

9番（大森君） これは県からの補助金で行われるわけですが、これは前年度では案内板をやるということで、全町を回られるということで、何だか、一度にですね、きちっとやればお一人でもできるんじゃないかというふうに思うんですけども、これ建設課では、カーブミラーがどのくらいあるかという、あるいはどこに設置されているか、それがきちっと使っているかどうかについては、調査はされていないんですか。

建設課長（青木君） 現在の管理の状況につきましては、道路台帳という資料の中に平面図もございまして、その中で位置関係を管理し、一覧表でも管理しているところでございます。先ほど言いましたように、新たにですね、写真等によって管理をしていきたいということで、今回計画したところでございます。

またご質問いただきました、基数についてでございますが、先ほど言いました、現在管理されている中ではおよそ2,500ぐらいの基数があるというふうに予定されております。以上

です。

議長（宮島君） これにて質疑を終結いたします。

「質疑終結、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第12「議案第48号 平成24年度坂城町有線放送電話特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第13「議案第49号 平成24年度坂城町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第14「議案第50号 平成24年度坂城町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第1号）について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第15「議案第51号 平成24年度坂城町下水道事業特別会計補正予算（第2号）に
ついて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第16「議案第52号 平成24年度坂城町介護保険特別会計補正予算（第1号）につ
いて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎日程第17「議案第53号 平成24年度坂城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

議長（宮島君） 次に、追加議案の審議に入ります。

追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」から追加日程第
7「発委第9号 家族従業者の働き分を認めるための所得税法第56条の廃止を求める意見書
について」まで7件を一括議題として議決の運びまでいたします。

職員に議案を朗読させます。

(議会事務局長朗読)

議長（宮島君） 朗読が終わりました。

提案理由の説明及び趣旨説明を求めます。

町長（山村君） それでは、私の方から追加日程の第1と第2を続けてご説明申し上げます。

追加日程第1 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、本年12月31日をもちまして、3年間の任期が満了となります西野入久美子さんの後任に小林直美さんに人権擁護委員としてご協力いただきたく法務大臣へ推薦するに当たり、議会の意見を求めるものであります。

西野入さんには1期3年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただき、心より御礼申し上げます。

後任にご推薦申し上げます小林さんは、昭和43年度より町職員として保育園に勤務し、平成13年度から平成16年度まで貞明保育園の園長として勤務され、平成23年度から現在まで町保健補導員としてご尽力いただいております。人格、識見ともにすぐれ、地域の人望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

続きまして、追加日程第2 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案につきましては、本年12月31日をもちまして、3年間の任期が満了となります宮坂れん子さんにかわり、若麻績節子さんに人権擁護委員としてご協力いただきたく、法務大臣へ推薦するに当たって、議会の意見を求めるものです。

宮坂さんには2期6年にわたり、町の人権擁護の推進にご尽力いただきました。心より御礼申し上げます。

後任にご推薦申し上げます若麻績さんは、昭和47年度に学校法人佐久学園佐久高等学校教諭兼養護助教諭として勤務され、その後、中野市立平岡小学校や千曲市内の小・中学校、そして坂城町立坂城中学校の養護教諭として、平成21年度まで勤務されました。人格、識見ともにすぐれ、地域の信望も厚く、職務を公正に行うにふさわしい方でございます。

以上よろしくご審議の上、ご賛同賜りたくお願い申し上げます。以上でございます。

6番（塚田君） 私からは発委第5号から第8号までの4件について一括して趣旨説明を申し上げます。

初めに、発委第5号「新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

2010年に文部科学省が策定した、新・教職員定数改善計画（案）で示されていた小学校2学年までの35人学級拡大は、標準定数法の改定がなく、加配定数のままで行われることに

なった。少人数学級の教育的効果は教育学者はもとより様々な機関で実証されており、授業への集中力を高め、基礎学力の定着度を向上させ、人間関係を良好にし、さらに不登校を減らす効果があるという研究結果が報告されている。順次35人学級を拡大することが、安定した教育効果を生む上で不可欠である。

さらに、定数改善計画の中で、複式学級の編成基準の引き下げが掲げられている。小規模校が多い長野県では基準の引き下げは切実な課題である。早期の実現を求める。

少人数学級編成のように大きな効果のある教育政策が、都道府県ごとに違ってよいものではない。国の責任でナショナルミニマムとしての35人以下学級を、早急に小学校の全学年で実施すべきである。そのためにもOECD参加国の中で、GDPに占める教育費の割合が非常に低いという現在の日本の状況を改善し、豊かな教育を進めるため、以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において新・教職員定数改善計画（案）に沿って、小学校2・3年生の35人学級を実現するため、標準定数法を改正すること。また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

次に、発委第6号「義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、平成25年度予算編成においては、義務教育の推進の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

次に、発委第7号「こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書につ

いて」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

心身の健康は一人ひとりの願いであり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在、我が国では、年間自殺者数が3万人以上にも上り、かつ精神疾患の患者数は320万人を超え、国民の40人に一人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字にもあらわれているように、「国民のこころの健康危機」という状況にあると言える。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉サービスの現状は、こうしたこころの健康に関する国民ニーズにこたえられるものではない。

近年、世界保健機構（WHO）は、疾病により失われる命と疾病により損なわれる健康・生活機能を一つに統合した指標「障害調整生命年（DALY）」を公表し、政策の優先度を定める場合の指標として提唱している。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは、精神疾患であることが明らかになり、欧米ではこの指標に基づき国民の健康に関する政策が進められている。この指標によると、日本においても精神疾患は、がん及び循環器疾患とともに五大疾患と位置づけられたが、こうした指標の重要性をふまえた施策が進められていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展し活力ある社会を実現するためには、こころの健康を重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こころの健康の重要性を踏まえ、すべての国民を対象としたこころの健康についての総合的で長期的な施策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）を制定すること。

次に、発委第8号「篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

救急救命センターは、急性心筋梗塞・脳卒中・重度の外傷など生命の危険を伴う重症・重篤な救急患者を24時間体制で受け入れ、救命措置や高度な医療を総合的に行う三次救急施設であり、これまで救えなかった命を救うことのできる施設として、大きな社会的役割を担っている。とりわけ多くの人口を抱える医療圏における救命救急センターの充実は大きな課題である。

申すまでもなく、長野医療圏は、県内最大の人口を有し、年間2万3千件の救急車搬送がある。にもかかわらず、長野医療圏における救命救急センターは長野赤十字病院の一施設のみで、当然、長野赤十字病院だけでは全救急搬送を受け入れきれず、他の病院が補う形で救急患者を受け入れている。

一方で県内では、松本医療圏は長野医療圏より人口が少ないにも拘わらず、2箇所

急センターが設置され充実した救命救急医療体制が構築されている。長野医療圏においても、2箇所目の救命救急センター設置は喫緊の課題である。

現在、長野医療圏における救命救急患者は、犀川を境に、川から北の地域は、長野赤十字病院をはじめ長野市民病院や長野中央病院が受け、犀南地域及び千曲市、坂城町は、主に篠ノ井総合病院が受けている。従って、現在の搬送受入状況に鑑み、2箇所目の救命救急センターは、犀南地域に設置すべきと考える。このことにより長野医療圏南部地域を網羅する救命救急医療体制がより一層充実するものである。

以上の点を踏まえ、長野医療圏の救命救急医療体制の充実に向け、下記の事項を強く要請する。

記

1 長野医療圏に2箇所目の救命救急センターとして、篠ノ井総合病院を指定すること。

以上よろしくご審議の上、ご協賛賜りますようお願い申し上げます趣旨説明といたします。

10番（中嶋君） 発委第9号「家族従業者の働き分を認めるための所得税法第56条の廃止を求める意見書について」意見書の朗読をもって趣旨説明にかえさせていただきます。

中小業者及び農業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。自営業の多くは、事業主とそれを支える家族（家族従業者）によって家業をおこなっている。しかし、家族全員で力を合わせて働いて得た所得は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）の規定によってすべて事業主の所得とみなされる。とくに配偶者である女性は、家業の仕事をこなしながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いても、その働き分（自家労賃）を認めていない。事業主の所得から控除される働き分は、最高額で配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円である。家族従業者は、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立ができない状況であり、家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

家族従業者の「働き分」を認めるために、一日も早く所得税法第56条の廃止が必要である。

よって、国において所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上よろしくご審議の上、ご協賛賜りますよう、お願いを申し上げます趣旨説明といたします。

議長（宮島君） 提案理由の説明及び趣旨説明が終わりました。

ここで議案調査のため暫時休憩をいたします。

（休憩 午後 2時36分～再開 午後 2時46分）

議長（宮島君） 再開をいたします。

◎追加日程第1「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎追加日程第2「人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）適任」

◎追加日程第3「発委第5号 新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第4「発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第5「発委第7号 こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第6「発委第8号 篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第7「発委第9号 家族従業者の働き分を認めるための所得税法第56条の廃止を求める意見書について」

「質疑、討論なく（原案賛成、挙手全員により）可決」

◎追加日程第8「閉会中の委員会継続審査申し出について」

議長（宮島君） 各委員長から会議規則第75条の規定により閉会中の委員会継続審査調査の申し出がありました。

お手元に配付のとおりであります。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

議長（宮島君） 異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査調査をすることに決定をいたしました。

議長（宮島君） 以上で本日の議事日程は終了いたしました。

ここで町長から閉会のあいさつがあります。

町長（山村君） 長い間ありがとうございました。

平成24年第3回坂城町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

9月3日に開会されました本定例会は、本日までの17日間の長きにわたりご審議をいただきました。提案いたしました人事案件、条例の一部改正、平成23年度一般会計・特別会計決算の認定、24年度一般会計・特別会計補正予算、さらに追加日程でお願いいたしました人事案件を含め、すべての議案に対し原案どおりご決定を賜りました。まことにありがとうございます。

さて、尖閣諸島問題に端を発しました中国との関係悪化の影響により、昨日予定をしておりました、羽田雄一郎国土交通大臣の佐久地方から長野市にかけての国土交通省にかかわる主要事業の現地視察が延期となりました。当日は羽田大臣を、鼠橋交差点で宮島議長さん、柳沢副議長さん、そして塚田地域交通網対策特別委員長さん並びに塩野入副委員長さんと私でお迎えし、坂城更埴バイパス事業予算の確保のお願いを改めてお伝えする予定でしたけれども、なりませんでした。今後さらなる陳情などを通して引き続き町のお願いを伝えてまいりたいと考えております。

また、10月1日から4日間中国との教育交流の一環として、上海実験小学校の児童13名と嘉定区教育局や復旦大学など関係者6名が当町を訪問し、中国の子供たちにホームステイや3小学校での交流を通じて、坂城町や日本の文化に親しんでもらう予定でしたが、こちらにつきましても、残念ながら延期することになりました。

今後、事態の收拾を待ちまして、これまでに教育交流に参加した経験のある子供たちなども含めて、両国の子供たち同士が交流する機会を再度設定したいというように考えております。子供たちが相互の理解を深める中で、お互いに国際人として成長することを次の機会でもたいてい考えていきたいというふうに思っております。

なお、町といたしましては、中国の反日デモに伴う中国進出企業の状況につきまして、それぞれの企業の被害状況、対応策などを調査いたしました。その中では、特に被害を受けられた企業はございませんが、一部操業停止された企業、あるいはできるだけ外出を控えるようにとの指示を出されている企業などがございました。

今後とも、適宜、情報の収集並びに提供を行っていきたいと考えております。

本議会でも質問をいただきました、豪雨対策でございますが、議会定例会中の9月11日正午頃、最大時間雨量33ミリの豪雨に見舞われました。役場北の駐車場は水がつかしましたが、前回、被災を受けました前田川沿川につきましては、水門の管理など適切な対応を行ったため

もあり建物の浸水等は一切ありませんでした。

また、中之条地区の国道18号線沿いにつきましては、8月下旬に国道事務所が実施いたしました路面改良工事の影響もあり被害がありませんでした。

今後も国道事務所、埴科土地改良区などの関係機関との連携、住民の皆さんのご協力により豪雨対策を行ってまいりたいと考えております。

なお、本議会で補正予算をお認めいただきました前田川の改修工事につきましては、速やかに実施したいと思っております。

さて、リニューアルオープンから2カ月のびんぐし湯さん館、おかげさまで大好評をいただき、先月8月末の入館状況は、前年の同月対比でプラス1,900人、8.4%増となっております。

また、これまで人気のあったものの傷みの激しい、たる風呂に変えまして新しく石風呂を設置しました。利用された方の声を反映し、石風呂の周りにステップなどを設置して、利用しやすくなったと思います。利用者の方からは早速好評をいただいております。

さらに、10月1日から、これまで月2日の休館日としておりましたけれども、これを月1日と改めましてさらなるサービス向上に努めてまいります。

昨年の福島第一原発の事故による放射能汚染による長野県内産農産物等の安全性を確認するため、県では収穫期を迎える米について、全市町村を対象に放射能測定検査を実施しております。当町におきましても9月10日に検査をし、先週末には県から未検出との検査結果の報告がございました。直ちに町のホームページ、有線放送により皆さんにお知らせして安心をいただいたところでございます。

9月30日には、文化センターグラウンドにおきまして、スポーツを通じて健全な心身を養い、お互いの融和と親睦を図り、住みよいコミュニティーづくりを進めるため「第52回町民運動会」が開催されます。あわせて町民一人一人が交通安全についての理解を深めていただくために「第34回交通安全町民大会」も開催されます。

また、あさって21日から30日までの10日間、「秋の全国交通安全運動」が、今年は「信濃路はゆとりと笑顔とゆずりあい」をスローガンに実施されます。期間中21日、あさつてには、町としての交通安全PR活動を国道18号線田町交差点で行います。死亡事故ゼロ千日の一つの目標として、関係機関、団体と連携のもと運動を展開してまいります。

また、10月27日土曜日、28日日曜日、2日間にわたり、文化センターを会場に「したしむ・つくる・ふれあう・ささえる」をテーマに「第41回坂城町文化祭」が開催されます。

また、文化祭初日、27日の午後には文化センターにおきましてチェリストの海野幹雄氏他をお招きして室内楽のクラシックコンサートも開催する予定でございます。あわせて、消費生活の安定と向上を図り、明るく豊かな生活を送るため「第30回坂城町消費生活展」も開催さ

れます。

また秋のイベントとして、ねずみ大根まつりが11月17日土曜日、18日日曜日の2日間、さかき地場産直売所あいさいをメイン会場として開催されます。当日はおしぼりうどんの振る舞い、毎年好評のねずみ大根収穫体験につきましては、坂城インター線沿いの圃場でレジ袋詰め放題千円で行います。また、10月13日土曜日、14日日曜日には、同じくさかき地場産直売所あいさいにおいて、きのご祭りも開催されます。

スポーツの秋、文化の秋、芸術の秋が本番を迎えます。町内3小学校の運動会が先日元気に実施されました。これからも、坂城中学校の大峰祭、町内3保育園、坂城幼稚園の運動会、町民運動会、町の文化祭など数多くのイベントが目白押しでございます。

また、11月15日には、一橋大学名誉教授野中郁次郎先生による公開講座を計画しております。県の元気づくり支援金による坂城敬学会主催の事業であります。町においても中小企業能力開発学院の事業として位置づけ、協力支援してまいります。

野中先生は、知的創造理論の第一人者であり、知識の共有が流通、経済、産業、地域おこしなど、あらゆる場面において生かされる実践知の考え方は、必ずやまちづくりに新たな視点をもたらしていただけるものと期待するものでございます。

これからいろいろなイベントが開催されます。大勢の町民の皆さんのご参加をお願いいたします。

また、議員各位におかれましても、お体に留意され、活躍されんことを祈念申し上げて、閉会のごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

議長（宮島君） これにて平成24年第3回坂城町議会定例会を閉会いたします。

残暑厳しいところ、17日間大変ご苦労さまでした。

（閉会 午後 3時02分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

坂城町議会議員 塚 田 忠

坂城町議会議員 池 田 弘

坂城町議会議員 柳 澤 澄

一般質問通告一覧表

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
1	1. 国保特定健診について イ. 特定健診の現状は ロ. 受診率の向上は ハ. 受診料は 2. 歯周疾患検診について イ. 歯周疾患検診の現状は ロ. 受診率向上にむけて ハ. 受診料は ニ. 対象者の変更は 3. 人生90年時代にむけて イ. 少子高齢化に向けての対策は ロ. 高齢者（65才以上）の就業率は ハ. 高齢者に働きやすい環境は 4. 子宮頸がんワクチンの成人支援を イ. 子宮頸がん対策の充実強化は	5 番 窪田英子	町 長 福祉健康課長 産業振興課長
2	1. 坂城更埴バイパスについて イ. 国土交通大臣面談の手ごたえは ロ. 進捗状況と町の対応は ハ. 作業スケジュールは 2. 水資源の保全について イ. 水資源の保全に対する考え方は ロ. 取り組みの状況は ハ. どのように進めていくのか	4 番 塩野入 猛	町 長 建設課長 住民環境課長
3	1. 南条小学校全面改築について イ. 新校舎の建て替えについて ロ. 建設委員会について ハ. 設計委託について ニ. 併設児童館について	7 番 山崎正志	町 長 教 育 長 教育文化課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
4	1. 分館等施設整備事業補助金について イ. 公民館の建て替えについて 2. 生活改善の普及を イ. 葬祭における生活改善の普及活動を 3. 公衆トイレの設置を イ. 葛尾登山口にトイレを	8 番 入 日 時 子	町 長 教育文化課長 産業振興課長
5	1. 南条小学校新校舎建設について イ. 建設検討委員会の現状と課題は 2. 予防医療の充実を イ. 特定健診のとりくみ状況と保健指導 3. ひとり暮らしを支える体制づくりは イ. ひとり暮らしを支えるネットワークづくりは	1 番 塩 入 弘 文	町 長 教 育 長 教育文化課長 福祉健康課長
6	1. 豪雨対策について イ. 被害状況は ロ. 今後の対策は ハ. 雨水排除計画は 2. 有害鳥獣対策について イ. 町はどのような対策をしてきたか ロ. 猟友会員増員強化を ハ. 免許取得に経費支援を	10番 中 嶋 登	町 長 建 設 課 長 産業振興課長
7	1. 災害に強いまちづくりへ イ. 町の危機管理体制は ロ. 内水対策の強化を ハ. 前田川氾濫の対策は 2. 空中散布実施後の対応は イ. リスクコミュニケーションは充分であったか ロ. 体調不良の把握は 3. 建設業の振興について イ. 最低制限価格制度の導入を ロ. 公契約条例の制定を	9 番 大 森 茂 彦	町 長 建 設 課 長 産業振興課長 企画政策課長

発言順位	要 旨	通 告 者	答弁を求める者
8	1. 発達障害児への支援の拡充を イ. 就学前の支援体制は ロ. 小中学校における支援の状況は 2. AEDについて イ. AEDの設置と貸出しを 3. 在宅福祉サービスについて イ. 訪問理美容券の導入は	2 番 吉川まゆみ	町 長 教 育 長 福祉健康課長 教育文化課長 総 務 課 長
9	1. 教育行政について イ. 教育制度あり方検討について ロ. 地方教育行政と教育委員会制度について ハ. 庁舎及び公共施設の安全対策は 二. 県教委への調査報告と学校職員の安全衛生は	6 番 塚田正平	町 長 教 育 長 教育文化課長 総 務 課 長
10	1. いじめについて イ. いじめの定義と現状は ロ. いじめから子どもたちを守るために 2. 鳥獣被害について イ. 状況と対策は	3 番 西沢悦子	町 長 教 育 長 教育文化課長 産業振興課長

新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

新教職員定数改善計画の実施と、教育予算の増額を求める意見書

2010年に文部科学省が策定した新・教職員定数改善計画(案)で示されていた小学校2学年までの35人学級拡大は、標準定数法の改定がなく、加配定数のままで行われることになった。少人数学級の教育的効果は、教育学者はもとより様々な機関で実証されており、授業への集中力を高め、基礎学力の定着度を向上させ、人間関係を良好にし、さらに不登校を減らす効果があるという研究結果が報告されている。順次35人学級を拡大することが、安定した教育効果を生む上で不可欠である。

さらに、定数改善計画の中で複式学級の編成基準の引き下げが掲げられている。小規模校が多い長野県では基準の引き下げは切実な課題である。早期の実現を求める。

少人数学級編成のように大きな効果のある教育政策が、都道府県ごとに違ってよいものではない。国の責任でナショナルミニマムとしての35人以下学級を、早期に小学校の全学年で実施すべきである。そのためにも、OECD参加国の中でGDPに占める教育費の割合が非常に低いという現在の日本の状況を改善し、豊かな教育を進めるため以下の点を強く要請する。

記

- 1 国の責任において新・教職員定数改善計画(案)にそって、小学校2・3年生の35人学級を実現するため、標準定数法を改正すること。また、学校現場に必要な教育環境整備を進めるために、教育予算の大幅増額を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

内閣総理大臣 野田 佳彦

財務大臣 安住 淳

文部科学大臣 平野博文 殿
総務大臣 川端達夫

長野県埴科郡
坂城町議会議長 宮島祐夫

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、昭和60年度予算において、旅費・教材費が国庫負担から除外されて以来、平成元年度までの5年間に恩給費の除外、地方交付税不交付団体への退職手当の補助率の大幅削減、共済費追加費用の負担率の引き下げが行われた。更に平成5年度、共済費追加費用については一年前倒しして一般財源化され、平成15年度は共済費長期給付と公務災害補償基金負担金が、平成16年度は退職手当と児童手当が一般財源化された。そして、平成17年度・18年度は約8500億円が一般財源化された。

しかも、平成18年度から義務教育費国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられ、教育の地方格差を拡大するものになっている。

そこで、平成25年度予算編成においては、義務教育の水準の維持向上と機会均等及び地方財政の安定を図るため、次の事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 国の責務である教育水準の最低保障を担保するために必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を2分の1に復元すること。
- 2 国庫負担金から既に除外した教材費、旅費、共済費、退職手当、児童手当などを復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 平田健二
内閣総理大臣 野田佳彦 殿

財 務 大 臣 安 住 淳
文 部 科 学 大 臣 平 野 博 文
総 務 大 臣 川 端 達 夫

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

こころの健康を守り推進する基本法（仮称）の制定を求める意見書

心身の健康は、一人ひとりの願いであり、社会の活力と発展の基盤をなすものである。しかし、現在、我が国では、年間自殺者数が3万人以上にも上り、かつ、精神疾患の患者数は320万人を超え、国民の40人に一人以上が精神疾患のために医療機関を受診しているという数字にもあらわれているように、「国民のこころの健康危機」という状況にあるといえる。

しかし、日本における精神保健・医療・福祉サービスの現状は、こうしたこころの健康に関する国民ニーズにこたえられるものではない。

近年、世界保健機関（WHO）は、疾病により失われる命と疾病により損なわれる健康・生活機能を一つに統合した指標「障害調整生命年（DALY）」を公表し、政策の優先度を定める場合の指標として提唱している。この世界標準の指標により、先進国において命と生活に最も影響するのは精神疾患であることが明らかになり、欧米ではこの指標に基づき国民の健康に関する政策が進められている。この指標によると、日本においても精神疾患は、がん及び循環器疾患とともに五大疾患と位置づけられたが、こうした指標の重要性をふまえた施策が進められていない。

こころの健康危機を克服し、安心して生活ができる社会、発展し活力ある社会を実現するためには、こころの健康を重要施策と位置づけ、総合的で長期的な施策を実行することが必要である。

よって、政府及び関係機関におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 こころの健康の重要性を踏まえ、すべての国民を対象とした、こころの健康についての総合的で長期的な施策を保障する「こころの健康を守り推進する基本法」（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 平田健二
内閣総理大臣 野田佳彦 殿
厚生労働大臣 小宮山洋子

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島祐夫

篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

篠ノ井総合病院を救命救急センターに指定することを求める意見書

救命救急センターは、急性心筋梗塞・脳卒中・重度の外傷など生命の危険を伴う重症・重篤な救急患者を24時間体制で受け入れ、救命措置や高度な医療を総合的に行う三次救急施設であり、これまで救えなかった生命を救うことのできる施設として、大きな社会的役割を担っている。とりわけ、多くの人口を抱える医療圏における救命救急センターの充実は大きな課題である。

申すまでもなく、長野医療圏は、県内最大の人口を有し、年間2万3千件の救急車搬送がある。にもかかわらず、長野医療圏における救命救急センターは長野赤十字病院の一施設のみで、当然、長野赤十字病院だけでは全救急搬送を受け入れきれず、他の病院が補う形で救急患者を受け入れている。

一方で県内では、松本医療圏は長野医療圏より人口が少ないにも拘わらず、2箇所の救命救急センターが設置され充実した救命救急医療体制が構築されている。長野医療圏においても、2箇所の救命救急センター設置は喫緊の課題である。

現在、長野医療圏における救命救急患者は、犀川を境に、川から北の地域は、長野赤十字病院をはじめ長野市民病院や長野中央病院が受け、犀南地域及び千曲市、坂城町は、主に篠ノ井総合病院が受けている。従って、現在の搬送受入状況に鑑み、2箇所目の救命救急センターは、犀南地域に設置すべきと考える。このことにより長野医療圏南部地域を網羅する救命救急医療体制がより一層充実するものである。

以上の点を踏まえ、長野医療圏の救命救急医療体制の充実に向け、下記の事項を強く要請する。

記

- 1 長野医療圏に2箇所目の救命救急センターとして、篠ノ井総合病院を指定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

長野県知事 阿 部 守 一 殿

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮 島 祐 夫

家族従業者の働き分を認めるための所得税法第56条の廃止を求める意見書について

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第7項及び坂城町議会会議規則第14条第3項の規定により提出する。

(別紙)

家族従業者の働き分を認めるための所得税法第56条の廃止を求める意見書

中小業者及び農業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきました。自営業の多くは、事業主とそれを支える家族（家族従業者）によって家業をおこなっている。しかし、家族全員で力を合わせて働いて得た所得は、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に参入しない」（条文要旨）の規定によってすべて事業主の所得とみなされる。とくに配偶者である女性は、家業の仕事をこなしながら、家事・育児・介護と休む間もなく働いても、その働き分（自家労賃）を認めていない。事業主の所得から控除される働き分は、最高額で配偶者の場合は86万円、家族の場合は50万円である。家族従業者は、このわずかな控除が所得とみなされるため、社会的にも経済的にもまったく自立できない状況であり、家業を一緒にやりたくてもできないことが、後継者不足に拍車をかけている。

家族従業者の「働き分」を認めるために、一日も早く所得税法第56条の廃止が必要である。よって、国において所得税法第56条を廃止することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年9月 日

衆議院議長 横路孝弘
参議院議長 平田健二
内閣総理大臣 野田佳彦 殿
法務大臣 滝 実
財務大臣 安住 淳

長野県埴科郡

坂城町議会議長 宮島祐夫